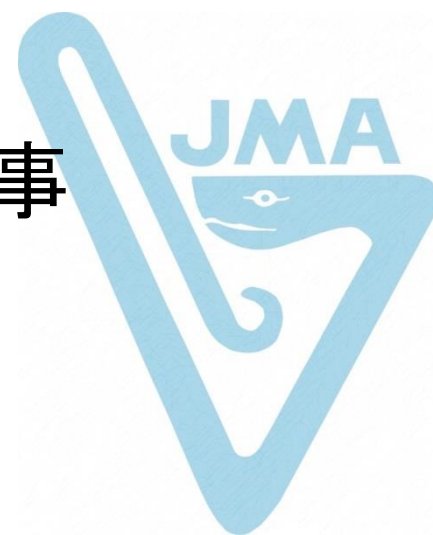


《都道府県医師会 社会保険担当理事連絡協議会》
平成28年度診療報酬改定について
〔概要版〕

平成28年3月5日
公益社団法人日本医師会 常任理事
松本純一



2025(平成37)年に向けた改革

あと10年！

持続可能な社会保障制度の実現

	2012 平24	2013 平25	2014 平26	2015 平27	2016 平28	2017 平29	2018 平30	2019 平31	2020 平32	2021 平33	2022 平34	2023 平35	2024 平36	2025 平37
消費税	5%	→	8%	→	10%	→	10%							
医療・介護同時改定	①	→	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	③
診療報酬改定	①	→	②	→	③	→	④	→	⑤	→	⑥	→	⑦	
介護保険事業計画	第5期(2012～2014)			第6期(2015～2017)			第7期(2018～2020)			第8期(2021～2023)				
介護報酬改定	①	→	→	②	→	→	③	→	→	④	→	→	⑤	
医療計画見直し		医療計画の見直し① (在宅医療の推進等)			医療計画の見直し② (病床機能分化)			医療計画の見直し③						
		医療法改正												

《改革の方向性》

- ① 急性期から回復期、長期療養、在宅医療まで、患者が状態に合った適切な医療を受けることができる
- ② 患者の負担にも留意
- ③ 医療機関の機能分化・強化と連携を進め、病床の役割を明確化した上で、機能に応じた充実
- ④ 急性期を脱した患者の受け皿となる病床、かかりつけ医機能、在宅医療等を充実
- ⑤ 地域ごとに地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援)の構築

あるべき医療提供体制の実現に向けて、診療報酬改定、介護報酬改定、都道府県が策定する新たな医療計画に基づく地域の医療提供体制の確保、地域医療総合確保基金や補助金等の予算措置等を行うとともに、医療法等関連法を順次改正、施行していく。

平成28年度診療報酬改定

- ・ 2025年(平成37)年に向けて、地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い医療提供体制の構築を図る。
- ・ 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の機能分化・強化、連携に関する充実等に取り組む。

1. 診療報酬本体 +0.49%

医科	+0.56%
歯科	+0.61%
調剤	+0.17%

2. 薬価等

① 薬価 ▲1.22%

上記のほか、

- ・ 市場拡大再算定による薬価の見直しにより、▲0.19%
- ・ 年間販売額が極めて大きい品目に対応する市場拡大再算定の特例の実施により、▲0.28%

② 材料価格 ▲0.11%

なお、上記のほか、

- ・ 新規収載された後発医薬品の価格の引下げ
- ・ 長期収載品の特例的引下げの置き換え率の基準の見直し
- ・ いわゆる大型門前薬局等に対する評価の適正化
- ・ 入院医療において食事として提供される経腸栄養用製品に係る入院時食事療養費等の適正化
- ・ 医薬品の適正使用等の観点等からの1処方当たりの湿布薬の枚数制限
- ・ 費用対効果の低下した歯科材料の適正化

の措置を講ずる

平成28年度診療報酬改定の基本的考え方

- 前回改定の結果、「病床の機能分化・連携」は進展。今後、さらに推進を図る必要。
「外来医療・在宅医療」については、「かかりつけ医機能」の一層の強化を図ることが必要。
- また、後発医薬品については、格段の使用促進や価格適正化に取り組むことが必要。
- こうした平成26年度改定の結果検証を踏まえ、
平成28年度診療報酬改定について、以下の基本的視点をもって臨む。

改定の基本的視点

**「病床の機能分化・連携」や「かかりつけ医機能」等の充実を図りつつ、
「イノベーション」、「アウトカム」等を重視。
⇒ 地域で暮らす国民を中心とした、質が高く効率的な医療を実現。**

視点 1

**「地域包括ケアシステム」の推進と、「病床の機能分化・連携」を含む医療機能の
分化・強化・連携を一層進めること**

- 「病床の機能分化・連携」の促進
- 多職種の活用による「チーム医療の評価」、「勤務環境の改善」
- 質の高い「在宅医療・訪問看護」の確保 等

視点 2

「かかりつけ医等」のさらなる推進など、患者にとって安心・安全な医療を実現すること

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の評価 等

視点 3

重点的な対応が求められる医療分野を充実すること

- 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- 認知症患者への適切な医療の評価
- イノベーションや医療技術の評価 等

視点 4

効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高めること

- 後発医薬品の価格算定ルールの見直し
- 大型門前薬局の評価の適正化
- 費用対効果評価(アウトカム評価)の試行導入 等

平成28年度診療報酬改定の概要

I 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点

- 医療機能に応じた入院医療の評価
- チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保
- 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化

II 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する視点

- かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価
- 情報通信技術 (ICT) を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進
- 質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進
- 明細書無料発行の推進

III 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点

- 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価
- 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価
- 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価
- 小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実
- 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した医療の推進
- かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化
- 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価
- DPCに基づく急性期医療の適切な評価

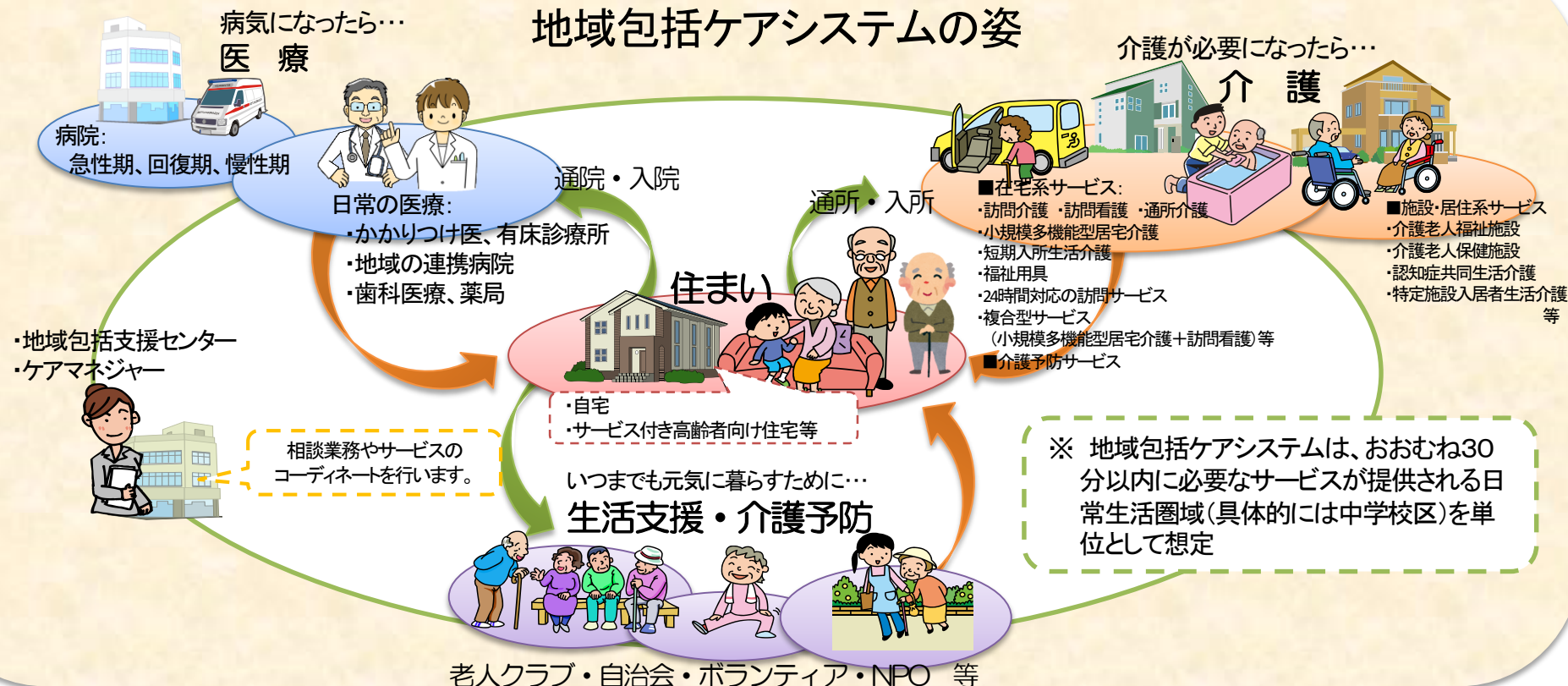
IV 効率化・適正化を通じて精度の持続可能性を高める視点

- 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討
- 退院支援等の取組による在宅復帰の推進
- 残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進
- 患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直し
- 重症化予防の取組の推進
- 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



平成28年度診療報酬改定の基本方針

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

1. 改定に当たっての基本認識①

《超高齢社会における医療政策の基本方向》

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、制度の持続可能性を確保しつつ国民皆保険を堅持しながら、あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにすることが重要である。
- 同時に、高齢化の進展に伴い疾病構造が変化していく中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められるとともに、健康寿命の延伸の観点から予防・健康づくりの取組が重要となってくる。医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、尊厳をもって人生の最期を迎えることができるようにしていくことが重要である。
- また、この「超高齢社会」という問題に加えて、我が国の医療制度は、人口減少の中での地域医療の確保、少子化への対応、医療保険制度の持続可能性の確保といった様々な課題に直面しており、さらには、災害時の対応や自殺対策など、個々の政策課題への対応も求められている。こうした多面的な問題に対応するためには、地域の実情も考慮しつつ、平成26年度に設置された地域医療介護総合確保基金をはじめ、診療報酬、予防・健康づくり、更には介護保険制度も含め、それぞれの政策ツールの特性・限界等を踏まえた総合的な政策の構築が不可欠である。
- さらに、2035年に向けて保健医療の価値を高めるための目標を掲げた「保健医療2035」も踏まえ、「患者にとっての価値」を考慮した報酬体系を目指していくことが必要である。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

1. 改定に当たっての基本認識②

《地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い医療提供体制の構築》

- 「医療介護総合確保推進法」等の下で進められている医療機能の分化・強化、連携や医療・介護の一体的な基盤整備、平成30年度(2018年度)に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定など、2025年を見据えた中長期の政策の流れの一環としての位置づけを踏まえた改定を進めていく。
- 特に、地域包括ケアシステムや効果的・効率的で質の高い医療提供体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保していくことが不可欠である。人口の減少傾向や現下の人材不足の状況に鑑み、医療従事者の確保・定着に向けて、地域医療介護確保基金による対応との役割分担を踏まえつつ、医療従事者の負担軽減など診療報酬上の措置を検討していくことが必要である。

《経済成長や財政健全化との調和》

- 医療政策においても、経済・財政との調和を図っていくことが重要。「経済財政運営と改革の基本方針2015」や「日本再興戦略2015」等も踏まえつつ、無駄の排除や医療資源の効率的な配分、医療分野におけるイノベーションの評価等を通じた経済成長への貢献にも留意することが必要である。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

2. 改定の基本的視点と具体的方向性①

(1) 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点

【重点課題】

《基本的視点》

- 医療を受ける患者にとってみれば、急性期、回復期、慢性期などの状態に応じて質の高い医療が適切に受けられるとともに、必要に応じて介護サービスと連携・協働するなど、切れ目のない提供体制が確保されることが重要である。
- このためには、医療機能の分化・強化、連携を進め、在宅医療・訪問看護などの整備を含め、効果的・効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要である。

《具体的方向性の例》

ア 医療機能に応じた入院医療の評価

- ・ 効果的・効率的で質の高い入院医療の提供のため、医療機能や患者の状態に応じた評価を行い、急性期、回復期、慢性期など、医療機能の分化・強化、連携を推進。

イ チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保

- ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した医療従事者の確保・養成等と併せて、多職種の活用によるチーム医療の評価、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を進め、医療従事者の負担を軽減。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

2. 改定の基本的視点と具体的方向性② [平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

(1) 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点

【重点課題】

ウ 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化

- ・ 複数の慢性疾患を有する患者に対し、療養上の指導、服薬管理、健康管理等の対応を継続的に実施するなど、個別の疾患だけではなく、患者に応じた診療が行われるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の機能を評価。
- ・ 患者の薬物療法の有効性・安全性確保のため、服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価。
- ・ 医療機関間の連携、医療介護連携、栄養指導等、地域包括ケアシステムの推進のための医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による多職種連携の取組を強化。
- ・ 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組を推進。

エ 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

- ・ 患者の状態や、医療の内容、住まいの状況等を考慮し、効果的・効率的で質の高い在宅医療・訪問看護の提供体制を確保。

オ 医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化

- ・ 本年5月に成立した医療保険制度改革法も踏まえ、大病院と中小病院・診療所の機能分化を進めることについて検討。
- ・ 外来医療の機能分化・連携の推進の観点から、診療所等における複数の慢性疾患を有する患者に療養上の指導、服薬管理、健康管理等の対応を継続的に実施する機能を評価。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

2. 改定の基本的視点と具体的方向性③

(2) 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する 視点

《基本的視点》

- 患者にとって、医療の安心・安全が確保されていることは当然のことであるが、今後の医療技術の進展や疾病構造の変化等を踏まえれば、第三者による評価やアウトカム評価など客観的な評価を進めながら、適切な情報に基づき、患者自身が納得して主体的に医療を選択できるようにすることや、病気を治すだけでなく、「医療の質」を高める「治し、支える医療」を実現することが重要である。

《具体的方向性の例》

ア かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価

- ・ 複数の慢性疾患を有する患者に対し、療養上の指導、服薬管理、健康管理等の対応を継続的に実施するなど、個別の疾患だけではなく、患者に応じた診療が行われるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の機能を評価。(再掲)
- ・ 患者の薬物療法の有効性・安全性確保のため、服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価。(再掲)

イ 情報通信技術(ICT)を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進

- ・ 情報通信技術(ICT)が一層進歩する中で、患者や医療関係者の視点に立って、ICTを活用した医療連携による医療サービスの向上の評価を進めるとともに、医療に関するデータの収集・利活用を推進することで、実態やエビデンスに基づく評価を推進。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

2. 改定の基本的視点と具体的方向性④

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

(2)患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する 視点

ウ 質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進

- ・ 質の高いリハビリテーションの評価など、アウトカムにも着目した評価を進め、患者の早期の機能回復を推進。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

2. 改定の基本的視点と具体的方向性⑤ [平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

(3) 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点

《基本的視点》

- 国民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんや心疾患、肺炎、脳卒中に加え、高齢化の進展に伴い今後増加が見込まれる認知症や救急医療など、我が国の医療の中で重点的な対応が求められる分野については、国民の安心・安全を確保する観点から、時々の診療報酬改定においても適切に評価していくことが重要である。

《具体的方向性の例》

- 上記の基本的視点から、以下の事項について検討を行う必要。
 - ア 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
 - イ 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価
 - ウ 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価
 - エ 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価
 - オ 小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実
 - カ 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進
 - キ かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化
 - ク 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価 等

平成28年度診療報酬改定の基本方針

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

2. 改定の基本的視点と具体的方向性⑥

(4) 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

《基本的視点》

- 今後、医療費が増大していくことが見込まれる中で、国民皆保険を維持するためには、制度の持続可能性を高める不断の取組が必要である。医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上と同時に、医療費の効率化・適正化を図ることが求められる。

《具体的方向性の例》

ア 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討

- ・ 後発品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で掲げられた新たな目標の実現に向けた診療報酬上の取組について見直し。
- ・ 後発医薬品の価格適正化に向け、価格算定ルールを見直し。
- ・ 前回改定の影響を踏まえつつ、現行の長期収載品の価格引下げルールの要件の見直し

イ 退院支援等の取組による在宅復帰の推進

- ・ 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組を推進。(再掲)

ウ 残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進

- ・ 医師・薬剤師の協力による取組を進め、残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬の削減を推進

平成28年度診療報酬改定の基本方針

2. 改定の基本的視点と具体的方向性⑦ [平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

(4) 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

エ 患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直し

- ・ 服薬情報の一元的把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するとともに、かかりつけ機能を発揮できていないいわゆる門前薬局の評価の適正化等を推進。

オ 重症化予防の取組の推進

- ・ 重症化予防に向けて、疾患の進展の阻止や合併症の予防、早期治療の取組を推進。

カ 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

- ・ 医薬品、医療機器、検査等について、市場実勢価格を踏まえた適正な評価を行うとともに、相対的に治療効果が低くなった技術については置き換えが進むよう、適正な評価について検討。
- ・ また、医薬品や医療機器等の費用対効果評価の試行的導入について検討。

平成28年度診療報酬改定の基本方針

[平成27年12月7日医療部会・医療保険部会]

3. 将来を見据えた課題

- 地域医療構想を踏まえた第7次医療計画が開始される平成30年度に向け、実情に応じて必要な医療機能が地域全体としてバランスよく提供されるよう、今後、診療報酬と地域医療介護総合確保基金の役割を踏まえながら、診療報酬においても必要な対応を検討すべきである。
- 平成30年度の同時改定を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護の基盤整備の状況を踏まえつつ、質の高い在宅医療の普及や情報通信技術（ICT）の活用による医療連携や医薬連携等について、引き続き検討を行う必要がある。
- 患者にとって安心・納得できる医療を提供していくためには、受けた医療や診療報酬制度を分かりやすくしていくための取組を継続していくことが求められる。また、それと同時に、国民全体の医療制度に対する理解を促していくことも重要であり、普及啓発も含め、国民に対する丁寧な説明が求められる。
- 国民が主体的にサービスを選択し、活動することが可能となるような環境整備を進めるため、予防・健康づくりやセルフケア・セルフメディケーションの推進、保険外併用療養の活用等について広く議論が求められる。

改定率決定までの主な流れ

【2015年4月27日】

財政制度等審議会財政制度分科会開催

- 今後5年間の社会保障関係費の伸びを、少なくとも高齢化による伸び(+2兆円強~2.5兆円)相当の範囲内としていく必要。
- 2016(H28)~2018(H30)年度において、サービス単価(診療報酬本体・薬価、介護報酬)をさらに大幅に抑制することが必要。
- 「薬価改定影響額」は、診療報酬本体の財源とはならない。
- 現行の定率負担(月額上限あり)に加え、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担の導入が必要。

【2015年4月30日】

日本医師会定例記者会見「財政制度等審議会財政制度分科会について」

- 国民が適切な医療を受けるためには、過不足のない診療報酬の確保が重要である。また、診療報酬は国民皆保険体制の中で、実質的に医業経営の原資を司るものであり、医業の再生産の可能性を左右し、ひいては医療提供体制の存続に直結する。
- 医療・介護分野は特に地方において雇用誘発効果が高い。しかしながら、医療機関の費用構造を見ると、人件費は、2000年から2012年にかけて減少している。医療機関が経営的にも安定し、給与等の形で医療関係従事者に還元されることは、我が国の経済全体への波及効果も期待できる。
- ものと技術とを分離した適切な資源投入を図ることに重点を置いたうえで医療・介護の財源を確保すれば、特に地方の経済が活性化し、経済成長につながる。
- 財源が厳しい中で、ものと技術を分離し、薬価財源等を活用することで、技術の評価を充実させ、医療の安全・安心を図ることが必要。
- 「受診時定額負担」は、2011年に行われた「社会保障・税一体改革」の議論の際にも導入が議論され、患者や医療関係者の強い反対によって導入が見送りとなった。過去に検討した際の懸念事項の解消が明示されることなく、解決済みの問題を再び提言されたことは政策リソースの無駄遣いであり、非常に遺憾。

【2015年5月14日】

横倉会長が自民党「財政再建に関する特命委員会」のヒアリングに出席

持続可能な国民皆保険に向けて

1. 健康寿命の延伸
2. 医療者の自主的な取り組みによる医療費適正化
(1) かかりつけ医の役割、(2) 糖尿病対策の推進
(3) COPD(慢性閉塞性肺疾患)対策の推進、(4) 広島県呉市の取り組み
3. 医療保険の負担の公平化
4. 医療と地域経済(特に地方)の活性化



【2015年6月2日】

厚生労働省で「平成28年度概算要求に対する日本医師会要望の説明会」を開催

団塊の世代が65歳以上となる2025年に向けて、あるべき姿の実現を目指して改革を実行するため、

- (1) 地域包括ケア推進 (2) 健康寿命の延伸 (3) 感染症予防 (4) 災害対策 (5) 医療安全
(6) 医学・学術 (7) 医療保険・介護保険 (8) 控除対象外消費税への対応について、
具体的な事項と要望額を示し、その実現を強く要求。



【2015年6月16日】

自民党「財政再建に関する特命委員会」が最終報告を安倍内閣総理大臣に提出

- 安倍政権下の3年間の社会保障関係費の増加は、経済雇用情勢の改善や制度改革等に取り組んだ効果もあり、消費税率引上げとあわせ行う機能強化分を除き、年平均0.5兆円程度に抑制され、概ね人口構造の変化に伴い必要となる費用の増加（高齢化分の増加）に相当する伸びに留まっており、安倍政権のこれまでの経済再生と歳出改革の努力を、今後も継続・強化させていく。

【2015年6月22日】

「経済財政運営と改革の基本方針2015」素案提示

- 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくこととし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- 各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。

財政再建策 首相に提出

自民特命委 社会保障費を抑制

自民党の財政再建に関する特命委員会（委員長・稲田朋美政調会長）は16日、財政健全化に向けた最終報告書を決定し、安倍晋三首相（党総裁）に提出した。

来年度から集中的に社会保障費の抑制など歳出改革に取り組み、平成32年度に基礎的財政収支を黒字化する政府目標の達成を目指す。報告書は、首相が議長を務める政府の経済財政諮問会議が、高い経済成長に伴

う税収増を追求して財政再建を目指す高成長プランを前提にしている点を批判。

歳出減の稲田氏VS.成長重視の甘利氏

自民党が16日、政府に提出した財政再建に関する提言をめぐり、歳出削減にこだわる稲田朋美政調会長と経済成長を重視する甘利明経済再生担当相との溝が浮き彫りになった。両者は提出直前までつばぜり合いを

「不確実な税収増の議論や歳出抑制の先送りは国民や市場から信頼を失う」として首相に再考を求めた。また、歳出増を過去3年間と同じ年間5千億円程度に抑えるなど、歳出・歳入改革にも切り込んだ。

稲田氏は、政府が6月末に策定する経済財政運営の指針「骨太方針」と財政健全化計画への反映を求めた。これに対し首相は「政府として責任をもってまとめた」と述べるにとどめた。

続け、最後は稲田氏が「目標設定を行う」との文言を盛り込み押し切ったが、2人とも安倍晋三首相の側近だけに、党と政府との間で不穏な空気が残った形だ。

「書きぶりを、もう少し何とかできないか」。甘利氏は15日夜も稲田氏に近い党幹部に電話して再考を求めた。「経済成長なくして財政再建なし」と主張する首相にならい、甘利氏は「経済成長と無関係に歳出を縛るのは論理矛盾」と稲田氏を牽制してきた。

だが、稲田氏は「経済成長と財政再建は矛盾しない」と述べ、稲田氏への不信任を隠さなかった。

ただ、甘利氏は16日の記者会見でも「将来の歳出規模を固定化してしまうのは、完全に（経済政策の）手足を縛ることになる」と述べ、稲田氏への不信任を隠さなかった。

今後は政府の経済財政運営の指針「骨太方針」にどう反映されるかが焦点となる。

9

【2015年6月24日】

日本医師会定例記者会見

「経済財政諮問会議『経済財政運営の基本方針2015(仮称)』の素案等について」

- 過去3年間の社会保障関係費の実質的な増加が、高齢化による増加分に相当する伸びである1.5兆円程度になっているとされているが、これは、医療提供側も医療費の適正化に協力をした結果である。医療費は高齢化以外にも、年々進歩する医療技術の高度化などでも増加するため、あらかじめ伸びを設定することは、国民が求める必要な医療を提供できなくなる懸念がある。素案では「その基調を2018年まで継続する」とあるが、まずは来年度の予算編成を行った上で検討すべきである。
- 自民党の「財政再建に関する特命委員会」が、かつて行われた社会保障費の機械的削減の反省をふまえ、「金額ありきで財政再建のために社会保障費を削減するということではない」と述べる一方で、社会保障費の伸びについて「年0.5兆円程度」と示しており、実質的に社会保障費にキャップをはめている。かつて、小泉政権下では社会保障費が機械的に毎年2,200億円削減され、我が国を医療崩壊へと導く深刻な影響をもたらした反省は見られないのかという思いである。



社会保障費の伸びを「年0.5兆円程度」とキャップをはめることを問題視

【2015年6月30日】

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(「骨太の方針2015」)閣議決定

- 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- 各年度の歳出については、一律ではなく柔軟に対応する。



文中に「目安」という言葉が入った

【2015年7月1日】

日本医師会定例記者会見

「経済財政諮問会議『経済財政運営の基本方針2015』等の閣議決定を受けて」

- 「素案」から、文中に「目安」という言葉が入ったことは一定の評価をしたい。
- かつて年2,200億円の社会保障費の機械的削減は我が国の医療に大きな影響を与えたことを踏まえ、甘利経済再生担当大臣は、「従来の物理的に毎年2,200億円ずつ有無を言わずカットという方法はあまりとりたくない」と述べ、麻生財務大臣も「前轍を踏むようなことはしない。機械的な削減額を毎年一律に決めるものではない」と述べており、その基調で議論が進んでいるものと認識しており、かつて行われたような社会保障費の機械的削減は行われたいものと思われる。
- 医療費の十分な確保は必要だが、財政危機に直面しているギリシャのようにハードランディングになることなく、国民の求める医療を過不足なく提供できるよう改革を進め、ソフトランディングをしていくことが必要である。しかしながら主張するところはしっかり主張していく。



【2015年7月14日】

医療政策研究会(会長:武見敬三参議院議員) 第10回開催
横倉会長から、医療の現状と課題について説明

1. 日本医師会について
2. 「骨太の方針2015」について
3. 規制改革について
4. 国家戦略特区における医学部新設について



【2015年8月25日】

医療政策研究会(会長:武見敬三参議院議員) 第11回開催
今村副会長から、医療の現状と課題について説明

1. 医療費財源の確保に向けて
2. 消費税増税(8%→10%)に向けて

薬価改定財源の診療報酬本体への充当

薬価差は、制度発足時に十分な技術評価ができなかったことから生じたものであり、その不足分に相当する潜在的技術料である。薬価改定財源は、1972年の中医協の「建議」以来、診療報酬へ振り替えられてきた経緯があり、過去の厚生大臣や総理も薬価改定財源を技術料に振り替えるべきと述べている。

また、健康保険法では、診察、薬剤の支給、処置などの療養の給付を受けることができるとされており、健康保険法において薬剤は診察等と不可分一体である。その財源を切り分けることは不適當である。

	平成24年度改定	平成26年度改定		
		通常分	消費税対応	計
診療報酬 本体	+1.379%	+0.1%	+0.63%	+0.73%
医科	+1.55%	+0.11%	+0.71%	+0.82%
歯科	+1.70%	+0.12%	+0.87%	+0.99%
調剤	+0.46%	+0.04%	+0.18%	+0.22%
薬価等	▲1.375%	▲1.36%	+0.73%	▲0.63%
ネット	+0.004%	▲1.26%	+1.36%	+0.10%

薬価財源を
本体報酬に
活用

薬価財源が
たまたま同額
であった
消費税対応に
活用されて
しまった？

【2015年8月26日】厚生労働省が平成28年度概算要求を決定

【2015年9月29日】日本医師会で厚生労働省から平成28年度概算要求について説明会開催

平成28年度厚生労働省予算概算要求のフレーム

高齢化等に伴う増加額(6,700億円)の内訳

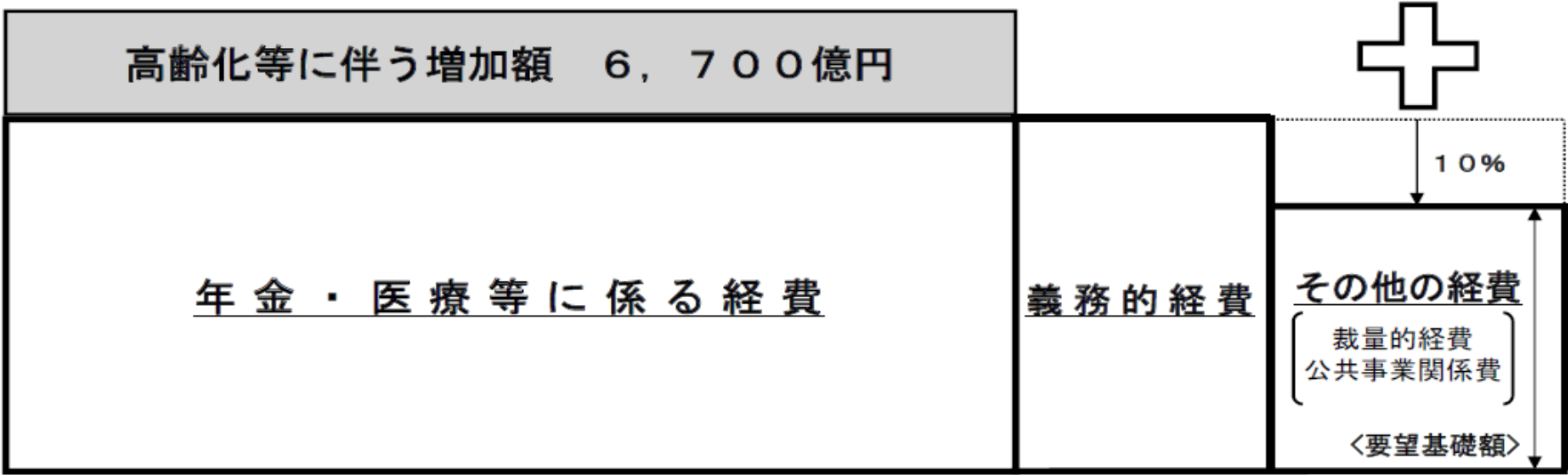
医療:約2,900億円

介護:約1,100億円

年金:約1,900億円

その他(生活保護等):約800億円

新しい日本のための
優先課題推進枠 2,252億円
(要望基礎額の30%)



注 消費税率引上げと併せ行う社会保障の充実等については、社会保障改革プログラム法第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

また、①診療報酬改定、②過去の年金国庫負担繰り延べの返済、③雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻し、などについても予算編成過程で検討する。

- ＜別枠で要求するもの＞
- B型肝炎の給付金等支給経費
 - 東日本大震災復興経費

【2015年10月9日】

財政制度等審議会財政制度分科会が、「骨太の方針2015」に盛り込まれた社会保障の44の改革検討項目について、財政審の考え方を提示

○ 外来の機能分化と医療保険制度の持続可能性の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合（地域包括診療料が適用されない場合）に、現行の定率負担（月額上限あり）に加え、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担を導入すべき。

【2015年10月21日】

日本医師会定例記者会見

「財政制度等審議会財政制度分科会（2015年10月9日）における社会保障の検討項目に対する日本医師会の考え方とあるべき姿の方向性（案）について」

受診時の定額負担は、毎回一定額を支払うことから、特に受診回数の多い高齢者には大きな負担。高齢者や低所得者が受診を差し控えれば、より重症化してから受診することになる。これにより、逆に医療費の高騰を招くことになる。

2011年に行われた「社会保障・税一体改革」の議論の際にも導入が議論されたが、患者の強い反対によって導入が見送られた。社会保障負担は、患者から更なる一定の負担を求めるべきではなく、所得や資産の多寡に応じて負担すべき。

【2015年10月21日】

横倉会長、今村副会長が安倍内閣総理大臣と会談

医療における適切な財源確保について

1. 診療報酬は「モノ」だけでなく「ヒト」の評価も
2. 薬価改定財源の診療報酬本体への充当
3. 医療等に係る消費税の解決



【2015年10月30日】

財政制度等審議会財政制度分科会が診療報酬本体のマイナス改定を主張

【2015年11月4日】

横倉会長が塩崎厚生労働大臣と会談

医療における適切な財源確保について

1. 診療報酬は「モノ」だけでなく「ヒト」の評価も
2. 薬価改定財源の診療報酬本体への充当
3. 医療等に係る消費税の解決



【2015年11月5日】

日本医師会定例記者会見

「第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告速報値公表を受けて」

- 病院、診療所のいずれも厳しい結果となった。
- 病院では勤務医の給与が減少し、診療所では院長給与を引き下げた。診療所は損益差額が減少し、院長給与を引き下げていることは重く見るべきである。なお、医師確保が困難な地域等では、医師の給与を引き上げざるを得ないケースもあることに注意が必要である。
- 財政審は10月30日の資料において賃金の動向を2004年を基準として指数化しているが、リーマン・ショック後の2009年を基準とすると、医療・福祉業は低水準にあり、財政審の資料は「マイナス改定」を導くために恣意的に作成されており、遺憾である。
- 更なるマイナス改定は地域医療の崩壊をもたらす。



【2015年11月18日】

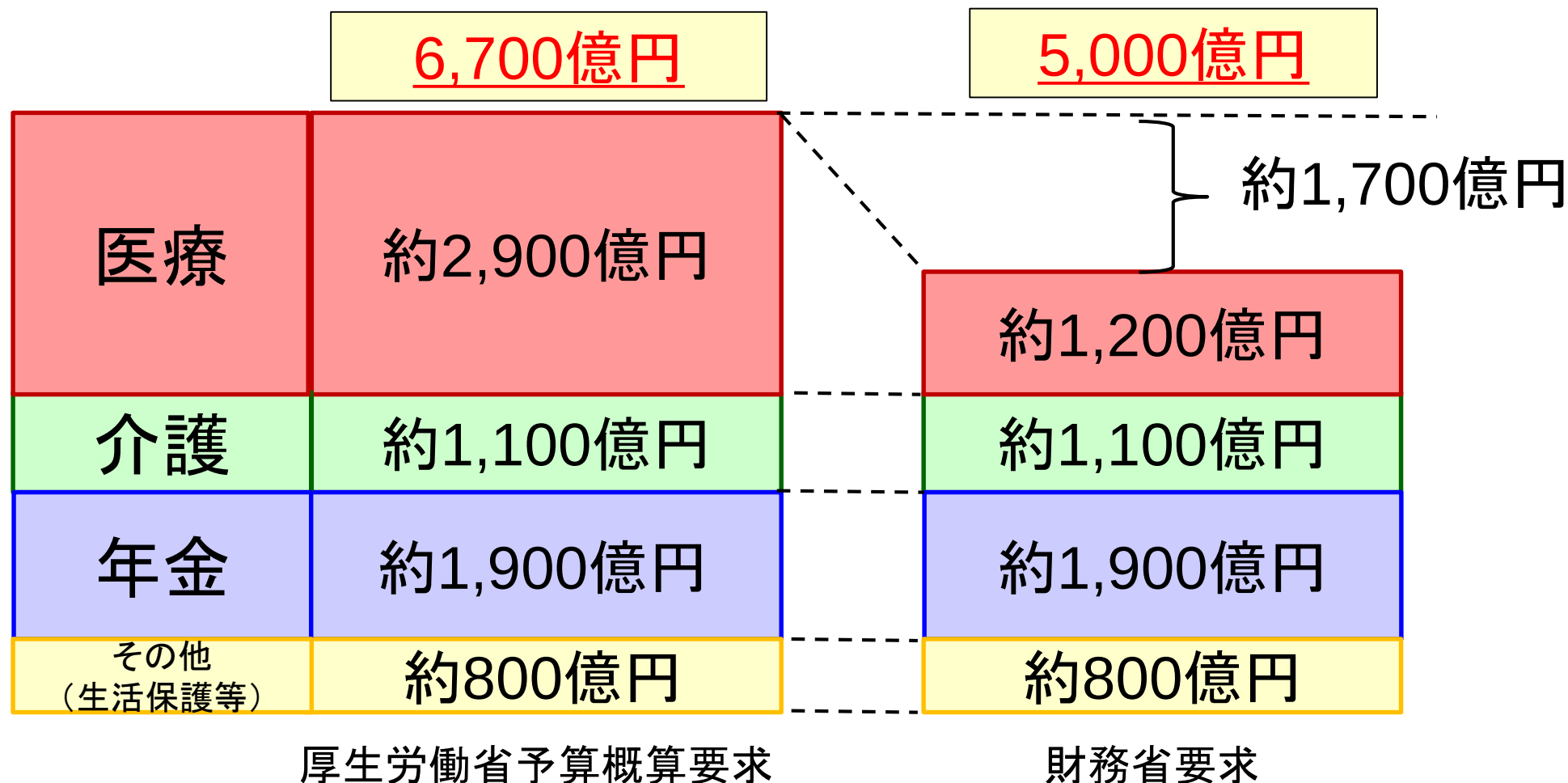
日本医師会定例記者会見

「医療における適切な財源確保について」

- 高齢化等に伴う増加額は、医療以外の介護、年金、その他の約3,800億円は、改定や制度改正がないことから、支出額が削減できない。高齢化等に伴う増加額を財政審の主張する5,000億円にすると、平成28年度に診療報酬改定がある医療のみが大きく削減されることとなり、地域医療の崩壊を招きかねない。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太の方針2015)におけるこれまで3年間の社会保障関係費の伸び(1.5兆円程度)の基調を継続していくことは、決定過程の議論を重視し、あくまでも「目安」である。
- 医療は技術革新により高度化しており、高齢化以外でも、医療用消耗品、医療機器なども増加要因である。いずれも技術料から包括して償還されており、医療従事者の人件費を圧迫している。厚生労働省が概算要求で見込んだ高齢化等に伴う増加額の6,700億円は過不足のない医療提供に必要なものであり、医療側としてもしっかり確保できるように求めている。
- 未曾有の少子高齢社会が進展し、人口が減少していく中で国民皆保険を堅持していくため、財政主導ではなく、我々医療側から、過不足ない医療提供ができる適切な医療を提言していく。

高齢化等に伴う増加額

医療以外の介護、年金、その他の約3,800億円は、改定や制度改正がないことから、支出額が削減できない。財務省の主張する5,000億円になると、医療のみが削減されることとなり、地域医療の崩壊を招きかねない。



【2015年11月19日】

横倉会長が麻生財務大臣と会談



【2015年11月24日】

財政審が「平成28年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめ

- 平成28年度の社会保障関係費については、改革工程表の策定や診療報酬改定・薬価改定等を通じて、「経済・財政再生計画」初年度にふさわしいものとなるよう、当審議会としては、確実に高齢化による増加分の範囲内(5,000億円弱)にしていくことを求めたい。
- 診療報酬本体について、一定程度のマイナス改定が必要と考えられる。

診療報酬マイナス改定

政府調整 本体の引き下げ焦点

政府・自民党は、医療の値段である診療報酬を2016年度の改定で引き下げる調整に入った。マイナス改定は8年ぶり、前回（14年度）は消費増税分が加算されており、実質では2回連続マイナスになる。診療報酬のうち、「薬価」部分は1%超の引き下げとした上で、医師や薬剤師の技術料など「本体」部分も横ばい程度で調整しており、10年ぶりの本体マイナスに踏み込むかが焦点になる。

【富島寛、阿部亮介】

診療報酬改定は国家財政に与える影響が大きく、16年度予算編成の最大の焦点の一つ。厚生労働省は8月末の概算要求で、高齢化に伴う年金・医療費などの自然増を6700億円と見積もっているが、政府の財政健全化計画に基づき、1700億円程度の圧縮を求められている。同省は来年度に大きな制度改正などがなく、主に診療報酬改定で解消しなければならぬ。1%下げで約1100億円の国費抑制効果が見込まれ、全体の下げ幅は最大1・5%程度を軸に検討している。

診療報酬のうち、薬価に

については毎回、実勢価格下落に合わせ1〜2%程度下げてきた。来年度も同水準の引き下げをする。一方、本体でも、大病院に隣接して多くの処方箋を受け付けてだけで、服薬指導などをしていない「門前薬局」の報酬引き下げなど薬剤師の技術料にも切り込む。ただ、日本医師会は来春に会長選を控えており、大幅なマイナス改定には自民党内に来夏の参院選への影響を懸念する声がある。このため、本体のうち医師の技術料などへの切り込みは抑え、「政治的に許容できる範囲」（自民政調幹部）で調整する方針だ。

社会保障費増5000億弱に

財政審意見へ 診療報酬本体下げも

財政制度等審議会（財務

相の諮問機関）は24日、2

016年度予算編成に向けた意見書を麻生財務相に提出する。6月末に閣議決定した財政健全化計画に沿って、焦点となる社会保障費は、8月の概算要求時点で15年度予算より6700億円増えるとしていた伸びを、5000億円弱に抑えることを求める。その他の歳出は、人口減少を踏まえ、「自然減」を前提とすべき

だとする。社会保障費の伸びは、高齢化による増加分の範囲内に抑える必要があると強調する。診療報酬の改定を巡っては、薬価の改定に加えて医師の技術料を指す「本体」のマイナス改定が必要と指摘。薬価引き下げで生じる財源は「診療報酬本体の財源とはなり得ない」と明記し、調剤薬局の報酬とあわせて抜本改革を促す。財政健全化計画は20年度

までの5年間で、地方交付税を除く社会保障や公共事業など政策経費の伸びを今後3年間で1・6兆円程度とする目安を盛り込んでいる。意見書では「計画で示された目安から逸脱するようなことは断じてあってはならない」と明記。16年度予算編成は健全化計画の初年度にあたるため、「計画の成否は16年度予算にかかっている」と強調する。

【2015年11月24日】

医療政策研究会（会長：武見敬三参議院議員） 第14回開催
平成28年度診療報酬改定と税制改正大綱に向けた決議を採択

- 一. 薬価改定財源は診療報酬本体に充て、診療報酬改定率はネットプラス改定とすること。
- 一. 経済成長を促し、地方創生へつながる医療従事者を手当てすること。
- 一. 地域や患者ニーズに応えている医療機関の経営が安定して成り立つよう病床機能に関わらず入院基本料等を評価すること。
- 一. 救急、小児、周産期、がん医療、認知症など、評価が不十分である分野について、さらに引き上げること。
- 一. 速やかに医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。その際、国・地方の財源については、消費税税率引き上げによる税収のうち公経済負担分を充当すること。



※2015年12月4日、医療政策研究会で
取りまとめた決議を菅官房長官に提出。

【2015年11月25日】

日本医師会定例記者会見

「第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告に対する日医の見解について」

- 中医協において、診療側は(1)前回改定が実質1.26%のマイナス改定であった、(2)消費税率引き上げに伴う補填は行われたが、医療機関は総じて経営悪化となったことなどを指摘。
- 6月に閣議決定された「骨太の方針」では「各年度の歳出については、一律ではなく柔軟に対応する」と述べられているにもかかわらず、11月24日の財政審の建議では「確実に高齢化による増加分の範囲内(5,000億円弱)にしていこう」となっており、このままでは、平成28年度に診療報酬改定がある医療のみが大きく削減されることとなり、地域医療の崩壊に影響しかねない。
- 医療従事者300万人の給与を2.5%引き上げるとすると約4,700億円(国庫負担分は1,200億弱)の財源が必要となるが、今回の診療報酬改定が削減ありきの議論で進められれば、医療現場は荒廃し国民にも影響が出る。
- 医療経済実態調査の結果でも明らかなように、病院・診療所は厳しい経営状況におかれており、国民が必要とする医療が過不足なく提供できるよう、政府に対し、引き続き必要な財源の確保を強く求めていく。

【2015年11月26日】

釜范常任理事が民主党・厚生労働部門会議のヒアリングで、医療における適切な財源確保について説明

1. 第20回医療経済実態調査(2015年11月4日公表)の概要
2. 高齢化等に伴う増加額
3. 医療従事者の手当てによる地域活性化
4. 薬価改定財源の診療報酬本体への充当

【2015年12月1日】

横倉会長、今村副会長が公明党・医療政策勉強会で、医療における適切な財源確保について説明

1. 経済成長を支えるための社会保障の充実
2. 医療等に係る消費税の解決

【2015年12月2日】

横倉会長が塩崎厚生労働大臣と会談

1. 社会保障の充実によるローカル・アベノミクスの推進
2. 平成28年度診療報酬改定における社会保障の充実



【2015年12月3日】

横倉会長が菅官房長官と会談



【2015年12月8日】

横倉会長、今村副会長が安倍内閣総理大臣と会談



【2015年12月8日】

横倉会長が麻生財務大臣と会談



【2015年12月9日】

「国民医療を守る議員の会」(会長:高村正彦自民党副総裁) 総会開催

「平成28年度診療報酬改定及び税制改正大綱に関する決議」

- 一、薬価改定財源を診療報酬本体に充てたネットプラス改定
- 一、経済成長を促し、地方創生へつながる医療従事者の手当てを含む処遇を改善すること
- 一、地域包括ケアの中心となる「かかりつけ医」の評価
- 一、機能分化による医療提供体制の推進
- 一、評価が不十分な医療の更なる充実
- 一、控除対象外消費税の抜本的解決

※2015年12月10日、「国民医療を守る議員の会」の高村正彦会長が、同議連の総会で採択された「平成28年度診療報酬改定及び税制改正大綱に関する決議」を安倍首相に提出。



医療機関には全国で300万人以上が従事しており、特に地方において雇用誘発効果が高い。医療機関が経営的にも安定し、給与等の形で医療従事者に還元され、賃金引き上げを通じて消費が喚起されれば、我が国の経済全体への波及効果も大きい。

これにより、特に地方の経済も活性化し、女性の活躍や少子化対策につながり、ローカル・アベノミクスの推進が期待できる。

【充実のための必要額】 約4,700億円(国庫ベース: **約1,217億円)**

初診料・再診料・入院基本料をはじめとして、人件費、技術料が包括されている診療報酬項目に重点配分

[積算根拠] (医療費)約40兆円×(医療機関の費用に占める人件費の割合)46.4%×(引き上げ幅)2.52%

※2015年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果:2.52%

その他

1. 2025年に向けた医療提供体制とかかりつけ医の評価
2. 地域医療情報連携ネットワークの促進
3. 医療の高度化に伴う医療技術の評価
4. 医療事故調査制度発足に伴う医療安全対策
5. 患者のニーズに応じた院内処方の評価

等

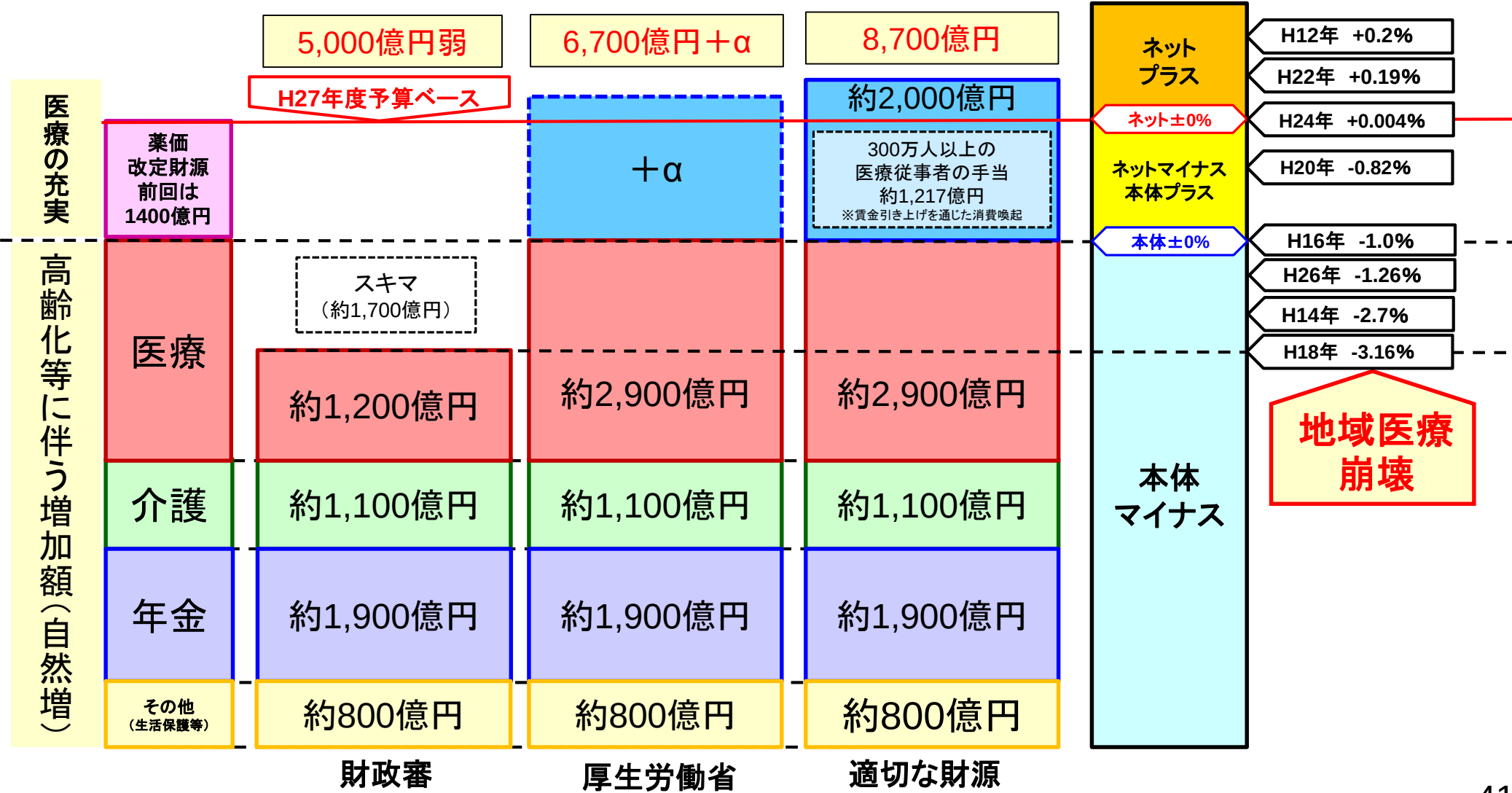
物価・賃金の上昇、医療の高度化への対応のため、医療の充実が必要

社会保障における適切な財源の確保

2015年12月9日
国民医療を守る議員の会
日本医師会資料

診療報酬は、実質的に医業経営の原資を司るものであり、医業の再生産の可能性を左右し、ひいては医療提供体制の存続に直結する。国民に適切な医療を提供するために、過不足のない診療報酬の確保が重要である。物価・賃金の動向や医療の高度化を反映し、地域医療を確保するため、平成28年度診療報酬改定はプラス改定とするべきである。

(ネット改定率)



【2015年12月9日】

「国民医療を守るための総決起大会」開催

決 議

- 一、国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保
- 一、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決



【2015年12月11日】

横倉会長が稲田自民党政調会長と会談



【2015年12月15日】

横倉会長が二階自民党総務会長と会談



【2015年12月16日】

横倉会長が谷垣自民党幹事長と会談



【2015年12月16日】

日本医師会定例記者会見

「医療における適切な財源確保について

～社会保障の充実によるローカル・アベノミクスの推進～」

- 「骨太の方針2015」では「各年度の歳出については、一律ではなく柔軟に対応する」と書かれている。このことから、高齢化等に伴う増加額を単純に3で割って年間5,000億円として良いものではない。現在、ジェネリック医薬品の使用促進などによる医療費適正化や、地域の実情を踏まえた改革、さらには今年発足した日本健康会議での取り組みも進んでおり、数年後には伸びの抑制の効果も期待できる。
- 現在、医療機関の従事者は全国で300万人以上に上り、リーマンショック後の月間現金給与総額を見ると、製造業では約1割も上昇、それに対し医療では減少しており、景気回復を後押しできない状況。さらに、医療分野は他の産業より雇用誘発効果が大きく、特に医療従事者の比率が高い地方では、経済の活性化に多大な貢献をする。医療分野への財源投入は、地方の経済を活性化させ、ローカル・アベノミクスの推進が期待できる。
- 国民に適切な医療を提供するためには、過不足のない診療報酬の確保が重要となります。高齢化だけではなく、物価・賃金の動向や医療の高度化を反映し、地域医療を確保するため、平成28年度診療報酬改定はプラス改定とするべき。
- 薬価等引き下げ分は本体改定財源にきちんと充当して活用すべき。

【2015年12月17日】

しすい

横倉会長が自民党の志帥会(二階派)政策勉強会で、医療における適切な財源確保について説明



【2015年12月17日】

自民党・志帥会が財務省主計局に「診療報酬改定に関する申入書」を提出

社会保障の大きな柱である国民皆保険を基軸とした持続的で安定的な医療制度を次の世代に継がないでいくのは我々の責務である。

その為には財政再建はもとより、社会保障の財政基盤を支える為の経済の活性化と循環という観点は欠かせない。経済の発展が社会保障の財政基盤を支え、社会保障の発展が生産誘発効果や雇用誘発効果などを通じて日本の経済を底支えするのである。

特に地方においては、医療従事者の比率が高く、地方における医療従事者は、地域の医療のみならず経済をも支える大きな役目を担っている。医療機関経営が安定し、それが医療従事者の給与等に還元されれば、消費を喚起し、地方経済ひいては国内経済全体への波及効果も期待できる。

以上のような観点から、政策集団・志帥会として、ローカルアベノミクスの推進を全きものとするため、今般の診療報酬改定について、右の通り申し入れるものである。

記

- 一 今般の診療報酬改定に当たっては、医療に携わる者にやる気と安心を与え、国民の安心にも繋がり、ローカルアベノミクスの推進にも寄与するべく、必要な財源を確保すること。

以上

平成27年12月17日

財務省主計局可部次長殿

診療報酬改定について

平成28年度の診療報酬改定は、以下のとおりとする。

1. 診療報酬本体 +0.49%

医科	+0.56%
歯科	+0.61%
調剤	+0.17%

2. 薬価等

① 薬価 ▲1.22%

上記のほか、・市場拡大再算定による薬価の見直しにより、▲0.19%

・年間販売額が極めて大きい品目に対応する市場拡大再算定の特例の実施により、▲0.28%

② 材料価格 ▲0.11%

なお、上記のほか、

- ・新規収載された後発医薬品の価格の引下げ
- ・長期収載品の特例的引下げの置き換え率の基準の見直し
- ・いわゆる大型門前薬局等に対する評価の適正化
- ・入院医療において食事として提供される経腸栄養用製品に係る入院時食事療養費等の適正化
- ・医薬品の適正使用等の観点等からの1処方当たりの湿布薬の枚数制限
- ・費用対効果の低下した歯科材料の適正化

の措置を講ずる

平成28年度診療報酬改定のポイント

1. 「社会保障・税一体改革」では平成27年10月から消費税率が10%に引き上げられる予定であったが、景気への影響を配慮した結果、平成29年4月へと延期となり、10%への消費税引き上げ財源がない厳しい財源の中での診療報酬改定となった。
2. 厚生労働省が概算要求要望として6,700億円を要望した一方で、平成27年11月24日に財政制度等審議会が提出した『平成28年度予算の編成等に関する建議』では、
 - ◇ 確実に高齢化による増加分の範囲内(5,000億円弱)にしてい
 - ◇ 診療報酬本体について、一定程度のマイナス改定が必要という提言がなされた。
3. 医療以外の介護、年金、その他の約3,800億円は、改定や制度改正がないため、支出額が削減できず、平成28年度に診療報酬改定が行われる医療のみが社会保障費抑制の対象となった。

【2015年12月21日】

日本医師会緊急記者会見「平成28年度診療報酬改定率決定を受けて」

- 消費税率10%への引き上げは2017年4月へと延期となり、10%への消費税引き上げ財源がない厳しい財源の中での診療報酬改定となった。
- 高齢化等に伴う増加額が社会保障全体で5,000億円に抑えられてしまうと、平成28年度に診療報酬改定がある医療のみが大きく削減されるという非常に厳しい交渉となった。
- 11月4日に公表された医療経済実態調査の結果でも明らかなように、病院・診療所は厳しい経営状況に置かれており、マイナス改定を行えば医療崩壊の再来を招くことや、医療分野への財源投入は、我が国の経済全体への波及効果も大きいことなどを日本医師会は繰り返し主張してきた。
- このような趣旨を国民にご理解いただき、最終的に、診療報酬の本体で+0.49%となったことに対しては一定の評価をしたい。
- しかし、今回の改定で薬価改定財源の半分以上が診療報酬本体に充当されなかったのは極めて残念である。
- 医療用消耗品などは、技術料から包括して償還されているが、これらの価格が上昇したことにより医療従事者の人件費が圧迫されている状況を鑑み、基本診療料をはじめとして、人件費、技術料が包括されている診療報酬項目に重点配分することが必要。
- 「平成28年度診療報酬改定の基本方針」を踏まえ、
 - ・ 地域包括ケアを推進していくため、医療機関がどのような機能を選択しても経営が安定して成り立つよう、それぞれの機能のコストを適切に反映した診療報酬体系の実現が重要。
 - ・ 患者にとって質の高い医療を提供するため、「かかりつけ医」をきちんと評価できるよう、前回改定で新設された「地域包括診療料」と「地域包括診療加算」の要件の見直しが必要。

医師の報酬引き上げは妥当なのか

健康保険で受ける医療の公定価格である診療報酬が2016年度は全体で1%程度引き下げられることが決まった。診療報酬のうち薬価部分が下がったことが寄与した。保険料や税金が財源である健康保険の財政は厳しく、引き下げは妥当だ。

しかし医師、歯科医師、薬剤師の技術料部分、いわゆる診療報酬本体については約0・5%の引き上げとなった。国民の負担軽減や国家財政の健全化に役立てるためには引き下げてもおかしくはないはず。なのに、なぜこの部分をわずかでも優遇する必要があったのか明快な理由が見当たらない。

診療報酬は原則2年に1度、社会情勢を踏まえて改定することになっている。16年度は改定年に当たするため、政府の来年度予算編成の中で改定率が議論されていた。

薬については、実際の取引価格を基に新たな薬価が決まる。市場では以前に決めた薬価より安く取引されることが多いため、新薬価は改定のたびに下がるのが常だ。

これに対し、いつも大きな議論となるのは本体部分の改定率だ。病院や診療所などの収入に直結する部分だけに、医師会など関係団体の引き上げ圧力は強い。

今回、本体部分の中で、大病院の近くに密集する大型「門前薬局」の報酬を引き下げる方針は示された。「処方箋通りに薬を出しているだけ」といった批判や、それらの薬局の利益率が高いことを踏まえると、適切だろう。

問題はその他の部分で目立った切り込みがないことだ。医療機関の経営は薬ではない、といわれるが、医療機関の機能や規模などを子細に見ると一様ではない。

手術などを担う急性期病院では経営が厳しいところもあるが、診療所の収益などは安定的といえる。全体を抑えつつ、余裕のあるところから厳しいところへ財源を回す改定を考えるべきだ。

にもかかわらず、本体部分は引き上げありきで検討が進んだ感が強い。来夏の参院選を見据え、日本医師会などの支持を得るための政治決着といわれても仕方ない。

全体の改定率が決まったことで、次は個別の診療報酬の改定作業が始まる。少なくとも医療機関の経営実態に即した改定をしてもらいたい。できる限り費用を抑えて良好な医療体制をつくるための、医療機関や患者負担のあり方などについても、もっと議論を深めるべきだ。

社説

医師分「本体」は微増

政府は21日、2016年度予算編成の焦点となっていた診療報酬改定について、全体で0・84%引き下げることを選んだ。マイナス改定は08年度以来8年ぶりで、消費増税の対応分を除くとマイナスだった前回14年度に続き、実質的に2回連続でのマイナス改定となった。財政再建に向けて社会保障費の抑制を図る一方、医療機関の経営安定や医師らへの報酬には配慮した決着となった。

8年ぶり マイナス

診療報酬 0.84%下げ

麻生財務相と塩崎厚生労働相が21日の閣僚折衝で合意した。

診療報酬は2年に1回改定され、医師や薬剤師らの技術料などの「本体」部分、医薬品など「薬価」部分で構成される。本体は、医師や薬剤師らの賃上げや医療充実につながるため、0・49%（約500億円）引き上げる。薬価は市場価格に合わせて1・33%（約1400億円）引き下げる。

政府は、社会保障費を国費ベースで1700億円抑制する方針を決めており、0・84%のマイナス改定により約900億円が確保される。閣僚折衝では、全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助金の削減（約200億円）や後発医薬品（ジェネリック）の値下げ

など医薬品価格の適正化（約500億円）、大型の「門前薬局」の報酬引き下げ（約40億円）、腸にチューブで注入する経腸栄養剤の見直し（約40億円）などの実施でも合意。これらの制度改革により、残る財源を捻出することを決めた。

政府は今回、財政再建の観点から改定幅をマイナスとする方針を早くから固め、薬価の引き下げ分は社会保障費の抑制分に充てることとした。焦点となった医師らの収入に直結する本体については、首相の経済政策「アベノミクス」の恩恵を医療界にも感じてもらうため、微増に踏み切った。来年夏の参院選を前に、プラス改定を求める日本医師会など医療関係団体に配慮した側面もある。

財政再建と医療関係団体への配慮という「二兎」を追ったことで、分かりにくさも残った。合意された制度改革には本来、診療報酬の薬価に含まれるものもあるが、財務省は「外枠」と位置づけ、引き下げ分に含めなかった。このため、数字的には引き下げ幅が実際より小さく見える効果が生じた。厚生省は「制度改革の一部も含めると、全体でマイナス1・03%に相当する」と指摘している。

与党側との調整では、患者が支払う医療費の月額を一定に抑える「高額療養費制度」の見直しも浮上したが、与党内に慎重論もあり、具体的な検討は参院選後に先送りされた。

《診療報酬改定の役割分担》

1. 改定率は内閣
(予算編成過程において決定される)
2. 診療報酬改定の基本方針は
社会保障審議会(医療保険部会・医療部会)

※ 前回は『社会保障と税の一体改革』(三党合意)に基づき、社会保障制度国民会議による検討が行われ、医療部会・医療保険部会が「基本的な考え方」を別途まとめた

☆ 今回以降、両部会の調整、事務局的功能は保険局医療介護連携政策課が担う

3. 個々の診療報酬改定項目は中医協
国民の声:パブリックコメント募集、地方公聴会の開催

- 診療報酬改定は、中医協でエビデンスに基づく評価がなされ、さらには前回の改定結果を検証した上で、次回改定で修正するという流れが確立している
- 平成26・27年度に分けて13項目について調査・検証を実施した
- 日本医師会では、社会保険診療報酬検討委員会で
 - ①前回改定の評価
 - ②次回改定の要望事項 をまとめていただいております、それを踏まえ対応している
- 留意事項通知や施設基準の見直し等により、早急に是正すべき問題は、その都度対応していく
- 平成26年10月に、都道府県医師会のご協力の下、かかりつけ医機能と在宅医療を中心とした『診療報酬改定に係る診療所調査』を実施させていただいた
- 中医協では、平成28年度診療報酬改定に向けて各種調査結果も踏まえつつ総合的な観点から議論できるよう、また、総会と診療報酬基本問題小委員会の役割を明確にして効率的に検討できるよう、原則として総会において検討を進めることとされた

前回改定「答申書」附帯意見(15項目)の検討の場①

平成26年4月23日 中央社会保険医療協議会

答申附帯意見

検討の場

1 初再診料、時間外対応加算等について、歯科を含めて、引き続き検討すること。また、主治医機能の評価(地域包括診療料・地域包括診療加算)の影響、大病院の紹介率・逆紹介率や長期処方状況等を調査・検証し、外来医療の機能分化・連携の推進について引き続き検討すること。

検証部会

2 入院医療の機能分化・連携の推進について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、病床機能報告制度等も踏まえ、引き続き検討すること。

入院医療等の調査・評価分科会

(1) 一般病棟入院基本料(7対1、10対1の特定除外制度、「重症度、医療・看護必要度」、短期滞在手術等基本料等)の見直し

(2) 特定集中治療室管理料の見直し

(3) 総合入院体制加算の見直し

(4) 有床診療所入院基本料の見直し

(5) 地域包括ケア病棟入院料の創設

3 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に配慮した評価の影響を調査・検証し、その在り方を引き続き検討すること。

入院医療等の調査・評価分科会

4 療養病棟、障害者病棟、特殊疾患病棟等における長期入院も含めた慢性期入院医療の在り方について検討すること。

入院医療等の調査・評価分科会

前回改定「答申書」附帯意見(15項目)の検討の場②

平成26年4月23日 中央社会保険医療協議会

答申附帯意見	検討の場
5 在宅医療の適切な推進と介護保険との連携について、次に掲げる事項等を調査・検証し、在宅自己注射指導管理料の在り方、在宅医療を主に行う保険医療機関の外来医療の在り方等を引き続き検討すること。 (1) 機能強化型在宅療養支援診療所等の評価見直しの影響 (2) 在宅不適切事例の適正化の影響 (3) 歯科訪問診療の診療時間等 (4) 機能強化型訪問看護ステーションの実態 (5) 在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制	検証部会
6 適切な向精神薬使用の推進を含め、精神医療の実態を調査・検証し、精神医療の推進について引き続き検討すること。	検証部会
7 救急医療管理加算の見直し、廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等の影響、維持期リハビリテーションの介護サービスへの移行の状況、胃瘻の造設の状況等について調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。	検証部会
8 新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内研究・開発状況や財政影響を確認・検証するとともに、当該加算の対象品目の在り方等現行方式の見直しについても検討すること。また、長期収載品や後発医薬品の薬価の在り方について引き続き検討すること。	薬価専門部会

前回改定「答申書」附帯意見(15項目)の検討の場③

平成26年4月23日 中央社会保険医療協議会

答申附帯意見		検討の場
9	DPC制度について、医療機関群、機能評価係数Ⅱの見直し等を含め、引き続き調査・検証し、その在り方を引き続き検討すること。	DPC評価分科会
10	明細書の無料発行の促進の効果を含めた影響を調査・検証するとともに、診療報酬点数表の平易化・簡素化について引き続き検討すること。	検証部会
11	夜間の看護要員配置の評価、月平均夜勤時間72時間要件を満たさない場合の緩和措置、チーム医療の推進等を含め、医療従事者の負担軽減措置の影響を調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。	検証部会
12	後発医薬品の使用促進策、いわゆる門前薬局の評価の見直し、妥結率が低い保険薬局等の適正化等の影響を調査・検証し、調剤報酬等の在り方について引き続き検討すること。	検証部会
13	残薬確認の徹底と外来医療の機能分化・連携の推進等のため、処方医やかかりつけ医との連携を含めた分割調剤について引き続き検討すること。	基本問題小委員会
14	医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することについて、イノベーションの評価との整合性も踏まえつつ、データ・分析結果の収集、評価対象の範囲、評価の実施体制等を含め、平成28年度診療報酬改定における試行的導入も視野に入れながら、引き続き検討すること。	費用対効果評価専門部会 (薬価専門部会、材料専門部会)
15	ICTを活用した医療情報の共有の評価の在り方を検討すること。	基本問題小委員会

平成28年度診療報酬改定の大まかな流れ

平成27年

社会保障審議会(医療保険部会、医療部会)

9月16日～12月4日 診療報酬改定の基本方針の議論
12月7日 平成28年度診療報酬改定の基本方針の策定

内閣

12月21日 予算編成過程で、診療報酬の改定率を決定

平成28年

厚生労働大臣

1月13日
中医協に対し、
・ 予算編成過程を通じて内閣が決定した「改定率」
・ 社会保障審議会で策定された「基本方針」
に基づき改定案の調査・審議を行うよう諮問

厚生労働大臣

3月4日 診療報酬改定に係る告示・通知の発出

中医協

2月中旬以降 入院医療、外来医療、在宅医療等のあり方について議論

～12月16日
検証結果も含め、個別項目について集中的に議論

11月4日 医療経済実態調査の結果報告
12月2日 診療報酬改定に関する両側の見解
12月4日 薬価調査・材料価格調査の速報報告
12月11日 診療報酬改定への意見(両論併記)
中医協→厚生労働大臣

1月13日 厚生労働大臣の諮問を受け、具体的な診療報酬点数の設定に係る審議
「これまでの議論の整理(現時点の骨子)」
パブリックコメントの実施
1月22日 公聴会(埼玉県)
1月27日・29日、2月3日 個別改定項目(短冊)の審議

2月10日
厚生労働大臣に対し、改定案を答申

平成28年4月1日 施行

平成28年度診療報酬改定の流れ

〔中医協 医療経済実態調査〕

平成27年11月4日 医療経済実態調査結果の報告

平成27年11月20日 医療経済実態調査結果に対する両側の見解

〔中医協 薬価調査・保険医療材料価格調査〕

平成27年12月4日 薬価調査・保険医療材料価格調査(速報値)

《平均乖離率》

薬価:約8.8%(前回:8.2%)

特定保険医療材料:約7.9%(前回:8.9%)

〔社会保障審議会 医療部会・医療保険部会〕

平成27年12月7日 平成28年度診療報酬改定の基本方針

《改定の基本的視点》

- (1)地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点【重点課題】
- (2)患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する視点
- (3)重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点
- (4)効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

〔中医協 診療報酬改定に関する基本的見解〕

平成27年12月2日 平成28年度診療報酬改定に関する両側の考え方

平成27年12月11日 平成28年度診療報酬改定について

中医協としてとりまとめ厚生労働大臣に意見具申するも両論併記

平成28年度診療報酬改定の流れ

〔内閣〕

平成27年12月21日 平成28年度予算編成過程で、診療報酬等の改定率を決定

《財務大臣・厚生労働大臣合意文書》

1. 診療報酬本体: +0.49% (医科: +0.56%、歯科: +0.61%、調剤: +0.17%)
2. 薬価等 ①薬価▲1.22% ①のほか・市場拡大再算定による薬価の見直しにより▲0.19%
・年間販売額が極めて大きい品目に対応する市場拡大再算定の特例の実施により▲0.28%

②材料価格▲0.11%

なお、上記のほか、新規収載された後発医薬品の価格の引下げ、長期収載品の特例的引下げの置き換え率の基準の見直し、いわゆる大型門前薬局等に対する評価の適正化、入院医療において食事として提供される経腸栄養用製品に係る入院時食事療養費等の適正化、医薬品の適正使用等の観点等からの1処方当たりの湿布薬の枚数制限、費用対効果の低下した歯科材料の適正化の措置を講ずる

【厚生労働大臣】

平成28年1月13日 中医協に対して以下に基づき答申を行うよう諮問

①予算編成過程で内閣が決定した改定率

②社会保障審議会 医療部会・医療保険部会が策定した「改定の基本方針」

中医協におけるこれまでの議論の整理(現時点の骨子)を公表し、パブリックコメントを募集

〔中医協〕

平成28年1月22日 地方公聴会を埼玉県で開催

平成28年1月27・29日、2月3日 個別改定項目(短冊)を議論

《中医協》

◎前回(平成26年度)改定「答申書」附帯意見(15項目)に基づく検討

- ・検証調査(13項目)、医療経済実態調査、薬価調査、保険医療材料価格調査
- ・入院医療、外来医療、在宅医療のあり方の検討
- ・患者申出療養、再生医療等製品、特区、費用対効果評価、先進医療 等

[総会]

[薬価専門部会]

[保険医療材料専門部会]

[費用対効果評価専門部会]

[診療報酬改定結果検証部会]

[診療報酬基本問題小委員会]

[調査実施小委員会]

[調査専門組織]

- ・DPC評価分科会
- ・入院医療等の調査・評価分科会
- ・医療技術評価分科会
- ・医療機関等における消費税負担に関する分科会



※2年度で165回開催

平成28年2月10日 厚生労働大臣に対し、診療報酬点数の改定案を答申

(附帯意見:18項目)

《中医協における検討》

[診療報酬改定結果検証部会]

《検証調査(平成26年度実施分)》

- 1) 同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査
- 2) 機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査
- 3) 適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査
- 4) 救急医療管理加算等の見直しによる影響や精神疾患患者の救急受入を含む救急医療の実施状況調査
- 5) 夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間72時間要件を満たさない場合の緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の負担軽減措置の実施状況調査
- 6) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施

《検証調査(平成27年度実施分)》

- 7) 主治医機能の評価の新設や紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化による影響を含む外来医療の機能分化・連携の実施状況調査
- 8) 在宅療養後方支援病院の新設や機能強化型在宅療養支援診療所等の評価の見直しによる影響、在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制の推進等を含む在宅医療の実施状況調査
- 9) 訪問歯科診療の評価及び実態等に関する調査
- 10) 廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等による影響や維持期リハビリテーションの介護保険への移行の状況を含むリハビリテーションの実施状況調査
- 11) 胃瘻の造設等の実施状況調査
- 12) 明細書の無料発行の実施状況調査
- 13) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

《中医協における検討》

[薬価専門部会]

平成27年12月25日 平成28年度薬価制度改革の骨子

平成28年1月20日 平成28年度薬価制度の見直しについて

[保険医療材料専門部会]

平成27年12月16日 平成28年度保険医療材料制度改革の骨子

平成28年1月20日 平成28年度保険医療材料制度の見直しについて

[費用対効果評価専門部会]

平成27年8月26日 費用対効果評価の試行的導入にかかる中間報告について

平成27年12月16日 費用対効果評価の試行的導入について

平成28年1月20日 費用対効果評価の試行的導入に伴う関連通知の整備等について

[診療報酬基本問題小委員会]

平成27年9月9日 入院医療等の調査・評価分科会における平成26年度調査結果
(中間まとめ)の概要について

平成27年10月21日 入院医療等の調査・評価分科会における検討結果(とりまとめ)

平成27年11月4日 医療技術評価分科会における先進医療に係る提案書の取扱い
(案)

平成27年11月20日 平成28年度改定に向けたDPC制度(DPC/PDPS)の対応 検討結果
(中間とりまとめ)

平成27年12月9日 平成28年度改定に向けたDPC制度(DPC/PDPS)の対応 検討結果

[調査実施小委員会]

平成27年11月4日 第20回医療経済実態調査結果

《中医協における検討》

〔診療報酬調査専門組織〕

【医療機関等における消費税負担に関する分科会】

平成27年11月30日 消費税率8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果

【DPC評価分科会】

平成27年11月16日 平成28年改定に向けたDPC制度(DPC／PDPS)の対応について
検討結果(中間とりまとめ)

平成27年11月30日 平成28年改定に向けたDPC制度(DPC／PDPS)の対応について
検討結果

【入院医療等の調査・評価分科会】

平成27年10月15日 入院医療等の調査・評価分科会における検討結果(とりまとめ)

【医療技術評価分科会】

平成28年1月19日 医療技術の評価(案)について

中医協 これまでの審議状況《平成26年度》

【平成27年2月18日】

- ・ 第20回医療経済実態調査の実施案
- ・ 「国家戦略特区における保険外併用療養の特例」の対象医療機関の選定
- ・ **在宅医療(その1)について**
 - ① 社会保障・税一体化改革と平成26年度診療報酬改定の経緯
 - ② 在宅医療を取り巻く現状について
 - ③ 在宅医療に対する診療報酬上の評価
 - ④ 在宅医療の提供体制・提供状況について
 - ⑤ 訪問看護について
 - ⑥ 外来応需体制の運用のあり方について
- ・ 平成26年4月～9月医療費の動向のポイント

【3月4日】

- ・ 平成28年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価・再評価に係る評価方法等(案)
- ・ **入院医療(その1)について**
 - ① 社会保障・税一体化改革と平成26年度診療報酬改定の経緯
 - ② 入院医療を取り巻く現状について
 - ③ 入院医療等について
 - I. 急性期入院医療、II. 地域包括ケア病棟・回復期入院医療、III. 慢性期入院医療

中医協 これまでの審議状況《平成26・27年度》

【3月18日】

- ・ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成26年度調査)の速報案
 - 適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査
 - 救急医療管理加算の見直しによる影響や精神疾患患者の救急受入を含む救急医療の実施状況調査
 - 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
- ・ 原価計算方式における利益率の補正の定量化
- ・ 新規特定保険医療材料の加算に係る定量的評価
- ・ 被災地における特例措置(平成27年4月以降の取扱いの検討)
- ・ 在宅医療を専門に行う医療機関
- ・ 先進医療通知における臨床研究中核病院等の取扱い

【4月8日】

- ・ 外来医療(その1)
 - ① 外来医療に対する診療報酬上の評価
 - ② 外来医療全体の受診動向について
 - ③ 外来の機能分化について
 - ④ 受診行動について
 - ⑤ 主治医機能について

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【4月22日】

- ・ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成26年度調査)の速報案
 - 機能強化型訪問看護ステーションの実態等訪問看護の実施状況調査
 - 夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間72時間要件を満たさない場合の緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の負担軽減措置の実施状況調査
 - 適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査
- ・ 国家戦略特区における保険外併用療養の特例の対象医療機関の選定
- ・ 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針
(医療介護総合確保促進会議の開催)
- ・ 平成27年度介護報酬改定について

【5月13日】

- ・ 肝炎治療薬「ソバルディ錠」の保険適用
- ・ 入院医療等の調査・評価分科会における平成27年度調査項目

【5月27日】

- ・ 在宅医療(その2)
 - ① 患者の状態像に応じた評価のあり方
 - ② 高齢者向け住まい等における在宅医療のあり方
- ・ DPC制度に係るこれまでの検討状況
- ・ DPCに関する特別調査の実施(案)
- ・ 費用対効果評価(具体例の検討結果)

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【6月10日】

- ・ 入院医療(その2)

- ① 急性期入院医療

- ② 地域包括ケア病棟及び在宅復帰の促進

- 地域包括ケア病棟の概況・入院患者の現状

- 在宅復帰の促進と医療機関の連携に関する取組状況

- ・ 次期薬価制度改革に向けた主な課題と今後の議論の進め方
- ・ 平成27年度に実施する医薬品価格調査
- ・ 保険医療材料制度の今後の検討の進め方(案)
- ・ 平成27年度に実施する特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査
- ・ 入院医療等の調査・評価分科会における平成26年度調査結果(速報)の概要

【6月24日】

- ・ 森田中医協会長が任期満了で退任→田辺新会長の選出
- ・ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成27年度調査)の調査票案
- ・ DPC対象病院の合併における基準の取扱い
- ・ 薬剤服用歴の記載状況(自主点検結果)
- ・ 費用対効果評価の試行的導入(その1)

【7月8日】

- ・ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成27年度調査)の調査票案
- ・ 患者申出療養(今後の議論の進め方・検討課題)
- ・ 「経済財政運営と基本方針2015」、「日本再興戦略」改訂2015、「規制改革実施計画」に掲げられた事項の報告

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【7月22日】

- ・ DPCに関する特別調査の実施
- ・ 残薬確認と分割調剤等
- ・ ICTを活用した医療情報の共有の評価
- ・ 歯科医療(その1)について
- ・ 調剤報酬(その1)について
- ・ 費用対効果評価の試行的導入(その2)

【8月7日】

- ・ 社会保険診療に関する消費税の取扱い等
- ・ 消費税8%への引上げに伴う補てん状況の把握

【8月26日】

- ・ 薬価改定について業界からの意見聴取
- ・ 新規特定保険医療材料の保険償還価格算定にかかる原価計算方式での定量的評価
- ・ 肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の保険適用
- ・ 費用対効果評価の試行的導入に係る中間報告
- ・ 患者申出療養(その2)
- ・ DPC／PDPSの対象病院と準備病院の募集

【9月9日】

- ・ 保険医療材料改定について医療機器業界からの意見聴取
- ・ 入院分科会における平成26年度調査結果(中間まとめ)の概要
- ・ 被災地における特例措置延長
- ・ 患者申出療養について患者団体からの意見聴取
- ・ 医薬品産業強化総合戦略～グローバル展開を見据えた創薬～

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【9月30日】

- ・ 薬価改定について業界からの意見聴取
- ・ 再生医療等製品の医療保険上の取扱い
- ・ 外来医療(その2)
紹介状なしの大病院受診時に係る選定療養
- ・ 患者申出療養 制度設計

【10月7日】

- ・ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成26年度調査)の本報告案
 - 同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査
 - 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
- ・ 在宅医療(その3)
 - (1)在宅医療の提供体制
 - (2)在宅医療を提供する医療機関とその評価
 - (3)在宅医療(歯科)の提供体制

【10月14日】

- ・ 薬価改定について薬価算定組織からの意見の検討
- ・ 保険医療材料価格改定について保険医療材料専門組織からの意見の検討①
- ・ 入院医療(その3)
 - (1)入院医療における機能分化の推進
 - (2)医療従事者の負担軽減とチーム医療の推進
 - (3)短期滞在手術等基本料

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【10月21日】

- ・ 入院医療の調査・評価分科会における検討結果(とりまとめ)

- (1)急性期入院医療

- 7対1入院基本料の算定病床の動向、特定除外制度の見直しに伴う影響、重症度、医療・看護必要度

- (2)短期滞在手術等基本料

- (3)特定集中治療室管理料

- (4)総合入院体制加算

- (5)有床診療所入院基本料

- (6)地域包括ケア病棟入院料

- (7)医療資源の少ない地域に配慮した評価

- (8)慢性期入院医療

- 在宅復帰機能強化加算、療養病棟入院基本料2、医療区分の評価項目、脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価

- (9)その他

- 退院支援に係る取組、入院中の他医療機関の受診

- ・ 個別事項(その1:がん対策等)

- (1)がん、(2)たばこ、(3)難病、(4)感染症

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【10月23日】

- 入院医療(その4)
 - (1)急性期医療における患者像の評価
 - (2)総合入院体制加算
- 個別事項(その2:精神医療)
 - (1)長期入院患者の地域移行等、(2)身体合併症、(3)児童・思春期の精神医療
 - (4)薬物依存症、(5)認知症対策、(6)抗精神病薬の減薬にかかる取組
 - (7)精神科デイケア等

【10月28日】中医協委員5名退任(支払側:3、診療側:2)

- 入院医療(その5)
 - (1)地域包括ケア病棟
 - (2)慢性期入院医療
 - (3)退院支援に係る取組
 - (4)入院中の他医療機関の受診

【11月4日】鈴木常任理事の後任に松原副会長が就任

- 医療経済実態調査結果
- 個別事項(その3)
 - (1)高度急性期医療、(2)救急医療、(3)小児・周産期医療
 - (4)医科・歯科連携による栄養管理、(5)栄養食事指導

中医協 これまでの審議状況《平成27年》

【11月6日】

- ・ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成27年度調査)の速報案
 - 主治医機能の評価の新設や紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化による影響を含む外来医療の機能分化・連携の実施状況調査
 - 在宅療養後方病院の新設や機能強化型療養支援診療所等の評価の見直しによる影響、在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制の推進等を含む在宅医療の実施状況調査
 - 訪問歯科診療の評価及び実態等に関する調査
 - 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
- ・ 個別事項(その4)
 - 薬剤使用の適正化等
 - (1)長期処方、(2)高齢者への多剤処方、(3)残薬、(4)分割調剤等
 - (5)後発医薬品使用の促進

【11月11日】

- ・ 在宅医療(その4)
 - (1)在宅医療における評価のあり方
 - (2)訪問看護
 - (3)在宅薬剤管理
 - (4)在宅歯科医療

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【11月18日】

- ・ 外来医療(その3)
 - (1) 外来医療の評価の現状
 - (2) 主治医機能の評価について
 - (3) 紹介状なしの大病院受診時に係る選定療養について

【11月20日】

- ・ 平成28年度改定に向けたDPC制度の対応について検討結果(中間とりまとめ)
- ・ 医療経済実態調査結果に対する両側の見解

【11月25日】

- ・ 入院医療(その6)
 - (1) 身体疾患のために入院する認知症患者のケア
 - (2) 地域加算の見直し
 - (3) 看護職員の夜勤
 - (4) 医療資源の少ない地域に配慮した評価

【11月30日】

- ・ 消費税8%への引上げに伴う補てん状況の把握結果

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【12月2日】

- ・ 平成28年度薬価制度改革に向けた論点整理
- ・ 個別事項(その5) リハビリ
- ・ 診療報酬改定に関する両側の基本的な見解

【12月4日】

- ・ 薬価調査・特定保険医療材料価格調査結果(速報)
- ・ 調剤報酬(その2)

【12月9日】

- ・ 平成28年度改定に向けたDPC制度の対応について(検討結果)
- ・ 入院医療(その7)
 - (1)急性期入院医療
 - (2)入院基本料の病棟単位での届出

【12月11日】

- ・ 個別事項(その6) 技術的事項
- ・ 個別事項(その7) 勤務医等の負担軽減
- ・ 平成28年度診療報酬改定への意見について(公益委員案の提示)※両論併記

【12月16日】

- ・ 次期薬価制度改革の骨子(たたき台)
- ・ 平成28年度保険医療材料制度改革の骨子(案)
- ・ 費用対効果評価の試行的導入
- ・ 個別事項(その8) これまでの議論で求められた資料等

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【12月25日】

- ・ 平成28年度薬価制度改革の骨子(案)
- ・ 平成28年度保険医療材料制度改革の骨子(案)
- ・ 平成28年度診療報酬改定への両側の意見
- ・ 改定率等の報告

【平成28年1月13日】

- ・ 平成28年度診療報酬改定の諮問
- ・ これまでの議論の整理(現時点の骨子)
- ・ パブリック・コメントの募集開始(～1月22日)

【1月20日】

- ・ 平成28年度薬価制度の見直し
- ・ 平成28年度保険医療材料制度の見直し
- ・ 費用対効果評価の試行的導入に伴う関連通知の整備等
- ・ 医療技術の評価(医療技術評価分科会からの報告)
- ・ 先進医療保険導入、先進医療実績報告(先進医療会議からの報告)
- ・ 平成28年度実施の薬価制度見直しの内容(案)(薬価専門部会からの報告)
- ・ 平成28年度実施の保険医療材料制度見直しの内容(案)
(保険医療材料専門部会からの報告)

中医協 これまでの審議状況《平成27年度》

【1月22日】

- ・ 公聴会(さいたま市)(10名の意見発表者からの意見)
- ・ パブリック・コメント締め切り(1047件の意見)

【1月27日】

- ・ 個別改定項目(いわゆる短冊)の議論(その1)
- ・ 平成28年度改定に向けたDPC制度の対応

【1月29日】

- ・ 個別改定項目(いわゆる短冊)の議論(その2)
- ・ 公聴会、パブリック・コメントの報告
- ・ 「答申書」附帯意見(案)
- ・ 選定療養に導入すべき事例等に関する提案・意見募集の結果

【2月3日】

- ・ 個別改定項目(いわゆる短冊)の議論(その3)

【2月10日】

- ・ 厚生労働大臣の諮問に対し、診療報酬点数の改定案を答申、附帯意見18項目

平成28年度改定「答申書」附帯意見(18項目)①

平成28年2月10日 中央社会保険医療協議会

1. 急性期、回復期、慢性期等の入院医療の機能分化・連携の推進等について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、引き続き検討すること。
 - ・ 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響(一般病棟入院基本料の施設基準の見直しが平均在院日数に与える影響を含む)
 - ・ 地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直しの影響
 - ・ 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響
 - ・ 夜間の看護要員配置における要件等の見直しの影響あわせて、短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方、救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方、退院支援における医療機関の連携や在宅復帰率の評価の在り方、療養病棟を始め各病棟における患者像を踏まえた適切な評価の在り方、医療従事者の負担軽減にも資するチーム医療の推進等について、引き続き検討すること。
2. DPCにおける調整係数の機能評価係数Ⅱの置き換えに向けた適切な措置について検討するとともに、医療機関群、機能評価係数Ⅱの見直し等について引き続き調査・検証し、その在り方を引き続き検討すること。
3. かかりつけ医・かかりつけ歯科医に関する評価等の影響を調査・検証し、外来医療・歯科医療の適切な評価の在り方について引き続き検討すること。
4. 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入の影響を調査・検証し、外来医療の機能分化・連携の推進について引き続き検討すること。

平成28年度改定「答申書」附帯意見(18項目)②

平成28年2月10日 中央社会保険医療協議会

5. 質が高く効率的な在宅医療の推進について、重症度や居住形態に応じた評価の影響を調査・検証するとともに、在宅専門の医療機関を含めた医療機関の特性に応じた評価の在り方、患者の特性に応じた訪問看護の在り方等について引き続き検討すること。
6. 回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカム評価の導入及び維持期リハビリテーションの介護保険への移行状況、廃用症候群リハビリテーションの実施状況等について調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。
7. 精神医療について、デイケア・訪問看護や福祉サービス等の利用による地域移行・地域生活支援の推進、入院患者の状態に応じた評価の在り方、適切な向精神薬の使用の推進の在り方について引き続き検討すること。
8. 湿布薬の処方に係る新たなルールの導入の影響も含め、残薬、重複・多剤投薬の実態を調査・検証し、かかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局が連携して薬剤の適正使用を推進する方策について引き続き検討すること。あわせて、過去の取組の状況も踏まえつつ、医薬品の適正な給付の在り方について引き続き検討すること。
9. 医薬品・医療機器の評価の在り方に費用対効果の観点を試行的に導入したことを踏まえ、本格的な導入について引き続き検討すること。
あわせて、著しく高額な医療機器を用いる医療技術の評価に際して費用対効果の観点を導入する場合の考え方について検討すること。

平成28年度改定「答申書」附帯意見(18項目)③

平成28年2月10日 中央社会保険医療協議会

10. 患者本位の医薬分業の実現のための取組の観点から、かかりつけ薬剤師・薬局の評価等の影響を調査・検証し、調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。
11. 後発医薬品に係る数量シェア80%目標を達成するため、医療機関や薬局における使用状況を調査・検証し、薬価の在り方や診療報酬における更なる使用促進について検討すること。
12. ニコチン依存症管理料による禁煙治療の効果について調査・検証すること。
13. 経腸栄養用製品を含めた食事療養に係る給付について調査を行い、その在り方について検討すること。
14. 在宅自己注射指導管理料等の評価の在り方について引き続き検討すること。
15. 未承認薬・適応外薬の開発の進捗、新薬創出のための研究開発の具体的成果も踏まえた新薬創出・適応外薬解消等促進加算の在り方、薬価を下支えする制度として創設された基礎的医薬品への対応の在り方、年間販売額が極めて大きい医薬品を対象とした市場拡大再算定の特例の在り方について引き続き検討すること。
16. 公費負担医療に係るものを含む明細書の無料の発行の促進について、影響を調査・検証するとともに、その在り方を引き続き検討すること。
17. 診療報酬改定の結果検証等の調査については、NDB等の各種データの活用により、調査の客観性を図るとともに、回答率の向上にも資する調査の簡素化に努めること。また、引き続き調査分析手法の向上に努め、調査の信頼性を確保すること。
18. ICTを活用した医療情報の共有の評価の在り方を検討すること。

【主な改定項目】

1. 患者に身近な診療所や中小病院のかかりつけ医の更なる評価
 - (1) 地域包括診療加算・地域包括診療料の要件緩和
 - (2) 認知症に対するかかりつけ医機能の評価
 - (3) 小児かかりつけ医の評価
 - (4) 医師の基礎的な技術の再評価
 - (5) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
 - (6) ニコチン依存症管理料の対象患者の拡大
2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
3. 医療技術の適正評価(モノから人へ)
4. 医療機能に応じた入院医療の評価
5. 医療従事者の負担軽減・人材確保
6. 多職種連携の取組の強化等
7. 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組の推進
8. 医薬品の適正使用の推進
9. 後発医薬品の使用促進
10. 湿布薬の処方

【主な改定項目】

11. リハビリテーション
12. 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
13. 認知症患者への適切な医療の評価
14. 質の高い精神医療の評価
15. 難病患者への適切な医療の評価
16. 小児医療・周産期医療の充実
17. 救急患者受け入れ体制の充実
18. イノベーションや医療技術の適切な評価
19. 重症化予防の取組
20. 医薬品等の適正評価
21. ICTを活用したデータの収集・利活用の推進
22. 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質の高い医療を実現する視点
23. DPC
24. 経過措置一覧
25. 届出

※ スライド各ページに記載している【点p〇〇、留p〇〇、施告p〇〇、施通p〇〇】等は『改定診療報酬点数表参考資料』の点数告示、留意事項通知、施設基準告示、施設基準通知の関連ページを示しています。

1. かかりつけ医機能の更なる評価

- (1) 地域包括診療加算・地域包括診療料の要件緩和、
- (2) 認知症に対するかかりつけ医機能の評価、(3) 小児かかりつけ医の評価、
- (4) 医師の基礎的な技術の再評価、(5) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
- (6) ニコチン依存症管理料の対象患者の拡大 等

- ◇ 前回改定において、日本医師会が従来から強く主張してきた**かかりつけ医機能の評価の道筋として**、複数の慢性疾患をもつ患者に対し、服薬管理や健康管理等も含め、継続的かつ全人的な医療を行うかかりつけ医機能の評価し、地域包括診療加算・地域包括診療料を新設した。
- ◇ 今回の改定では、更なる普及を図るため、これら点数の要件緩和と、認知症や小児においても、**かかりつけ医機能の評価を拡大**することができた。
- ◇ また、前回改定では、外来の機能分化の推進の観点から、大病院の紹介率・逆紹介率を上げるとともに、こうした紹介率・逆紹介率の規定を満たさない大病院の長期処方(30日分以上の投薬)に対する処方料・処方せん料・薬剤料の減算措置(60/100)を設けるなど、**大病院から診療所、中小病院への外来患者の誘導策**も設けた。
- ◇ これに加え、今回「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、医療機関相互間の機能分担や業務連携の更なる推進のため、特定機能病院および一般病床500床以上の地域医療支援病院において、紹介状なしで受診した場合の定額負担が導入された。
- ◇ こうした外来機能分化の中で、かかりつけ医機能を強化することで、今後の改定でさらなる評価を求めている。

外来の機能分化・連携の推進

かかりつけ医の普及を図り、かかりつけ医が患者の状態や価値観も踏まえ、医療をサポートする「ゲートオープナー」機能を確立。

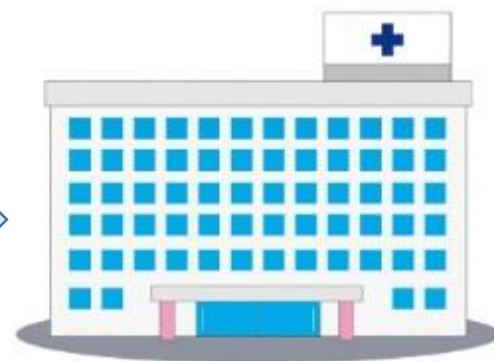
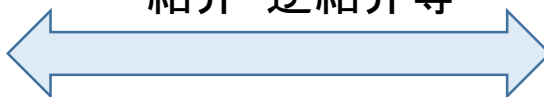


患者がアクセスしやすい中小病院、診療所

- 認知症に対する主治医機能の評価
- 小児に対するかかりつけ医の評価
- 地域包括診療料、地域包括診療加算
(※)の施設基準の緩和

(※) 複数の慢性疾患を持つ患者に対する継続的で全人的な医療を評価

必要に応じて適切に
紹介・逆紹介等



専門的な診療を提供する
地域の拠点となるような病院

- 紹介状なしで大病院を受診した場合
の定額負担を導入

中長期的視点に立った社会保障政策の展開

経済財政諮問会議（平成27年5月26日）
塩崎臨時議員提出資料

① 質が高く、効率的な医療提供体制⇒地域差の縮小

- ・都道府県が提供体制と保険制度の両面から責任を果たす体制の確立

[今年度法改正(予定)、平成30(2018)年度施行]

- ・地域医療構想の策定支援、医療費適正化計画の前倒し・加速化

適正化指標の精緻化・「見える化」手法による地域差縮小 など

[平成30(2018)年度改定⇒前倒し]

- ・医療費適正化に取り組む市町村の支援

[保険者努力支援制度(平成30(2018)年度～)の趣旨を現行補助制度に

前倒しで反映]

② プライマリケアの強化

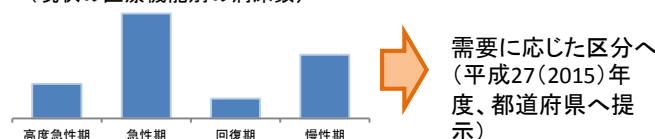
- ・「患者のための薬局ビジョン」の策定[年内公表予定]

- ・かかりつけ医の普及

[平成26(2014)年度診療報酬改定で初めて評価・平成28(2016)年度改定で更なる評価を検討、先行事例を収集・横展開]

【病床機能の再編、地域差の縮小】

(現状の医療機能別の病床数)



療養病床の入院受療率の地域差を縮小するよう地域が一定の幅の中で目標を設定



患者のための薬局ビジョン

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

医薬分業の原点に立ち返り、57,000の薬局すべてを患者のかかりつけ薬局に再編

- ・「地域から機能へ」：24時間対応、在宅対応
- ・「患者中心から患者中心へ」：服薬指導、処方提案
- ・「バラバラから一つへ」：情報の一元的管理、残薬解消、重複投薬防止

地域包括ケアシステムとは・・・

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいう。

④ 情報連携のためのICT基盤の構築

①平成30(2018)年度までに医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開

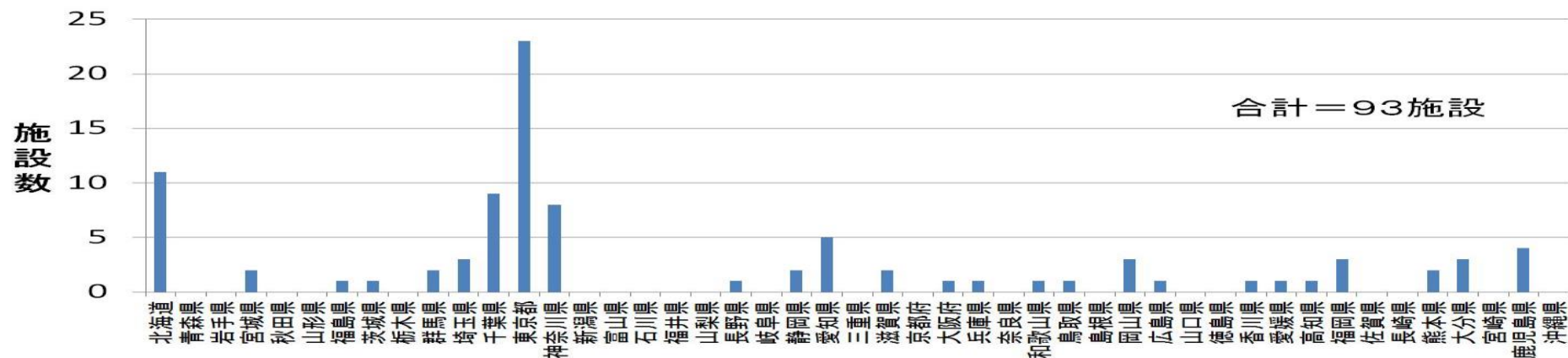
②平成32(2020)年度までに医療現場のデジタル化として400床以上の一般病院の90%が電子カルテを導入

⑤ 医療介護人材の確保・養成

- ・地域医療支援センターの機能充実に向けた支援
- ・ナースセンターによる看護職員の復職支援強化(本年10月施行)
- ・介護人材を質・量の両面から確保するため、「参入の促進」「労働環境の改善」「資質の向上」を推進

地域包括診療料・地域包括診療加算の届出状況①

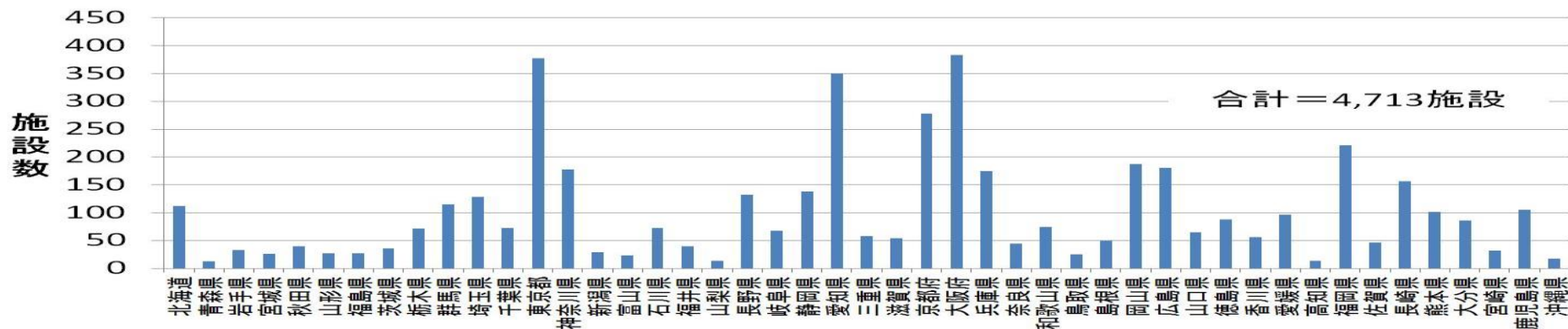
地域包括診療料を届け出た施設数



平成27年7月時点 医療課調べ(暫定値)

地域包括診療料・地域包括診療加算の届出状況②

地域包括診療加算を届け出た施設数



平成27年7月時点 医療課調べ(暫定値)

1. かかりつけ医機能の更なる評価

点p6, 留p18-20,
施告p631,
施通p679-680
様式p1064

(1) 地域包括診療加算の要件緩和(出来高:再診料の加算)

- 前回改定で、外来の機能分化の更なる推進の観点から、主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価した地域包括診療加算の施設基準を緩和し、普及を促す

地域包括診療加算

20点(1回につき)

※ 要件を満たすことが確認できる資料の写しを添付した上で届出必要

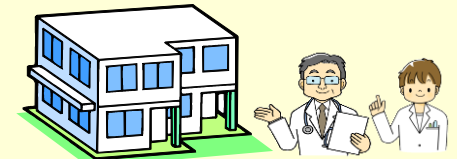


- ※1 対象医療機関は診療所
- ※2 地域包括診療料と地域包括診療加算はどちらか一方に限り届出することができる
- ※3 初診時には算定できない
- ※4 医療機関単位ではなく、患者毎に算定を選択できる
- ※5 院外処方の場合、24時間対応している薬局と連携

[算定要件]

- ① 対象患者は、**高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の4疾病のうち2つ以上(疑いは除く。)**を有する患者とする。
なお、当該医療機関で診療を行う対象疾病(上記4疾病のうち2つ)と重複しない対象疾病(上記4疾病のうち2つ)について他医療機関で診療を行う場合に限り、当該他医療機関でも当該診療料を算定可能とする。
- ② 担当医を決めること。また、当該医師は、関係団体主催の研修を修了していること。
- ③ **療養上の指導、服薬管理、健康管理、介護保険に係る対応、在宅医療の提供および当該患者に対し24時間の対応等**を行っていること。
- ④ 当該点数を算定している場合は、**7剤投与の減算規定の対象外**とする。 ※ 当該患者に院外処方を行う場合、24時間対応の薬局と連携
- ⑤ 下記のうち**いずれか1つ**を満たすこと

- ア) 時間外対応加算1又は2を算定していること
- イ) 常勤医師が**3人**以上在籍していること
- ウ) 在宅療養支援診療所であること



患者がアクセスしやすい診療所

1. かかりつけ医機能の評価

点p174, 留p209-210,
施告p755, 施通p805
様式p1119

(1) 地域包括診療料の要件緩和(包括点数)

- 前回改定で、外来の機能分化の更なる推進の観点から、主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価した地域包括診療料の施設基準を緩和し、普及を促す

地域包括診療料

1,503点(月1回)

※ 要件を満たすことが確認できる資料の写しを添付した上で届出必要

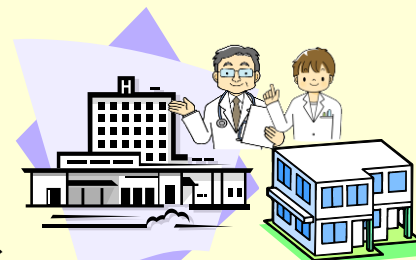


[包括範囲]

- ※1 対象医療機関は診療所又は許可病床が200床未満の病院
- ※2 地域包括診療料と地域包括診療加算はどちらか一方に限り届出することができる
- ※3 初診時には算定できない
- ※4 医療機関単位ではなく、患者毎に算定を選択できる

下記以外は包括とする。なお、当該点数の算定は患者の状態に応じて月ごとに決定することとし、算定しなかった月については包括されない。

- ・(再診料の)時間外加算、休日加算、深夜加算及び小児科特例加算
- ・地域連携小児夜間・休日診療料 診療情報提供料(Ⅱ)
- ・在宅医療に係る点数(訪問診療料、在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料を除く。)
- ・薬剤料(処方料、処方せん料を除く。)
- ・患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用のうち、所定点数が550点以上のもの



[算定要件]

- ① 対象患者は、**高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の4疾病のうち2つ以上(疑いは除く。)**を有する患者とする。
なお、当該医療機関で診療を行う対象疾病(上記4疾病のうち2つ)と重複しない対象疾病(上記4疾病のうち2つ)について他医療機関で診療を行う場合に限り、当該他医療機関でも当該診療料を算定可能とする。
- ② 担当医を決めること。また、当該医師は、関係団体主催の研修を修了していること。
- ③ **療養上の指導、服薬管理、健康管理、介護保険に係る対応、在宅医療の提供および当該患者に対し24時間の対応等**を行っていること。
- ④ 当該点数を算定している場合は、**7剤投与の減算規定の対象外**とする。 ※ 当該患者に院外処方を行う場合
診療所:24時間対応の薬局と連携、病院:24時間開局であること
- ⑤ 下記のうち**すべて**を満たすこと

・診療所の場合

- ア) 時間外対応加算1を算定していること
- イ) 常勤医師が**2人**以上在籍していること
- ウ) 在宅療養支援診療所であること

・病院の場合

- ~~ア) 2次救急指定病院、救急告示病院又は病院群輪番制病院であること~~
- イ) 地域包括ケア入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定していること
- ウ) 在宅療養支援病院であること

地域包括診療料・地域包括診療加算の要件緩和

	地域包括診療料 1,503点(月1回)		地域包括診療加算 20点(1回につき)
	許可病床200床未満病院	診療所	診療所
包括範囲	下記以外は包括 ・(再診料の)時間外加算、休日加算、深夜加算及び小児科特例加算 ・地域連携小児夜間・休日診療料 診療情報提供料(Ⅱ) ・在宅医療に係る点数(訪問診療料、在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料を除く。) ・薬剤料(処方料、処方せん料を除く。) ・患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用のうち、所定点数が550点以上のもの		出来高
対象疾患	高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の4疾病のうち2つ以上(疑いは除く)		
対象医療機関	診療所又は許可病床が200床未満の病院		診療所
研修要件	担当医を決めること。関係団体主催の研修を修了していること。(経過措置1年)		
服薬管理	・当該患者に院外処方を行う場合は24時間開局薬局であること 等	・当該患者に院外処方を行う場合は24時間対応薬局と連携する 等	
	・他の医療機関と連携の上、通院医療機関や処方薬をすべて管理し、カルテに記載する ・院外処方を行う場合は当該薬局に通院医療機関リストを渡し、患者は受診時にお薬手帳を持参することとし、医師はお薬手帳のコピーをカルテに貼付する等を行う 等 ・(地域包括診療料のみ)当該患者について、当該医療機関で検査(院外に委託した場合を含む。)を行うこととし、その旨を院内に掲示 ・当該点数を算定している場合は、7剤投与の減算規定の対象外とする		
健康管理	・健診の受診勧奨、健康相談を行う旨の院内掲示、敷地内禁煙 等		
介護保険制度	・介護保険に係る相談を受ける旨を院内掲示し、主治医意見書の作成を行っていること。 ・下記のいずれか1つを満たす ①居宅療養管理指導または短期入所療養介護等の提供 ②地域ケア会議に年1回以上出席 ③居宅介護支援事業所の指定 ④介護保険の生活期リハの提供 ⑤介護サービス事業所の併設 ⑥介護認定審査会に参加 ⑦所定の研修を受講 ⑧医師がケアマネージャーの資格を有している ⑨(病院の場合)総合評価加算の届出又は介護支援連携指導料の算定		
在宅医療の提供及び24時間の対応	・在宅医療を行う旨の院内掲示、当該患者に対し24時間の対応を行っていること		
	・下記のすべてを満たす ①2次救急指定病院、救急告示病院又は病院群輪番制病院 ②地域包括ケア病棟入院料等の届出 ③在宅療養支援病院	・下記のすべてを満たす ①時間外対応加算1の届出 ②常勤医師が32人以上在籍 ③在宅療養支援診療所	・下記のうちいずれか1つを満たす ①時間外対応加算1又は2の届出 ②常勤医師が32人以上在籍 ③在宅療養支援診療所

8

1. かかりつけ医機能の更なる評価

(2) 認知症に対するかかりつけ医機能の評価

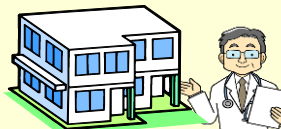
- 複数疾患を有する認知症患者に対して、継続的かつ全人的な医療等を実施する場合に、かかりつけ医としての評価を行う

(新) 認知症地域包括診療加算 30点(1回につき)

点p6, 留p20,
施告p631, 施通p680



- ※1 対象医療機関は診療所
- ※2 地域包括診療加算の届出を行っていること
- ※3 再診料の加算



(新) 認知症地域包括診療料 1,515点(月1回)

- ※1 対象医療機関は診療所又は許可病床が200床未満の病院
- ※2 地域包括診療料の届出を行っていること
- ※3 初診時や訪問診療時には算定できない



点p174-175, 留p
211,
施告p755, 施通p805

[算定要件]

対象患者は、認知症患者であって以下のすべてを満たすものに対して、患者または家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合に算定する。

- ① 認知症以外に1以上の疾患(疑いは除く)を有する
- ② 同月に当該医療機関で以下のいずれの投薬も受けていない
 - 1) 1処方につき5種類を超える内服薬(錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、液剤の1銘柄ごとに1種類として計算)
 - 2) 1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬、睡眠薬を合わせて3種類を超えている
- ③ 疾患及び投薬の種類数に関する要件を除き、地域包括診療加算(地域包括診療料)の算定要件を満たす

※ 地域包括診療加算・地域包括診療料の届出を行っていれば、
認知症地域包括診療加算・認知症地域包括診療料としての届出は不要

※ 当該医療機関で診療を行う疾病(認知症を含む2つ以上)と重複しない疾病を対象とする場合に限り、他医療機関でも地域包括診療加算又は地域包括診療料が算定可能

認知症患者に求められる医療の役割

- ・ 認知症対策において求められている医療の役割と、地域包括診療料が評価する内容には共通する部分が多い。

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(抄)

(1)本人主体の医療・介護等の徹底

- 認知症の人の状態は、周囲の人々やケアの状態を反映する鏡とも言われる。認知症医療・介護等に携わる者は、認知症の人を、各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことではなくできることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していくことが重要である。
- このような本人主体の医療・介護等の原則は、その提供に携わるすべての者が、認知症の人が置かれた環境の下で、認知症の容態の変化に応じたすべての期間を通じて共有すべき基本理念であることを改めて徹底し、医療・介護等の質の向上を図っていく。



地域包括診療料(抄)

- (1) 地域包括診療料は、外来の機能分化の観点から、主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価したものであり、…

認知症対策における主治医機能の重要性

- 認知症対策においては、主治医機能を持つ医師に重要な役割が期待されている。

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(抄)

- 本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにするとともに、かかりつけ医による健康管理や・・・認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことができるような体制を構築していく。
- ・・・まず何よりも身近なかかりつけ医が認知症に対する対応力を高め、必要に応じて適切な医療機関に繋ぐことが重要である。かかりつけ医の認知症対応力を向上させるための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を進めるほか・・・
- 認知症は今や一般的な病気(Common Disease)であり、診療科を超えて連携して対応していく必要があるほか、介護による生活の支援がないと医療での対応だけでは支援が成り立たないという特徴がある。・・・かかりつけ医等と介護支援専門員等を中心として、医療・介護関係者が顔の見える関係を築き、コミュニケーションを取りながら連携を図っていくことが重要である。

認知症診療において期待される主治医機能の具体的内容

- 認知症診療においては、主治医機能として、早期の診断、適切な紹介、日常的な管理のほか、介護サービスの利用の支援等、介護に関する療養上の指導とも必要とされている。

【かかりつけ医の役割】

目の前の患者さんについて、認知症の疑いがあることに気がつき、必要に応じ専門家や専門医療機関に紹介することが「かかりつけ医」として最も重要である。それだけではなく、日常的な生活管理や必要な介護サービスを家族とともに検討し実現することも大切である。

さらに、認知症の人本人や家族の不安を理解し軽減し、日頃の適切な対応を指導することが、身近に存在する「かかりつけ医」には望まれている。

地域包括診療料・地域包括診療加算の類型

	対象疾患	診療内容	内服薬	主な施設基準
新 認知症地域包括診療料 1,515点(1月につき※1)	認知症＋1疾患以上	担当医を決め、 ・療養上の指導 ・他の医療機関での受診状況等の把握 ・服薬管理 ・健康管理 ・介護保険に係る対応 ・在宅医療の提供 ・24時間の対応 等を実施	内服薬 5種類以下 うち向精神薬 3種類以下	○診療所又は200床未満の病院 ○研修の受講 ○病院の場合以下の全て(※2) ・地域包括ケア病棟の届出 ・在宅療養支援病院であること
地域包括診療料 1,503点(1月につき※1)	下記のうち2疾患以上 ・高血圧症 ・脂質異常症 ・糖尿病 ・認知症		(要件なし)	○診療所の場合以下の全て ・時間外対応加算1の届出 ・常勤医師が2人以上(※3) ・在宅療養支援診療所であること
新 認知症地域包括診療加算 30点(再診料に加算)	認知症＋1疾患以上		内服薬 5種類以下 うち向精神薬 3種類以下	○診療所 ○研修の受講 ○以下のいずれか一つ ・時間外対応加算1又は2の届出 ・常勤医師が2人以上(※3) ・在宅療養支援診療所であること
地域包括診療加算 20点(再診料に加算)	下記のうち2疾患以上 ・高血圧症 ・脂質異常症 ・糖尿病 ・認知症		(要件なし)	

※1 当該月の薬剤料、550点以上の検査、画像診断、処置等以外の費用は、当該点数に含まれる

※2 地域包括診療料の、2次救急指定病院等であるとの施設基準については、平成28年度改定で廃止し、要件を緩和

※3 地域包括診療料・加算の、常勤医師が3人以上との施設基準については、平成28年度改定において2人に緩和

1. かかりつけ医機能の更なる評価

点p175, 留p211-212,
施告p755, 施通p805-806
様式p1120

(3) 小児かかりつけ医の評価

- 小児科のかかりつけ医機能を推進する観点から、小児外来医療において、継続的に受診し、同意のある患者について、適切な専門医療機関等と連携することにより、継続的かつ全人的な医療を行うことを総合的に評価する

(新) 小児かかりつけ診療料



1 処方せんを交付する場合

初診時 602点、再診時 413点

2 処方せんを交付しない場合

初診時 712点、再診時 523点



- ※1 小児科外来診療料の算定医療機関
- ※2 時間外対応加算1又は2の届出医療機関
- ※3 小児科又は小児外科を専任する常勤の医師1名以上
- ※4 以下の要件のうち3つ以上に該当すること
 - ① 初期小児救急への参加(休日又は夜間診療を月1回以上)
 - ② 自治体による集団又は個別の乳幼児健診の実施
 - ③ 定期予防接種の実施
 - ④ 過去1年間に超重症児・準超重症に対する在宅医療の提供
 - ⑤ 幼稚園の園医または保育園の嘱託医への就任

[算定要件]

- ① 対象患者は、継続的(4回以上受診(予防接種等の実施を目的として保険外も含む)した3歳未満の患者(3歳未満で当該診療料を算定したことのある患者については未就学児まで算定可)であって、かかりつけ医として、患者の同意を得た上で、緊急時や明らかに専門外の場合等を除き、継続的・全人的な医療を行うことを評価。原則、1か所の医療機関が算定(2か所以上で算定する場合はレセプトに理由を記載)
- ② 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎・喘息など乳幼児期に頻繁に見られる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として必要な指導・診療を行う
- ③ 他の医療機関と連携の上、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行う
- ④ 児の健診歴及び健診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じる
- ⑤ 児の予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行う
- ⑥ 当該診療料を算定する患者からの電話等による緊急の相談等に対し、原則として当該医療機関において、常時対応を行う
- ⑦ 上記の指導・相談等を行う旨を、患者に書面を交付して説明し・同意を得る
- ⑧ 上記の指導・相談等を行う旨を、院内に掲示する

「小児かかりつけ診療料」に関する説明書

様式p1009
p1182-1183

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに常時対応しています。

当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記の提携医療機関や、小児救急電話相談にご相談ください。

連絡先	▲▲医院	●●●—●●●—●●●●
	提携医療機関 ◆◆医院	●●●—●●●—●●●●
	小児救急電話相談	#●●●●

患者さん・ご家族へのお願い

- 緊急時など、都合により他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。（他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせください。）
- 健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください。（母子健康手帳に記載されています。）

「小児かかりつけ診療料」に関する同意書

「小児かかりつけ診療料」算定について説明を受け、理解した上で、
▲▲医院 医師 ○○○○を主治医として、病気の際の診療、継続的な
医学管理、予防接種や健康に関する相談・指導等を受けることに同意い
たします。

※「小児かかりつけ診療料」は1人の患者さんにつき1か所の医
療機関が対象となっています。他の医療機関で同じ説明を受けた
方は、署名する前にお申し出ください。

(患者氏名)

(保護者署名)

1. かかりつけ医機能の更なる評価

(4) 医師の基礎的な技術の再評価(モノから人へ)

➤ 医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、基礎的な技術等の評価の見直しを行う

現行(例)

D400 血液採取

1 静脈:20点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する

G000 皮内、皮下及び筋肉内注射(1回につき):18点

G001 静脈内注射(1回につき):30点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、42点を加算する

G004 点滴注射(1日につき)

1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射量が100mL以上の場合)95点

2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の注射量が100mL以上の場合)95点

3 その他の場合(入院中の患者以外の患者に限る)47点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、42点を加算する

G007 腱鞘内注射:25点 G012 結膜下注射:25点

G012-2 自家血清の眼球注射:25点

D321 コルポスコピー:150点

J000 創傷処置

2 100cm²以上500cm²未満:55点

3 500cm²以上3,000cm²未満:85点

4 3,000cm²以上6,000cm²未満:155点

5 6,000cm²以上:270点

J001-7 爪甲除去(麻酔を要しないもの):45点

J034 イレウス用ロングチューブ挿入法:200点

改定(例)

D400 血液採取

1 静脈:**25**点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、**20**点を加算する

G000 皮内、皮下及び筋肉内注射(1回につき):**20**点

G001 静脈内注射(1回につき):**32**点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、**45**点を加算する

G004 点滴注射(1日につき)

1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射量が100mL以上の場合)**98**点

2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の注射量が100mL以上の場合)**97**点

3 その他の場合(入院中の患者以外の患者に限る)49点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、**45**点を加算する

G007 腱鞘内注射:**27**点 G012 結膜下注射:**27**点

G012-2 自家血清の眼球注射:**27**点

D321 コルポスコピー:**210**点

J000 創傷処置

2 100cm²以上500cm²未満:**60**点

3 500cm²以上3,000cm²未満:**90**点

4 3,000cm²以上6,000cm²未満:**160**点

5 6,000cm²以上:**275**点

J001-7 爪甲除去(麻酔を要しないもの):**60**点

J034 イレウス用ロングチューブ挿入法:**610**点

外来医療の機能分化

(5) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入

通p901, 903

➤ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、一定規模以上の保険医療機関について、定額の徴収を責務とする

① 特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については、
現行の選定療養の下で、定額の徴収を責務とする。

② 定額負担は、徴収する金額の最低金額として設定する。

初診: 5,000円以上、再診: 2,500円以上

③ 現行制度と同様に、緊急その他やむを得ない事情がある場合については、定額負担を求めないこととする。その他、定額負担を求めなくても良い場合を定める。

[緊急その他やむを得ない事情がある場合]

救急の患者、公費負担医療の対象患者、無料低額診療事業の対象患者、HIV感染者

[その他、定額負担を求めなくて良い場合]

①自施設の他の診療科を受診中の患者 ②医科と歯科の間で院内紹介した患者 ③治験協力者である患者

④特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者 ⑤災害により被害を受けた患者

⑥外来受診から継続して入院した患者 ⑦自費診療の患者 ⑧救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者⑨地域に他に当該診療科を標榜する医療機関がなく、その診療科の外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者

⑩その他医療機関が当該医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者

④ 自治体による条例制定が必要な公的医療機関については、条例を制定するまでの期間を考慮し、6か月の経過措置を設ける。

☆ 前回改定では、①大病院の紹介率・逆紹介率の引上げ、②紹介率・逆紹介率の規定を満たさない大病院の長期処方(30日以上分の投薬)に対する処方料・処方せん料・薬剤料の減算措置(60/100)など、大病院から診療所、中小病院への外来患者の誘導策を設けた。今回、更なる対応となった。

1. かかりつけ医機能の更なる評価／重症化予防の取組

点p176, 留p213-214,
施告p756, 施通p806, 様式p1120

(6) ニコチン依存症管理料の対象患者の拡大

- 若年層のニコチン依存症患者にも治療を実施できるよう、対象患者の喫煙本数の関する要件を緩和する
ニコチン依存症管理料

初回:230点、2回目から4回目まで:184点、5回目:180点

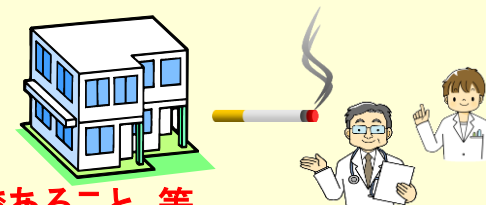
[算定要件]

- ① 対象患者は、**禁煙を希望する患者であって以下のすべてに該当するもの**であって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めたもの。
 - ア 「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症にかかるスクリーニングテスト(TDS)で、ニコチン依存症と診断されたもの
 - イ **35歳以上の者は、 $BI(1日の喫煙本数 \times 喫煙年数) \geq 200$ であるもの**
※ 35歳未満の者に $[BI \geq 200]$ の規定は廃止された
 - ウ 直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているもの
- ② 「禁煙治療のための標準手順書」に沿って、初回の管理料を算定した日から起算して12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する
- ③ 初回算定日より起算して1年を超えた日からでなければ再度算定できない

- **ニコチン依存症管理を実施する医療機関における治療の標準化を推進する観点から、施設基準の見直しを行う**

[施設基準]

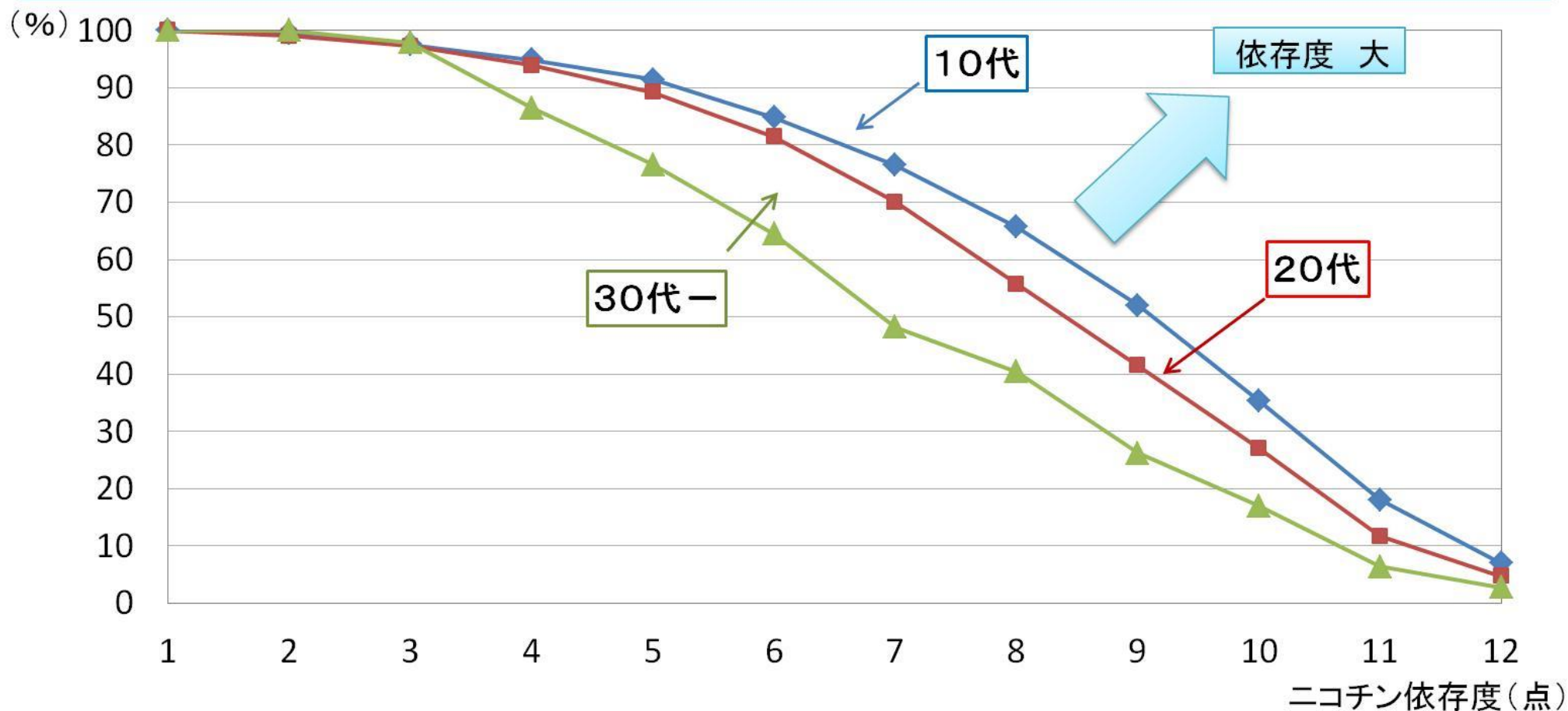
- ① 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務
- ② 禁煙治療に係る専任の看護師等を1名以上配置
- ③ 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
- ④ **過去1年間のニコチン依存症管理料を算定した患者の指導の平均継続回数が2回以上であること 等**
※ 平成28年4月1日～29年3月31日までの1年間の実績を踏まえ、平均継続回数が2回未満の場合は、平成29年7月1日から70／100の点数で算定を行う



若年層のニコチン依存症患者への医療の推進の重要性 (習慣的喫煙開始年齢別)

○ 習慣的に喫煙を始めた年齢が若い程、ニコチン依存度が高く、若年からの喫煙は依存症リスクが高いと言える。

○ 若年層のニコチン依存症患者への治療が重要。

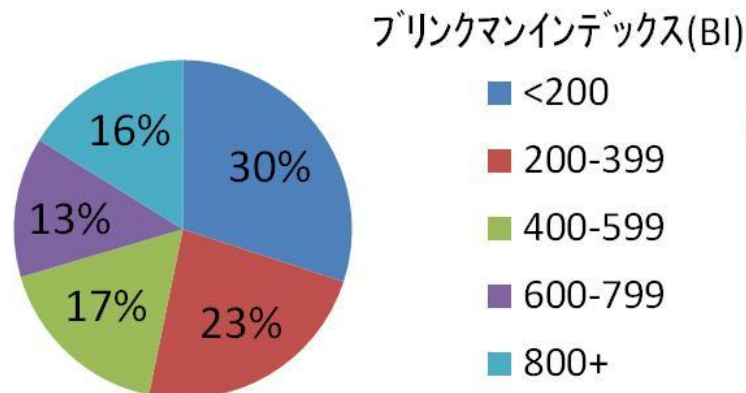


※ 無作為抽出した300単位区内の15歳以上の全世帯員を対象(調査回収率=12,858人)

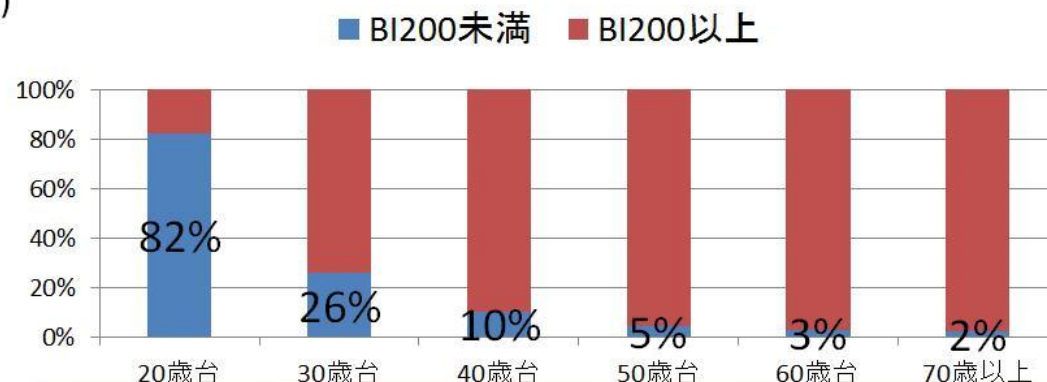
出典) 平成10年度 喫煙と健康問題に関する実態調査

若年層のニコチン依存症患者への医療の推進の重要性

若年層のニコチン依存症患者の重症化予防のためにはBI200未満の者への治療が必要



BI200未満の者は依存症患者の30%



若年層のニコチン依存症患者の多くはBI200未満

第177回国会 常会(平成23年)
「禁煙促進に関する質問主意書」
「未成年者に対しては、まずは、学校等における指導等により喫煙防止を徹底することが重要であると考えるが、ニコチン依存症となった場合には、適切な治療が必要になると考える。」と政府として回答。

1. かかりつけ医機能の更なる評価／後発医薬品の使用促進

(7) 院内処方における後発医薬品使用体制の評価

- 後発医薬品のさらなる使用促進を図る観点から、院内処方を行う診療所について、後発医薬品の使用を推進している場合の評価を新設する

処方料

(新) 外来後発医薬品使用体制加算1(70%以上):4点
加算2(60%以上):3点

点p387, 留p394, 施告p766-767, 施通p828,
様式p1138-1139



[施設基準]

- ① 診療所であって、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の採用を決定する体制が整備されている
- ② 当該診療所において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、加算1は70%以上、加算2は60%以上70%未満であること
- ③ 当該診療所において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること
- ④ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨を受付・支払窓口の見やすい場所に掲示

(8) 一般名処方加算の見直し

点p389, 留p397

- 後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、後発医薬品が存在する全ての医薬品を一般名で処方している場合の評価を新設する

処方せん料 一般名処方加算1:3点 (新)
一般名処方加算2:2点(従来のもの)

[算定要件]

加算1: 交付した処方せんに含まれる医薬品のうち、後発医薬品がある全ての医薬品(2品目以上)が一般名処方されている場合に算定

加算2: 交付した処方せんに1品目でも一般名処方された医薬品が含まれている場合に算定

- 処方時に後発医薬品の銘柄を記載した上で変更不可とする場合には、処方せんにその理由を記載する

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

- (1) 患者の状態や居住場所に応じたきめ細かな評価を実施
- (2) 医療機関の実績に応じた評価
- (3) 診療内容に応じた評価

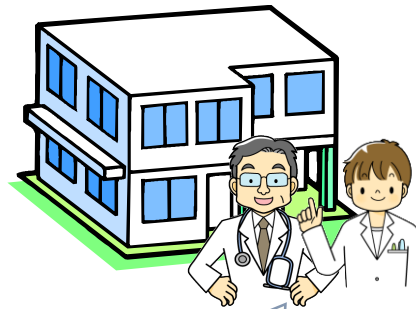
- (1) 重症度・居住場所に応じた評価、月1回の訪問診療による管理料の新設
- (2) 在宅医療専門の医療機関に関する評価の新設、十分な看取り実績を有する医療機関の評価 等
- (3) 休日往診への評価の充実、病院・診療所からの訪問看護の評価を充実 等

- ◇ 地域包括ケアシステムの確立において、在宅医療の推進は極めて重要である。
- ◇ 前回改定では、在宅医療の不適切事例に対応した改定が行われたため、地域医療の現場において在宅医療に真摯に取り組んでいる先生方のモチベーションを下げるような対応がなされた。
- ◇ 今回の改定においては、月1回の訪問診療による管理料を新設し、同一建築物において医学管理を実施している人数に応じた評価の細分化が実施されることとなった。
- ◇ また、今回、在宅医療を専門に行う医療機関を一定要件を設定した上で認めた。
超高齢社会を迎え、地域包括ケアシステムをより効果的に機能していかせるためにも、在宅医療を担う**かかりつけ医をバックアップ**するために、在宅医療専門の医療機関の活用も視野に入れていく必要があることから、在宅医療専門医療機関を排除するのではなく、**地域包括ケアシステム推進の中で、積極的に地域医師会と協力して、地域医療を守っていただきたい**という意思表示である。

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

在宅医療において、医療機関の実績、診療内容及び患者の状態等に応じた評価を行い、在宅医療の質的・量的向上を図る。

＜在宅担当医療機関＞



医療機関の実績
に応じた評価

- 在宅医療専門の医療機関に関する評価を新設
- 十分な看取り実績を有する医療機関を評価
- 重症小児の診療実績を有する医療機関を評価
- 重症小児の看護実績を有する訪問看護ステーションを評価



＜自宅等＞



患者の状態・居住場所等
に応じた評価

- 重症患者に対する医学管理の評価を充実
- 効率性の観点等から、居住場所に応じた評価を見直し

診療内容
に応じた評価

- 休日往診への評価の充実
- 病院・診療所からの訪問看護の評価を充実

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(1) 在宅医療における重症度・居住場所に応じた評価①

- 在宅医療では、比較的重症な患者から軽症な患者まで幅広い患者に対して診療が行われていることから、以下のとおり患者の状態や居住場所に応じたきめ細かな評価を実施する。

① 特定施設入居時等医学総合管理料について、算定対象となる施設を見直すとともに、名称を変更

点p239-243, 242, 留p266-270, 施告p760-761, 施通p817, 様式p1817

現行（対象となる住まい）

特定施設入居時等
医学総合管理料
(特医総管) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
特別養護老人ホーム、特定施設

在宅時医学総合管
理料（在総管） 上記以外の住まい



改定（対象となる住まい）

施設入居時等医学総
合管理料（施設総
管） 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人
ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向
け住宅、認知症グループホーム

在宅時医学総合管
理料（在総管） 上記以外の住まい

② 以下に掲げる重症度の高い患者に対する評価を充実

別表p779

重症度の高い患者

・末期の悪性腫瘍の患者	・スモンの患者	・指定難病の患者
・後天性免疫不全症候群の患者	・脊髄損傷の患者	・真皮を超える褥瘡の患者
・人工呼吸器を使用している患者	・気管切開の管理を要する患者	・気管カニューレを使用している患者
・ドレーンチューブ等を使用している患者	・人工肛門等の管理を要する患者	・在宅自己腹膜灌流を実施している患者
・在宅血液透析を実施している患者	・酸素療法を実施している患者	・在宅中心静脈栄養を実施している患者
・在宅成分栄養経管栄養法を実施している患者	・在宅自己導尿を実施している患者	・植込み型脳・脊髄電気刺激装置による疼痛 管理を受けている患者
・携帯型精密輸液ポンプによるプロスタグランジン2製剤の投与を受けている患者		

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(1) 在宅医療における重症度・居住場所に応じた評価②

③ 月1回の訪問診療による管理料を新設

④ 同一日に診療した人数に関わらず、当該建築物において医学管理を実施している人数に応じて評価

現行

(在総管：機能強化型在支診（病床なし）)

同一建物居住者以外の場合	4,600点
同一建物居住者の場合※1	1,100点



改定

(在総管：機能強化型在支診（病床なし）)

	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
重症患者（月2回以上訪問）	5,000点	4,140点	2,640点
月2回以上訪問している場合	4,200点	2,300点	1,200点
月1回訪問している場合	2,520点	1,380点	720点

現行

(在総管：在支診)

同一建物居住者以外の場合	4,200点
同一建物居住者の場合※1	1,000点



改定後

(在総管：在支診)

	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
重症患者（月2回以上訪問）	4,600点	3,780点	2,400点
月2回以上訪問している場合	3,800点	2,100点	1,100点
月1回訪問している場合	2,280点	1,260点	660点

※1 同一建物居住者の場合；当該建築物に居住する複数の者に対して、医師が同一日に訪問診療を行う場合

※2 単一建物診療患者の人数：当該建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅医学管理を行っている者の数

在宅医療の報酬見直しに係る取り扱い(経過措置等) 対応①

留p267, 269

現行

当該建築物に居住する複数の者に対して、保険医療機関の保険医が同一日に訪問診療を行う場合を、「同一建物居住者の場合」という。

改定後

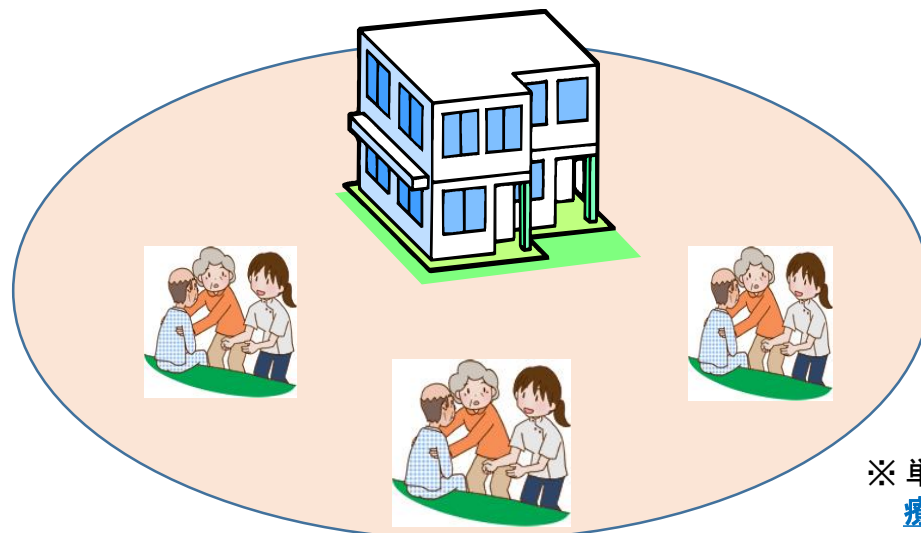
単一建物診療患者の人数とは、当該患者が居住する建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する者の人数をいう。

【例外】

- 1つの患家に同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料は、患者ごとに「単一建物診療患者数が1人の場合」を算定すること。
- 当該建築物において当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定すること。
- ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護の対象施設については、それぞれのユニットにおいて、在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する人数を、単一建物診療患者の人数とみなすこととする。

在宅医療の報酬見直しに係る取り扱い(経過措置等) 対応①

改定後 (施設総管：在支診)			
	<u>単一建物診療患者の人数※</u>		
	<u>1人</u>	<u>2～9人</u>	<u>10人～</u>
<u>重症患者（月2回以上訪問）</u>	<u>3,300点</u>	<u>2,700点</u>	<u>2,400点</u>
<u>月2回以上訪問している場合</u>	<u>2,700点</u>	<u>1,500点</u>	<u>1,100点</u>
<u>月1回訪問している場合</u>	<u>1,620点</u>	<u>900点</u>	<u>660点</u>



対応①

3ユニット以下の認知症グループホームは、ユニットごとに人数を計算

※ 単一建物診療患者の人数: 当該建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅医学管理を行っている者の数

在宅医療の報酬見直しに係る取り扱い(経過措置等) 対応②

留p266-267

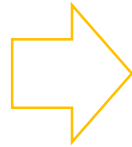
現行 (対象となる住まい)

特定施設入居
時等医学総合
管理料 (特医
総管)

養護老人ホーム、軽費老人
ホーム、特別養護老人ホー
ム、特定施設

在宅時医学総
合管理料 (在
総管)

上記以外の住まい



改定後 (対象となる住まい)

施設入居時等医
学総合管理料
(施設総管)

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特
別養護老人ホーム、有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅、認知症
グループホーム

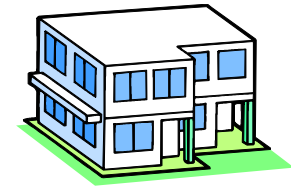
上記以外の住まい

在宅時医学総合
管理料 (在総
管)

但し、有料老人ホーム、サービス付き高
齢者向け住宅、認知症グループホームに
居住する患者であって、平成28年3月以
前に当該住宅に居住している際に、在宅
時医学総合管理料を算定したものについ
ては、平成29年3月末日までの間に限り、
在宅時医学総合管理料を算定できる。

在宅医療の報酬見直しに係る取り扱い(経過措置等) 対応②

現行 (在総管：在支診)	
同一建物居住者以外の場合	4,200点
同一建物居住者の場合※1	1,000点



対応②<経過措置>

平成28年3月以前に在総管を算定できた住居(認知症グループホーム、特定施設以外の有料老人ホーム等)に居住している患者は、平成28年度中は在総管を算定できる

改定後 (在総管：在支診)			
	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
<u>重症患者(月2回以上訪問)</u>	<u>4,600点</u>	<u>3,780点</u>	<u>2,400点</u>
<u>月2回以上訪問している場合</u>	<u>3,800点</u>	<u>2,100点</u>	<u>1,100点</u>
<u>月1回訪問している場合</u>	<u>2,280点</u>	<u>1,260点</u>	<u>660点</u>

※1 同一建物居住者の場合;当該建築物に居住する複数の者に対して、医師が同一日に訪問診療を行う場合

※ 単一建物診療患者の人数: 当該建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅医学管理を行っている者の数

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(2) 在宅医療における看取り実績に関する評価の充実①

- 在宅医療において、実績に応じた評価を行う観点から、緊急往診及び看取りの十分な実績を有する在支診・在支病に対する評価の見直しを行う。

1. 機能強化型の在支診・在支病のうち、緩和ケアに関する十分な経験を有し、十分な緊急往診や看取りの実績を有する医療機関に対する評価を新設する

点p238

(新) 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(緊急、夜間・休日又は深夜の往診):100点

点p238

(新) 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(ターミナルケア加算):1,000点

(新) 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(在宅時医学総管理料)

点p241

単一建物診療患者数が1人の場合:400点

単一建物診療患者数が2～9人の場合:200点

その他の場合:100点

点p243

(新) 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(施設入居時等医学総管理料)

単一建物診療患者数が1人の場合:300点

単一建物診療患者数が2～9人の場合:150点

その他の場合:75点

点p243

(新) 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(在宅がん医療総合診療料):150点

[施設基準]

施告p760, 施通p809, 817, 様式1121-1123

- ① 過去1年間の緊急往診の実績が15件以上かつ在宅での看取りの実績を20件以上有する。
- ② 緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の医療機関で、3か月以上の勤務歴がある常勤の医師（在宅医療を担当する医師に限る）がいる。
- ③ 末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去1年間に2件以上有していること、又は過去に5件以上実施した経験のある常勤の医師が配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与（投与経路は問わないが、定期的な投与と頓用により患者が自ら疼痛を管理できるものに限る。）した実績を過去1年間に10件以上有していること。
- ④ 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいる。

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(2) 在宅医療における看取り実績に関する評価の充実②

- 在宅医療において、実績に応じた評価を行う観点から、緊急往診及び看取りの十分な実績を有する在支診・在支病に対する評価の見直しを行う。

2. 在宅療養実績加算について、実績の段階等に応じた評価の精緻化を行うとともに、医学総合管理料の見直しに伴う評価の見直しを行う

《現行》

- ①: 在宅時医学総合管理料
②: 特定施設入居時等医学総合管理料

	同一建物居住者以外	同一建物居住者
在宅療養実績加算	①300点 ②225点	①75点 ②56点

《改正》

- ①: 在宅時医学総合管理料
②: 施設入居時等医学総合管理料

点p242, 239, 施告p760,
施通p809, 817, 様式p1121-1123

	単一建物診療患者 1人	単一建物診療患者 2～9人	単一建物診療患者 その他
在宅療養実績加算1	①300点 ②225点	①150点 ②110点	① 75点 ② 56点
在宅療養実績加算2	①200点 ②150点	①100点 ② 75点	① 50点 ② 40点

[施設基準]

在宅療養実績加算 ① 機能強化型ではない、在支診又は在支病

② 過去1年間の緊急往診の実績が10件以上かつ在宅での看取りの実績が4件以上

在宅療養実績加算2(新設) ① 機能強化型ではない、在支診又は在支病

② 過去1年間の緊急往診の実績が4件以上かつ在宅での看取りの実績が2件以上

③ 緩和ケアに係る適切な研修を修了している常勤の医師がいる

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(3) 在宅医療を専門に行う医療機関

- 健康保険法に基づく開放性の観点から、外来応需体制を有していることが原則であることを明確化した上で、以下の要件等を満たす場合には在宅医療を専門に実施する診療所の開設を認める

[主な開設要件]

- ① 無床診療所
- ② 在宅医療を提供する地域をあらかじめ規定、その範囲(対象とする行政区域、住所等)を被験者に周知する
- ③ ②の地域の患者から往診や訪問診療を求められた場合、医学的に正当な理由等なく断ることがない
- ④ 外来診療が必要な患者が訪れた場合に対応できるよう、**地域医師会から協力の同意**を得ている、又は予め規定した診療地域内に2か所以上の協力医療機関を確保している
- ⑤ 在宅医療導入に係る相談に随時応じ、患者・家族等からの相談に応じる設備・人員等が整っている
- ⑥ 診療所の名称・診療科目等を公道等から容易に確認できるよう明示したうえ、通常診療に応需する時間にわたり、診療所において、患者、家族等からの相談に応じる設備、人員等の体制を備えている、
- ⑦ 緊急時を含め、随時連絡に応じる体制を整えている

等

- 在宅医療専門の医療機関について、機能強化型在支診の施設基準に加え、以下の実績等を満たしている場合には、機能強化型在支診と同様の評価を行う

施告p761, 施通p807-809

① 在宅患者の占める割合が95%以上

④ (施設総管の件数) / (在総管・施設総管の件数) $\ll$ 0.7

② 5か所 / 年以上の医療機関からの新規患者紹介実績

⑤ (要介護3の患者 + 重症患者) / (在総管・施設総管の件数) $\geq$ 0.5

③ 看取り実績が20件 / 年以上又は15歳未満の超・準重症症児の患者が10人以上

- 在宅医療専門の医療機関であって、上記の基準を満たさないものは、在総管・施設総管について、在支診でない場合の所定点数の**80 / 100**に相当する点数により算定する

点p241-243, 留p270

- 在宅患者の占める割合が95%未満である医療機関について、在支診の要件は現行通りとする



1. 在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めていない趣旨

- 健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする（いわゆるフリーアクセス）とされている。
- この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが重要であり、健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。（法令上、明確に規定された要件ではない）
- なお、在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めた場合は、当該地域の患者の受診の選択肢が少なくなるおそれ、当該保険医療機関の患者が急変時に適切な受診ができないおそれ等が考えられる。

2. 外来応需の体制確保の指導

- 厚生局における保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導を行っており、在宅医療を専門に行う保険医療機関は認めていない。
- しかし、全国一律の運用基準や指針などはなく、厚生局によって、指導内容や方法等に違いがあるとの指摘がある。

<参考>

○健康保険法

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一～五（略）

2（略）

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二・三（略）

○「被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について」（平成23年9月7日 中医協 総－8）

・周囲に入院医療機関が不足している等、やむを得ない場合には、当該医療機関において外来を開かず、在宅医療のみを行う場合であっても保険医療機関として認めることとする。〔現在は、福島県内のみ利用可能〕

規制改革実施計画(抄)

平成26年6月24日閣議決定

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
43	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置をとる。 (以下略)	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省

規制改革会議の議論の中で寄せられた要望の要旨(平成25年11月)

○在宅医療専門診療所の開設基準の緩和について

<要望の内容>

在宅医療専門診療所を認めてほしい。

<主な理由>

在宅医療専門の診療所開設の認可の判断にあたって、開設時に外来時間の割合を増やすよう指導されたり、外部看板のサイズを外来患者用に大きくするよう求められることがある。

例えばがん末期の患者や神経難病の患者等、頻回往診が必要な患者や、主治医がいない患者の場合、在宅の専門診療所の役割は大きい。在宅の専門診療所に、たまたま調子が悪いという患者さんが駆け込んできても、拒否することはないが、在宅の専門診療所としてもっと専門性を高めるような形があつてよいのではないか。

中医協での主な意見

【在宅医療の提供体制の確保のため、在宅専門の医療機関を認めていくべきとの意見】

- 今後ともかかりつけ医の外来の延長としての在宅医療が中心であるべきと考えているが、今後、特に都市部において高齢者の大幅な増加により、かかりつけ医の在宅医療だけでは量的に十分に対応できない場合も想定されるため、かかりつけ医の在宅を補完する形で、かかりつけ医と連携して在宅を中心に診療を行う医師が参加することは認められるのではないかと。
- 全ての医師が訪問診療に対応できるという訳ではないので、様々なバリエーションを増やしていく必要があるのではないかと。

【悪影響を生じさせない対応が必要との意見】

- きちんとした枠組みが構築されないと、軽症者も含めて全て在宅で診るような医師が出現したり、ワゴン車と携帯電話だけで、どこにいるか分からない医師がふらっと診療を行う様な場合等、様々な弊害が生じる可能性があるため、その様な点については慎重に配慮すべき。
- 在宅医療を中心に行う医師も地域包括ケアシステムの一員として参加すべきであり、地域に溶け込むことが求められる。そのためには、診療地域や規模を予め制限しておく等の対応が必要ではないかと。
- 前回改定において、不適切事案、モラルハザードの発生というものに対して、大幅な見直しが必要になってしまったが、健全な在宅医療の推進が阻害されないよう、慎重に対応すべきではないかと。

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(4) 小児在宅医療に係る評価の推進

- 小児在宅医療に積極的に取り組んでいる医療機関を評価する観点から、機能強化型の在支診・病の実績要件として、看取り実績だけでなく、重症児に対する医学管理の実績を評価する。



現行

【機能強化型(単独型)】

過去1年間の在宅における看取り実績が4件以上

【機能強化型(連携型)】

過去1年間の看取り実績が、連携する他の医療機関と併せて4件以上、かつ、当該医療機関において2件以上

改定

施通p807, 815

【機能強化型(単独型)】

過去1年間の在宅における看取り実績が4件以上 又は過去1年間の15歳未満の超・準超重症児の医学管理の実績が4件以上

【機能強化型(連携型)】

- ・過去1年間の看取り実績が、連携する他の医療機関と併せて4件以上
- ・当該医療機関において過去1年間の看取り実績が2件以上 又は15歳未満の超・準超重症児の医学管理の実績が2件以上

施通p808, 816

(5) 休日の往診に対する評価の充実

- より充実した診療を行っている医療機関を評価する観点から、休日の往診に対する評価を新設する。

現行

【機能強化型(病床有り)】

夜間(深夜を除く。)の往診 1,700点

【機能強化型(病床なし)】

夜間(深夜を除く。)の往診 1,500点

【通常型】

夜間(深夜を除く。)の往診 1,300点

【その他】

夜間(深夜を除く。)の往診 650点

改定

点p237

【機能強化型(病床有り)】

夜間・休日(深夜を除く。)の往診 1,700点

【機能強化型(病床なし)】

夜間・休日(深夜を除く。)の往診 1,500点

【通常型】

夜間・休日(深夜を除く。)の往診 1,300点

【その他】

夜間・休日(深夜を除く。)の往診 650点

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(6) 在宅自己注射指導管理料の見直し

点p252, 留p280-290

- 疾患の医学管理に関する評価を踏まえて、現行の注射指導回数に応じた評価の差を縮小する。
また、導入初期の指導と難病患者への指導管理を重点的に評価する

1. 在宅自己注射指導管理料の指導内容を明確化した上で、頻度に応じた点数を新設するとともに、難病患者への指導管理を行った場合を重点的に評価する

現行

【在宅自己注射指導管理料】

- 1 複雑な場合: 1,230点
 - 2 1以外の場合
 - イ 月3回以下: 100点
 - ロ 月4回以上: 190点
 - ハ 月8回以上: 290点
 - ニ 月28回以上: 810点
- 注2 導入初期加算: 500点



改定

【在宅自己注射指導管理料】

- 1 複雑な場合: 1,230点
 - 2 1以外の場合
 - イ 月27回以下: **650点**
 - ロ 月28回以上: **750点**
 - ハ (削除)
 - ニ (削除)
- 注 2については、難病外来指導管理料との併算定を可能とする
- 注2 導入初期加算: **580点**



2. 2以上の保険医療機関において、同一の患者について異なる疾患の在宅自己注射指導管理を行っている場合に、それぞれ当該指導管理料を算定できることとする
3. 在宅自己注射導入前の、入院又は週2回以上の外来、往診若しくは訪問診療での医師による指導を、「入院又は2回以上の」に見直しを行う

留p389

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(7) 機能強化型訪問看護ステーションの要件見直し

- 在宅医療を推進するために、機能の高い訪問看護ステーションを実情に即して評価する
- 超重症児等の小児を受け入れる訪問看護ステーションを増加させるために、超重症児等の小児の訪問看護に積極的に取り組む訪問看護ステーションを評価する

告p980, 通p999

現行

【機能強化型訪問看護管理療養費1】

ハ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 20回以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。

【機能強化型訪問看護管理療養費2】

ハ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 15回以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。

改定

【機能強化型訪問看護管理療養費1】

ハ 次のいずれかを満たすこと。

- ① ターミナルケア件数※を合計した数が年に 20以上
- ② ターミナルケア件数を合計した数が年に 15以上、かつ、超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時4人以上
- ③ 超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時6人以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。なお、ハにおいて②又は③に該当する場合は、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者と連携することが望ましい。

【機能強化型訪問看護管理療養費2】

ハ 次のいずれかを満たすこと。

- ① ターミナルケア件数を合計した数が年に 15以上
- ② ターミナルケア件数を合計した数が年に 10以上、かつ、超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時3人以上
- ③ 超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時5人以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。なお、ハにおいて②又は③に該当する場合は、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者と連携することが望ましい。

※ターミナルケア件数:

訪問看護ターミナルケア療養費の算定件数、ターミナルケア加算の算定件数又は在宅で死亡した利用者のうち当該訪問看護ステーションと共同で訪問看護を行った保険医療機関において在宅がん医療総合診療料を算定していた利用者数を合計した数

2. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(8) 衛生材料等の提供についての評価

- 訪問看護を実施した保険医療機関が、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を提供したことを評価する
1. 訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した主治医が、患者に対して衛生材料又は保険医療材料の費用が包括されている在宅療養指導管理料等を算定していない場合であって、在宅療養において必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を提供したときに、訪問看護指示料の加算として衛生材料等提供加算を算定できるようにする
(新) 衛生材料等提供加算: 80点(月1回)
[算定要件] 点p249, 449, 留p281, 471
 2. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の評価を引き上げる
在宅患者訪問点滴注射管理指導料: 60点→100点 点p248

(9) 特定保険医療材料等の算定の明確化

- 医師の指示に基づき、在宅医療において看護師等が医師の診療日以外に行った検体採取や、使用した特定保険医療材料、薬剤に関する診療報酬上の取扱いを明確にする
1. 主治医の指示に基づき、主治医の診療日以外に訪問看護ステーションの看護師等が処置を実施する際又は特別養護老人ホームの配置医師の指示に基づき、配置医師の診療日以外に配置看護師等が処置を実施する際に用いる薬剤及び特定保険医療材料についても、使用量を主治医又は配置医師が患者に処方できることを明確にする
 2. 検体検査について、検査を指示・実施する保険医療機関において、検体検査実施料を算定できることとする

留p9-10
p259-
309

留p9-
10, 327

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

基本的な考え方

- 我が国の医療水準は国際的にみても高い状況にあり、引き続き、質の高い医療を継続的に提供できる体制を確保するために、外科的な手術や専門性の高い医学管理などの医療技術について、学会等からの提案も踏まえ、難易度や専門性に応じた適切な評価を行う。

評価の視点

(1) 医療技術の評価及び再評価

学会等からの提案書に基づき、医療技術評価分科会において検討を行い、新規技術の保険導入及び既存技術の診療報酬上の評価の見直しを行う。

※ 医師の基礎的な技術の再評価

(2) 外科的手術の適切な評価

外科的手術の適正な評価を行うため、「外保連試案第8.3版」の評価を参考に、診療報酬における手術の相対的な評価をより精緻化する。

(3) 先進医療からの保険導入

先進医療会議の検討結果を踏まえ、優先的に保険導入すべきとされた医療技術の保険導入を行う。

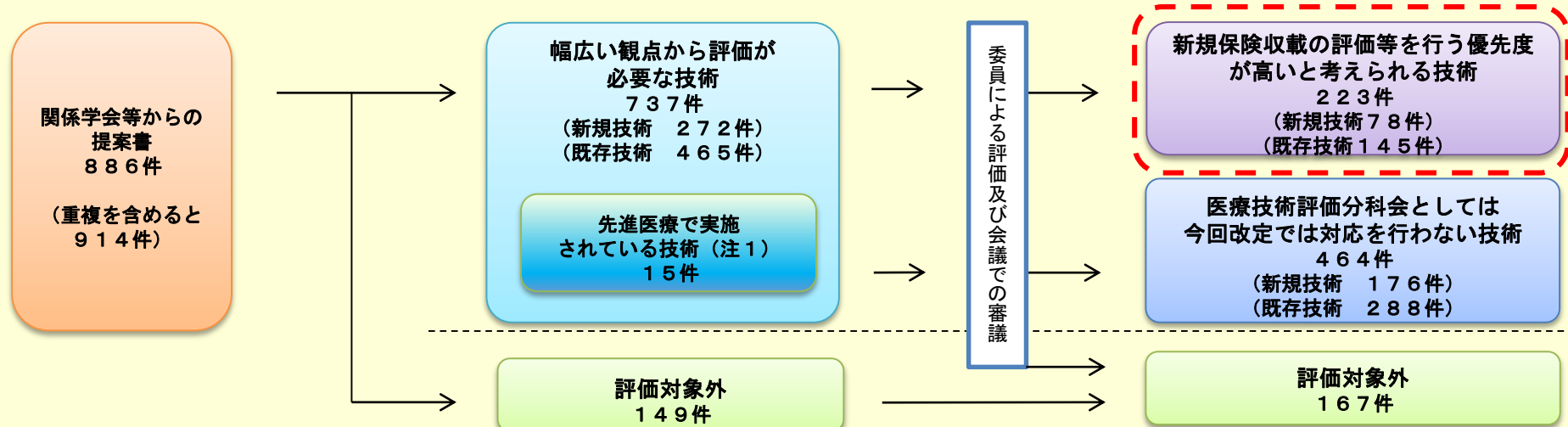
3. 医療技術の適切な評価

(1) 医療技術の評価及び再評価

医療技術の適正な評価の観点から、関係学会等から提出された提案書に基づき、医療技術評価分科会において検討を実施し、**新しい医療技術78件を保険導入**するとともに、**既存技術145件について診療報酬上の評価の見直し**を行う。

【評価の実施方法等】

- ①平成27年3月から6月にかけて関係学会から914件(重複を含む)の提案書が提出
- ②学会等のヒアリングや重複の確認を行い、基本診療料に係る提案や使用する医薬品等について医薬品医療機器等法上の承認が確認できない技術等を除いた技術について検討を実施
- ③幅広い観点から評価が必要な技術について、専門的観点も踏まえ、分野横断的な幅広い観点から評価を実施



注1: 先進医療技術は、提案書を提供の上、先進医療会議において評価。

注2: 中医協総会において、提案書の内容について議論が行われている提案が別途 29件あり。

例)

- ・新規技術; 内視鏡下鼻腔手術、内視鏡経皮酸素ガス分圧連続測定、鼻腔・咽頭拭い液採取料など
- ・既存技術; 採血、コルポスコピー、創傷処置、血球成分除去療法、腹腔鏡下腓体尾部切除術など

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

①新たな手術の評価

1. 現在保険収載されていない鏡視下手術のうち、医療技術評価分科会での評価を踏まえ、有効性及び安全性等が確立している術式について項目の新設等を行う

(新) 内視鏡下鼻腔手術 I 型(下鼻甲介手術)	5, 520点	
(新) 腹腔鏡下臍ヘルニア手術	9, 520点	
(新) 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除)	108, 820点	
(新) 腹腔鏡下臍頭十二指腸切除術	158, 450点	ほか

2. 手術手技の高度化等への対応のため、医療技術評価分科会での評価等を踏まえ、項目の細分化等により評価の見直しを行う

現行	
骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術を除く。)	29, 190点



改定	
(改) 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)	32, 110点
(新) 寛骨臼骨折観血的手術	43, 790点

現行	
直腸脱手術 1 経会陰によるもの	8, 410点



改定	
直腸脱手術 1 経会陰によるもの (改) イ 腸管切除を伴わないもの	8, 410点
(新) ロ 腸管切除を伴うもの	25, 780点

現行	
経皮的動脈弁置換術	37, 430点



改定	
経カテーテル動脈弁置換術	
(新) 1 経心尖動脈弁置換術	61, 530点
(改) 2 経皮的動脈弁置換術	37, 560点

手術の保険導入①

《手術の保険導入》

新規に保険導入された手術

区分番号	手術項目名	点数
K080-6	関節鏡下股関節唇形成術	<u>44,830点</u>
K124-2	寛骨臼骨折観血的手術	<u>43,790点</u>
K178-5	経皮的脳血管ステント留置術	<u>33,150点</u>
K347-3	内視鏡下鼻中隔手術Ⅰ型（骨、軟骨手術）	<u>5,520点</u>
K347-4	内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型（粘膜手術）	<u>2,030点</u>
K347-5	内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型（下鼻甲介手術）	<u>5,520点</u>
K347-6	内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型（鼻腔内手術）	<u>3,170点</u>
K347-7	内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型（鼻孔閉鎖症手術）	<u>19,940点</u>
K461-2	内視鏡下甲状腺部分切除、腫瘍摘出術 1 片葉のみの場合 2 両葉の場合	<u>17,410点</u> <u>25,210点</u>
K462-2	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	<u>25,210点</u>
K464-2	内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	<u>20,660点</u>
K508-3	気管支熱形成術	<u>10,150点</u>
K526-4	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	<u>6,300点</u>



手術の保険導入②

《手術の保険導入》

新規に保険導入された手術

区分番号	手術項目名	点数
K528-3	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	<u>7 6, 3 2 0</u> 点
K530-3	内視鏡下筋層切開術	<u>9, 4 5 0</u> 点
K560-2	オープン型ステントグラフト内挿術	<u>1 1 4, 5 1 0</u> 点
	1 弓部大動脈	
	2 上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
	イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	<u>1 8 7, 3 7 0</u> 点
	ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	<u>2 1 0, 7 9 0</u> 点
	ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術	<u>2 4 3, 5 8 0</u> 点
	ニ その他のもの	<u>1 7 1, 7 6 0</u> 点
	3 下行大動脈	<u>8 9, 2 5 0</u> 点
K603-2	小児補助人工心臓（1日につき）	
	1 初日	<u>6 3, 1 5 0</u> 点
	2 2日目以降30日目まで	<u>8, 6 8 0</u> 点
	3 31日目以降	<u>7, 6 8 0</u> 点
K605-5	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	<u>9, 4 2 0</u> 点
K616-5	経皮的血管内異物除去術	<u>1 4, 0 0 0</u> 点
K674-2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	<u>3 4, 8 8 0</u> 点
K700-2	腓腫瘍摘出術	<u>2 1, 7 5 0</u> 点



手術の保険導入③

《手術の保険導入》

新規に保険導入された手術

区分番号	手術項目名	点数
K703-2	腹腔鏡下臍頭十二指腸切除術	<u>1 5 8, 4 5 0 点</u>
K715-2	腹腔鏡下腸重積症整復術	<u>1 4, 6 6 0 点</u>
K726-2	腹腔鏡下人工肛門造設術	<u>1 3, 9 2 0 点</u>
K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	<u>7 0, 7 3 0 点</u>
K781-3	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	<u>8, 2 5 0 点</u>
K843-4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	<u>9 5, 2 8 0 点</u>
K865-2	腹腔鏡下仙骨腔固定術	<u>4 8, 2 4 0 点</u>
K937-2	術中グラフト血流測定加算	<u>2, 5 0 0 点</u>
K939-6	凍結保存同種組織加算	<u>9, 9 6 0 点</u>



3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

②帝王切開術の評価の見直し

- 医療技術評価分科会での評価を踏まえ、帝王切開術について項目・点数の見直しを行う
- 具体的には、病態等に応じた評価を充実することとし、

① 緊急帝王切開の評価を引き上げる

点p552, 留p585

② 手術手技が通常よりも複雑な場合を対象とした加算項目を新設する。あわせて従来の「前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合」の項目を削除し、点数体系を簡素化する

現行	
帝王切開術	
1 緊急帝王切開	20, 140点
2 選択帝王切開	20, 140点
3 前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合	21, 640点



改定	
帝王切開術	
1 緊急帝王切開	<u>22, 200点</u>
2 選択帝王切開	20, 140点
(新) 注 複雑な場合の加算	<u>2, 000点</u>

※「注」の加算対象

1. 前置胎盤を合併する場合
2. 32週未満の早産の場合
3. 胎児機能不全を認める場合
4. 常位胎盤早期剥離を認める場合
5. 開腹歴（腹腔・骨盤腔内手術の既往をいう。）のある妊婦に対して実施する場合



3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)

③基礎的な技術等の再評価

➤ 医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、基礎的な技術等の評価の見直しを行う

血液採取 注 乳幼児加算	20点 14点	<u>25点</u> <u>20点</u>
皮内、皮下及び筋肉内注射	18点	<u>20点</u>
静脈内注射 注 乳幼児加算	30点 42点	<u>32点</u> <u>45点</u>
点滴注射 1 乳幼児に対するもの(1日100mL以上) 2 1に掲げる者以外のものに対するもの(1日500mL以上) 3 その他の場合 注 乳幼児加算	95点 95点 47点 42点	<u>98点</u> <u>97点</u> <u>49点</u> <u>45点</u>
腱鞘内注射	25点	<u>27点</u>
結膜下注射	25点	<u>27点</u>
自家血清の眼球注射	25点	<u>27点</u>
コルポスコピー	150点	<u>210点</u>
創傷処置 2 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満 5 6,000平方センチメートル以上	55点 85点 155点 270点	<u>60点</u> <u>90点</u> <u>160点</u> <u>275点</u>
爪甲除去(麻酔を要しないもの)	45点	<u>60点</u>
イレウス用ロングチューブ挿入法	200点	<u>610点</u>



3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

④ 検体検査の評価

➤ 医療技術評価分科会での評価を踏まえ、新たな検査の保険適用に加え、検体採取の評価や、検体検査実施料の引き上げを行う

1. 新たな検査の保険適用

点p309, 留333

(新) 血液化学検査 セレン 144点

[算定要件]

長期静脈栄養管理若しくは長期成分栄養剤を用いた経腸栄養管理を受けている患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者又は重症心身障害児(者)に対して、診察及び他の検査の結果からセレン欠乏症が疑われる場合の診断及び診断後の経過観察を目的として実施した場合に限り算定する。

点p314, 留345

(新) HTLV-1 核酸検出 450点

[算定要件]

HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法)によって判定保留となった妊婦を対象として測定した場合にのみ算定する。

2. 検体採取の評価

一定の手技と時間を要する検体採取について、評価を行う

(新) 鼻腔・咽頭拭い液採取 5点

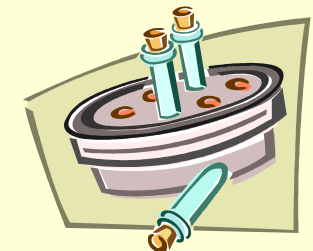
3. 評価の引き上げ

熟練した検査技術やコストを要する検査について、評価の引き上げを行う

造血器腫瘍細胞抗原検査	1,000点
抗酸菌分離培養(液体培地法)	260点
細菌培養同定検査	
消化管からの検体	160点
血液又は穿刺液	190点
泌尿器又は生殖器からの検体	150点
その他の部位からの検体	140点



2,000点
280点
180点
210点
170点
160点



3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

④検体検査の評価（続き）

4. 免疫電気泳動検査の評価の見直し

診断に熟練した技術を要する免疫電気泳動検査について、医師の技術を適切に評価できるよう、評価の在り方を見直す

現行	
免疫電気泳動法	240点



改定	
免疫電気泳動法	<u>210点</u>
（検体検査判断料の注） <u>（新）免疫電気泳動法診断加算</u>	<u>50点</u>

[算定要件]

免疫電気泳動法診断加算は、免疫電気泳動法の判定について免疫電気泳動法の判定について少なくとも5年以上の経験を有する医師が、当該保険医療機関内で作製された免疫電気泳動像を判定し、M蛋白血症等の診断に係る検査結果の報告書を作成した場合に算定する。

⑤実勢価格等を踏まえた臨床検査の適正な評価

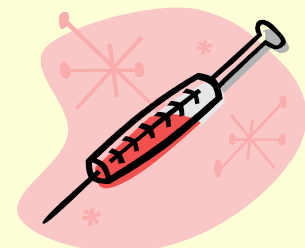
➤ 衛生検査所検査料金調査により得られた実勢価格に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について、適正な評価を行う

例)

インフルエンザウイルス抗原定性	149点
甲状腺刺激ホルモン(TSH)	112点
生化学検査 I 10項目以上	117点



<u>147点</u>
<u>110点</u>
<u>115点</u>



3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

⑥無菌製剤処理の評価

- 抗がん剤への被曝防止等の観点から、閉鎖式接続器具を用いた無菌製剤処理の対象薬剤を拡大するとともに、実勢価格を踏まえて評価の見直しを行う

点p401, 留p408-409

現行	
無菌製剤処理料1 イ 閉鎖式接続器具を使用した場合 (1) 揮発性の高い薬剤の場合 (2) (1)以外の場合	150点 100点
ロ イ以外の場合	50点
[算定要件(抜粋)] ・ 無菌製剤処理料1のイの(1)に規定する揮発性の高い薬剤とは、次に掲げる成分を含有する製剤である。 イホスファミド、シクロホスファミド、ベンダムスチン塩酸塩 ・ 安全キャビネットを用いた無菌環境下で無菌製剤処理を行うことが望ましいこと。	



改定	
無菌製剤処理料1 イ 閉鎖式接続器具を使用した場合 <u>(薬剤による区別を削除)</u>	<u>180点</u>
ロ イ以外の場合	<u>45点</u>
[算定要件(抜粋)] <u>(薬剤による区別を削除)</u> ・ <u>安全キャビネットを用いた無菌環境下で無菌製剤処理を行うこと。</u>	

閉鎖式接続器具の例)

バイアル用接続器具: バイアルの内外の差圧を調節することにより薬剤の飛散を防止する。



⑦新規技術の保険導入

- 腋窩多汗症に対するボツリヌス注射について、項目を新設する

(新) 腋窩多汗症注射(片側につき) 200点

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

⑧脳波検査の評価の見直し

点p318, 施告p764, 施通p823

点p318, 留355, 施告p764, 施通p823

- てんかんの診療に用いる長期脳波ビデオ同時記録検査及び脳波検査判断料について、実施施設の体制に応じて評価の見直しを行う

現行		(実施施設の体制に応じた 点数設定なし)
長期脳波ビデオ同時記録検査	900点	
脳波検査判断料	180点	



改定	
(新) 長期脳波ビデオ同時記録検査1 長期脳波ビデオ同時記録検査2	3,500点 900点
(新) 脳波検査判断料1 脳波検査判断料2	350点 180点

【長期脳波ビデオ同時記録検査1の施設基準の概要】

- (2) 長期脳波ビデオ同時記録検査を年間50例以上実施
- (5) てんかんに係る診療の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置
- (10) てんかん診療拠点機関として選定

【脳波検査判断料1に係る施設基準の概要】

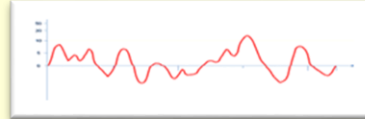
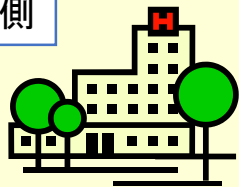
- (3) 脳波診断に係る診療の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置
- (6) 関係学会により教育研修施設として認定された施設

⑨遠隔脳波診断の評価

点p318, 留355, 施通p824

- てんかんに関する高度な診療を遠隔地でも受けられるよう、十分な体制が整備された医療機関に遠隔で脳波診断を委託した場合、脳波検査判断料1を算定できることとする

送信側



脳波検査の結果を送付

受診側



脳波診断を担当した経験を5年以上有する
医師が脳波診断を行い文書で報告

※ 脳波検査判断料1の
施設基準の届出を行っ
ている保険医療機関

⑩神経学的検査等の評価

- 医療技術評価分科会での評価を踏まえ、神経学的検査及び筋電図検査の評価の引き上げ等を行う

	現行	改定
神経学的検査	400点	450点
筋電図検査 1 筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))	200点	300点

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

⑪病理診断の評価

➤ 医療技術評価分科会での評価を踏まえ、組織診断料の評価の引き上げ等を行う

1. 組織診断料の評価の引き上げ

現行		
病理診断料	1 組織診断料	400点



改定		
病理診断料	1 組織診断料	450点

2. セルブロック法を用いた標本作製の評価

現行	
細胞診 (新設)	



改定	
細胞診 (新) 3 セルブロック法によるもの	860点

[算定要件]

悪性中皮腫を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定できる。

⑫在宅自己導尿カテーテルについての評価の見直し

➤ 在宅自己導尿を行っている患者が使用するカテーテルについて、評価の見直しを行う

現行	
間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算	600点



改定	
特殊カテーテル加算	
1 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル (新) <u>イ 親水性コーティングを有するもの</u>	960点
(改) <u>ロ イ以外のもの</u>	600点
(新) 2 間歇バルーンカテーテル	600点

- ①親水性コーティングが施されている間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル（包装内に潤滑剤が封入され、開封後すぐに挿入可能なもの）
②夜間や外出時に使用し、患者自身が消毒下で携帯することが可能な間歇バルーンカテーテル

3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)

⑬画像診断及び放射線治療の評価の見直し

1. 乳房MRI撮影加算の新設

点p372, 留p385, 施告766, 施通p824

乳腺の悪性腫瘍に対して、乳房専用撮像コイルを用いて撮影することで、より精度の高い切除範囲の検討が可能となることから、乳房MRI撮影加算を新設

現行
磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)
(新設)



改定	
磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)	
(新) 注 乳房MRI撮影加算	100点
[算定要件] 触診、エックス線撮影、超音波検査等の検査で乳腺の悪性腫瘍が疑われる患者に対して、手術適応の決定及び術式を決定するために、1.5T以上のMRI装置及び乳房専用撮像コイルを使用した場合に限り算定できる。 [施設基準の概要] ・画像診断管理加算2に関する施設基準を満たすこと。 ・関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設であること。	

2. 放射線治療における適応症の拡大

- 前立腺癌について、従来法と比べて短期でかつ安全に実施できることから、定位放射線治療の適応症を拡大
- 体外固定具を用いた照射が安全性を向上させることが示されたため、体外照射用固定器具加算における適応症を拡大

体外照射	
注3 体外照射用固定器具加算	1,000点
頭頸部腫瘍に対して体外照射を行う際に頭頸部を精密に固定する器具を使用した場合に限り算定できる。	



体外照射	注3 体外照射用固定器具加算	1,000点
悪性腫瘍に対して体外照射を行う際に身体を精密に固定する器具を使用した場合に限り算定できる。		
点p605, 留p610		

定位放射線治療	
主な適応症	- 頭頸部腫瘍 - 原発性肝癌及び肺癌(転移病巣がなく、直径5cm以内) - 転移性肝癌及び肺癌(3個以内)



定位放射線治療	点p605, 留p610
主な適応症	- 頭頸部腫瘍 - 原発性肝癌及び肺癌(転移病巣がなく、直径5cm以内) - 転移性肝癌及び肺癌(3個以内) - 前立腺癌(限局性で転移病巣のないもの)

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

⑭新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

点p542, 留p575, 施通859, 施通p824, 様式p1114, 1154, 1163

- C2区分として保険収載され、現在準用点数で行われている特定保険医療材料等に係る技術について、新たに技術料を新設する

例)

現行(準用技術)		改定	
補助人工心臓(1日につき)		<u>(新) 小児補助人工心臓(1日につき)</u>	
1 初日	54,370点	<u>1 初日</u>	<u>63,150点</u>
2 2日目以降30日まで	5,000点	<u>2 2日以降30日まで</u>	<u>8,680点</u>
3 31日目以降	4,000点	<u>3 31日目以降</u>	<u>7,680点</u>

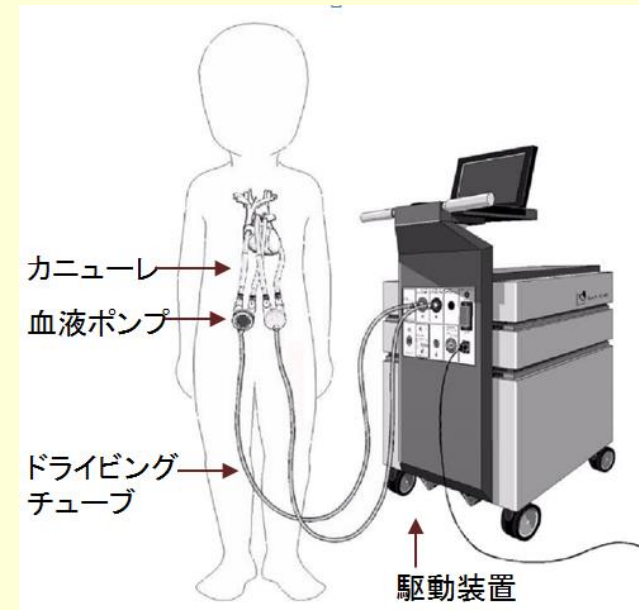
技術の概要: 従来の投薬治療、外科手術及び補助循環では症状の改善が見込めない小児の重症心不全患者に対して、小児用体外式補助人工心臓を導入し、維持する

関連する特定保険医療材料:

129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用

ア 血液ポンプ	5,170,000円
イ 心尖部脱血用カニューレ	764,000円
ウ 心房脱血用カニューレ	708,000円
エ 動脈送血用カニューレ	712,000円

等



3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

⑭新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

例)

現行(準用技術)	
心膜切開術	9,420点



改定

(新) 骨格筋由来細胞シート心表面移植術

9,420点

技術の概要: 患者の骨格筋から採取した筋芽細胞を培養し、シート状に調製した移植用の心筋シートを、実際に当該患者の心表面に移植する技術

関連する特定保険医療材料:

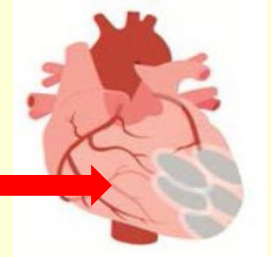
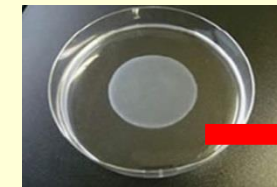
189 ヒト骨格筋由来細胞シート

(1) 採取・継代培養キット

6,360,000円

(2) 回収・調製キット

1,680,000円(1枚当たり)



例)

新設

点p487, 留p515, 施告p770, 施通p850, 様式1114, 1151

(新) 歩行運動処置

(ロボットスーツによるもの) (1日につき)

900点

※ 指定難病の患者等については900点加算

※ 導入期(5週間9回)の処置にあっては2,000点加算

技術の概要: 緩徐進行性の神経・筋疾患の患者を対象として、ロボットスーツを間欠的に装着し、生体電位信号に基づき歩行運動を繰り返すことで、歩行機能を改善する。



(留意事項(要点))

- 1 脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー、筋ジストロフィーの患者に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定できる。
- 2 算定に当たっては、事前に適切な計画を策定した上で実施し、計画された5週間以内に実施される9回の処置が終了した際には、担当の多職種が参加するカンファレンスにより、短期効果を検討する。
- 3 2に定めるカンファレンスにより、通常の歩行運動に比して客観的に明確な上乗せの改善効果が認められると判断される場合に限り、本処置を継続して算定できる。

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

⑭新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

点p483, 留p508, 施告p770, 施通p849

例)

現行(準用技術)

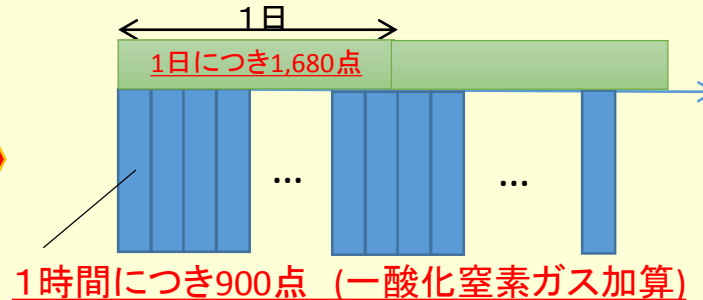
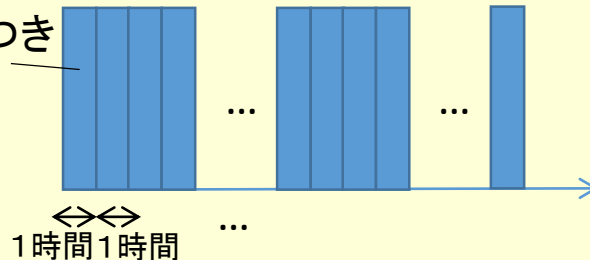
改定

一酸化窒素吸入療法 920点

(新)
一酸化窒素吸入療法（1日につき）
2 心臓手術周術期に実施する場合

1,680点

1時間につき
920点



一酸化窒素ガス

一酸化窒素ガス管理システム

(留意事項)

心臓手術の周術期における肺高血圧の改善を目的として一酸化窒素吸入療法を行った場合は、「2」により算定する。

この場合、開始時刻より通算して168時間を限度として、一酸化窒素ガス加算を加算でき本療法の終了日に算定するが、56時間を超えて本療法を実施する場合は、症状に応じて離脱の可能性について検討し、その検討結果を診療録に記録すること。また、医学的根拠に基づき168時間を超えて算定する場合は、さらに48時間を限度として算定できるが、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

例)

現行(準用技術)

改定

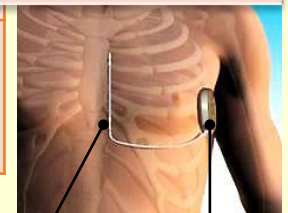
K174 水頭症手術
2 シヤント手術 24,310点

(新)
植込型除細動器移植術
2 皮下植込型リードを用いるもの

24,310点

点p542, 留p574-575, 施告p771, 施通p799

技術の概要: 植込型除細動器とそのリードを植込むに当たって、従来の経静脈リードではなく、皮下植込型リードを用いることで、血管内感染症、血管アクセス手技に係る合併症、リード抜去に係る合併症などのリスクの低減が期待できる



パルスジェネレータ
リード

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

(2) 外保連試案を活用した外科的手術等の適切な評価

今般改定された「外保連試案第8.3版」において、人件費の占める割合及び材料に係る費用の占める割合等に配慮をしつつ、

約300項目の手術について、最大で30%の引き上げを行う

区分番号	手術名	現行	改定
K002 3	デブリードマン 3,000cm ² 以上	7,600	8,360
K011 2	顔面神経麻痺形成手術 動的なもの	58,500	64,350
K015 3	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術 100cm ² 以上	20,280	22,310
K017 2	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの） その他の場合	84,050	92,460
K019	複合組織移植術	15,210	17,490
K020	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	110,700	127,310
K022 1	組織拡張器による再建手術（一連につき） 乳房（再建手術）の場合	17,580	18,460
K022 2	組織拡張器による再建手術（一連につき） その他の場合	17,580	18,460
K022-2 2	象皮病根治手術 下腿	19,100	21,010
K031 1	四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	20,620	24,130
K039 1	臍移植術（人工臍形成術を含む。） 指（手、足）	13,610	15,650
K039 2	臍移植術（人工臍形成術を含む。） その他のもの	18,080	19,890
K043 1	骨搔爬術 肩甲骨、上腕、大腿	11,150	12,270
K043-2 1	骨関節結核瘻孔摘出術 肩甲骨、上腕、大腿	11,150	12,270
K043-3 1	骨髓炎手術（骨結核手術を含む。） 肩甲骨、上腕、大腿	11,150	12,270

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K046-2 2	観血的整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）前腕、下腿	17,090	18,800
K053 2	骨悪性腫瘍手術 前腕、下腿	26,260	32,040
K053 3	骨悪性腫瘍手術 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	18,810	22,010
K054 2	骨切り術 前腕、下腿	20,620	22,680
K056 2	偽関節手術 前腕、下腿、手舟状骨	26,030	28,210
K057 1	変形治癒骨折矯正手術 肩甲骨、上腕、大腿	31,270	34,400
K058 4	骨長調整手術 骨延長術（指（手、足）以外）	26,700	29,370
K059 2	骨移植術（軟骨移植術を含む。） 同種骨移植（生体）	20,770	23,890
K059 3	骨移植術（軟骨移植術を含む。） 同種骨移植（非生体）	18,300	21,050
K059-2	関節鏡下自家骨軟骨移植術	16,190	18,620
K064	先天性股関節脱臼観血的整復術	21,130	23,240
K069-2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	15,210	16,730
K072 1	関節切除術 肩、股、膝	19,270	21,200
K073-2 1	関節鏡下関節内骨折観血的手術 肩、股、膝	25,200	27,720
K074-2 1	関節鏡下靱帯断裂縫合術 十字靱帯	21,970	24,170
K079-2 4	関節鏡下靱帯断裂形成手術 内側膝蓋大腿靱帯	17,550	20,180
K080-4 2	関節鏡下肩腱板断裂手術 複雑なもの	35,150	38,670
K082-2 2	人工関節抜去術 胸鎖、肘、手、足	20,620	22,680
K082-3 3	人工関節再置換術 肩鎖、指（手、足）	19,940	21,930
K085 1	四肢関節離断術 肩、股、膝	26,030	28,630

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K094	足三関節固定（ランブリヌディ）手術	25,350	27,890
K099-2 3	デュプイトレン拘縮手術 4指以上	29,740	32,710
K102 2	巨指症手術 骨関節、腱の形成を要するもの	15,390	17,700
K105	裂手、裂足手術	25,350	27,890
K106	母指化手術	32,370	35,610
K107	指移植手術	95,630	116,670
K108	母指対立再建術	16,650	19,150
K116	脊椎、骨盤骨搔爬術	15,610	17,170
K118	脊椎、骨盤脱臼靱血的手術	28,210	31,030
K125	骨盤骨折靱血的手術（腸骨翼骨折を除く。）	29,190	32,110
K131-2	内視鏡下椎弓切除術	15,730	17,300
K134 1	椎間板摘出術 前方摘出術	34,810	40,030
K135	脊椎、骨盤腫瘍切除術	33,290	36,620
K136	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	69,980	88,870
K136-2	腫瘍脊椎骨全摘術	93,300	113,830
K138 1	脊椎披裂手術 神経処置を伴うもの	26,700	29,370
K138 2	脊椎披裂手術 その他のもの	16,510	18,990
K139	脊椎骨切り術	52,460	60,330
K140	骨盤骨切り術	33,630	36,990
K141-2	寛骨臼移動術	36,400	40,040

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K141-2	寛骨臼移動術	36,400	40,040
K142 2	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。） 後方又は後側方固定	29,900	32,890
K142 3	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。） 後方椎体固定	37,420	41,160
K142 5	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。） 椎弓切除	12,100	13,310
K142 6	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。） 椎弓形成	21,700	23,870
K142-2 1	脊椎側彎症手術 固定術	48,650	55,950
K149 2	減圧開頭術 その他の場合	24,000	26,400
K152	耳性頭蓋内合併症手術	49,520	56,950
K153	鼻性頭蓋内合併症手術	45,970	52,870
K154 2	機能的定位脳手術 両側の場合	78,750	94,500
K154-3	定位脳腫瘍生検術	18,220	20,040
K155	脳切截術（開頭して行うもの）	13,620	16,340
K157	三叉神経節後線維切截術	32,280	36,290
K158	視神経管開放術	35,150	36,290
K162	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	31,270	36,290
K164-5	内視鏡下脳内血腫除去術	33,820	42,950
K168	脳切除術	35,150	36,290
K173	脳・脳膜脱手術	31,270	36,290

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K175 1	脳動脈瘤被包術 1箇所	71,320	82,020
K178-2	経皮的脳血管形成術	33,150	39,780
K178-3 1	経皮的選択的脳血管栓・塞栓溶解術 頭蓋内脳血管の場合	30,230	36,280
K178-3 2	経皮的選択的脳血管栓・塞栓溶解術 頸部脳血管の場合（内頸動脈、椎骨動脈）	18,760	21,570
K178-4	経皮的脳血栓回収術	30,230	33,150
K181 1	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。） 片側の場合	59,180	65,100
K181-4	迷走神経刺激装置植込術	22,140	24,350
K181-5	迷走神経刺激装置交換術	4,000	4,800
K182-2 1	神経交差縫合術 指（手、足）	36,320	43,580
K183	脊髄硬膜切開術	23,490	25,840
K183-2	空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症に対するもの）	23,490	25,840
K184	減圧脊髄切開術	24,510	26,960
K185	脊髄切截術	35,150	38,670
K186	脊髄硬膜内神経切断術	35,150	38,670
K187	脊髄視床路切截術	36,840	42,370
K190-2 1	脊髄刺激装置交換術	13,610	15,650
K190-3	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	33,750	37,130
K190-4	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	5,070	6,080

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K196 1	交感神経節切除術 頸部	23,660	26,030
K228	眼窩骨折整復術	26,520	29,170
K230 1	眼窩内異物除去術（深在性） 視神経周囲、眼窩尖端	24,960	27,460
K260-2	羊膜移植術	6,750	8,780
K265	虹彩腫瘍切除術	14,600	16,790
K266	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	26,780	30,800
K290	外耳道骨増生（外骨腫）切除術	7,670	8,440
K293	耳介悪性腫瘍手術	16,390	19,180
K294	外耳道悪性腫瘍手術（悪性外耳道炎手術を含む。）	30,420	35,590
K296 1	耳介形成手術 耳介軟骨形成を要するもの	14,570	16,760
K297	外耳道形成手術	15,550	17,110
K298	外耳道造設術・閉鎖症手術	29,410	35,290
K302	上鼓室開放術	8,620	10,950
K303	上鼓室乳突洞開放術	17,910	20,600
K304	乳突洞開放術（アントロトミー）	8,850	11,240
K305	乳突削開術	17,750	20,410
K306	錐体部手術	33,120	38,090
K313	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	33,970	37,370
K314 1	中耳悪性腫瘍手術 切除	35,490	41,520
K316	S状洞血栓（静脈炎）手術	22,480	24,730

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K317	中耳根治手術	30,760	35,370
K325 1	迷路摘出術 部分摘出（膜迷路摘出術を含む。）	24,510	26,960
K334-2	鼻骨変形治癒骨折矯正術	19,100	21,010
K338 2	鼻甲介切除術 その他のもの	1,820	2,310
K340-7	内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V 型（拡大副鼻腔手術）	40,000	44,000
K343 2	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 全摘	42,470	49,690
K345	萎縮性鼻炎手術（両側）	18,250	20,080
K362-2	経上顎洞的顎動脈結紮術	26,030	28,630
K364	汎副鼻腔根治手術	14,500	16,680
K371 4	上咽頭腫瘍摘出術 外切開によるもの	15,080	16,590
K372 2	中咽頭腫瘍摘出術 外切開によるもの	14,430	15,870
K373 2	下咽頭腫瘍摘出術 外切開によるもの	14,820	16,300
K374	咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	28,970	35,340
K375 2	鼻咽腔線維腫手術 摘出	31,430	36,140
K375-2	鼻咽腔閉鎖術	21,630	23,790
K376	上咽頭悪性腫瘍手術	28,210	35,830
K379 1	副咽頭間隙腫瘍摘出術 経頸部によるもの	26,000	28,600
K379 2	副咽頭間隙腫瘍摘出術 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	48,000	55,200
K379-2 1	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術 経頸部によるもの	39,000	47,580

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K379-2 2	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	75,000	91,500
K391 2	気管異物除去術 開胸手術によるもの	37,690	43,340
K394 2	喉頭悪性腫瘍手術 全摘	52,220	63,710
K398 1	喉頭狭窄症手術 前方開大術	21,290	23,420
K398 2	喉頭狭窄症手術 前壁形成手術	20,450	22,500
K399	気管狭窄症手術	32,620	37,510
K403 1	気管形成手術（管状気管、気管移植等） 頸部からのもの	43,430	49,940
K407 3 □	顎・口蓋裂形成手術 顎裂を伴うもの 両側	29,040	31,940
K410	口腔底悪性腫瘍手術	24,050	28,140
K412	頬粘膜悪性腫瘍手術	22,490	26,310
K414	舌根甲状腺腫摘出術	8,520	9,800
K415 1	舌悪性腫瘍手術 切除	18,810	22,010
K415 2	舌悪性腫瘍手術 亜全摘	64,160	75,070
K422	口唇悪性腫瘍手術	28,210	33,010
K424	頬悪性腫瘍手術	17,900	20,940
K425	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	89,100	108,700
K426 3	口唇裂形成手術（片側） 鼻腔底形成を伴う場合	22,140	24,350
K426-2 3	口唇裂形成手術（両側） 鼻腔底形成を伴う場合	33,290	36,620
K427-2	頬骨変形治癒骨折矯正術	35,100	38,610
K429 2	下顎骨折観血的手術 両側	24,840	27,320

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K431	顎関節脱臼観血的手術	23, 830	26, 210
K434	顔面多発骨折観血的手術	34, 520	39, 700
K434-2	顔面多発骨折変形治癒矯正術	41, 420	47, 630
K438	下顎骨離断術	23, 600	27, 140
K439 1	下顎骨悪性腫瘍手術 切除	32, 550	40, 360
K439 2	下顎骨悪性腫瘍手術 切断	43, 410	53, 830
K441	上顎骨全摘術	33, 120	38, 750
K442 2	上顎骨悪性腫瘍手術 切除	28, 210	34, 420
K442 3	上顎骨悪性腫瘍手術 全摘	56, 130	68, 480
K443 1	上顎骨形成術 単純な場合	21, 130	23, 240
K443 2	上顎骨形成術 複雑な場合及び2次的再建の場合	41, 370	45, 510
K444 2	下顎骨形成術 短縮又は伸長の場合	22, 310	25, 660
K444 3	下顎骨形成術 再建の場合	36, 080	43, 300
K444-2 1	下顎骨延長術 片側	22, 310	25, 660
K444-2 2	下顎骨延長術 両側	33, 460	40, 150
K446 2	顎関節授動術 顎関節鏡下授動術	7, 310	8, 770
K446 3	顎関節授動術 開放授動術	22, 820	25, 100
K447 1	顎関節円板整位術 顎関節鏡下円板整位術	18, 810	20, 690
K455	顎下腺悪性腫瘍手術	28, 210	33, 010
K457 2	耳下腺腫瘍摘出術 耳下腺深葉摘出術	31, 100	34, 210

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K458 1	耳下腺悪性腫瘍手術 切除	28,210	33,010
K458 2	耳下腺悪性腫瘍手術 全摘	37,620	44,020
K462	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	20,800	22,880
K463 2	甲状腺悪性腫瘍手術 全摘及び亜全摘	30,810	33,790
K468	頸肋切除術	10,580	12,700
K469 1	頸部郭清術 片側	20,960	23,060
K469 2	頸部郭清術 両側	28,900	34,680
K470	頸部悪性腫瘍手術	35,830	41,920
K476-3 1	動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後） 一次的に行うもの	42,710	49,120
K481	肋骨骨折観血的手術	7,830	8,610
K484 1	胸壁悪性腫瘍摘出術 胸壁形成手術を併施するもの	47,860	56,000
K487 2	漏斗胸手術 胸骨翻転法によるもの	33,970	37,370
K488-4	胸腔鏡下試験切除術	13,500	15,800
K497-2	膿胸腔有茎大網充填術	49,650	57,100
K501	乳糜胸手術	12,530	14,410
K502-3	胸腔鏡下縦隔切開術	26,750	31,300
K502-4	拡大胸腺摘出術	31,710	32,270
K507	肺膿瘍切開排膿術	28,210	31,030
K510-3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	8,710	10,020

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K511 1	肺切除術 楔状部分切除	23, 520	27, 520
K514-4	同種死体肺移植術	119, 000	139, 230
K514-6	生体部分肺移植術	100, 980	130, 260
K515	肺剥皮術	29, 640	32, 600
K517	肺縫縮術	23, 520	28, 220
K521 1	食道周囲膿瘍切開誘導術 開胸手術	26, 030	28, 210
K521 2	食道周囲膿瘍切開誘導術 胸骨切開によるもの	16, 900	19, 440
K522-3	食道空置バイパス作成術	54, 020	65, 900
K523 1	食道異物摘出術 頸部手術によるもの	25, 350	27, 890
K524 1	食道憩室切除術 頸部手術によるもの	22, 480	24, 730
K524 2	食道憩室切除術 開胸によるもの	31, 430	34, 570
K524-2	胸腔鏡下食道憩室切除術	34, 130	39, 930
K526 2	食道腫瘍摘出術 開胸又は開腹手術によるもの	34, 140	37, 550
K531 2	食道切除後 2 次的再建術 消化管利用によるもの	54, 960	64, 300
K532 1	食道・胃静脈瘤手術 血行遮断術を主とするもの	34, 240	37, 620
K532-3	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	38, 340	46, 770
K535 1	胸腹裂孔ヘルニア手術 経胸又は経腹	26, 870	29, 560
K535 2	胸腹裂孔ヘルニア手術 経胸及び経腹	35, 490	39, 040
K537 2	食道裂孔ヘルニア手術 経胸及び経腹	34, 810	38, 290
K557-3	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	129, 380	157, 840

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K562 1	動脈管開存症手術 経皮的動脈管開存閉鎖術	16, 510	18, 990
K565	巨大側副血管手術（肺内肺動脈統合術）	71, 550	90, 870
K569	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）	90, 120	103, 640
K570 1	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術 肺動脈弁切開術（単独のもの）	32, 500	35, 750
K570-2	経皮的肺動脈弁拡張術	31, 280	34, 410
K573 1	心房中隔欠損作成術 経皮的心房中隔欠損作成術（ラシュキン法）	11, 660	13, 410
K573 2	心房中隔欠損作成術 心房中隔欠損作成術	33, 540	36, 900
K599-3	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	32, 000	35, 200
K601 1	人工心肺（1日につき） 初日	24, 500	26, 950
K609 3	動脈血栓内膜摘出術 その他のもの	25, 860	28, 450
K610 1	動脈形成術、吻合術 頭蓋内動脈	81, 720	99, 700
K610 2	動脈形成術、吻合術 胸腔内動脈（大動脈を除く。）	47, 790	52, 570
K610 5	動脈形成術、吻合術 その他の動脈	18, 080	21, 700
K615 1	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等） 止血術	19, 260	23, 110
K615 2	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等） 選択的動脈化学塞栓術	18, 220	20, 040
K615 3	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等） その他のもの	16, 930	18, 620
K616	四肢の血管拡張術・血栓除去術	20, 540	22, 590
K627 2	リンパ節群郭清術 頸部（深在性）	18, 250	20, 080
K627 5	リンパ節群郭清術 胸骨旁	18, 250	20, 080

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K627 7	リンパ節群郭清術 後腹膜	37,620	41,380
K627 8	リンパ節群郭清術 骨盤	24,360	26,800
K627-2	腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	28,460	36,140
K635	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	3,470	4,160
K639-3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	16,460	19,260
K640 2	腸間膜損傷手術 腸管切除を伴うもの	24,440	26,880
K648	胃切開術	9,970	10,970
K649-2	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術	15,900	18,600
K655-2 1	腹腔鏡下胃切除術 単純切除術	34,950	40,890
K655-5 1	腹腔鏡下噴門側胃切除術 単純切除術	44,270	54,010
K656-2	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	36,410	40,050
K659-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	21,780	25,480
K667	噴門形成術	15,440	16,980
K671 2	胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。） 胆嚢摘出を含まないもの	24,440	26,880
K672	胆嚢摘出術	20,960	23,060
K674	総胆管拡張症手術	41,320	49,580
K675 1	胆嚢悪性腫瘍手術 胆嚢に限局するもの（リンパ節郭清を含む。）	38,910	45,520
K675 2	胆嚢悪性腫瘍手術 肝切除（亜区域切除以上）を伴うもの	47,370	57,790
K677 2	胆管悪性腫瘍手術 その他のもの	72,390	84,700

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K682-4	超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）	21,320	23,450
K695 2	肝切除術 亜区域切除	46,130	56,280
K695 4	肝切除術 1 区域切除（外側区域切除を除く。）	49,750	60,700
K697-4	移植用部分肝採取術（生体）	72,000	82,800
K697-5	生体部分肝移植術	145,610	189,290
K702 2	膵体尾部腫瘍切除術 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	46,880	57,190
K704	膵全摘術	91,990	103,030
K709-2	移植用膵採取術（死体）	63,310	77,240
K711	脾摘出術	28,210	31,030
K719-2 2	腹腔鏡下結腸切除術 全切除、亜全切除	51,750	59,510
K719-3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	51,750	59,510
K719-5	全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	42,510	51,860
K734-2	腹腔鏡下腸回転異常症手術	22,910	26,800
K742-2	腹腔鏡下直腸脱手術	25,810	30,200
K751-2	仙尾部奇形腫手術	42,680	46,950
K755 1	副腎腫瘍摘出術 皮質腫瘍	35,830	39,410
K755 2	副腎腫瘍摘出術 髄質腫瘍（褐色細胞腫）	42,930	47,020
K769	腎部分切除術	32,620	35,880
K776	腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	25,350	27,890
K786	尿管膀胱吻合術	19,370	21,310

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K789	尿管腸膀胱吻合術	40,390	46,450
K790	尿管皮膚瘻造設術	12,910	14,200
K791	尿管皮膚瘻閉鎖術	25,860	28,450
K801 1	膀胱単純摘除術 腸管利用の尿路変更を行うもの	48,650	59,350
K801 2	膀胱単純摘除術 その他のもの	44,790	51,510
K802-2 2	膀胱脱手術 その他のもの	16,860	19,390
K802-5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	14,710	18,680
K802-6	腹腔鏡下膀胱脱手術	34,980	40,930
K803 1	膀胱悪性腫瘍手術 切除	29,190	34,150
K804-2	腹腔鏡下尿膜管摘出術	15,050	18,360
K807	膀胱腔瘻閉鎖術	25,180	27,700
K808	膀胱腸瘻閉鎖術	25,180	27,700
K809	膀胱子宮瘻閉鎖術	33,800	37,180
K809-3	腹腔鏡下膀胱内手術	32,000	37,440
K810	ボアリー氏手術	35,150	36,840
K811	腸管利用膀胱拡大術	41,910	48,200
K812	回腸（結腸）導管造設術	43,100	49,570
K812-2 1	排泄腔外反症手術 外反膀胱閉鎖術	64,030	70,430
K817 1	尿道悪性腫瘍摘出術 摘出	27,550	32,230
K817 2	尿道悪性腫瘍摘出術 内視鏡による場合	20,110	23,130

3. 医療技術の適切な評価（モノから人へ）

区分番号	手術名	現行	改定
K819-2	陰茎形成術	33,790	43,930
K827 1	陰茎悪性腫瘍手術 陰茎切除	18,590	21,750
K828-2 1	陰茎持続勃起症手術 亀頭－陰茎海綿体瘻作成術（ウィンター法）によるもの	4,060	4,670
K836	停留精巣固定術	8,470	9,740
K836-2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術	31,770	37,170
K850 2	女子外性器悪性腫瘍手術 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合	54,020	63,200
K857	腔壁悪性腫瘍手術	29,190	37,070
K858	腔腸瘻閉鎖術	31,940	35,130
K859 4	造腔術、腔閉鎖症術 腸管形成によるもの	40,900	47,040
K860	腔壁形成手術	7,160	7,880
K881	腹壁子宮瘻手術	21,130	23,240
K882	重複子宮、双角子宮手術	22,980	25,280
K884	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	21,130	23,240
K887-4	腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術	20,620	24,130
K890-3	腹腔鏡下卵管形成術	42,120	46,410
K903 2	子宮破裂手術 子宮腔上部切断を行うもの	26,700	29,190
K910-3	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	10,800	11,880

3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)

(3) 先進医療会議の検討結果を踏まえた新規技術の保険導入

平27年6月30日時点で先進医療告示に掲げられている先進医療A:61技術及び総括報告書の報告を終えている先進医療B:2技術について、先進医療会議・中医協において保険導入等を検討し、有効性、効率性等に鑑み、**14技術(医科13、歯科1)**について保険導入を行うこととなった

【医科の13技術】

① 冷凍保存同種組織を用いた外科治療

点p555, 留p589, 施告p772, 施通p871

K939-6 凍結保存同種組織加算:9,960点

② 陽子線治療、③ 重粒子線治療

点p606, 留p611, 施告p773, 施通p874-875

MO01-4 粒子線治療 1 重粒子線治療の場合:150,000点

※切除非適応の骨軟部腫瘍のみ

2 陽子線治療の場合:150,000点

※小児腫瘍のみ

④ 非生体ドナーから採取された同種骨・靱帯組織の凍結保存

K059 3 イ 同種骨移植(特殊なもの):24,370点

点p520, 留p562, 施告p77, 0施通p851

⑤ RET遺伝子診断

D006-4 遺伝学的検査:3,880点

点p309, 留p331-332, 施告p763, 施通p820

⑥ 実物大臓器立体モデルによる手術支援

K939 画像等手術支援加算

点p554, 留p588

2 実物大臓器立体モデルによるもの:2,000点

3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)

⑦ 単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染迅速診断

点p313, 留p346 (リアルタイムPCR法)

D023 4 単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量:287点

⑧ 網膜芽細胞腫の遺伝子診断

D006-4 遺伝学的検査:3,880点

点p309, 留p331-332, 施告p763, 施通p820

⑨ 腹腔鏡下仙骨腔固定術

K865-2 腹腔鏡下仙骨腔固定術:48,240点

点p551, 施告p770-771, 施通p866

⑩ 硬膜外自家血注入療法

J007-2 硬膜外自家血注入:800点

点p478, 留p494, 施告p770, 施通p848

⑪ 食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術

K530-3 内視鏡下筋層切開術:9,450点

点p539, 留p570, 施告p771, 施通p855-856

⑫ 内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術

K461-2 内視鏡下甲状腺部分切除、腫瘍摘出術

点p536-537, 施告p770, 施通p854

1 片葉のみの場合:17,410点

2 両葉の場合:25,210点

K462-2 内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉):25,210点

K464-2 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術:20,660点

⑬ 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下腎部分切除術

点p549, 留p583, 施告p770, 施通p864

K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
:70,730点

3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)

保険導入した技術の例①

点p478, 留p494, 施告p770, 施通p848

(新) 硬膜外自家血注入

800点

技術の概要:

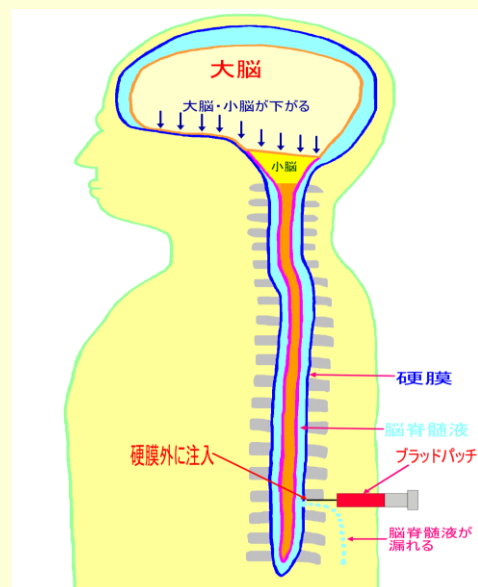
脊髄液(脳及び脊髄を守る働きをしている液)が、硬膜から漏出している場合に患者から採取した血液を、硬膜の外に注入し、漏出を止める技術。

[算定の要件]

脳脊髄液漏出症(関連学会の定めた診断基準において確実又は確定とされた者。)

[施設基準の概要]

- ・脳神経外科、整形外科、神経内科、又は麻酔科について5年以上及び当該療養について1年以上の経験を有している常勤の医師が1名以上配置されていること。また当該医師は、当該療養を術者として実施する医師として3例以上の症例を実施していること。
- ・病床を有していること。
- ・脳神経外科又は整形外科の医師が配置されていない場合にあつては、脳神経外科又は整形外科の専門的知識及び技術を有する医師が配置された医療機関との連携体制を構築していること。



(新) 腹腔鏡下腎悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)

70, 730点

技術の概要:

手術ロボットに設置された、精緻な動きが可能なアームによって内視鏡下に腎がんの部分切除を行う技術で、出血量の減少・腎の阻血時間の短縮が見込める。

[算定の要件]

原発病巣が7センチメートル以下であり転移病巣のない腎悪性腫瘍に対する腎部分切除

[施設基準の概要]

- ・泌尿器科について5年以上の経験を有しており、また、当該療養について10例以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
- ・泌尿器科において常勤の医師2名を有し、いずれも泌尿器科について専門的知識及び5年以上の経験を有すること。
- ・麻酔科の標榜医が配置されていること。
- ・腎悪性腫瘍手術が1年間に合わせて10例以上実施されていること。

点p549, 留p583, 施告p770, 施通p864



手術ロボットは人間の手よりも広い可動範囲と手ぶれ防止機能を持ち、執刀医の操作を忠実に再現する



3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)

保険導入した技術の例②

点p606, 留p611, 施通p874-875

(新) 重粒子線治療 150,000点

(新) 陽子線治療 150,000点

技術の概要:

水素原子核(陽子線)又は炭素原子核(重粒子線)を加速することにより得られた放射線を、病巣に集中的に照射して、悪性腫瘍を治療する技術。

従来のX線治療と比較して、周辺の正常組織の損傷を軽減することで合併症の発生を抑えられる。

[算定の要件]

- ・陽子線治療:小児腫瘍(限局性の固形悪性腫瘍に限る)
- ・重粒子線治療:切除非適応の骨軟部腫瘍
- ・実施に用いる粒子線治療装置の薬事承認が得られていること。

[施設基準の概要]

1. 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
2. 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が2名以上配置されていること。このうち1名は、放射線治療の経験を10年以上有するとともに、陽子線治療については陽子線治療の経験を、重粒子線治療については重粒子線治療の経験を2年以上有すること。
3. 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師が配置されていること。
4. 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する技術者等が配置されていること
5. 当該治療に用いる医療機器について、適切に保守管理がなされていること。
6. 重粒子線治療については重粒子線治療の実績を、陽子線治療については陽子線治療の実績を10例以上有していること。

[その他の加算]

① 希少な限局性の固形悪性腫瘍への加算

※ 小児腫瘍・切除非適応の骨軟部腫瘍

所定点数の25/100

② 粒子線治療適応判定加算

※ キャンサーボードによる適応判定に関する体制整備を評価)

40,000点

③ 粒子線治療医学管理加算

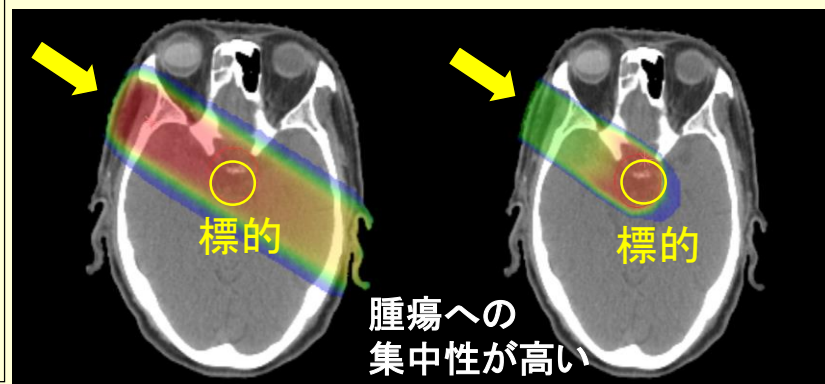
※三次元的な空間再現性により照射を行うなどの医学管理の

実施を評価

10,000点

エックス線

陽子線



4. 医療機能に応じた入院医療の評価

- (1) 7対1入院基本料の施設基準の見直し、(2) 病棟群単位での届出、
- (3) 看護職員の月平均夜勤時間数に係る要件見直し、
- (4) 月平均夜勤時間数の基準のみを満たせなくなった場合の更なる緩和措置
- (5) 急性期後の受け皿病床の評価、(6) 入院中の患者の他医療機関受診
- (7) 医療資源の乏しい地域に配慮した評価と対象医療圏の見直し 等

- ◇ 前回に続き、7対1入院基本料の要件の厳格化が実施。前回見直したばかりで、朝令暮改と主張してきたが、大局的な対応ということでした。
- ◇ 高齢化による疾病構造の変化に対応し、急性期後の受け皿病床へ転換を促す必要については理解しているが、急激な見直しによる医療現場の混乱で、最終的に不利益を受けるのは患者さんであり国民である。
- ◇ 一般病棟の「重症度、医療・看護必要度」を急性期の患者特性を評価する項目に見直した上で、該当患者割合要件が15%以上から25%以上に引き上げられた。200床未満で病棟群単位の届出を行わない病院は、経過措置として2年間は23%以上とされたのは一定の評価をしているが、医療現場の影響をしっかりと検証した上で、必要な対応を行うべき。
- ◇ 看護職員の月平均夜勤時間数の計算方法が医療現場の実情に沿った形に近づいた。支払側や看護協会が懸念する一部の看護師に偏って夜勤時間が増える等の負担増とならないよう医療界としても対応する。
- ◇ 入院中の患者の他医療機関受診について、精神科病院や有床診療所など特に診療科の少ない医療機関に配慮し、控除率を緩和できた。

4. 入院医療の機能分化・強化

地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化を図るため、入院医療について、機能に応じた適切な評価の推進と、手厚い医療に対する評価の充実を実施

医療機能ごとの患者像に応じた評価

- 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」の見直し
- 総合入院体制加算について、「重症度、医療・看護必要度」(A、C項目)の基準を導入

- 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直し
- 重症患者を受け入れている10対1一般病棟を評価

- 地域包括ケア病棟入院料の包括範囲から、手術・麻酔に係る費用を除外

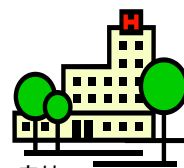
- 療養病棟入院基本料2について、医療区分2・3の患者受入れを要件化
- 療養病棟における医療区分2、3の患者像のよりきめ細かく適正な評価



特定集中治療室等



7対1病棟等



地域包括ケア病棟
回復期リハビリテーション病棟 等



療養病棟等

医療機能の強化のための評価

- 特定集中治療室等における薬剤師配置を評価
- 総合入院体制加算における、認知症・精神疾患患者の受入体制の評価

- 7対1病棟の在宅復帰率の基準の見直し
- 看護職員・看護補助者の手厚い夜間配置を実施している医療機関の評価

- 回復期リハビリテーション病棟における、リハビリテーションの効果に応じたりハビリテーション料の評価（アウトカム評価）

- 療養病棟において、急性期等から受け入れた患者の在宅復帰をより適切に評価するよう、在宅復帰機能強化加算の要件を見直し

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(1) 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直し

- 急性期に密度の高い医療を必要とする状態が適切に評価されるよう、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の項目・基準の見直しを行う

様式p1034-1043

現行 (一般病棟用重症度、医療・看護必要度に係る評価票)		
【該当基準】 A項目2点以上かつB項目3点以上		
[A項目]		
1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)		
2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)		
3 点滴ライン同時3本以上の管理		
4 心電図モニターの管理		
5 シリンジポンプの管理		
6 輸血や血液製剤の管理		
7 専門的な治療・処置		
① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、		
③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理、		
⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理、		
⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、		
⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ ドレナージの管理		
[B項目]		
8 寝返り	9 起き上がり	10 座位保持
11 移乗	12 口腔清潔	13 食事摂取
14 衣服の着脱		



改定 (一般病棟用重症度、医療・看護必要度に係る評価票)		
【該当基準】 A項目2点以上かつB項目3点以上、 A項目3点以上又はC項目1点以上		
[A項目]		
1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)		
2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)		
3 点滴ライン同時3本以上の管理		
4 心電図モニターの管理		
5 シリンジポンプの管理		
6 輸血や血液製剤の管理		
7 専門的な治療・処置		
① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、		
③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理、		
⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理、⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)		
⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、		
⑩ ドレナージの管理、 ⑪ 無菌治療室での治療		
8 救急搬送後の患者		
[B項目]		
9 寝返り	起き上がり (削除)	座位保持 (削除)
11 口腔清潔	12 食事摂取	13 衣服の着脱
15 診療・療養上の指示が通じる	10 移乗	14 危険行動

[C項目]

- | | | |
|------------------------|------------------------|-----------------|
| 16 開頭の手術 | 17 開胸の手術 | 18 開腹の手術 |
| 19 骨の観血的手術 | 20 胸腔鏡・腹腔鏡手術 | |
| 21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術 | 22 救命等に係る内科的治療※ | |

- ※
- ① 経皮的血管内治療: 経皮的な脳血管内治療、t-PA療法、冠動脈カテーテル治療、胸部若しくは腹部のステント挿入術、選択的血管塞栓による止血術
 - ② 経皮的心筋焼灼術: 経皮的心筋焼灼術、体外ペースメーカー移植術、ペースメーカー移植術、除細動器移植術
 - ③ 侵襲的な消化器治療: 内視鏡による胆嚢・膵臓に係る治療、内視鏡的早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、緊急時の内視鏡による消化管止血術

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(2) 各入院基本料における該当患者割合要件の変更

- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について項目の見直しが行われたことを踏まえ、各入院基本料における該当患者割合の基準の見直しを行う

現行の基準を満たす患者割合の要件
[7対1入院基本料の病棟] 当該病棟入院患者の15%以上
[急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算] 当該病棟入院患者の5%以上
[地域包括ケア病棟入院料の病棟] 当該病棟入院患者の10%以上(※A項目のみ)
[回復期リハビリテーション病棟入院料の病棟] 当該病棟入院患者の10%以上(※A項目のみ)



改定後の基準を満たす患者割合の要件	
[7対1入院基本料の病棟] 当該病棟入院患者の <u>25%以上</u>	施設p632,637,639 施設通p686-687
[急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算] 当該病棟入院患者の <u>6%以上</u>	施設p645-646 施設通p704-706
[地域包括ケア病棟入院料の病棟] 当該病棟入院患者の10%以上(※A項目、 <u>C項目</u>)	施設p657 施設通p741,748
[回復期リハビリテーション病棟入院料1の病棟] 当該病棟入院患者の <u>5%以上</u> (※A項目のみ)	施設p656 施設通p738-739

[経過措置] 施行p663

平成28年3月31日に7対1入院基本料の届出を行っている病棟については、平成28年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。
また、平成28年3月31日に7対1入院基本料の届出を行っている病棟(病床数200床未満の保険医療機関が有するものに限る)であって、病棟群単位の届出を行わないものにあつては、平成30年3月31日までに限り、2割5分を2割3分と読み替えたものを満たす必要がある。

(3) 重症患者を受け入れている10対1病棟の評価

施行p633, 638-639 施行p688

- 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直しに伴い、10対1病棟における「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者の受入れに対する評価の見直しを行う

現行
看護必要度加算1 30点 (「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者が15%以上)
看護必要度加算2 15点 (「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者が10%以上)



改定
看護必要度加算1 55点 (「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者が24%以上)
看護必要度加算2 45点 (「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者が18%以上)
看護必要度加算3 25点 (「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者が12%以上)

[経過措置] 施行p663

平成28年3月31日に看護必要度加算1又は2の届出を行っている病棟については、平成28年9月30日までの間、それぞれ看護必要度加算2又は3の基準を満たしているものとする。

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

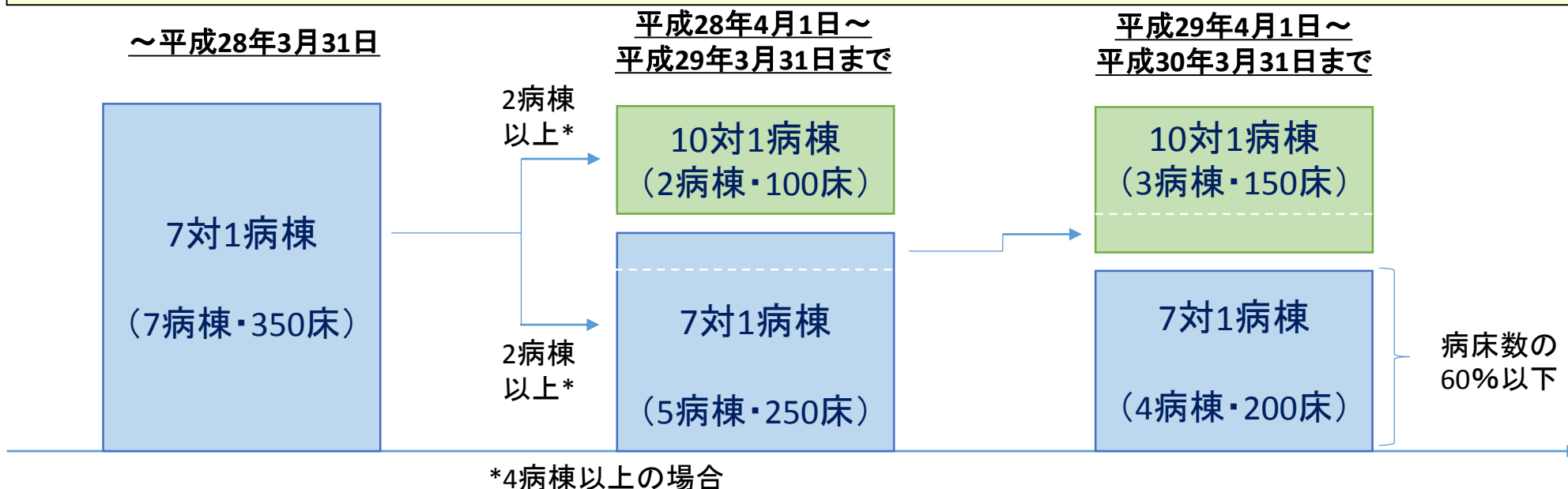
(4) 病棟群単位による届出

留p52, 58-59 施通p695-696

- 一般病棟入院基本料の届出において、7対1入院基本料から10対1入院基本料に変更する際に限り、医療機関が、平成28年4月1日から2年間、7対1入院基本料病棟と10対1入院基本料病棟を病棟群単位で有することを可能とする

[届出等に関する手続きの取扱い]

- 届出可能な医療機関は、平成28年3月31日時点で直近3月以上一般病棟7対1入院基本料(特定機能病院、専門病院含む)を届け出ており、当該入院基本料を算定する病棟を複数有する医療機関であること。
- 病棟の数が4以上の保険医療機関が届け出る場合、一つの入院基本料の病棟の数は、複数とすること。
- 病棟群単位の新たな届出は1回に限り(病棟群の病床数の変更は可能)、平成28年4月1日から平成29年3月31日の期間に行われること。
- 当該届出措置を利用した場合は、平成29年4月1日以降は、7対1入院基本料の病床数は、当該医療機関の一般病棟入院基本料の病床数の100分の60以下とすること(特定機能病院は除く)。
- 当該届出措置を利用した場合は、原則として7対1入院基本料の病棟と10対1入院基本料の病棟との間での転棟はできないこと。



4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(5) 在宅復帰率の要件見直し

施告p632, 637, 639, 657, 662 施通p687, 741, 749

- 入院医療における在宅復帰を一層推進するために、7対1入院基本料等の施設基準になっている自宅等に退院した患者の割合について見直しを行う

現行(7対1入院基本料)

自宅等に退院する者の割合が75%以上

【評価の対象となる退院先】

- ・自宅
- ・居住系介護施設等
- ・回復期リハビリテーション病棟
- ・地域包括ケア病棟
- ・療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る。)
- ・介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設等に限る。)



改定(7対1入院基本料)

自宅等に退院する者の割合が80%以上

【評価の対象となる退院先】

- ・自宅
- ・居住系介護施設等
- ・回復期リハビリテーション病棟
- ・地域包括ケア病棟
- ・療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る。)
- ・介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設等に限る。)
- ・有床診療所(在宅復帰機能強化加算の届出施設に限る。)

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(6) 短期滞在手術等基本料3の見直し

点p157-160, 留p161-163, 施告p662-663, 669-670, 施通p752

- ① 対象となる手術等を拡大するとともに、包括部分の出来高実績点数に応じた評価の見直しを行う。
併せて、診療形態に大きな変化がみられた項目や年齢によって出来高実績点数に大きな違いがみられた項目について、評価の精緻化を行う。

【短期滞在手術等基本料3】

イ	D237 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合: 16,773点 → <u>17,300点</u> (生活療養を受ける場合: 16,702点 → <u>17,229点</u>)
ロ	D237 終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合: 9,383点 → <u>7,491点</u> (生活療養を受ける場合: 9,312点 → <u>7,420点</u>)
ハ	D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合: 9,638点 → <u>9,349点</u> (生活療養を受ける場合: 9,567点 → <u>9,278点</u>)
ニ	D291-2 小児アレルギー負荷検査: 6,130点 → <u>6,000点</u> (生活療養を受ける場合: 6,059点 → <u>5,929点</u>)
ホ	D413 前立腺針生検法: 11,737点 → <u>11,380点</u> (生活療養を受ける場合: 11,666点 → <u>11,309点</u>)
ヘ	K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術: 17,485点 → <u>19,993点</u> (生活療養を受ける場合: 17,414点 → <u>19,922点</u>)
ト	K093-2 関節鏡下手根管開放手術 : 20,326点 → <u>19,313点</u> (生活療養を受ける場合: 20,255点 → <u>19,242点</u>)

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(6) 短期滞在手術等基本料3の見直し

【短期滞在手術等基本料3】

チ	K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側):43,479点→ <u>40,666点</u> (生活療養を受ける場合:43,408点→ <u>40,595点</u>)
リ	K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの(片側):27,093点→ <u>22,096点</u> (生活療養を受ける場合:27,022点→ <u>22,025点</u>)
ヌ	K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの(両側):→ <u>37,054点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>36,983点</u>)
ヌル	K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合(片側):21,632点→ <u>20,065点</u> (生活療養を受ける場合:21,561点→ <u>19,994点</u>)
ヲ	K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合(両側)→ <u>30,938点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>30,867点</u>)
ルヲ	K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5cm未満:20,112点 → <u>19,806点</u> (生活療養を受ける場合:20,041点 → <u>19,735点</u>)
力	<u>K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術</u> :→ <u>37,588点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>37,517点</u>)
ヲヨ	K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術:27,311点→ <u>24,013点</u> (生活療養を受ける場合:27,240点→ <u>23,942点</u>)
ヲタ	K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法(一連):9,850点→ <u>12,669点</u> (生活療養を受ける場合:9,779点→ <u>12,598点</u>)

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(6) 短期滞在手術等基本料3の見直し

【短期滞在手術等基本料3】

カレ	K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術:12,371点→ <u>11,749点</u> (生活療養を受ける場合:12,300点→ <u>11,678点</u>)
ソ	K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(<u>3歳未満に限る</u>):→ <u>35,052点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>34,981点</u>)
ツ	K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(<u>3歳以上6歳未満に限る</u>):→ <u>28,140点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>28,069点</u>)
ヨネ	K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(<u>6歳以上15歳未満に限る</u>):29,093点→ <u>25,498点</u> (生活療養を受ける場合:29,022点→ <u>25,427点</u>)
タナ	K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(15歳以上に限る):24,805点→ <u>24,466点</u> (生活療養を受ける場合:24,734点→ <u>24,395点</u>)
ラ	<u>K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳未満に限る):→ 68,729点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>68,658点</u>)
ム	<u>K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳以上6歳未満に限る):→ 55,102点</u> (生活療養を受ける場合:→ <u>55,031点</u>)
ロウ	K634腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(<u>6歳以上15歳未満に限る</u>):56,183点→ <u>43,921点</u> (生活療養を受ける場合:56,112点→ <u>43,850点</u>)
ソナ	K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)(15歳以上に限る):51,480点 → <u>50,212点</u> (生活療養を受ける場合:51,409点→ <u>50,141点</u>)
ツノ	K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2cm未満:14,661点→ <u>14,314点</u> (生活療養を受ける場合:14,590点→ <u>14,243点</u>)

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(6) 短期滞在手術等基本料3の見直し

【短期滞在手術等基本料3】

ネオ	K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2cm以上 : 18,932点 → <u>17,847点</u> (生活療養を受ける場合: 18,861点 → <u>17,776点</u>)
ナク	K743 痔核手術(脱肛を含む) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの): 13,410点 → <u>12,291点</u> (生活療養を受ける場合: 13,339点 → <u>12,220点</u>)
ヤ	<u>K768 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき): → 28,010点</u> (生活療養を受ける場合: → <u>27,939点</u>)
ヲマ	K867 子宮頸部(腔部)切除術: 18,400点 → <u>17,344点</u> (生活療養を受ける場合: 18,329点 → <u>17,273点</u>)
ムケ	K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術: 35,524点 → <u>34,438点</u> (生活療養を受ける場合: 35,453点 → <u>34,367点</u>)
フ	<u>M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療: → 59,855点</u> (生活療養を受ける場合: → <u>59,784点</u>)

②一部に高額な医療を要する患者がみられることから、包括範囲の見直し(全包括→出来高あり)を行う

【下記が出来高となり、これら以外は包括】

点p159-160 留p162-163 施告p663, 665

- ①第2章第2部第2節 在宅療養指導管理料、第3節薬剤料及び第4節特定保険医療材料料、②人工腎臓、
- ③抗悪性腫瘍剤、④疼痛コントロールのための医療用麻薬、⑤エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち、腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)、
- ⑥ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち、腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る) ⑦インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)、
- ⑧抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及びHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る) ⑨血友病の治療に係る血液凝固製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(7) 総合入院体制加算の実績要件等の見直し

点p69 留p84 施告p643 施通p696-700

➤ 総合入院体制加算について、総合的かつ専門的な急性期医療を適切に評価する観点から、実績要件等の見直しを行う

総合入院体制加算1 ⇒ 総合入院体制加算1(1日につき・14日以内) 240点

[施設基準の概要]

- ① 全身麻酔による手術件数が年800件以上。なお、併せて実績要件の全てを満たす。
- ② 一般病棟用重症度、医療・看護必要度のA得点が2点以上又はC得点が1点以上の患者が3割以上。
- ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている医療機関。
- ④ 精神科について、24時間対応できる体制があり、精神科に係る入院料の届出を行った上で精神疾患患者の入院を受け入れている。
- ⑤ 救命救急センター又は高度救命救急センターを設置している。

(新) ⇒ 総合入院体制加算2(1日につき・14日以内) 180点

[施設基準の概要]

- ① 年間の救急用の自動車等による搬送件数が2,000件以上。
- ② 年間の手術件数が800件以上であること、また、実績要件について全て満たしていることが望ましく、少なくとも4つ以上満たしている。
- ③ 精神科については、24時間対応できる体制があり、以下のいずれも満たす。
 - イ 精神科リエゾンチーム加算、又は認知症ケア加算1の届出を行っている。
 - ロ 精神疾患診療体制加算2、救急患者の入院3日以内の入院精神療法又は救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上。
- ④ 一般病棟用重症度、医療・看護必要度のA得点が2点以上又はC得点が1点以上の患者が3割以上。
- ⑤ 公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている医療機関。
- ⑥ 2次救急医療機関であること又は救命救急センター、高度救命救急センター若しくは総合周産期母子センターを設置している。

総合入院体制加算2 ⇒ 総合入院体制加算3(1日につき・14日以内) 120点

[施設基準の概要]

- ① 年間の手術件数が800件以上、また実績要件について全て満たしていることが望ましく、少なくとも2つ以上を満たしている。
- ② 精神科については、24時間対応できる体制があり、以下のいずれかを満たす。
 - イ A230-4 精神科リエゾンチーム加算、又は認知症ケア体制加算1の届出を行っている。
 - ロ 精神疾患診療体制加算2、救急患者の入院3日以内の入院精神療法又は救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上。
- ③ 一般病棟用重症度、医療・看護必要度のA得点が2点以上又はC得点が1点以上の患者が2割7分以上。
- ④ 2次救急医療機関であること又は救命救急センター、高度救命救急センター若しくは総合周産期母子センターを設置している。

[共通の施設基準の概要]

内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供していること。

[実績要件]

ア 人工心肺を用いた手術	40件／年以上	イ 悪性腫瘍手術	400件／年以上	ウ 腹腔鏡下手術	100件／年以上
エ 放射線治療(体外照射法)	4,000件／年以上	オ 化学療法	1,000件／年以上	カ 分娩件数	100件／年以上

[経過措置]

平成28年1月1日に総合入院体制加算1、加算2の届出を行っている医療機関は、平成29年3月31日までの間、それぞれ総合入院体制加算1、加算3の基準を満たしているものとする。

施告p663
施通p677

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(8) 地域包括ケア病棟入院料の見直し

点p126-127 留p145-147 施告p657-658 施通p741-742

- 地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料を含む)の包括範囲から、手術、麻酔に係る費用を除外する〔点数は変更なし〕
- 集中治療室等を持つ病院や許可病床数500床以上病院では、地域包括ケア病棟入院料の届出は1病棟に限る〔平成28年1月1日時点で届け出た病棟等はこの限りではない〕

(9) 療養病棟入院基本料2における医療区分の高い患者の割合に応じた評価

- 医療療養病床を有効に活用する観点から、療養病棟入院基本料1と同様に入院基本料2においても医療区分2・3の患者の受入を要件とする

点p25-27, 628 施告p634-635 施通p691 様式1044-1047

現行(療養病棟入院基本料)

- 【療養病棟入院基本料1】
当該病棟の入院患者のうち、医療区分2又は3の患者が8割以上
- 【療養病棟入院基本料2】
入院患者に関する要件なし



改定(療養病棟入院基本料)

- 【療養病棟入院基本料1】
当該病棟の入院患者のうち、医療区分2又は3の患者が8割以上
- 【療養病棟入院基本料2】
当該病棟の入院患者のうち、医療区分2又は3の患者が5割以上

[経過措置]

平成28年3月31日に療養病棟入院基本料2の届出を行っている病棟については、平成28年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

施告p663

- ただし、医療区分2・3の患者の割合又は、看護職員の配置基準(25対1)のみを満たさない病棟が、以下の基準を満たしている場合には、平成30年3月末日までに限り、所定点数の95/100を算定できる

- ① 療養病棟入院基本料2の施設基準のうち、「看護職員25対1」を「看護職員30対1」に読み替えたものを満たすこと
- ② 平成28年3月31日時点で6か月以上療養病棟入院基本料1又は2を届け出ていた病棟であること

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(10) 療養病棟の医療区分のきめ細かな評価

様式1044-1047

- 療養病棟入院基本料を算定する病棟における医療区分の評価をより適正なものとするため、酸素療法、うつ状態及び頻回な血糖検査の項目について、きめ細かな状況を考慮する

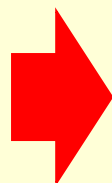
現行

医療区分3

- 酸素療法を実施している状態

医療区分2

- 頻回の血糖検査を実施している状態
 - ・糖尿病に対するインスリン治療を行っているなどの、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態(検査日から3日間)
- うつ症状に対する治療を実施している状態
 - ・うつ症状に対する薬を投与している場合
 - ・精神科専門療法(入院精神療法等)を算定している場合)



改定

医療区分3

- 酸素療法を実施している状態のうち、
 - ・常時流量3L/分以上を必要とする状態
 - ・心不全の状態 (NYHA重症度分類のⅢ度若しくはⅣ度)
 - ・肺炎等の急性増悪により点滴治療を実施している状態(実施から30日間)

医療区分2

- 酸素療法を実施している状態(上記以外)
- 頻回の血糖検査を実施している状態
 - ・糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンc製剤の注射を1日1回以上行い、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態(検査日から3日間)
- うつ症状に対する治療を実施している状態
 - ・精神保健指定医がうつ症状に対する薬を投与している場合
 - ・精神科専門療法(入院精神療法等)を算定している場合)

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(11) 障害者施設等入院基本料・特殊疾患病棟入院料における脳卒中患者の評価①

- 障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料の病棟（特殊疾患入院医療管理料の病室）に入院する意識障害を有する脳卒中患者の多くは、本来、これらの病棟・病室に入院が想定される状態像とは異なっていることから、こうした患者が当該病棟に入院を要する場合について、療養病棟の評価体系を踏まえた見直しを行う

1. 障害者施設等入院基本料の見直し

点p35-37 留p59-63

(新) 7対1入院基本料、10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合:1,465点

医療区分1に相当する場合:1,331点

(新) 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合:1,317点

医療区分1に相当する場合:1,184点

(新) 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合:1,219点

医療区分1に相当する場合:1,086点

[算定要件]

当該病棟に入院する重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者に限る）の疾患及び状態等が療養病棟入院基本料に規定する医療区分1又は医療区分2に相当する場合は、各々医療区分に従い所定点数を算定する。医療区分3相当のものは、従来どおり、障害者施設等入院基本料に規定する点数を算定する

[包括範囲]

特掲診療料の包括範囲は療養病棟入院基本料と同様とし、入院基本料等加算等については障害者施設等入院基本料の規定に従う

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(11) 障害者施設等入院基本料・特殊疾患病棟入院料における脳卒中患者の評価②

- 障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料の病棟（特殊疾患入院医療管理料の病室）に入院する意識障害を有する脳卒中患者の多くは、本来、これらの病棟・病室に入院が想定される状態像とは異なっていることから、こうした患者が当該病棟に入院を要する場合について、療養病棟の評価体系を踏まえた見直しを行う

2. 特殊疾患病棟入院料（特殊疾患入院医療管理料）の見直し

点p124 留140-141

（新） 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合：1,857点

医療区分1に相当する場合：1,701点

（新） 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合：1,608点

医療区分1に相当する場合：1,452点

（新） 特殊疾患入院医療管理料の施設基準を届け出た病室に入院する場合

医療区分2に相当する場合：1,857点

医療区分1に相当する場合：1,701点

[算定要件]

当該病棟又は病室に入院する重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者に限る）の疾患及び状態等が療養病棟入院基本料に規定する医療区分1又は医療区分2に相当する場合は、各々医療区分に従い所定点数を算定する。医療区分3相当のものは、従来どおり、特殊疾患病棟入院料又は特殊疾患入院医療管理料に規定する点数を算定する

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(12) 入院中の他医療機関受診時減算規定の緩和

留p42-45

- 入院中の患者が他医療機関を受診した際の入院料減算について、特に診療科の少ない医療機関等に配慮した控除率に緩和するとともに、減算規定を簡素化する。

【現行】

【改定】

出来高病棟

入院基本料から30%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合
(精神病床、結核病床、有床診療所に限る)

入院基本料から15%減額

入院基本料から 10% 減額

1. 包括範囲に含まれる診療行為が他医療機関で行われた場合

入院料から70%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合
(精神病床に限る)

入院料から55%減額

入院料から 40% 減額

精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、有床診療所療養病床入院基本料を算定している場合

入院料から 20% 減額

2. 包括範囲外の診療行為のみが他医療機関で行われた場合

入院料から30%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合
(精神病床、結核病床、有床診療所に限る)

入院料から15%減額

入院料から 10% 減額

特定入院料等算定病棟

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(13) 地域加算の見直し

点p73-74, 留p90, 施通p727-731

➤ 国家公務員の地域手当の見直しに伴い、診療報酬上の地域加算の見直しを行う

現行		改定	
【地域加算】(1日につき)		【地域加算】(1日につき)	
1級地	18点	1級地	18点
2級地	15点	2級地	15点
3級地	12点	3級地	14点
4級地	10点	4級地	11点
5級地	6点	5級地	9点
6級地	3点	6級地	5点
		7級地	3点(新)

[対象地域]

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域とする

※ 当該地域に準ずる地域とは、人事院規則で定める地域に囲まれている地域及び複数の地域に隣接している地域とし、当該地域の級地は、隣接する対象地域の級地のうち、低い地域と同様とする

①人事院規則で定める地域

級地区分	都道府県	地域
1級地	東京都	特別区
2級地	茨城県	取手市、つくば市
	埼玉県	和光市
	千葉県	袖ヶ浦市、印西市
	東京都	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市
3級地	神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市
	愛知県	刈谷市、豊田市
	大阪府	大阪市、守口市
	茨城県	守谷市
	埼玉県	さいたま市、志木市
	千葉県	千葉市、成田市
	東京都	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市
	愛知県	名古屋市、豊明市
	大阪府	池田市、高槻市、門真市
	兵庫県	西宮市、芦屋市

級地区分	都道府県	地域
4級地	茨城県	牛久市
	埼玉県	東松山市、朝霞市
	千葉県	船橋市、浦安市
	東京都	立川市
	神奈川県	相模原市、藤沢市
	三重県	鈴鹿市
	京都府	京田辺市
	大阪府	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市
	兵庫県	神戸市
	奈良県	天理市
5級地	宮城県	多賀城市
	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市
	埼玉県	坂戸市
	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市
	東京都	三鷹市、あきる野市
	神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、大和市
	愛知県	西尾市、知多市、みよし市
	三重県	四日市市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市
	兵庫県	尼崎市、伊丹市、三田市
	奈良県	奈良市、大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市、春日市、福津市
6級地	宮城県	仙台市
	茨城県	古河市、ひたちなか市、神栖市
	栃木県	宇都宮市、大田原市、下野市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、比企郡滑川町、比企郡鳩山市、北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町
	神奈川県	三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町
	山梨県	甲府市

級地区分	都道府県	地域
6級地	長野県	塩尻市
	【続き】岐阜県	岐阜市
	静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市
	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町
	三重県	津市、桑名市、亀山市
	滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
	京都府	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市
	大阪府	岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町
	兵庫県	明石市、赤穂市
	奈良県	大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町
	和歌山県	和歌山市、橋本市
	香川県	高松市
	福岡県	太宰府市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町
7級地	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	笠間市、鹿嶋市、筑西市
	栃木県	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市
	群馬県	前橋市、太田市、渋川市
	埼玉県	熊谷市
	千葉県	木更津市、君津市、八街市
	東京都	武蔵村山市
	新潟県	新潟市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	山梨県	南アルプス市
	長野県	長野市、松本市、諏訪市、伊那市
	岐阜県	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市
	静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市
	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛鳥村
	三重県	名張市、伊賀市
	滋賀県	長浜市、東近江市
	兵庫県	姫路市、加古川市、三木市

級地区分	都道府県	地域
7級地	奈良県	桜井市、宇陀市
【続き】	岡山県	岡山市
	広島県	三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
	山口県	周南市
	徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市
	香川県	坂出市
	福岡県	北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町
	長崎県	長崎市

※ この表の「地域」欄に可かが得る名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

②人事院規則で定める地域に準じる地域

級地区分	都道府県	地域
3級地	茨城県	常総市
	東京都	東久留米市
	愛知県	大府市
4級地	千葉県	習志野市
	東京都	昭島市
	神奈川県	愛川町、清川村
5級地	茨城県	阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市
	千葉県	八千代市、四街道市
	東京都	小金井市、羽村市、日の出町、檜原村、奥多摩町
	神奈川県	座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市
	愛知県	東海市、日進市、東郷町
	京都府	八幡市
	大阪府	豊能町、島本町、摂津市、四條畷市、大東市
	兵庫県	川西市、猪名川町
	奈良県	川西町、生駒市
6級地	宮城県	利府町
	茨城県	東海村、那珂市、大洗市
	栃木県	さくら市

級地区分	都道府県	地域
6級地	埼玉県	八潮市、吉川市、松伏市、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田市、桶川市、川島町、蕨市、新座市、富士見市、三芳町、狭山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町
	【続き】千葉県	我孫子市、白井市、鎌ヶ谷市、大網白里市、長柄市、長南市
	神奈川県	逗子市、大磯町、中井町
	愛知県	蒲都市、幸田町、知立市、高浜市、尾張旭市、長久手市、扶桑町、あま市、蟹江町、愛西市
	三重県	東員町、いなべ市
	滋賀県	湖南市、野洲市
	京都府	精華町、井出町、城陽市、久御山町、長岡京市、南丹市
	大阪府	松原市、大阪狭山市、高石市、忠岡町、貝塚市、河南町、千早赤阪村
	奈良県	御所市、葛城市、斑鳩町、上牧町、広陵町
	福岡県	古賀市、久山町
7級地	宮城県	村田市
	茨城県	城里町、茨城町、桜川市、石岡市、下妻市、結城市、八千代町
	栃木県	日光市、芳賀町、上三川町、壬生町、佐野市、野木町
	群馬県	伊勢崎市、沼田市、東吾妻町、玉村町、吉岡町、榛東村、桐生市
	埼玉県	吉見町、嵐山町
	千葉県	富里市、山武市、大多喜町、鴨川市
	東京都	東大和市、瑞穂町
	石川県	かほく市
	山梨県	甲斐市、昭和町、中央市、市川三郷町、北杜市
	長野県	上田市、筑北村、大町氏、長和町、茅野市、下諏訪町、岡谷市、箕輪町、辰野町、南箕輪村、朝日村、木祖村、木曽町
	岐阜県	可児市、坂祝町、関市、岐南町、笠松町、羽島市、瑞穂市
	静岡県	小山町、裾野市、長泉町、清水町、函南町、川根本町、島田市、森町
	愛知県	新城市、東浦町、阿久比町、武豊町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市
	滋賀県	米原市、多賀町、愛荘町、日野町、竜王町、高島市
	兵庫県	加東市、小野市、稲美町、播磨町、高砂市、加西市
	奈良県	山添村、吉野町、明日香村、田原本町
	広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市
	徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町
	香川県	綾川町
	福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町

※ この表の「地域」欄に可かが得る名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は村の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(14) 医療資源の少ない地域に配慮した評価と対象医療圏の見直し①

- 医療資源の少ない地域に配慮した評価※1を更に適切に推進する観点から、人口当たりの医師・看護師数や病院密度が低い地域が対象となるよう対象地域に関する要件等を見直した上で評価を継続する
※1; 医療従事者が少ないこと等に着目し、施設基準を一定程度緩和した上で、それに見合った評価を設定したものや、医療機関が少ないため機能分化が困難であることに着目し、病棟機能の混合を認めたもの等
- 一般病棟10対1入院基本料を算定している病院※2を新たに対象に加える 留p48, 93, 98-99, 114
※2; 特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟7対1入院基本料を算定している病院を除く
- 二次医療圏の一部が離島となっている場合についても対象地域に加える 施通p751-752

医療提供しているが、医療資源の少ない地域(特定地域・41二次医療圏)

都道府県	二次医療圏	市町村
北海道	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
秋田県	北秋田	北秋田市、上小阿仁村
	大仙・仙北	大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢・雄勝	湯沢市、羽後町、東成瀬村

都道府県	二次医療圏	市町村
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
福島県	南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
石川県	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
長野県	木曽	木曽郡(上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町)
	北信	中野市、飯山市、下高井郡(山ノ内町、木島平村、野沢温泉村)、下水内郡(栄村)
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
滋賀県	湖西	高島市
奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
香川県	小豆	小豆郡(土庄町、小豆島町)
高知県	高幡	須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
鹿児島県	熊毛	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)
	奄美	奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、籠郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町)
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法に規定する離島の地域に該当する地域を対象とする。

[経過措置]

平成28年1月1日時点で改定前の特定地域において、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合は、平成30年3月31日までの間、なお効力を有するものとする。

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(14) 医療資源の少ない地域に配慮した評価と対象医療圏の見直し②

【関連点数】

「A226-2」注2	緩和ケア診療加算(特定地域)	点p76, 留p93, 施告p648, 施通p711
「A233-2」注2	栄養サポートチーム加算(特定地域)	点p78, 留p98-99, 施告p649, 施通p715
「A246」注2	褥瘡ハイリスク患者ケア加算(特定地域)	点p79, 留p100, 施告p650, 施通p719
「A246」注5	退院支援加算(特定地域)(退院時1回)	点p82, 留p114, 施告p652, 施通p725
「A308-3」注2	地域包括ケア病棟入院料1・入院医療管理料1(特定地域)	点p127, 留p146, 施告p658, 施通740
「A308-3」注2	地域包括ケア病棟入院料2・入院医療管理料2(特定地域)	
「A317」	特定一般病棟入院料1	点p132-133 留p153-154 施告p661-662 施通p748-749
「A317」	特定一般病棟入院料2	
「A317」注7	特定一般病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料1	
「A317」注7	特定一般病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料2	
「B001」の24 注4	外来緩和ケア管理料(特定地域)	点p171, 留p202-203, 施告p754, 施通p801
「B001」の27 注4	糖尿病透析予防指導管理料(特定地域)	点p172, 留p203-204, 施告p754, 施通p802-803

改定前の特定地域

※ 従前の医療圏において届出を行っている
医療機関は平成30年3月31日まで活用可

都道府県	二次医療圏	市町村
北海道	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中礼内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
秋田県	大館・鹿角	大館市、鹿角市、小坂町
	由利本荘・にかほ	由利本荘市、にかほ市
山形県	置賜	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	庄内	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	下越	村上市、新発田市、胎内市、関川村、粟島浦村、聖籠町
	上越	上越市、妙高市、糸魚川市
	佐渡	佐渡市
長野県	飯伊	飯田市、下伊那郡(松川町、高森町阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
和歌山県	田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
島根県	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	津山・英田	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
香川県	小豆	小豆郡(土庄町、小豆島町)
高知県	幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
長崎県	五島	五島市
	上五島	新上五島町、小値賀町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
鹿児島県	熊毛	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)
	奄美	奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、籠郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町)
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

4. 医療機能に応じた入院医療の評価

(15) 一類感染症患者入院医療管理料の見直し

点p123-124 留p140

- 一類感染症の治療法は未知な部分が大きいことから、一類感染症患者入院医療管理料の包括から検査、点滴注射、中心静脈注射を除外するとともに、疾患や患者によって治療や隔離期間が異なることから、感染症法に規定する入院措置中の期間は算定可能とする

現行

【一類感染症患者入院医療管理料】(1日につき)

- 1 7日以内の期間:9,046点
- 2 8日以上14日以内の期間:7,826点

改正

【一類感染症患者入院医療管理料】(1日につき)

- 1 14日以内の期間:9,046点
- 2 15日以上14日以内の期間:7,826点

感染症法第19条・20条に基づく入院期間を超えた場合は算定しない

(16) 結核病棟入院基本料における入院初期加算の見直し

点p28 留p56

- 結核病棟入院基本料を算定する病棟における標準的な治療期間を踏まえ、早期退院を促すよう入院初期加算の評価を見直す

現行

【結核病棟入院基本料 入院初期加算】

入院患者の入院期間に応じ、以下に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する

- イ 14日以内の期間:400点
- ロ 15日以上30日以内の期間:300点
- ハ 31日以上90日以内の期間:100点

改正

【結核病棟入院基本料 入院初期加算】

入院患者の入院期間に応じ、以下に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する

- イ 14日以内の期間:400点
- ロ 15日以上30日以内の期間:300点
- ハ 31日以上60日以内の期間:200点(新)
- ニ 61日以上90日以内の期間:100点

4. 医療機能に応じた入院医療の評価／有床診療所

(1) 7対1入院基本料の在宅復帰率の計算に参入【再掲】

施告p632, 637, 639, 657, 662 施通p687, 741, 749

- 入院医療における在宅復帰を一層推進するために、7対1入院基本料等の施設基準になっている自宅等に退院した患者の割合について見直しを行う。

現行(7対1入院基本料)

自宅等に退院する者の割合が75%以上

【評価の対象となる退院先】

- ・自宅 ・居住系介護施設等 ・回復期リハビリテーション病棟
- ・地域包括ケア病棟
- ・療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る。)
- ・介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設等に限る。)



改定後(7対1入院基本料)

自宅等に退院する者の割合が80%以上

【評価の対象となる退院先】

- ・自宅 ・居住系介護施設等 ・回復期リハビリテーション病棟
- ・地域包括ケア病棟
- ・療養病棟(在宅復帰機能強化加算の届出病棟に限る。)
- ・介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設等に限る。)
- ・有床診療所(在宅復帰機能強化加算の届出施設に限る。)

(2) 在宅復帰機能強化加算の新設

点p39, 41 留p25, 27 施告p642, 643 施通p694

- 高い在宅復帰機能を有する有床診療所に対する評価を充実する。

(新) 有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算 5点(1日につき)

有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算 10点(1日につき)

[施設基準]

有床診療所入院基本料の場合

以下の全てを満たすこと

- ①有床診療所入院基本料1、2又は3を届け出ていること
- ②直近6か月間の退院患者の在宅復帰率が7割以上
- ③退棟患者の在宅生活が1月以上継続することを確認
- ④平均在院日数が60日以下

有床診療所療養病床入院基本料の場合

以下の全てを満たすこと

- ①直近6か月間の退院患者の在宅復帰率が5割以上
- ②退棟患者の在宅生活が1月以上継続することを確認
- ③平均在院日数が365日以下

4. 医療機能に応じた入院医療の評価／有床診療所

(3) 看護職員の夜間配置の評価充実

点p38, 留p64, 施告p642, 施通p693

- 有床診療所の看護職員の夜間配置について、夜間看護配置加算の評価を充実させる

現行

【有床診療所入院基本料】

夜間看護配置加算1 : 80点

夜間看護配置加算2 : 30点



改正

【有床診療所入院基本料】

夜間看護配置加算1 : 85点

夜間看護配置加算2 : 35点

(4) 入院中の患者の他医療機関受診時における減算規定の緩和

- 前掲参照

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(1) 医師事務作業補助体制の評価①

点p70-71, 留p87-88, 施告p645, 施通p702-704

- 医師事務作業補助体制加算1の評価を引き上げるとともに、医師の指示に基づく診断書作成補助・診療録の代行入力に限り、業務の場所を問わず「病棟又は外来」での勤務時間に含める

【医師事務作業補助体制加算1】

現行	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	860点
20対1	648点
25対1	520点
30対1	435点
40対1	350点
50対1	270点
75対1	190点
100対1	143点



改定	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	<u>870点</u>
20対1	<u>658点</u>
25対1	<u>530点</u>
30対1	<u>445点</u>
40対1	<u>355点</u>
50対1	<u>275点</u>
75対1	<u>195点</u>
100対1	<u>148点</u>

[施設基準](業務の場所)

医師事務作業補助者の業務を行う場所について、8割以上を病棟又は外来とする。なお、医師の指示に基づく診断書作成補助及び診療録の代行入力に限っては、当該保険医療機関内での実施の場所を問わず、病棟又は外来における医師事務作業補助の業務時間に含める。



5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(1) 医師事務作業補助体制の評価②

点p70-71, 留p87-88, 施通p703

- 20対1補助体制加算について、25対1、30対1、40対1補助体制加算の施設基準と同様の基準に緩和し、75対1、100対1補助体制加算については、年間の緊急入院患者数の要件を「100名以上」から「50名以上」に緩和する

現行

【20対1補助体制加算】

[主な要件] 15対1と同様の施設基準

- ・第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院、総合周産期母子医療センター設置医療機関
- ・年間緊急入院患者数800名以上

【50対1,75対1,100対1補助体制加算】

[主な要件]

- ・年間緊急入院患者数100名以上



改定

【20対1補助体制加算】

[主な要件] 25対1,30対1,40対1と同様の施設基準

15対1の施設基準を満たしている、又は以下の要件を満たしていること

- ・災害拠点病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院
- ・年間緊急入院患者数200名以上又は全身麻酔手術件数年間800件以上

【50対1,75対1,100対1補助体制加算】

[主な要件]

- ・年間緊急入院患者数100名以上 (75対1及び100対1補助体制加算については50名以上)

- 50対1、75対1、100対1補助体制加算の対象として、療養病棟入院基本料及び精神病棟入院基本料を追加する
- 特定機能病院入院基本料(一般・結核・精神)について、特定機能病院として求められる体制以上に勤務医負担軽減に取り組む医療機関を評価するため、医師事務作業補助体制加算1に限り、要件を満たす場合に算定可能とする

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(2) 看護職員の月平均夜勤時間数に係る要件等の見直しと評価①

施告p632, 施通p685

- 子育てや家族の介護を担う看護職員を含め、より多くの看護職員で夜勤体制を支えることができるよう、月平均夜勤時間数の計算方法の見直し、及び基準に適合しなくなった際の評価方法等を見直す

〔病院の入院基本料の施設基準の通則(抜粋)〕

夜勤を行う看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること【施設基準告示】

当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数

$$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{夜勤時間帯の実人員数}}{\text{夜勤時間帯の実人員数}}$$

- ◇ 夜勤時間帯とは、各医療機関が定める午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間のこと
- ◇ 月平均夜勤時間数は、同一の入院基本料を算定する病棟全体で計算する(病棟毎ではない)
- ◇ 月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員及び延夜勤時間数
 - ① 専ら夜勤時間帯に従事する者(夜勤専従者)は含まない
 - ② 夜勤時間帯に病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合、以下の数を夜勤時間帯に従事した実人員数として参入する

当該看護要員の夜勤時間帯に病棟で勤務した月当たりの延べ時間

当該看護要員の月当たり延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)

〔7対1、10対1入院基本料の病棟の実人員及び延べ夜勤時間数〕

月当たりの夜勤時間数が16時間未満の者は含まない。ただし、短時間正職員制度を導入している医療機関の短時間正職員については、月当たりの夜勤時間数が12時間以上の者を含む

〔7対1、10対1入院基本料以外の病棟の実人員及び延べ夜勤時間数〕

月当たりの夜勤時間数が8時間未満の者は含まない

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(2) 看護職員の月平均夜勤時間数に係る要件等の見直しと評価②

点p22-23,25等, 施告p
633,
施通p675,688

- 月平均夜勤時間72時間以下の要件を満たせなくなった場合、直近3か月に限り、月平均夜勤時間超過減算となり、80／100を算定する。その間に夜勤のできる看護職員が確保できなくなった場合、仮に看護配置を満たせたとしても特別入院基本料の算定となってしまう

1. 月平均夜勤時間超過減算の算定額の見直し: 80／100 → 85／100

2. 月平均夜勤時間数の基準のみを満たせなくなった場合に算定する
夜勤時間特別入院基本料(入院基本料の70／100)を新設

※ 入院基本料の70／100が特別入院基本料を下回る場合、特別入院基本料に10点を加えた点数

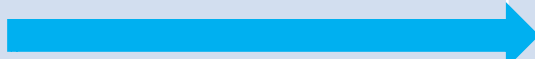
[算定可能病棟]

一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料2、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料

[施設基準]

- ① 月平均夜勤時間が72時間以下であるという要件以外の施設基準は満たしている
② 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合、医療勤務環境 改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を地方厚生(支)局長に提出する

【一般病棟7対1入院基本料の場合の例】

《現行》	通常	月平均夜勤時間超過減算		特別入院基本料
	1,591点	1,273点(▲318点) 1,591点の80%		584点(▲1007点) 1,591点の36.7%
				
《改定》	通常	月平均夜勤時間超過減算	夜勤時間特別入院基本料(新)	特別入院基本料
	1,591点	<u>1,352点(▲239点)</u> 1,591点の <u>85%</u>	<u>1,114点(▲477点)</u> 1,591点の <u>70%</u>	584点(▲1007点) 1,591点の36.7%

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(3) 夜間看護体制の充実①

夜間の看護業務の負担軽減を促進するために、看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価する

➤ 7対1又は10対1一般病棟入院基本料等を算定する病棟で看護職員の手厚い夜間配置をしている場合及び看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組を行っている場合に、看護職員夜間配置加算の評価を充実

現行

【看護職員夜間配置加算】
看護職員夜間配置加算 50点



改正

【看護職員夜間配置加算】
1 看護職員夜間12対1配置加算
 イ 看護職員夜間12対1配置加算1 80点
 ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 60点
2 看護職員夜間16対1配置加算 40点(新)

点p71-72, 留p88,
施告p645-646,
施通p705-706

[施設基準]

(1)看護職員夜間12対1配置加算

イ 夜勤を行う看護職員数は、常時12対1以上

ロ 1のイは、夜間看護体制の充実に関する項目のうち、加算を算定する病棟及び医療機関において4項目以上満たす場合に算定

〈夜間を含む交代制勤務を行う看護職員の負担軽減に資する勤務編成(シフト)〉

① 1つの勤務の終了時から、次の勤務の開始までの間の時間が11時間以上

② 3交代制勤務の病棟において、勤務開始が前回勤務より遅い時刻(正循環)となる勤務編成(シフト)

③ 夜勤の連続回数は2回まで

〈夜間の看護業務量に応じた看護職員の配置〉

④ 所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜間を含めた各部署の業務量を把握し調整するシステムができており、かつ部署間での業務標準化を図り、過去1年間に当該システムを夜間に運用した実績がある

〈看護補助者と看護職員の業務分担の推進〉

⑤ 看護補助者を夜勤時間帯に配置している

⑥ みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が5割以上

〈院内保育所の設置〉

⑦ 夜勤時間帯を含む院内保育所を設置している

(2)看護職員夜間16対1配置加算

イ 夜勤を行う看護職員数は、常時16対1以上

ロ (1)のロを満たすものである

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(3) 夜間看護体制の充実②

夜間の看護業務の負担軽減を促進するために、看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価する

- 7対1又は10対1一般病棟入院基本料等を算定する病棟で、看護補助者の夜間配置の区分を見直すとともに評価を充実し、看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組を行っている場合の評価を新設

(1) 看護補助者の夜間配置の評価

現行

【急性期看護補助体制加算】

- イ 夜間25対1急性期看護補助体制加算: 35点
- ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算: 25点
- ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算: 15点

改正

【急性期看護補助体制加算】

- イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算: **40点**
- ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算: **35点**
- ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算: **20点**

点p71, 留p88,
施告p645,
施通p704-705

※ 夜間急性期看護補助体制加算は、みなし看護補助者ではなく、看護補助者の配置を夜勤時間帯に行っている場合にのみ算定できる

(2) 看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組の評価

(新) 夜間看護体制加算 10点

※ 夜間急性期看護補助体制加算を算定していること
[施設基準]

前掲の夜間看護体制の充実に関する項目のうち、加算を算定する病棟及び医療機関において**3項目以上満たす場合**に算定

点p71, 留p88,
施告p645, 施通p705

- 13対1一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護補助者の夜間配置の評価を新設

(新) 夜間75対1看護補助加算 30点(1日につき)

①看護補助加算を算定していること、②入院した日から起算して20日を限度として加算
[施設基準]

みなし補助者ではなく、看護補助者の配置を夜勤時間帯に行っている場合にのみ算定

点p73, 留p90,
施告p647, 施通p708

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(3) 夜間看護体制の充実③

夜間の看護業務の負担軽減を促進するために、看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価する

- 看護補助加算(13対1、15対1、18対1、20対1入院基本料を算定する病棟)を算定する病棟で、看護補助者の夜間配置を含めた看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組を行っている場合の評価を新設

(新) 夜間看護体制加算 150点(入院初日)

点p73, 施告p647, 施通p708

看護補助加算を算定していること

[施設基準]

イ 看護補助者を夜勤時間帯に配置している

ロ P.189に掲げる夜間看護体制の充実に関する項目のうち、加算を算定する病棟及び医療機関において4項目以上満たす場合に算定

- 有床診療所の看護職員の夜間配置について、夜間看護配置加算の評価を充実【再掲】

点p38

現行

【有床診療所入院基本料】

夜間配置加算1 80点

夜間配置加算2 30点



改定

【有床診療所入院基本料】

夜間配置加算1 85点

夜間配置加算2 35点

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(4) 看護職員と看護補助者の業務分担の推進

施通p684. 686

看護職員が専門性の高い業務により集中することができるよう、看護職員と看護補助者の業務分担に資する取組を実施した上で、看護補助業務のうち一定の部分までは、看護補助者が事務的業務を実施できることを明確化する

- 主に事務的業務を実施する看護補助者として200対1までは配置してよいこととする
- 急性期看護補助体制加算及び看護補助加算において、看護管理者が看護補助者活用に関する研修を受けることが望ましいこととし、看護補助者との業務分担等について定期的な見直しを行う

現行

【入院基本料】

[施設基準]

看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)のほか、病室内の環境整備、ベッドメイキング、看護用品及び消耗品の整理整頓等の業務を行うこととする



改定

【入院基本料】

[施設基準]

1 看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)のほか、病室内の環境整備、ベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行、診療録の準備等の業務を行うこととする

2 主として事務的業務を行う看護補助者を配置する場合は、常時、当該病棟の入院患者の数が200又はその端数を増すごとに1に相当する数以下である

【急性期看護補助体制加算、看護補助加算】

[施設基準]

- (1) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務範囲について、年に1回は見直しを行う
- (2) 所定の研修を修了した看護師長等が配置されていることが望ましい

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(5) 常勤配置の取扱いの明確化

診療報酬上の常勤配置の取扱いについて、産前・産後休業、育児・介護休業、短時間勤務等に関する取扱いを明確化し、柔軟な勤務形態に対応する

- 施設基準上求められる常勤の従事者が、労働基準法に定める産前・産後休業及び育児・介護休業法に定める休業を取得し、当該休業を取得している期間については、施設基準上求められる資質を有する複数の非常勤従事者が常勤換算方法により施設基準を満たすことを原則認める
- 育児休業後等の従事者が短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間は、週30時間以上の勤務で常勤扱いとする

基本診療料の施設基準等、特掲診療料の施設基準等に新設

施通p672, 785

(6) 手術・処置の時間外等加算1の施設基準の見直し

施通p847

勤務医負担軽減の取組をより促進する観点から、病院全体で負担軽減の体制整備に取り組んでいる場合は、要件の一部を緩和する

- 手術・処置の時間外等加算1については、算定施設届出の際に、算定する診療科を列記しているが、全科届出の場合には、1日当たりの当直医師数(当該医療機関の常勤医師であること。また、ICU等に勤務する医師は除く)に応じて、手術前日の当直回数の制限を緩和する

[施設基準]

- (2) 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下、同様)に当直、夜勤及び緊急呼び出し当番(以下、「当直等」という。)を行っている者がある場合は、該当する手術と当直等を行った日の一覧を作成していること

- (3) (2)の当直等を行った日が年間12日以内(当直医師を毎日6人以上配置する医療機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては24日以内)であること

5. 医療従事者の負担軽減・人材確保

(7) 画像診断管理加算の夜間等における負担軽減

点p366, 留p374, 施告p765, 施通p826

画像診断管理加算の算定に当たっては、現行、常勤の医師が医療機関において読影する等の要件があるが、当該医療機関の常勤の医師が夜間休日にICTを活用して自宅等で読影した場合も、院内での読影に準じて扱う

【画像診断管理加算1、加算2及び遠隔画像診断を行った場合の画像診断管理加算】

[施設基準等]

夜間又は休日に撮影された画像について、自宅等当該保険医療機関以外の場所で、画像の読影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用いた上で、読影した場合も対象となる。

なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては安全管理を確実にを行った上で実施する必要がある。

(8) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の医師配置要件の見直し

点p121, 留p138, 施告p654, 施通p734

現行の算定要件は「神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する」こととなっているが、夜間休日に当該医療機関の外にいる医師が迅速に診療上の判断ができる場合には、経験年数を一定程度緩和する

【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】

[施設基準]

当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いる。ただし、夜間又は休日であって、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する担当の医師が院外にいる場合に常時連絡が可能であり、頭部の精細な画像や検査結果を含め診療上必要な情報を直ちに送受信できる体制を用いて、当該医師が迅速に判断を行い、必要な場合には当該医療機関に赴くことが可能な体制が確保されている時間に限り、当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を3年以上有する専任の医師が常時1名以上いればよい。

なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては安全管理を確実にを行った上で実施する必要がある。

6. 多職種連携の取組の強化等

(1) 栄養食事指導の対象及び指導内容の拡充

- 外来・入院・在宅患者訪問栄養食事指導の対象に、がん、摂食・嚥下機能低下、低栄養の患者に対する治療食を含める

【外来・入院・在宅患者訪問栄養食事指導料】

《対象者》

厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする患者

※ 腎臓食、肝臓食、糖尿食等

【外来・入院・在宅患者訪問栄養食事指導料】

留p193, 194

《対象者》

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者

- 指導には長時間を要することが多く、より充実した指導を適切に評価する観点から、外来・入院栄養食事指導料について、指導時間の要件及び点数の見直しを行う

【外来・入院栄養食事指導料※1】

(概ね15分以上)

130点

※1 入院栄養食事指導料1は130点、2 (有床診において、当該有床診以外の管理栄養士が指導を行う場合)は125点

【外来・入院栄養食事指導料※2】

(新) イ 初回 (概ね30分以上) 260点

(新) ロ 2回目以降※3 (概ね20分以上) 200点

※2 入院栄養食事指導料2のイは250点、ロは190点とする。

※3 入院栄養食事指導料については「2回目」

点p166-167, 留p193-195, 施告p753-754,777-778, 施通p799

- 在宅で患者の実状に応じた有効な指導が可能となるよう、指導方法に係る要件を緩和する

【在宅患者訪問栄養食事指導料】

《算定要件》

医師の指示に基づき、管理栄養士が患家を訪問し、(略)栄養食事指導箋に従った調理を介して実技を伴う指導を30分以上行った場合に算定する。

【在宅患者訪問栄養食事指導料】

《算定要件》

医師の指示に基づき、管理栄養士が患家を訪問し、(略)栄養食事指導箋に従い、食事の用意や摂取等に関する具体的な指導を30分以上行った場合に算定する。

点p249-250

留p283, 施告p762,777

6. 多職種連携の取組の強化等

(2) 特定集中治療室等における薬剤師配置に対する評価

- 特定集中治療室など高度救急医療を担う治療室等において、チーム医療を推進する観点から、薬剤関連業務を実施するために治療室内に薬剤師を配置している場合、病棟薬剤業務実施加算で評価する

病棟薬剤業務実施加算1(週1回) 100点

(新) 病棟薬剤業務実施加算2(1日につき) 80点

点p80-81, 留p109-110, 施告p651, 施通p722-723

[加算2の施設基準]

- ① 病棟薬剤業務実施加算1の届出を行っている
- ② 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が、算定を行う治療室等に配置されており、1週間につき20時間以上病棟薬剤業務を実施している

- 併せて、救命救急入院料等における薬剤管理指導に対する評価の見直しを行う

現行

【薬剤管理指導料】

- 1 救命救急入院料等を算定している患者に対して行う場合:430点
- 2 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合(1に該当する場合を除く):380点
- 3 1及び2の患者以外の患者に対して行う場合:
325点



改定

点p183-184, 留p227-228,
施告p758,778, 施通p812

【薬剤管理指導料】

(削除)

- 1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合:380点
- 2 1の患者以外の患者に対して行う場合:
325点

6. 多職種連携の取組の強化等

(3) 歯科医師と連携した栄養サポートチームに対する評価

- 医科と歯科の連携を推進して、入院中の患者の栄養状態の改善を図るため、歯科医師が院内スタッフと共同で栄養サポートを実施した場合の評価を新設する

栄養サポートチーム加算

(新) 歯科医師連携加算 50点(入院基本料の加算)

点p78, 留p99, 施告p649, 施通p715-716

[算定要件]

院内又は院外の歯科医師が栄養サポートチームの構成員として、以下に掲げる栄養サポートチームとしての診療に従事した場合に算定する

- ① 栄養状態の改善に係るカンファレンス及び回診が週1回程度開催されており、栄養サポートチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担当する保険医、看護師等が参加している
- ② カンファレンス及び回診の結果を踏まえて、当該患者の診療を担当する保険医、看護師等と共同の上で、栄養治療計画を作成し、その内容を患者等に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付する。
- ③ 栄養治療実施計画に基づいて適切な治療を実施し、適宜フォローアップを行う

(4) 周術期口腔機能管理等の医科歯科連携の推進

点p523, 留p559

- 悪性腫瘍手術等に先立ち歯科医師が周術期口腔機能管理を実施した場合に算定できる周術期口腔機能管理後手術加算について、周術期における医科と歯科の連携を推進するよう評価を充実する

[手術 通則]

歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に悪性腫瘍手術等を全身麻酔下で実施した場合は~~100点~~**200点**を加算する

7. 患者が安心・納得して退院し、 早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組の推進

(1) 退院支援に関する評価の充実

点p81-82, 留p111-114, 施告p651-652, 施通p676-677,724-725

- 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、保険医療機関における退院支援の積極的な取組みや医療機関間の連携等を推進するための評価を新設する。

(新) 退院支援加算1

イ 一般病棟入院基本料等の場合	600点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合	1,200点

(改) 退院支援加算2

イ 一般病棟入院基本料等の場合	190点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合	635点



[算定要件・施設基準]

	退院支援加算 1	退院支援加算2 (現在の退院調整加算と同要件)
退院困難な患者の早期抽出	<u>3日以内</u> に退院困難な患者を抽出	7日以内に退院困難な患者を抽出
入院早期の患者・家族との面談	<u>7日以内</u> に患者・家族と面談	できるだけ早期に患者・家族と面談
多職種によるカンファレンスの実施	<u>7日以内</u> にカンファレンスを実施	カンファレンスを実施
退院調整部門の設置	専従 1 名（看護師又は社会福祉士）	専従 1 名（看護師又は社会福祉士）
病棟への退院支援職員の配置	<u>退院支援業務等に専従する職員を病棟に配置 (1人につき2病棟(120床)まで)</u>	—
医療機関間の顔の見える連携の構築	<u>連携する医療機関等(20か所以上)の職員と 定期的な面会を実施(3回/年以上)</u>	—
介護保険サービスとの連携	<u>介護支援専門員との連携実績</u>	—

7. 患者が安心・納得して退院し、 早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組の推進

(2) 医療機関間の連携と退院支援に向けた評価の充実

- 医療と介護の連携及び入院から在宅への円滑な移行を推進する観点から、介護支援連携指導料及び退院時共同指導料の評価を見直す

点p180, 留p218-219

現行

【介護支援連携指導料】
介護支援連携指導料: 300点

【介護支援連携指導料】
退院時共同指導料1
1 在支診の場合: 1000点
2 1以外の場合: 600点
退院時共同指導料2: 300点



改定

【介護支援連携指導料】
介護支援連携指導料: 400点

【介護支援連携指導料】
退院時共同指導料1
1 在支診の場合: 1,500点
2 1以外の場合: 900点
退院時共同指導料2: 400点

(3) 退院直後の在宅療養支援に関する評価

点p183, 留p226-227, 施告p758,779, 施通p812

- 医療ニーズが高い患者が安心・安全に在宅に移行し、在宅療養を継続できるようにするために、退院直後に、入院医療機関の看護師等が在宅療養支援に当たる者に対して、退院後の在宅における療養上の指導を行った場合の評価を新設する

(新) 退院後訪問指導料 580点(1回につき)

(新) 訪問看護同行加算 20点(退院後1回に限り)

[算定要件]

- ① 特掲診療料の施設基準等の別表第8に掲げる状態の患者若しくは認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲ以上の患者又はその家族に対して、在宅での療養内容等の指導を行った場合に算定する。
- ② 入院医療機関を退院した日から起算して1月以内の期間に限り、5回を限度として算定する。ただし退院日は除く
- ③ 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の医療機関の看護師等と同行し、指導を行った場合には、訪問看護同行加算として、退院後1回に限り加算する

8. 医薬品の適正使用

○残薬、重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らす取組

- (1) 医療機関と薬局が連携して、円滑に残薬確認と残薬に伴う日数調整を実施できるよう、処方等の仕組を見直す
- (2) 30日を超える長期の投薬については、予見することができる必要期間に従った投与量が適切に処方されるよう取扱いの明確化

- ◇ 服薬管理を行う医師から見て、長期処方が原因で患者・家族による薬剤管理が難しくなる場合があり、残薬の原因の1つとなっている。
- ◇ 今回の改定の対応により、薬剤師との連携を通じて、処方の見直し(日数・重複)やより適切な服薬指導・薬剤管理が行われることを期待している。
- ◇ 高齢者における薬物治療の経験に基づくエビデンスが蓄積されてきており、学会等の最新の知見を踏まえて、医師が適切に処方することが求められている。
- ◇ 投与日数は医師の裁量であるが、特に大病院の勤務医による超長期投薬が問題となっているため、診療報酬上の対応をせざるを得なかった。

8. 医薬品の適正使用の推進

(1) 多剤投薬の患者の減薬を伴う指導の評価

- 医療機関において、多種類の服薬を行っている患者の処方薬剤を総合的に調整する取り組みを行い、処方薬剤数が減少した場合についての評価を新設する

(新) 薬剤総合評価調整加算 250点(退院時に1回)

点p83, 留p116-117



[算定要件]

医療機関に入院している患者であって、以下のいずれかの場合に、退院時に1回に限り所定点数を算定する。

- ① 入院前に6種類以上の内服薬(入院時において当該患者が処方されている内服薬のうち、頓用薬及び服用を開始して4週間以内の薬剤を除く)が処方されていたものについて、処方内容を総合的に評価した上で調整し、退院時に処方される内服薬が2種類以上減少した場合
- ② 精神病床に入院中の患者であって、入院時又は退院1年前のうちいずれか遅い時点で抗精神病薬を4種類以上内服していたものについて退院までの間に抗精神病薬の種類数が2以上減少した等の場合。なお、医療機関がクロルプロマジン換算を用いた評価を行う場合には、クロルプロマジン換算で2,000mg以上内服していたものについて、1,000mg以上減少した場合を含めることができ

(新) 薬剤総合評価調整管理料 250点(月1回に限り) 連携管理加算 50点

点p184, 留p228-229



[算定要件]

① 薬剤総合評価調整管理料

医療機関が、入院中の患者以外の患者であって、6種類以上の内服薬(受診時において当該患者が処方されている内服薬のうち、頓用薬及び服用を開始して4週間以内の薬剤を除く)が処方されていたものについて、処方内容を総合的に評価した上で調整し、内服薬が2種類以上減少した場合は、所定点数を算定する。

② 連携管理加算

処方内容の総合調整に当たって、別の医療機関又は薬局との間で照会又は情報提供を行った場合は、連携管理加算として所定点数を加算する。ただし、連携管理加算を算定した同一日においては、同一の別の医療機関に対して、診療情報提供料(I)は算定できない。

8. 医薬品の適正使用の推進

(2) 医療機関と薬局の連携による残薬に伴う日数調整

- 医療機関と薬局が連携して、円滑に残薬確認と残薬に伴う日数調整を実施できるよう、処方等の仕組みを見直す 様式p889

- ① 処方医と薬局の薬剤師が連携して、円滑に患者の残薬確認と残薬に伴う調剤数量調整等が実施できるよう、処方せん様式に調剤時に残薬を確認した場合の対応を記載する欄を設ける

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応
(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。)

- ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤
- ☐ 保険医療機関へ情報提供

- ② 当該欄にチェックがある場合は、薬局において患者の残薬の有無を確認し、残薬が確認された場合には、
- a. 医療機関へ疑義照会した上で調剤
 - b. 医療機関へ情報提供
- のいずれかの対応を行う

処 方 せ ん												
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)												
公費負担者番号				保 険 者 番 号								
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号								
患 者	氏 名			保険医療機関の所在地及び名称								
	生年月日			電 話 番 号								
	男・女			保 険 医 氏 名								
区 分	被保険者		被扶養者		都道府県番号		点数表番号		医療機関コード			
交付年月日		平成 年 月 日		処方せんの使用期間		平成 年 月 日		※ 特記記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。				
処 方	個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。											
	変更不可											
備 考	保険医署名（「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。）											
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。） ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供											
調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号								
保険薬局の所在地及び名称				公費負担医療の受給者番号								
保険薬剤師氏名												

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和61年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「（保険医療機関）とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

様式p889

処 方 せ ん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号								保 険 者 番 号							
公費負担医療 の受給者番号								被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号							
患 者	氏 名							保険医療機関の 所在地及び名称							
	生年月日	明 大 昭 平				年 月 日	男・女	電 話 番 号							
	区 分	被保険者			被扶養者			保 険 医 氏 名							
交付年月日		平成 年 月 日						処 方 せ ん の 使 用 期 間		平成 年 月 日		特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。			
処 方	変更不可 個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。														
備 考	保険医署名 「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・捺印すること。														
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。） ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供														
調剤済年月日		平成 年 月 日						公費負担者番号							
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名								公費負担医療の 受 給 者 番 号							

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること

2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番を標準とすること。

3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険氏名」とあるのは「公費負担医療の担当氏名」と読み替えるものとすること。

8. 医薬品の適正使用の推進

(3) 長期投薬を減らす取組

留p391,396

- 30日を超える長期の投薬については、予見することができる必要期間に従った投薬量が適切に処方されるよう、取扱いの明確化を図る〔処方料・処方せん料の通知〕
- ◇ 医師が処方する投薬量については、予見することができる必要期間に従ったものでなければならず、30日を超える長期の投薬に当たっては、長期の投薬が可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能である旨を医師が確認するとともに、病状が変化した際の対応方法及び当該医療機関の連絡先を患者に周知する。
- ◇ 上記の要件を満たさない場合は、原則として以下のいずれかの対応を行う。
 - 1) 30日以内に再診を行う
 - 2) 200床以上の医療機関は、患者に対して他の医療機関(200床未満の医療機関又は診療所)に文書による紹介を行う旨の申出を行う
 - 3) 患者の病状は安定しているものの服薬管理が難しい場合には分割指示処方せんを交付する

[療養担当規則]

第20条 二

- へ 投与量は予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする

※1:麻薬、向精神薬、新薬、※2:アルプラゾラム、エスタゾラム、フェンタニル、モルヒネ塩酸塩等、※3:ジアゼパム、ニトラエパム等

9. 後発医薬品の使用促進

(1) 院内処方における後発医薬品使用体制の評価【再掲】

- 後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、院内処方を行う診療所について、後発医薬品の使用を推進している場合の評価を新設する

処方料

(新) 外来後発医薬品使用体制加算1(70%以上):4点
加算2(60%以上):3点

点p387, 留p394, 施告p766, 施通p828, 様式p1138



[施設基準]

- ① 診療所であって、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の採用を決定する体制が整備されている
- ② 当該診療所において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、加算1は70%以上、加算2は60%以上70%未満であること
- ③ 当該診療所において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること
- ④ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨を受付・支払窓口の見やすい場所に掲示

(2) 一般名処方加算の見直し【再掲】

点p389, 留p397

- 後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、後発医薬品が存在する全ての医薬品を一般名で処方している場合の評価を新設する

処方せん料 一般名処方加算1:3点 (新)
一般名処方加算2:2点(従来のもの)

[算定要件]

加算1: 交付した処方せんに含まれる医薬品のうち、後発医薬品がある全ての医薬品(2品目以上)が一般名処方されている場合に算定

加算2: 交付した処方せんに1品目でも一般名処方された医薬品が含まれている場合に算定

- 処方時に後発医薬品の銘柄を記載した上で変更不可とする場合には、処方せんにその理由を記載する

9. 後発医薬品の使用促進

(3) 後発医薬品使用体制加算の指標の見直し

点p80, 留p108-109, 施告p651,677, 施通p721-722

- 後発医薬品使用体制加算における後発医薬品の割合に、「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」で示された新指標を用いるとともに、後発医薬品使用率の向上に伴う基準の見直しを行う

現行

後発医薬品使用体制加算1(旧指標で30%以上)	35点
後発医薬品使用体制加算2(旧指標で20%以上)	28点

旧指標

後発医薬品の採用品目数

全医薬品の採用品目数



改定

後発医薬品使用体制加算1(新指標で70%以上)	42点
後発医薬品使用体制加算2(新指標で60%以上)	35点
後発医薬品使用体制加算3(新指標で50%以上)	28点

新指標

後発医薬品の数量

後発医薬品あり先発医薬品 + 後発医薬品の数量

10.湿布薬の処方

改定率決定の際の財務大臣と厚生労働大臣の合意

点p386-389

留p391, 394, 396, 397, 398

○ 一度に多量に処方される湿布薬が一定程度あり、その状況が地域によって様々であることを踏まえ、残薬削減等の保険給付適正化の観点から見直す

※ 湿布薬とは貼付薬のうち、薬効分類上の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤をいう。

(ただし、専ら皮膚疾患に用いるものを除く)

〔原則〕

入院中の患者以外の患者に対して、**1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合、処方料、処方せん料、調剤料、調剤技術基本料、超過分の薬剤料を算定しない**

〔例外〕

医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、**その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで、算定可能とする**

【記載の追加】

湿布薬の処方時は、処方せん及び診療報酬明細書に、投薬全量のほか、1日分の用量または何日分に相当するかを記載する

11. リハビリテーション

急性期

回復期

維持期

入院

通院

介護事業所、日常生活等

キーワード1 早期からのリハビリテーション

- ・初期加算、早期加算の算定要件等の見直し
- ・ADL維持向上等体制加算の施設基準の見直し等

キーワード2 質の高いリハビリテーション(アウトカム評価)

- ・回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカムの評価

キーワード3 多様な状態に応じたリハビリテーション

- ・摂食機能療法の対象の明確化等
- ・廃用症候群リハビリテーション料の新設
- ・心大血管リハビリテーション料の施設基準の見直し
- ・運動器リハビリテーション料の評価の充実
- ・リンパ浮腫の複合的治療等

キーワード4 具体的な目標を意識した戦略的なリハビリテーション

- ・要介護被保険者の維持期リハビリテーションの介護保険への移行(目標設定等支援・管理料の新設)



11. リハビリテーション

(1) 初期加算、早期加算の算定要件等の見直し

点p410-414 留p420-432

- 早期からのリハビリテーションを推進するため、疾患別リハビリテーション料の初期加算、早期加算の評価を適正化する

現行

初期加算、早期加算の対象
(特に疾患名による区別なし)

初期加算、早期加算を算定できる期間
心大血管疾患リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料の場合、発症等から時間が経過しても治療開始日から起算することも可

慢性疾患のリハビリテーション料の標準的算定日数
脳血管疾患等リハビリテーション料(廃用症候群の場合を含む)、運動器リハビリテーション料については、発症、手術又は急性増悪から起算

[経過措置]

平成28年3月31日時点で早期リハビリテーション加算又は初期加算を算定しているものについては従来通り。

平成28年3月31日時点で脳血管疾患リハビリテーション料(廃用症候群の場合を含む)及び運動器リハビリテーション料を算定しているものについては、当該時点における標準的算定日数を適用

改定

初期加算、早期加算の対象
慢性疾患については手術や急性増悪を伴う場合のみ

初期加算、早期加算を算定できる期間
心大血管疾患リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料の場合、発症等から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算

慢性疾患のリハビリテーション料の標準的算定日数
脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料については、発症、手術又は急性増悪がある場合はその日から、それ以外は最初に診断された日から起算

(2) ADL維持向上等体制加算の施設基準の見直し等

点p25, 33, 35 留p51-52, 59
施告p633-634, 639-640 施通p689

- ADL維持向上等体制加算に係る現行の評価、施設基準を一部見直し、急性期からの早期からのリハビリテーションの実施を促すとともに、質や密度の高い介入を行っていると思われる病棟の評価を充実させる

現行

ADL維持向上等体制加算 25点
[施設基準]
常勤理学療法士等が専従1名以上

改定

ADL維持向上等体制加算 80点(改)
(予め登録した従事者が病棟で6時間以上勤務した日に限り算定)
[施設基準]
常勤理学療法士等が専従2名以上又は専従1名+専任1名以上

11. リハビリテーション

(3) 回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカムの評価

点p125-126 留p142-145
施告p656-657 施通p738-739

- 回復期リハビリテーション病棟において、アウトカムの評価を行い、一定の水準に達しない医療機関については、疾患別リハビリテーション料の評価を見直す

現行

患者1人1日当たり、疾患別リハビリは9単位まで出来高算定



改定

リハビリの効果に係る実績が一定の水準に達しない場合、疾患別リハビリは6単位まで出来高算定
(6単位を超えるリハビリは入院料に包括(※))

※急性疾患の発症後60日以内のものを除く

「実績が一定の水準に達しない場合」とは

- ① 1人あたりの1日リハビリテーション提供単位数
 - ② 1入院あたりの平均的なADLの伸び
- を3か月ごとに集計し、2回連続して①が6単位以上、②が27点未満である場合をいう

注)

- ・ ②においては、疾患ごとの回復期リハビリテーション病棟入院基本料の算定上限日数を基準として、入院期間が短い場合は補正し、同じ種類の疾患で入院中のADLスコアの伸びも同じであれば、より早く退院した方がより高く評価される。
- ・ ②におけるADLスコアの評価については、FIM(Functional Independence Measure)の運動項目(91点満点)を用いる。
- ・ ②の算出においては、ADLが非常に高いもの、非常に低いもの、高齢者、認知機能の障害が大きいもの等を一定の制限内で計算から除外できる。

[経過措置]

平成28年4月1日以降の入院患者について実績を評価し、平成29年1月1日から実施

11. リハビリテーション

(4) 摂食機能療法の対象の明確化等

点p415 留p433-434 施告p768 施通p788-789, 837-838

- 摂食機能に対するリハビリテーションを推進する観点から、摂食機能療法の対象となる患者の範囲を拡大し、経口摂取回復促進加算の要件を緩和する

現行

摂食機能療法の算定対象

発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術又は脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害があるもの

改定

摂食機能療法の算定対象

発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術又は脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害があるもの 及び他に内視鏡下嚥下機能検査、嚥下造影によって他覚的に嚥下機能の低下が確認できる患者であって、医学的に摂食機能療法の有効性が期待できるもの

摂食機能療法

(新) 2 経口摂取回復促進加算2 20点

[施設基準]

- ・専従の常勤言語聴覚士1名（前月の摂食機能療法の実施回数が30回未満の場合は疾患別リハビリテーション等と兼任可能）
- ・過去3か月以内に摂食機能療法を開始した入院患者の3割以上について、3月以内に経口摂取のみの状態へ回復 等

(5) リハビリテーション専門職の専従規定の見直し

施通p831-833, 837-841

- リハビリテーションの施設基準における専従規定を見直し、各項目の普及を促進する

1. リハビリテーションの各項目の施設基準のうち、専従の常勤言語聴覚士を求めるものについて、相互に兼任可能とする。（ただし、摂食機能療法経口摂取回復促進加算については、前月の摂食機能療法の実施回数が30回未満である場合に限る。）
2. 難病患者リハビリテーション料において求められる「専従する2名以上の従事者」について、あらかじめ難病患者リハビリテーションを行わないと決めている曜日等において、他のリハビリテーション等の専従者と兼任できることとする。また、当該リハビリテーションを実施していない時間帯は、別の業務に従事できることとする。

11. リハビリテーション

(6) 要介護被保険者等の維持期リハビリテーションの介護保険への移行等

- 医療と介護の役割分担を勘案し、要介護被保険者等に対する維持期のリハビリテーションについて評価の適正化を行いつつ、介護保険への移行を図る

点p411-413 留p425, 427, 430

現行

要介護被保険者等に対する維持期のリハビリテーション料

本則の100分の90に減算

維持期リハビリテーションを提供する医療機関に介護保険のリハビリテーションの実績がない場合

所定点数の100分の90に減算



改定

要介護被保険者等に対する維持期のリハビリテーション料(※)

本則の100分の60に減算

維持期リハビリテーションを提供する医療機関に介護保険のリハビリテーションの実績がない場合(※)

所定点数の100分の80に減算

※平成30年4月1日以降は原則として対象外

- 要介護被保険者等に対するリハビリテーションについて、その目標設定支援等に係る評価を新設する

(新) 目標設定等支援・管理料

点p411-415 留p425, 427, 430, 433

1 初回の場合 250点

2 2回目以降の場合 100点

[算定要件等]

脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションを実施している要介護被保険者等にリハビリテーションの目標設定等の支援、介護保険のリハビリテーションの紹介等を行った場合に算定

標準的算定日数の3分の1経過後、目標設定等支援・管理料を算定せず疾患別リハビリテーションを行う場合、100分の90に減算(平成28年10月1日から実施)

11. リハビリテーション

(7) 廃用症候群リハビリテーション料の新設

- 廃用症候群の特性に応じたりハビリテーションを実施するため、廃用症候群に対するリハビリテーションの費用を新たな疾患別リハビリテーション料として設ける

点p412 留p425-427
施告p767-768 施通p833-834

(新) 廃用症候群リハビリテーション料

- 1 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位): 180点
- 2 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位): 146点
- 3 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)(1単位): 77点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している医療機関において、患者(※)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、廃用症候群の診断又は急性増悪から120日以内に限り所定の点数を算定する。

ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、120日を超えて所定点数を算定することができる。

(※)急性疾患等(治療の有無を問わない)に伴う安静による廃用症候群であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの

[施設基準]

- ① 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)につき、それぞれ脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を届け出ていること。
- ② 専任の常勤医師、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士等については、それぞれ脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)における専任者又は専従者を兼ねるものとする。

[経過措置]

点p628-629

平成28年3月31日時点で脳血管疾患等リハビリテーション(廃用症候群の場合)を受けている患者については、当該時点の算定上限日数を適用する。

11. リハビリテーション

(8) 生活機能に関するリハビリテーションの実施場所の拡充

- 社会復帰等を指向したリハビリテーションの実施を促すため、IADL(手段的日常生活活動)や社会生活における活動の能力の獲得のために、実際の状況における訓練を行うことが必要な場合に限り、医療機関外におけるリハビリテーションを疾患別リハビリテーションの対象に含めることとする

留p418-419

[リハビリテーション通則]

届出施設である医療機関内において、治療、訓練の専門施設外で訓練を実施した場合においても、疾患別リハビリテーションとみなすことができる。また、当該医療機関外であっても、以下を全て満たす場合は疾患別リハビリテーションとみなすことができる。なお、訓練の前後において、訓練場所との往復に要した時間は、当該リハビリテーションの実施時間に含まない。

[算定要件]

- ① 入院中の患者に対する訓練である
- ② 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)又は呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)を算定するもの
- ③ 以下の訓練のいずれかである
 - 1) 移動の手段の獲得を目的として、道路の横断、エレベーター、エスカレーターの利用、券売機、改札機の利用、バス、電車、乗用車等への乗降、自動車の運転等、患者が実際に利用する移動手段を用いた訓練を行うもの
 - 2) 特殊な器具、設備を用いた作業(旋盤作業等)を行う職業への復職の準備が必要な患者に対し、当該器具、設備等を用いた訓練であって当該保険医療機関内で実施できないものを行うもの
 - 3) 家事能力の獲得が必要である患者に対し、店舗における日用品の買い物、居宅における掃除、調理、洗濯等、実際の場面で家事を実施する訓練(訓練室の設備ではなく居宅の設備を用いた訓練を必要とする特段の理由がある場合に限り)を行うもの
- ④ 実施にあたっては、訓練を行う場所への往復を含め、常時従事者が付添い必要に応じて速やかに当該保険医療機関に連絡、搬送できる体制を確保する等、安全性に十分配慮していること

11. リハビリテーション

(9) 疾患別リハビリテーション

- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)の評価を充実させる

運動器リハビリテーション料(Ⅰ): 180点 → 185点

点p412-413

- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)の評価を充実するとともに、施設基準を緩和する

心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ): 105点 → 125点

点p410-411 留p420-422
施告p767 施通p830-831

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者 (心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)を算定する場合、急性心筋梗塞及び大血管疾患についてはそれぞれ発症から1か月以上経過したものに限る) に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、(中略)所定点数を算定する。

[施設基準]

届出医療機関において、心大血管疾患リハビリテーションを実施する時間帯に循環器科又は心臓血管外科を担当する医師(非常勤を含む)及び心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する医師(非常勤を含む) がそれぞれ1名以上勤務していること。

11. リハビリテーション

(10)リンパ浮腫の複合的治療等

➤ リンパ浮腫に対する治療を充実するため、複合的治療について項目を新設する

(新) リンパ浮腫複合的治療料 1 重症の場合 :200点(1日につき)
2 1以外の場合:100点(1日につき)

点p416
留p438-439
施告p768
施通p840-841

[算定要件]

- ① リンパ浮腫指導管理料の対象となる腫瘍(子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍)に対する手術等の後にリンパ浮腫に罹患した病期分類Ⅰ期以降の患者。Ⅱ後期以降を重症とする
【重症の場合】治療開始月と翌月の2月合わせて11回を限度として、翌々月からは月1回を限度として算定
【重症以外の場合】6月に1回を限度として算定
- ② 弾性着衣又は弾性包帯による圧迫、圧迫下の運動、用手的リンパドレナージ、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導等を適切に組み合わせ、重症については1回40分以上、それ以外の場合は1回20分以上行った場合に算定

[施設基準]

- ① 次の要件を全て満たす専任の常勤医師1名以上及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士1名以上が勤務
 - ・ 各々の資格取得後2年以上経過している
 - ・ 直近2年以内にリンパ浮腫を5例以上経験している
 - ・ リンパ浮腫の複合的治療について適切な研修を修了している
- ② 当該医療機関又は連携する別の医療機関で直近1年間にリンパ浮腫指導管理料を50回以上算定している
- ③ 当該医療機関又は連携する別の医療機関で、入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎等のリンパ浮腫に係る合併症に対する診療を適切に行うことができる

➤ リンパ浮腫指導管理料の実施職種に作業療法士を追加する。

リンパ浮腫指導管理料:100点(入院中1回、退院月及びその翌月に1回)

点p179
留p215-216

[算定要件]

医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、(中略)算定する

12. 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価

(1) 地域がん診療病院・小児がん拠点病院の評価

- がん医療の更なる均てん化のため、今般整備された「地域がん診療病院」についても、その体制を評価する。また、小児がん医療の診療機能を集約化することを目的として、小児がん医療に必要な診療機能を備えた「小児がん拠点病院」についても、その体制を評価する

点p78, 留p96-97
施告p649 施通p715

現行

【がん診療連携拠点病院加算】(入院初日)
がん診療連携拠点病院加算: 500点

【がん治療連携管理料】(1人につき1回限り)
がん治療連携管理料: 500点



改定

【がん拠点病院加算】(入院初日)

- 1 がん診療連携拠点病院加算
イ がん診療連携拠点病院: 500点
ロ 地域がん診療病院: **300点(新)**
- 2 小児がん拠点病院加算: **750点(新)**

【がん治療連携管理料】(1人につき1回限り)

- 1 がん治療連携拠点病院の場合: 500点
- 2 地域がん診療病院の場合: **300点(新)**
- 3 小児がん拠点病院の場合: **750点(新)**

点p182, 留p222-223
施告p758 施通p811

[がん治療連携計画策定料の施設基準]

施通p811

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院若しくは小児がん拠点病院又は都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院であること。

がん診療連携拠点病院（平成13年～）

【背景】

- 我が国において、がんによる死亡は昭和56年以降、死因の第1位を占め、がん患者数は毎年増加傾向を示している。
- このような状況において、がん診療体制の一層の充実を図るなど、がんに関する積極的かつ効果的な施策の展開が重要かつ急務であった。

【目的】

- 日常生活圏域において、全人的な質の高いがん医療の均てん化を図ること。

【方法】

- 二次医療圏に1カ所程度を目安に、都道府県知事が推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定する。

がん診療連携拠点病院等

※平成28年1月29の検討会結果を反映した医療機関数

厚生労働大臣が指定



補助金

診療報酬



- ・がん拠点病院加算
- ・がん治療連携管理料
- ・がん治療連携計画策定料1
- ・DPC係数への上乗せ

地域がん診療連携拠点病院

- ・診療実績、集学的治療の提供
- ・緩和ケア、相談支援、研修の提供、がん登録
- ・病理医、放射線治療医、精神科医等の配置

349力所

都道府県
がん診療連携拠点病院

- ・県内の拠点病院のとりまとめ。

49力所



28力所

地域がん診療病院

- ・拠点病院とのグループ指定。
- ・化学療法、緩和ケア、相談支援等を必須要件。
- ・診療実績要件や放射線治療等の要件は緩和。
- ・空白の医療圏に指定。



1力所

特定領域
がん診療連携拠点病院

- ・特定のがん種に関して多くの診療実績を有し、拠点的作用を果たす医療機関の制度的位置づけの明確化

空白の医療圏
(75箇所)

地域がん診療病院

- 地域がん診療病院は、拠点病院のない2次医療圏を中心に拠点病院とグループとして指定するもの。
- その役割は当該2次医療圏内で受けることが望ましいがん医療の提供、すなわち、一般的な手術、外来化学療法、緩和ケア、相談支援(特に地域連携に関すること)、がん登録のほか、拠点病院や在宅医療提供機関との地域連携等が求められている。

【背景】

- 平成13年より、がん診療連携拠点病院をすべての二次医療圏に原則1つ整備することをめざし、平成25年9月の時点で397の医療機関が指定されていた。
- 未だに107の医療圏で拠点病院が整備されていないこと、拠点病院間で診療実績の格差があることなどの課題に対応するため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」が設置された。
- 検討会で、地域の医療資源を考慮し、また最大限に活用するために連携が必要であることや地域の実情に見合った体制の構築が必要という議論がなされた。

【目的】

- 限られた医療資源の中で、がん医療の質を保ちつつも均てん化を進めていく。

【役割】

- 当該2次医療圏内で受けることが望ましいがん医療の提供、すなわち、一般的な手術、外来化学療法、緩和ケア、相談支援(特に地域連携に関すること)、がん登録のほか、拠点病院や在宅医療提供機関との地域連携(例: 拠点病院で初期治療を終えた患者のフォローアップ、高度な技術を要する治療や自施設で診療経験が十分でない患者を拠点病院へ紹介すること、在宅医療提供機関への紹介)等が求められている。
- 拠点病院のない2次医療圏を中心に拠点病院とグループとして指定。

拠点病院等の指定要件①

<診療実績>

がん診療連携拠点病院

地域がん診療病院

診療実績

下記1または2を概ね満たすこと。

1. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- ・ 院内がん登録数 500 件以上
- ・ 悪性腫瘍の手術件数 400 件以上
- ・ がんに係る化学療法への患者数 1000 人以上
- ・ 放射線治療への患者数 200 人以上

2. 相対的な評価

- ・ 当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

- ・ 当該2次医療圏のがん患者を一定程度診療していることが望ましい。

<医療施設>

がん診療連携拠点病院

地域がん診療病院

医療施設

- ・ 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- ・ 外来化学療法室の設置
- ・ 原則として集中治療室設置
- ・ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- ・ 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

- ・ 自施設で放射線治療を提供する場合には、放射線治療機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- ・ 外来化学療法室は同左
- ・ 集中治療室を設置することが望ましい。
- ・ 無菌室は同左
- ・ 病理診断室は同左

拠点病院等の指定要件②

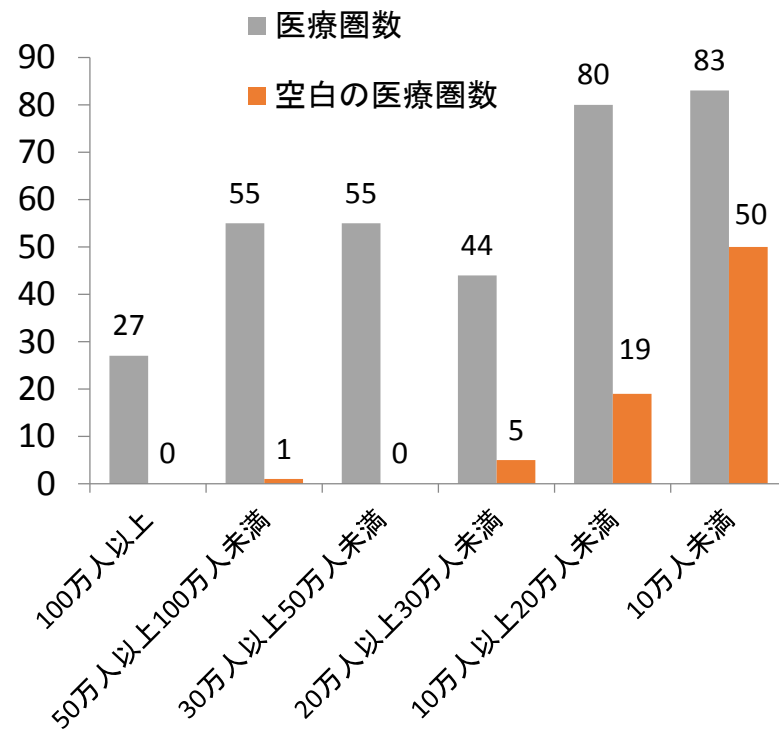
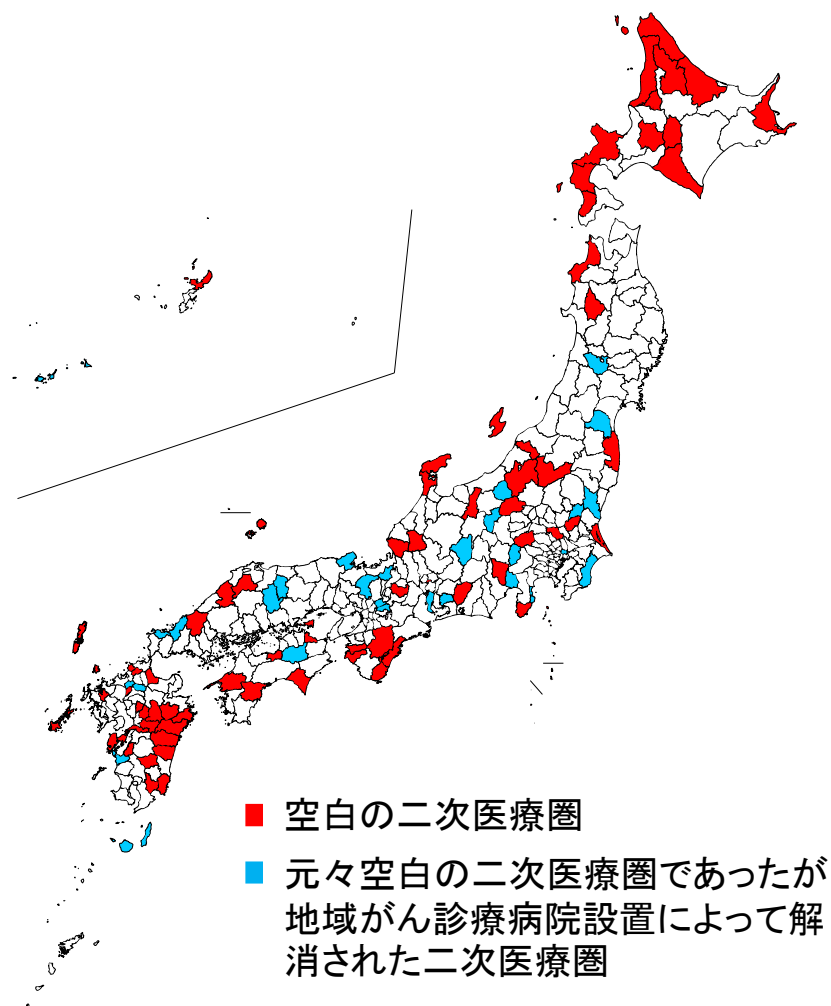
＜診療従事者に関する指定要件＞

	がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院
手術	手術療法に携わる常勤医師	手術療法に携わる医師
放射線診断・治療	- 放射線治療に携わる専従医師(原則として常勤) - 放射線診断に携わる専任医師(原則として常勤) - 常勤、専従の放射線技師(<u>2名以上</u>の配置、放射線治療専門放射線技師が望ましい) - 機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤の技術者(医学物理士であることが望ましい) - 放射線治療室への常勤、専任看護師の配置(がん放射線療法看護認定看護師であることが望ましい)	- 放射線治療を実施する場合は専従医師の配置 <u>放射線診断医の規定無し</u> - 常勤、専従の放射線技師(放射線治療専門放射線技師が望ましい) <u>技術者の規定無し</u> - 放射線治療を実施する場合は放射線治療室への常勤、専任看護師の配置(がん放射線療法看護認定看護師であることが望ましい)
化学療法	- 化学療法に携わる常勤かつ専任の医師(原則として専従) <u>常勤、専任薬剤師の配置</u>(がん専門薬剤師等であることが望ましい) - 外来化学療法室に専任、常勤の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)	- 化学療法に携わる常勤医師(原則として専任) <u>薬剤師の規定なし</u> 看護師は同左
病理	- 病理診断に携わる常勤、専従の医師 <u>専任</u>の細胞診断業務に携わる者(細胞検査士が望ましい)	- 病理診断に携わる専任の医師の配置が望ましい。 - 細胞診断業務に携わる者の配置。(細胞検査士が望ましい)
緩和ケアチーム	- 身体症状緩和専門の専任医師(原則として常勤。専従が望ましい) - 精神症状緩和に携わる医師(常勤、専任が望ましい) - 専従、常勤の看護師(要件に規定された専門看護師であること)	医師については同左 - 専従、常勤の看護師(要件に規定された専門看護師であることが望ましい)
相談支援センター	専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1～3を修了していること)	同左(<u>1人は相談員基礎研修1, 2までの修了でよい</u>)
院内がん登録	研修を修了した専従の院内がん登録実務者1人以上	同左

全国における空白の二次医療圏の分布状況

○ 地域がん診療病院の設置によって、全国的に、空白の二次医療圏であった地域が一定程度解消された（H26年度108地域→H28年度75地域※となる見込み）。

※平成28年1月29の検討会結果を反映した空白の二次医療圏数



小児がんにおける現状と課題①

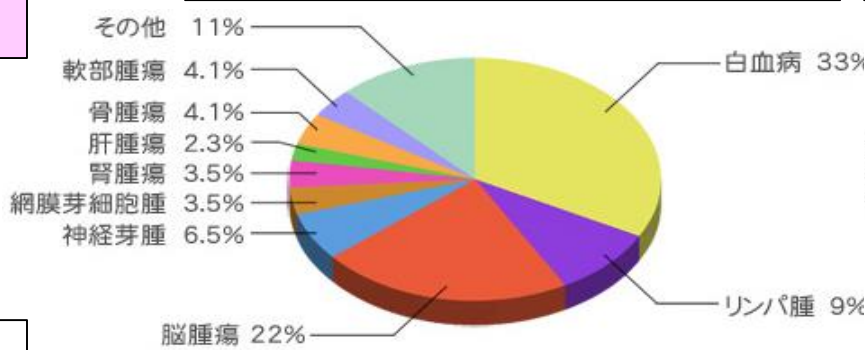
- 小児がんは、多様な種類のがんで構成されている。
- 小児がんの年間新規罹患患者数は、2000～2500人と少ない。

小児におけるがん患者の
年間新規罹患患者数

○ 2000～2500
人の患者が約200
の施設で治療され
ている。

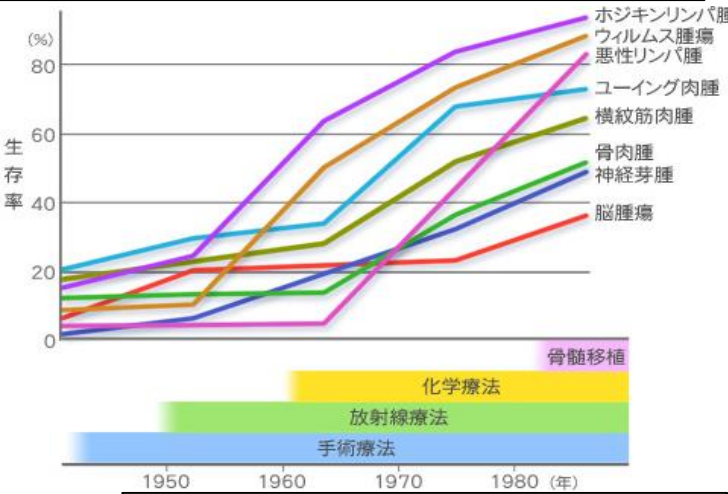
「小児がん専門委員会報告書」より

小児におけるがん腫別の割合



国立がん研究センター小児がん情報サービス

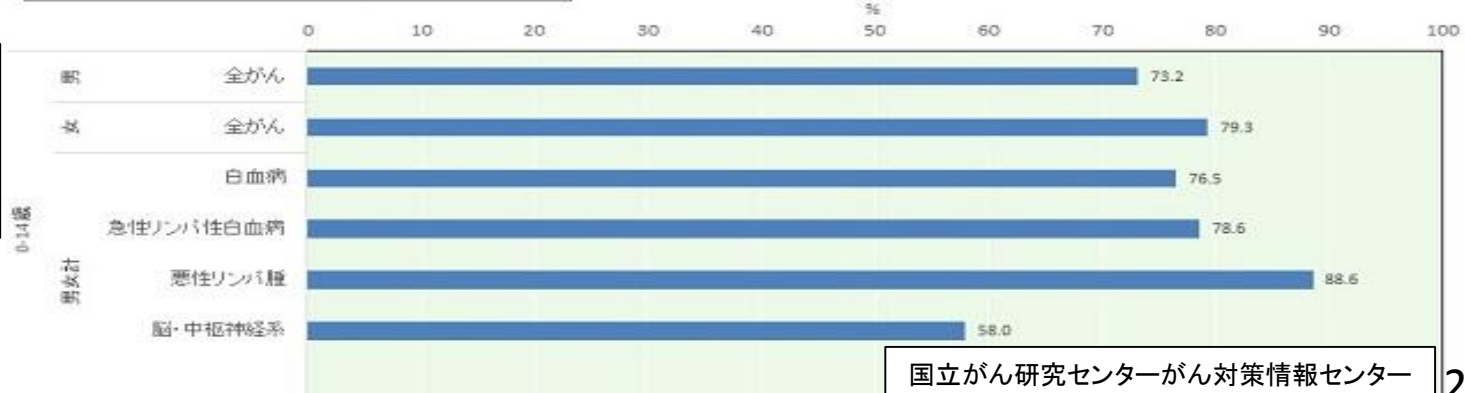
小児がんの治療の変遷と生存率



国立がん研究センター小児がん情報サービス

部位別10年相対生存率
(0～14歳)
男性:73.2%、女性:79.3%

部位別10年相対生存率
[(0～29歳) 2002年～2006年追跡例(ヒリオド法)]



国立がん研究センターがん対策情報センター

小児がんにおける現状と課題②

- 小児がんは、小児における病死原因の1位であり、年間の新規罹患者数自体は2000～2500人と多くは無いが、多くの施設に症例が分散している。
 - 患者を集約化し、適切な医療を提供すること、研究を行うこと、長期に渡る適切なフォローアップ等が必要。
-
- 小児においてがんは病死原因の第1位である。
 - 小児がんは発生頻度が低く、さまざまな部位から発生するうえ、小児から思春期、若年成人まで発症するため、多種多様ながん種と幅広い年齢層を念頭に置いた対策が必要。また、治療による合併症に加え、成長発達期の治療による合併症（発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害等）への対応が必要であり、成人がんとは異なる取り組みが必要。
 - 年間2000～2500人が新規に小児がんを発症しているが、約200の施設で治療されており、必ずしも適切な治療がなされていない。
 - その他、治療に関する正確な情報提供・相談支援体制の整備、療養環境や教育体制の整備、治療後長期にわたり支援する診療・相談体制の確立、緩和ケア等が課題としてあげられる。

（「小児がん専門委員会報告書」より）

＜子どもの年齢階級別死因順位（カッコは死亡率（人口10万対））＞

	1－4歳	5－9歳	10－14歳
1位	先天奇形、変形及び染色体異常（4. 3）	不慮の事故（1. 9）	悪性新生物（1. 9）
2位	不慮の事故（2. 9）	悪性新生物（1. 6）	不慮の事故（1. 6）
3位	悪性新生物（2. 4）	先天奇形、変形及び染色体異常（0. 7）	自殺（1. 3）

出典：平成24年人口動態調査

小児がん拠点病院の要件概要

- 平成25年2月より小児がん拠点病院を設置。
- 小児がん医療の診療機能を集約化することを目的として、がん診療連携拠点病院の要件を基本に、小児がん医療の診療実績と必要な機能・体制（長期フォローアップ体制、臨床研究、療育環境等）を追加した要件を策定。

（1）拠点病院の役割

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上に資すること、地域医療機関との連携、長期フォローアップの体制整備等の役割を担う。

（2）拠点病院の要件

- ①診療機能（集学的治療の提供、カンサーボードの開催、長期フォローアップ体制（※1）、緩和ケアチームの整備、地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等）
- ②診療従事者（放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等）
- ③医療施設（放射線治療機器の設置、集中治療室の設置※等）
- ④診療実績（造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例程度以上（うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上））
- ⑤日本小児血液・がん学会の「研修施設」及び日本小児外科学会の「認定施設」であること。
- ⑥相談支援センターの設置
- ⑦院内がん登録の実施
- ⑧臨床研究（臨床研究専門部署の設置※2、CRCの配置※2等）
- ⑨療育環境の整備（保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等（※3））

※1 小児がん患者の場合、成長期の治療により、治癒後も発達障害、内分泌障害、二次がん等の晩期合併症の問題があり、治療後も、長期フォローアップ外来等で健康管理、晩期合併症の予防、早期発見、早期治療が必要とされている。

※2 必須要件ではない。

※3 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備として、（1）保育士を配置していること、（2）病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体虚弱の特別支援学級による教育支援（特別支援学校による訪問教育を含む。）が行われていること、（3）退院時の復園及び復学支援が行われていること、（4）子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置していること、（5）家族等が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設が整備されていること、（6）家族等の希望により、24時間面会又は患者の付き添いができる体制を構築していること等が要件となっている。

小児がん拠点病院

● 小児がん拠点病院
全国に15箇所配置



12. 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価

(2) がん治療中の外来患者の在宅医療への連携の充実

点p182 留p223
施告p758 施通p811

- 進行がん患者の緩和ケアに係る外来から在宅への切れ目のない移行を図り、在宅において質の高い緩和ケアを提供する体制を実現するため、進行がん患者に対して外来で化学療法又は緩和ケアを行う医療機関が、当該患者に在宅で緩和ケアを実施する別の医療機関に適切な時期に紹介することの評価を新設する

(新) 外来がん患者在宅連携指導料 500点(1人につき1回に限る)

[算定要件]

外来での化学療法又は緩和ケアを実施している進行がんの患者であって、在宅での緩和ケアに移行が見込まれるものについて、患者の診療の方針等について十分に話し合い、患者の同意を得た上で、在宅で緩和ケアを実施する別の医療機関に対して文書で紹介を行った場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する

(3) 緩和ケア病棟における在宅療養支援の充実

点p128-129 留p148
施告p658-659 施通p742-743

- 進行がん患者で、在宅で緩和ケアを行っている患者が緩和ケア病棟を有する病院に緊急入院した場合に、15日を限度として算定できる「緊急入院初期加算」を新設する。また入院中の放射線治療や退院した月の在宅療養指導管理料を別に算定できることとする

緩和ケア病棟入院料(1日につき)

1 30日以内の期間:4,926点

緊急入院初期加算:200点(新)

2 31日以上60日以内の期間:4,412点 → 4,400点

3 61日以上期間:3,384点 → 3,300点

[新たに包括範囲から除外される項目]

第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、
第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料
第2章第12部放射線治療

[緊急入院初期加算の算定要件]

当該医療機関と連携して緩和ケアを提供する別の医療機関(在支診又は在支病に限る)により在宅での緩和ケアが行われ、当該別の医療機関から予め文書で情報提供を受けた患者について、病状の急変等に伴い、当該別の保険医療機関の求めに応じて入院させた場合に、入院から15日を限度に、1日つき200点を所定点数に加算する

12. 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価

(4) がん性疼痛緩和指導管理料の見直し

点p170-171 留p201 施告p754 施通p800

- がん対策推進基本計画に基づいて、平成29年6月までに全ての医療従事者が受講することを目標として緩和ケア研修が実施されており、受講した医師が順調に増加していることから、がん性疼痛緩和指導管理料については、緩和ケアに係る研修を受けた医師が実施することを要件とする

現行のがん性疼痛緩和指導管理料2について、1年間の経過措置を設けた上で、廃止する

現行

【がん性疼痛緩和指導管理料(月1回)】

- 1 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合
:200点
- 2 1以外の場合
:100点

改定

【がん性疼痛緩和指導管理料(月1回)】

- 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合
:200点
- ~~2 1以外の場合~~ (削除)

[経過措置]

点p628

現行のがん性疼痛緩和指導管理料2の規定については、平成29年3月31日までの間は、なお従前の例による

がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）

- ① 緩和ケア病棟から在宅緩和ケアへのスムーズな移行と、在宅がん患者急変時の緩和ケア病棟における速やかな受け入れが求められている。
- ② 平成29年6月までに、がん診療に携わる全ての医療従事者が、緩和ケアに関する知識及び技術を習得することが求められている。

第4 分野別施策と個別目標

1. がん医療

（3）がんと診断された時からの緩和ケアの推進

（取り組むべき施策（一部抜粋））

- ・ 患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全人的なケアを診断時から提供し、確実に緩和ケアを受けられるよう、患者とその家族が抱える苦痛を適切に汲み上げ、がん性疼痛をはじめとする様々な苦痛のスクリーニングを診断時から行うなど、がん診療に緩和ケアを組み入れた診療体制を整備する。また、患者とその家族等の心情に対して十分に配慮した、診断結果や病状の適切な伝え方についても検討を行う。
- ・ 拠点病院をはじめとする入院医療機関が在宅緩和ケアを提供できる診療所などと連携し、患者とその家族の意向に応じた切れ目のない在宅医療の提供体制を整備するとともに、急変した患者や医療ニーズの高い要介護者の受入れ体制を整備する。

（個別目標）

- ・ 関係機関などと協力し、3年以内にこれまでの緩和ケアの研修体制を見直し、5年以内に、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標とする。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会

- 緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とし、緩和ケア研修会を実施している。
- 平成29年度までに、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標

○背景

「がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)」において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会を実施する。

○目的

がんと診断された時から痛みをはじめとした、がんによる苦痛に対する緩和ケアの知識、技能、態度を習得し、実践できることを目的とする。

○概要

- 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(厚生労働省健康局長通知)に基づいて実施。
- 実施主体 がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院 等
- 対象 がん診療に携わる全ての医師・歯科医師。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。
- 特にがん診療連携拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目標とする。

○実績

緩和ケア研修会の修了者数: 平成27年3月31日時点において、**57,764名の医師が修了**。

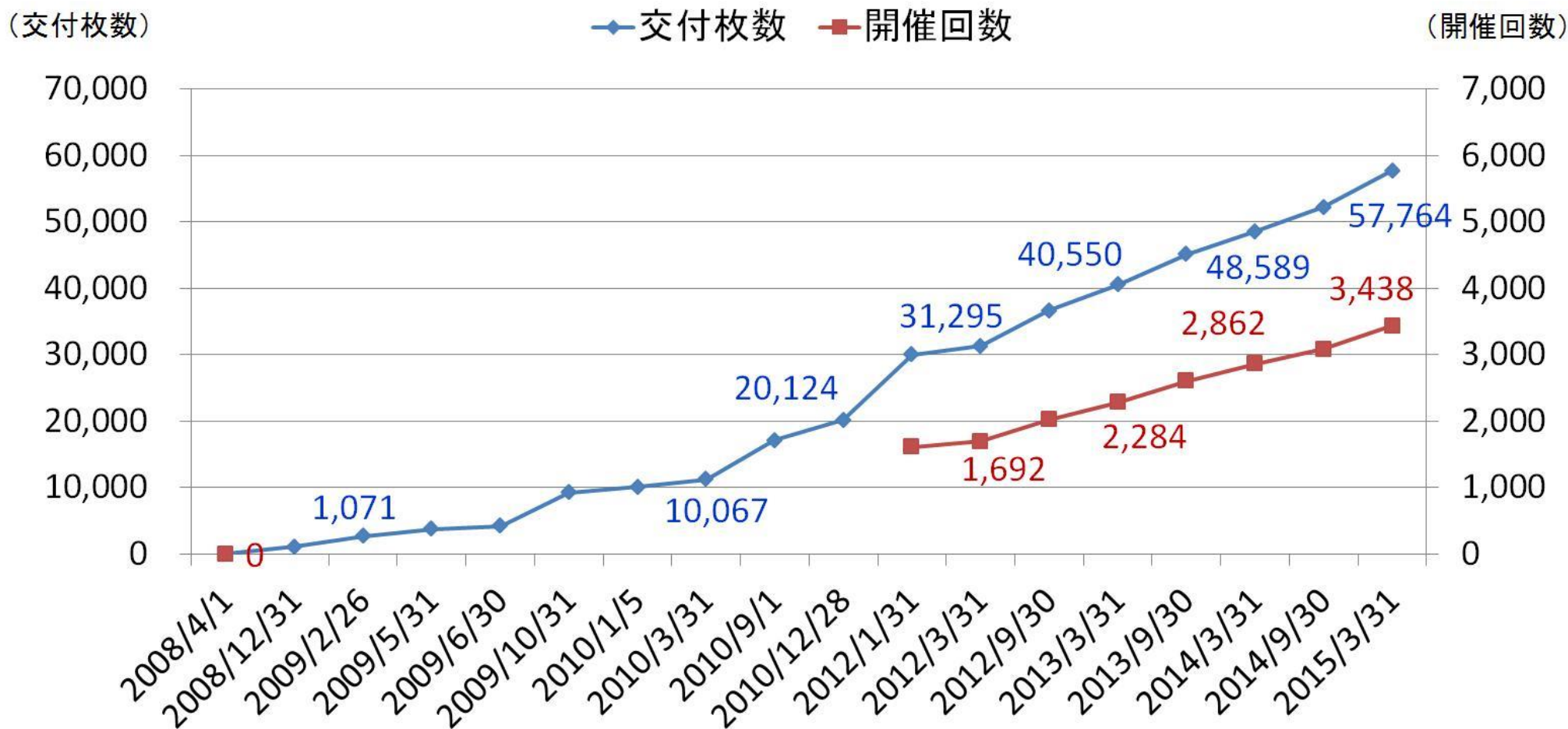
○主な内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていることとされている。

- ① 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について、
- ② 呼吸困難・消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア、
- ③ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア、
- ④ がん患者の療養場所の選択、
- ⑤ 地域における医療連携、
- ⑥ 在宅における緩和ケアの実践について 等

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」 開催回数と修了証書の交付枚数の推移

○ 緩和ケア研修会の開催回数や、修了証書の交付枚数は、年々増加している。



出典: 緩和ケア研修会報告書より、がん・疾病対策課にて作成

12. 緩和ケアを含むがん医療の評価

(5) 外来化学療法加算の評価の見直し

点p399 留p403-404
施告p767 施通p828-829

- 外来化学療法を更に推進する観点から、外来化学療法加算の評価の見直しを行う

外来化学療法加算

イ 外来化学療法加算1

(1) 外来化学療法加算A

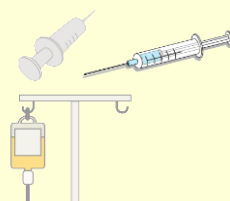
① 15歳未満: 780点 → 820点

② 15歳以上: 580点 → 600点

(2) 外来化学療法加算B

① 15歳未満: 630点 → 670点

② 15歳以上: 430点 → 450点



ロ 外来化学療法加算2

(1) 外来化学療法加算A

① 15歳未満: 700点 → 740点

② 15歳以上: 450点 → 470点

(2) 外来化学療法加算B

① 15歳未満: 600点 → 640点

② 15歳以上: 350点 → 370点



[対象注射]

静脈内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射、
肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、植込型カテーテルによる中心静脈注射

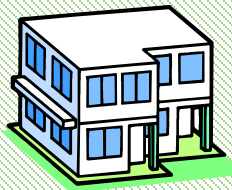
[算定要件]

悪性腫瘍等の患者に対して、抗悪性腫瘍剤等による注射の必要性、副作用、用法・用量、その他の留意点等について文書で説明し同意を得た上で、外来化学療法に係る専門室において、悪性腫瘍等の治療を目的として抗悪性腫瘍剤等が投与された場合に、投与された薬剤に従い、いずれかの主たる加算の所定点数を算定する

13. 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を踏まえた 認知症患者への適切な医療の評価

<認知症患者に対する主治医機能の評価>

複数疾患を有する認知症患者への継続的・
全人的医療



・かかりつけ医による
認知症地域包括診療加算
認知症地域包括診療料
の新設

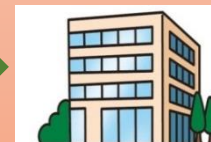
<早期診断・早期対応のための体制整備>

認知症の診断・療養方針の決定

・診療所型認知症疾患
医療センターの評価



<介護サービス>



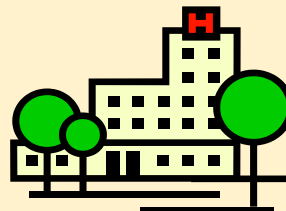
急性期病院での認知症
患者の受入促進



医療機関からの円滑な
退院・在宅復帰

<身体疾患を有する認知症患者の適切な受け入れ>

・認知症ケアチーム等による病棟
における対応力とケアの質向上
(認知症ケア加算の新設)
・重症度、医療・看護必要度での
認知症・せん妄症状の評価



・身体合併症を有する精神疾
患患者の受入れ体制の確保
(総合入院体制加算の要件強
化、「総合病院」精神病棟の
医師配置の充実等)

13. 認知症患者への適切な医療の評価

(1) 身体疾患を有する認知症患者に対するケアの評価

点p82-83 留p114-116
施告p652 施通p725-726

➤ 身体疾患のために入院した認知症患者に対する病棟でのケアや多職種チームの介入について評価する

	(新) 認知症ケア加算1		イ 14日以内の期間	150点(1日につき)
			ロ 15日以上 の期間	30点(1日につき)
	認知症ケア加算2		イ 14日以内の期間	30点(1日につき)
			ロ 15日以上 の期間	10点(1日につき)



- ・身体的拘束を実施した日は、所定点数の100分の60に相当する点数により算定
- ・対象患者は、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクⅢ以上に該当する者

【算定要件】

認知症ケア加算1

- (1) 認知症ケアチームと連携して看護計画を作成し、当該計画を実施するとともに、定期的にその評価を行う
- (2) 看護計画作成の段階から、退院後に必要な支援について、患者家族を含めて検討する
- (3) 認知症ケアチームは、①週1回程度カンファレンス及び病棟の巡回等を実施するとともに、②当該医療機関の職員を対象とした認知症患者のケアに関する定期的な研修を実施する

認知症ケア加算2

病棟において、認知症患者に係る看護計画を作成し、当該計画を実施するとともに、定期的にその評価を行う

【施設基準】

認知症ケア加算1

- ① 以下から構成される**認知症ケアチーム**が設置されていること
 - ア 認知症患者の診療について十分な経験と知識のある専任の常勤医師
 - イ 認知症患者の看護に従事した経験を有し適切な研修を修了した専任の常勤看護師
 - ウ 認知症患者等の退院調整の経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士
- ② 認知症ケアチームが身体的拘束の実施基準を含めた認知症ケアに関する手順書を作成し、医療機関内に配布し活用すること

認知症ケア加算2

- ① 認知症患者が入院する病棟に、認知症患者のアセスメントや看護方法等について研修を受けた看護師を複数名配置すること
- ② 身体的拘束の実施基準を含めた認知症ケアに関する手順書を作成し、医療機関内に配布し活用すること

13. 認知症患者への適切な医療の評価

(2) 診療所型認知症疾患医療センターの評価

点p182 留p223-224
 施告p758 施通p811-812

➤ 新たに設置された診療所型認知症疾患医療センター※について、病院に從來から設置されている基幹型及び地域型の認知症疾患医療センターと同様の評価を設ける ※平成27年8月19日現在:335か所(500か所程度の設置を目指す)

1. かかりつけ医が認知症の疑いのある患者を診療所型センターに紹介した場合に、診療情報提供料(Ⅰ)認知症専門医紹介加算の算定を可能とする
2. 診療所型センターが、かかりつけ医から紹介された患者について、認知症の鑑別診断及び療養計画の作成等を行った場合に、認知症専門診断管理料1の算定を可能とする



現行
【認知症専門診断管理料】 1 認知症専門診断管理料1:700点



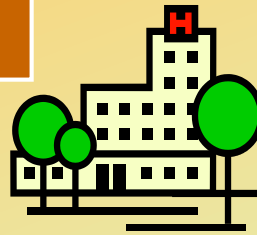
改定
【認知症専門診断管理料】 1 認知症専門診断管理料1 イ 基幹型または地域型:700点 ロ 診療所型:500点(新)

3. かかりつけ医が診療所型センターの作成する療養計画に基づき治療を行った場合に、認知症療養指導料の算定を可能とする

		基幹型	地域型	診療所型
設置医療機関		病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所
設置数(平成27年7月29日現在)		14か所	302か所	19か所
基本的活動圏域		都道府県圏域	二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名) ・専任のPSW又は保健師等(2名以上)	・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名) ・専任のPSW又は保健師等(2名以上)	・専門医(1名以上) ・臨床心理技術者(1名:兼務可) ・専任のPSW又は保健師等(1名以上:兼務可)
	検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応可)	・CT ・MRI ・SPECT(※)	・CT ・MRI ・SPECT(※)	・CT ・MRI ・SPECT(※)
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関と連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須		
地域連携機能		・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連絡協議会」の組織化 等		

14. 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価

精神科病院



身体合併症を有する 精神疾患患者への医療

- 精神病棟での特に重篤な急性疾患等への対応(身体合併症加算の対象疾患拡大)

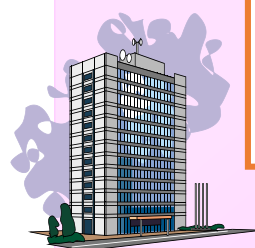
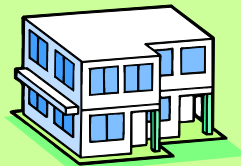
- 精神科病院からの患者の受入の評価

- いわゆる「総合病院」精神病棟の手厚い医師配置の評価
- リエゾンチーム医療の推進
- 精神症状を伴う救急搬送患者に対する精神科医の診断治療
- 総合入院体制加算における精神疾患患者受入の要件の強化
- 自殺企図者に対する継続的な指導

総合的な機能を 有する病院

専門的な精神医療の 充実

- 専門的な児童思春期精神科外来医療の充実
- 薬物依存症に対する集団療法の新設
- 医師・看護師による認知療法・認知行動療法の充実
- 向精神薬の適切な処方の推進



長期入院患者の地域移行

- 「地域移行機能強化病棟」の新設による重点的な地域移行の取組
- 地域移行に関する評価の充実

地域生活支援

- 自宅等で暮らす重症精神疾患への集中的な支援
- より自立した生活への移行を促す精神科デイ・ケア等の提供

診療所

14. 質の高い精神医療の評価

(1) 地域移行を重点的に進める精神病棟の評価

- 長期入院の精神疾患患者の地域移行をより一層進めるため、精神保健福祉士等の重点的な配置により集中的な退院支援を行うとともに、精神病床数の適正化に取り組む精神病棟に対する特定入院料の新設や、精神科地域移行実施加算の充実を行う

(新) 地域移行機能強化病棟入院料: 1,527点(1日につき)

重症者加算1: 60点(1日につき)

重症者加算2: 30点(1日につき)

非定型抗精神病薬加算: 15点(1日につき)

点p133-134,
留p154-156,
施告p662,
施通p749-750
様式p1068-1069, 1083,
1084, 1107-1108

- 他の医療機関の地域移行機能強化病棟に入院する患者に、退院後の受診を見越して精神科デイ・ケアを実施する場合に、入院中4回まで算定可能とする

精神科デイ・ケア

小規模なもの: 590点

大規模なもの: 700点

[算定要件](新)

他の医療機関の地域移行機能強化病棟入院料を算定する病棟に入院中の患者であって、退院を予定している患者に対して、精神科デイ・ケアを行う場合にあっては、入院中4回を限度として算定する

点p445, 留p463-465, 施告p769,
施通p843-844, 様式p1114, 1145

- 精神科地域移行実施加算(5年以上の長期入院患者の退院の評価)の充実に係る評価

現行	改定
【精神科地域移行実施加算】 (1日につき) 10点	【精神科地域移行実施加算】 (1日につき) 20点

点p77,
留p95,
施告p648,
施通p713

14. 質の高い精神医療の評価

(2) 薬物依存症に対する集団療法の評価

点p444, 留p461, 施告p769, 施通p842, 様式p1145

- 薬物依存症の患者に対し、標準化された方法で実施する集団療法の評価を新設する
(新) 依存症集団療法 340点(1回につき)

[算定要件]

医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは作業療法士(研修を修了した者に限る。)等が実施した場合に、6月以内に限り、週1回を限度として算定する。ただし、医学的に必要な場合には、治療開始日から2年以内に限り、別途、週1回かつ計24回を限度として算定できる。

(3) 専門的な児童・思春期精神科外来医療の評価

点p442, 留p454, 施通p841, 様式p1144

- 専門的な精神医療を提供している保険医療機関や特定機能病院が行う、20歳未満の患者に対する通院・在宅精神療法の評価を新設する

通院・在宅精神療法 児童思春期精神科専門管理加算

- (新) 1 16歳未満の患者に実施した場合 500点(1回につき)

- (新) 2 20歳未満の患者に60分以上の専門的精神療法を実施した場合
1, 200点(初診から3ヶ月以内に1回)

[施設基準]

- (1) 現に精神保健指定医であって、①精神保健指定医に指定されてから5年以上主として20歳未満の患者の精神医療に従事した経験を有する常勤医師及び②20歳未満の患者の精神医療に従事した経験1年以上を含む精神科の経験3年以上の常勤医師が、それぞれ1名以上勤務していること。
- (2) 専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者が1名以上配置されていること。
- (3) 過去6か月間に当該療法を実施した16歳未満の患者の数が、月平均40人以上であること。
- (4) 診療所については、(1)～(3)に加え、当該療法を実施した患者のうち、50%以上が16歳未満の者であること。

14. 質の高い精神医療の評価

(4) 身体疾患等と精神症状を併せ持つ患者の受け入れ体制の確保

- 一般病院において、身体合併症を有する精神疾患患者の受け入れや、精神症状を併せ持つ救急搬送患者に対し精神科医が診断治療を行った場合の評価を新設

(新) 精神疾患診療体制加算

点p83, 留p116, 施告p652, 施通p726, 様式p1096

- 1 精神科病院の求めに応じ、身体合併症に対する入院治療を要する精神疾患患者の転院を受け入れた場合 1,000点(入院初日)
- 2 身体の傷病と精神症状を併せ持つ救急搬送患者を精神科医が診察した場合 330点(入院初日から3日以内に1回)

[施設基準]

- (1) 許可病床数が100床以上であり、内科、外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している保険医療機関であること。
- (2) 精神病床の数が、当該保険医療機関全体の病床数の50%未満であること。
- (3) 第2次救急医療体制を有していること。又は、救命救急センター、高度救命救急センター若しくは総合周産期母子医療センターを設置していること。

14. 質の高い精神医療の評価

(5) 総合病院の精神病棟における手厚い医師配置の評価

点p83, 留p116, 施告p652, 施通p726

➤ 精神疾患患者の身体合併症治療の体制等を整備する精神病棟を新たに評価 (新) 精神科急性期医師配置加算 500点(1日につき)

[施設基準]

- (1) 入院患者数が16又はその端数を増すごとに1以上の医師が配置されていること。
- (2) 病床数が100床以上の病院であって、内科、外科、耳鼻科、眼科、整形外科及び精神科を標榜していること。
- (2) 精神病床の数が病床数の50%未満かつ2病棟以下であること。
- (3) 精神科リエゾンチーム加算の届出を行っていること。
- (4) 第2次救急医療体制を有していること。又は、救命救急センター、高度救命救急センター若しくは総合周産期母子医療センターを設置していること。
- (5) 精神科医が、身体の傷病と精神症状を併せ持つ救急搬送患者を、毎月5名以上、到着後12時間以内診察していること。
- (6) 入院患者の5%以上が入院時に精神科身体合併症管理加算の対象となる患者であること。 等

(6) 精神病棟における身体合併症治療体制の確保

施告p668

➤ 精神科救急・合併症入院料合併症ユニット及び精神科身体合併症管理加算の対象疾患に、特に重篤な急性疾患等を追加

[追加する疾患・病態]

間質性肺炎の急性増悪、劇症肝炎、末期の悪性腫瘍、重篤な血液疾患、急性かつ重篤な腎疾患 等

14. 質の高い精神医療の評価

(7) 向精神薬の適切な処方促進①

点p386-388

- 向精神薬を他種類処方した場合の処方料、処方せん料、薬剤料の減算基準を引き下げる

現行	改定
【処方料】20点 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く。)を行った場合	【処方料】20点 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合
【薬剤料】 1処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く)を行った場合には、所定点数の80/100に相当する点数により算定する	【薬剤料】 1処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合には、所定点数(抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬に限る)の80/100に相当する点数により算定する
【処方せん料】30点 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く。)を行った場合	【処方せん料】30点 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合

14. 質の高い精神医療の評価

(7) 向精神薬の適切な処方促進②

点p442, 留p455, 456, 施告p769, 783, 様式p1026

- 医学的管理が不十分なまま抗精神病薬又は抗うつ薬が他種類又は大量に処方された可能性が高い患者について、通院・在宅精神療法、精神科継続外来支援・指導料の評価を引き下げる

現行	改定
【通院・在宅精神療法】	【通院・在宅精神療法】 [算定要件の追加] 当該患者に対して、1回の処方において、抗精神病薬が3種類以上又は抗うつ薬が3種類以上処方されている場合は、別に厚生労働大臣が定める場合(※)を除き、所定点数の50/100に相当する点数により算定する
【精神科継続外来支援・指導料】 [算定要件] 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のものを除く)を行った場合には、算定しない	【精神科継続外来支援・指導料】 [算定要件] 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、 3種類 以上の抗うつ薬又は 3種類 以上の抗精神病薬の投薬(臨時の投薬等のもの 及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合には算定しない

※別に厚生労働大臣が定める場合:①3種類以上の抗うつ薬及び3種類以上の抗精神病薬の投与頻度が一定以下、②当該患者に適切な説明や医学管理を実施、③当該処方が臨時の投薬等のもの又は患者の病状等によりやむを得ないもの

- 向精神薬多剤投与に係る報告書について提出頻度を引き上げ(年に1回→3月に1回)、その報告範囲(別紙様式40の提出)を拡大する(各年6月→通年)

14. 質の高い精神医療の評価

(8) 重症精神疾患患者に対する集中的な支援の推進

点p450, 留p472-475,
施告p769-770, 施通p845-846

- 集中的な支援を必要とする精神疾患患者に、多職種協働の訪問支援や緊急時対応等のより一層の普及を図る観点から、精神科重症患者早期集中支援管理料における対象患者の要件(障害福祉サービスの同時利用等)や、施設基準上の医師や看護師の24時間対応に係る要件を緩和する

1. 算定要件等について

- (1) 長期入院後の患者だけではなく、単独での通院が困難な患者も対象とするとともに、障害福祉サービスの同時利用に係る要件を削除する
- (2) 同一建物居住者の場合について、これまで設けられていた特定施設等に居住しているかどうかによる評価の差を廃止し、評価を見直す

現行	改定
精神科重症患者早期集中支援管理料1 イ 同一建物居住者以外 1,800点 ロ 同一建物居住者 (1) 特定施設等の入居者 900点 (2)(1)以外 450点	精神科重症患者早期集中支援管理料1 イ 単一建物診療患者数が1人の場合 1,800点 ロ 単一建物診療患者数が2人以上の場合 1,350点
精神科重症患者早期集中支援管理料2 イ 同一建物居住者以外 1,480点 ロ 同一建物居住者 (1) 特定施設等の入居者 740点 (2)(1)以外 370点	精神科重症患者早期集中支援管理料2 イ 単一建物診療患者数が1人の場合 1,480点 ロ 単一建物診療患者数が2人以上の場合 1,110点

2. 施設基準について

- (1) 作業療法士については常勤要件を設けないこととする
- (2) 往診や訪問看護については、いずれか一方について、24時間対応可能な体制を整備すればよいこととする

15. 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価

(1) 難病法の施行に伴う指定難病の診療の評価

- 難病法の制定に伴い、新たに指定した指定難病についても、希少で長期療養を必要とする疾病であることから、これまでの難病（特定疾患）56疾患と同様に評価を行う
- 以下の点数の対象疾患について、下記のとおり変更を行う

- ・療養病棟入院基本料における医療区分2
- ・難病外来指導管理料

施告p666, 様式p1046

施告p753, 施通p799

現行

特定疾患(56疾患)※

改定

- ① 難病法に定める指定難病(306疾患)
- ② 特定疾患治療研究事業に定める疾患※
- ③ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に定める疾患

※スモンについては、療養病棟入院基本料の医療区分3に規定

(2) 指定難病の診断に必要な遺伝学的検査の評価

点p309, 留p330-331, 施告p763, 施通p820

- 指定難病の診断に必要な遺伝学的検査について、新たに関係学会が作成する指針に基づき実施される場合に評価を行う

(改) 遺伝学的検査 3, 880点

[対象疾患]35疾患を追加

神経有棘赤血球症、先天性筋無力症候群、ライソゾーム病、プリオン病、原発性免疫不全症候群、クリアオピリン関連周期熱症候群、神経フェリチン病、ペリー症候群、先天性大脳白質形成不全症、環状20番染色体症候群、PCDH19関連症候群、低ホスファターゼ症、ウィリアムズ症候群、クルーゾン症候群、アペール症候群、ファイファー症候群、アントレー・ビクスラー症候群、ロスムンド・トムソン症候群、プラダー・ウィリ症候群、1P36欠失症候群、4P欠失症候群、5P欠失症候群、第14番染色体父親性ダイミソー症候群、アンジェルマン症候群、スミス・マギニス症候群、22Q11.2欠失症候群、エマヌエル症候群、脆弱X症候群関連疾患、脆弱X症候群、ウォルフラム症候群、タンジール病、高IGD症候群、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群、先天性赤血球形成異常性貧血、若年発症型両側性感音難聴

[施設基準]関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病①

1	球脊髄性筋萎縮症	31	ベスレムミオパチー	61	自己免疫性溶血性貧血	91	バッド・キアリ症候群
2	筋萎縮性側索硬化症	32	自己貪食空胞性ミオパチー	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	92	特発性門脈圧亢進症
3	脊髄性筋萎縮症	33	シュワルツ・ヤンベル症候群	63	特発性血小板減少性紫斑病	93	原発性胆汁性肝硬変
4	原発性側索硬化症	34	神経線維腫症	64	血栓性血小板減少性紫斑病	94	原発性硬化性胆管炎
5	進行性核上性麻痺	35	天疱瘡	65	原発性免疫不全症候群	95	自己免疫性肝炎
6	パーキンソン病	36	表皮水疱症	66	IgA 腎症	96	クローン病
7	大脳皮質基底核変性症	37	膿疱性乾癬（汎発型）	67	多発性嚢胞腎	97	潰瘍性大腸炎
8	ハンチントン病	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	68	黄色靱帯骨化症	98	好酸球性消化管疾患
9	神経有棘赤血球症	39	中毒性表皮壊死症	69	後縦靱帯骨化症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	40	高安動脈炎	70	広範脊柱管狭窄症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
11	重症筋無力症	41	巨細胞性動脈炎	71	特発性大腿骨頭壊死症	101	腸管神経節細胞減少症
12	先天性筋無力症候群	42	結節性多発動脈炎	72	下垂体性ADH分泌異常症	102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	43	顕微鏡的多発血管炎	73	下垂体性TSH分泌亢進症	103	CFC症候群
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	44	多発血管炎性肉芽腫症	74	下垂体性PRL分泌亢進症	104	コステロ症候群
15	封入体筋炎	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	75	クッシング病	105	チャージ症候群
16	クロウ・深瀬症候群	46	悪性関節リウマチ	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
17	多系統萎縮症	47	バージャー病	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	107	全身型若年性特発性関節炎
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	78	下垂体前葉機能低下症	108	TNF受容体関連周期性症候群
19	ライソゾーム病	49	全身性エリテマトーデス	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	109	非典型溶血性尿毒症症候群
20	副腎白質ジストロフィー	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	80	甲状腺ホルモン不応症	110	ブラウ症候群
21	ミトコンドリア病	51	全身性強皮症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症		
22	もやもや病	52	混合性結合組織病	82	先天性副腎低形成症		
23	プリオン病	53	シェーグレン症候群	83	アジソン病		
24	亜急性硬化性全脳炎	54	成人スチル病	84	サルコイドーシス		
25	進行性多巣性白質脳症	55	再発性多発軟骨炎	85	特発性間質性肺炎		
26	HTLV-1関連脊髄症	56	ベーチェット病	86	肺動脈性肺高血圧症		
27	特発性基底核石灰化症	57	特発性拡張型心筋症	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症		
28	全身性アミロイドーシス	58	肥大型心筋症	88	慢性血栓性肺高血圧症		
29	ウルリッヒ病	59	拘束型心筋症	89	リンパ管筋腫症		
30	遠位型ミオパチー	60	再生不良性貧血	90	網膜色素変性症		

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病②

111	先天性ミオパチー	137	限局性皮質異形成	159	色素性乾皮症	186	ロスムンド・トムソン症候群
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	138	神経細胞移動異常症	160	先天性魚鱗癬	187	歌舞伎症候群
113	筋ジストロフィー	139	先天性大脳白質形成不全症	161	家族性良性慢性天疱瘡	188	多脾症候群
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	140	ドラベ症候群	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	189	無脾症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	163	特発性後天性全身性無汗症	190	鰓耳腎症候群
116	アトピー性脊髄炎	142	ミオクロニー欠神てんかん	164	眼皮膚白皮症	191	ウェルナー症候群
117	脊髄空洞症	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	165	肥厚性皮膚骨膜炎	192	コケイン症候群
118	脊髄髄膜瘤	144	レノックス・ガストー症候群	166	弾性線維性仮性黄色腫	193	ブラダー・ウィリ症候群
119	アイザックス症候群	145	ウエスト症候群	167	マルファン症候群	194	ソトス症候群
120	遺伝性ジストニア	146	大田原症候群	168	エーラス・ダンロス症候群	195	ヌーナン症候群
121	神経フェリチン症	147	早期ミオクロニー脳症	169	メンケス病	196	ヤング・シンプソン症候群
122	脳表ヘモジデリン沈着症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	170	オクシピタル・ホーン症候群	197	1p36欠失症候群
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	171	ウィルソン病	198	4p欠失症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	150	環状20番染色体症候群	172	低ホスファターゼ症	199	5p欠失症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	151	ラスムッセン脳炎	173	VATER症候群	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
126	ペリー症候群	152	PCDH19関連症候群	174	那須・ハコラ病	201	アンジェルマン症候群
127	前頭側頭葉変性症	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	175	ウィーバー症候群	202	スミス・マギニス症候群
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	176	コフィン・ローリー症候群	203	22q11.2欠失症候群
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	155	ランドウ・クレフナー症候群	177	有馬症候群	204	エマヌエル症候群
130	先天性無痛無汗症	156	レット症候群	178	モワット・ウィルソン症候群	205	脆弱X症候群関連疾患
131	アレキサンダー病	157	スタージ・ウェーバー症候群	179	ウィリアムズ症候群	206	脆弱X症候群
132	先天性核上性球麻痺	158	結節性硬化症	180	ATR-X症候群	207	総動脈幹遺残症
133	メビウス症候群			181	クルーゾン症候群	208	修正大血管転位症
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群			182	アペール症候群	209	完全大血管転位症
135	アイカルディ症候群			183	ファイファー症候群	210	単心室症
136	片側巨脳症			184	アントレー・ビクスラー症候群		
				185	コフィン・シリズ症候群		

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病③

211	左心低形成症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
212	三尖弁閉鎖症	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	260	シトステロール血症	285	ファンコニ貧血
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	261	タンジール病	286	遺伝性鉄芽球性貧血
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	240	フェニルケトン尿症	262	原発性高カイトミクロン血症	287	エプスタイン症候群
215	ファロー四徴症	241	高チロシン血症1型	263	脳腱黄色腫症	288	自己免疫性出血病XIII
216	両大血管右室起始症	242	高チロシン血症2型	264	無 β リボタンパク血症	289	クロンカイト・カナダ症候群
217	エプスタイン病	243	高チロシン血症3型	265	脂肪萎縮症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
218	アルポート症候群	244	メープルシロップ尿症	266	家族性地中海熱	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
219	ギャロウェイ・モワト症候群	245	プロピオン酸血症	267	高I g D症候群	292	総排泄腔外反症
220	急速進行性糸球体腎炎	246	メチルマロン酸血症	268	中條・西村症候群	293	総排泄腔遺残
221	抗糸球体基底膜腎炎	247	イソ吉草酸血症	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	294	先天性横隔膜ヘルニア
222	一次性ネフローゼ症候群	248	グルコーストランスポーター1欠損症	270	慢性再発性多発性骨髄炎	295	乳幼児肝巨大血管腫
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	249	グルタル酸血症1型	271	強直性脊椎炎	296	胆道閉鎖症
224	紫斑病性腎炎	250	グルタル酸血症2型	272	進行性骨化性線維異形成症	297	アラジール症候群
225	先天性腎性尿崩症	251	尿素サイクル異常症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	298	遺伝性脾炎
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	252	リジン尿性蛋白不耐症	274	骨形成不全症	299	嚢胞性線維症
227	オスラー病	253	先天性葉酸吸収不全	275	タナトフォリック骨異形成症	300	I g G 4 関連疾患
228	閉塞性細気管支炎	254	ポルフィリン症	276	軟骨無形成症	301	黄斑ジストロフィー
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	302	レーベル遺伝性視神経症
230	肺胞低換気症候群	256	筋型糖原病	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	303	アッシャー症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	257	肝型糖原病	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	304	若年発症型両側性感音難聴
232	カーニー複合	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	305	遅発性内リンパ水腫
233	ウォルフラム症候群			281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	306	好酸球性副鼻腔炎
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）			282	先天性赤血球形成異常性貧血		
235	副甲状腺機能低下症			283	後天性赤芽球癆		
236	偽性副甲状腺機能低下症						

疾病名対比表

疾病番号	特定疾患 (旧事業)	指定難病	疾病番号	特定疾患 (旧事業)	指定難病	疾病番号	特定疾患 (旧事業)	指定難病
1	ベーチェット病	ベーチェット病	21	アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス	43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
2	多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎	22	後縦靱帯骨化症	後縦靱帯骨化症	44	ライソゾーム病	ライソゾーム病
3	重症筋無力症	重症筋無力症	23	ハンチントン病	ハンチントン病	45	副腎白質ジストロフィー	副腎白質ジストロフィー
4	全身性エリテマトーデス	全身性エリテマトーデス	24	モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）	もやもや病	46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
5	スモン	—	25	ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症	47	脊髄性筋萎縮症	脊髄性筋萎縮症
6	再生不良性貧血	再生不良性貧血	26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	特発性拡張型心筋症	48	球脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症
7	サルコイドーシス	サルコイドーシス	27	多系統萎縮症	多系統萎縮症	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
8	筋萎縮性側索硬化症	筋萎縮性側索硬化症	28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	表皮水疱症	50	肥大型心筋症	肥大型心筋症
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	全身性強皮症 皮膚筋炎／多発性筋炎	29	膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）	51	拘束型心筋症	拘束型心筋症
10	特発性血小板減少性紫斑病	特発性血小板減少性紫斑病	30	広範脊柱管狭窄症	広範脊柱管狭窄症	52	ミトコンドリア病	ミトコンドリア病
11	結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎 顕微鏡的多発血管炎	31	原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性肝硬変	53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	リンパ脈管筋腫症
12	潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎	32	重症急性膵炎	—	54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	スティーヴンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮壊死症
13	大動脈炎症候群	高安動脈炎	33	特発性大腿骨頭壊死症	特発性大腿骨頭壊死症	55	黄色靱帯骨化症	黄色靱帯骨化症
14	ビュルガー病	バージャー病	34	混合性結合組織病	混合性結合組織病	56	間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）	下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性TSH分泌亢進症 下垂体性PRL分泌亢進症 クッシング病 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 下垂体前葉機能低下症
15	天疱瘡	天疱瘡	35	原発性免疫不全症候群	原発性免疫不全症候群			
16	脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	36	特発性間質性肺炎	特発性間質性肺炎			
17	クローン病	クローン病	37	網膜色素変性症	網膜色素変性症			
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	—	38	プリオン病	プリオン病			
19	悪性関節リウマチ	悪性関節リウマチ	39	肺動脈性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症			
20	パーキンソン病関連疾患	進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病	40	神経線維腫症	神経線維腫症			
			41	亜急性硬化性全脳炎	亜急性硬化性全脳炎			
			42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	バッド・キアリ症候群			

※ 第1次実施分の指定難病として告示された疾病名と旧事業の医療費助成（特定疾患治療研究事業）における対象疾病（特定疾患）との名称の比較

※※ 網掛けの疾病は、旧事業の医療費助成（特定疾患治療研究事業）における疾病名と異なっているもの。

※※※ 疾病番号は、旧事業の医療費助成（特定疾患治療研究事業）によるもの。

難病の新たな医療費助成制度について

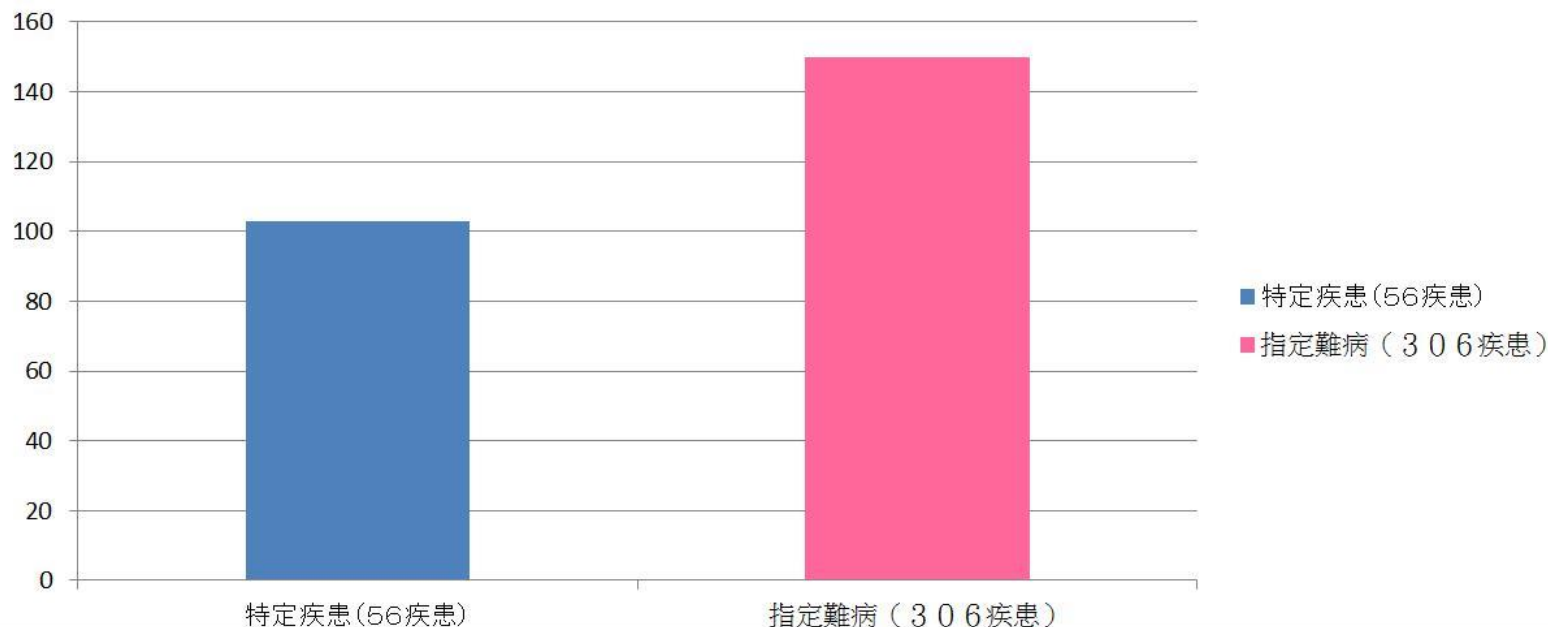
○ 医療費助成の対象疾病の拡大

○ 対象疾病

- ・ 難病:56疾病 → 110疾病(平成27年1月) → 指定難病:306疾病(平成27年7月)

○ 患者数

- ・ 難病:約103万人(平成25年度)※1→ 指定難病:約150万人(平成27年度)(試算 ※2)
※受給者数は約85万人(平成25年度)。 ※2平成25年12月時点の試算。



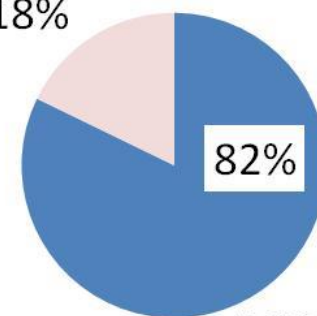
医療費助成の認定基準について

- 都道府県は、指定難病の患者又はその保護者からの申請に基づき、当該患者について、
①指定難病にかかっているか、②病状の程度が一定程度であることを審査し、支給認定を行い、受給者証を交付する。



特定疾患56疾患の受給者証の取得割合

受給者証未取得者
18%



受給者証取得者

※難病対策課調べ

- 医療費助成の対象患者の認定基準については、確立された対象疾患の診断基準とそれぞれの疾患の特性に応じた重症度分類等を組み込んで作成し、個々の疾患ごとに設定する。
- 「**日常生活又は社会生活に支障がある者**」という考え方を、疾病の特性に応じて、医学的な観点から反映させて定める。
- 治癒することが見込まれないが、継続的な治療により症状の改善が期待できる疾患については、その治療方法や治療効果を勘案して、重症度を設定する。
- 旧特定疾患56疾患のうち、82%の患者が受給者証を取得していた。

16. 小児医療の充実

乳幼児期から学童期まで、継続性のある小児科外来診療を評価するとともに、重症小児等の診療に積極的に取り組んでいる入院・在宅医療の評価及び連携の充実を図る

- ① 小児かかりつけ医として、幼児期までの継続的な診療を評価



新生児期

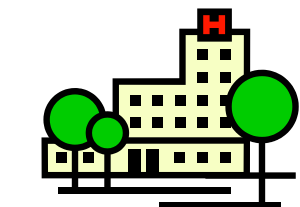


乳児期



幼児期

- ② 重症小児の受入体制・連携体制の強化



<入院医療等>

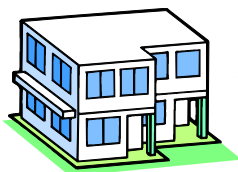
- NICU等における重症児の入院日数を延長
- 重症新生児等を受け入れている小児入院医療機関を評価
- 退院支援に関する評価を充実
- 医療型短期入所サービス利用中の処置等を評価
- 小児慢性特定疾病の患者における入院の対象年齢を延長

機能の強化
と
連携の推進



<在宅医療>

- 機能強化型在支診・病の実績要件として重症小児の診療を評価
- 機能強化型訪問看護ステーションの実績要件として重症小児の看護を評価
- 小児病棟に入院した月の在宅療養指導管理等を評価



<外来医療>

- 小児慢性特定疾病に関する医学管理を評価

16. 小児医療の充実

(1) 小児入院医療管理料の対象年齢の延長

点p124

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている患者は、継続的な医療支援を確保する観点から、小児入院医療管理料の対象年齢を15歳未満から20歳未満に引き上げる

(2) 小児入院医療管理料算定患者の在宅医療への円滑な移行

点p124

- 重症小児の在宅移行を推進するため、小児入院医療管理料について、在宅療養指導管理料や在宅療養指導管理材料加算など、在宅医療の導入に係る項目を包括から除外して、退院月に算定できることとする

小児入院医療管理料[包括範囲から除外]

第2部第2節在宅療養指導管理料・第3節薬剤料・第4節特定保険医療材料料

(3) 重症新生児等を受け入れている小児入院医療機関に対する評価の充実

- 小児入院医療管理料3、4又は5を算定している医療機関のうち、新生児特定集中治療室に入院していた患者や、超・準超重症児の受入れ実績のある医療機関に対する評価を新設する

小児入院医療管理料

点p125, 留p141, 施告p656, 施通p737-738

(新) 重症児受入体制加算: 200点(1日につき)

[施設基準]

- ① 小児入院医療管理料3、4又は5の届出を行っている医療機関であること
- ② 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする保育士が1名以上常勤していること
- ③ 内法による測定で30㎡のプレイルームがあること。プレイルームについては、当該病棟内にあることが望ましい
- ④ プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等があること
- ⑤ 当該病棟等において、転院前の医療機関において新生児特定集中治療室に入院していた転院患者を、過去1年間に5件以上受け入れていること
- ⑥ 当該病棟等において15歳未満の超・準超重症児の患者を、過去1年間で10件以上受け入れていること(なお、当該件数には、医療型短期入所サービスによる入所件数も含める)



16. 小児医療の充実

(4) 特に重症な患者に対する新生児特定集中治療室等の算定日数の延長

点p121～

- 新生児特定集中治療室管理料等において算定日数上限が延長される一部の先天性奇形等に、特別な治療を必要とする先天性心疾患を追加する

[出生体重1,500g以上で算定日数上限の延長対象となる一部の先天性奇形等]

先天性水頭症、全前脳胞症、二分脊椎(脊椎破裂)、アーノルド・キアリ奇形、後鼻孔閉鎖、先天性喉頭軟化症、先天性気管支軟化症、先天性のう胞肺、肺低形成、食道閉鎖、十二指腸閉鎖、小腸閉鎖、鎖肛、ヒルシュスプルング病、総排泄腔遺残、頭蓋骨早期癒合症、骨(軟骨を含む。)無形成・低形成・異形成、腹壁破裂、臍帯ヘルニア、ダウン症候群、18トリソミー、13トリソミー、多発奇形症候群、

先天性心疾患(カテーテル手術・開胸手術・人工呼吸器管理・一酸化窒素吸入療法・プロスタグランジンE1持続注入を実施したものに限る)

- 長期の特定集中治療室管理を要する状態にある小児について、小児特定集中治療室管理料の算定日数上限を延長する

現行	
対象患者	算定日数上限
15歳未満の小児	14日



改定	
対象患者	算定日数上限
15歳未満の小児	14日
15歳未満の小児のうち、 ・急性血液浄化(腹膜透析は除く)を必要とする状態 ・心臓手術ハイリスク群 ・左心低形成症候群 ・急性呼吸窮迫症候群 ・心筋炎、心筋症 いずれかに該当する患者	21日
15歳未満の小児のうち、 体外式心肺補助(ECMO)を必要とする状態の患者	35日

16. 小児医療の充実

(5) 生体検査、処置及び放射線治療等に係る小児加算の見直し

- 小児医療のさらなる充実を図るため、生体検査の通則、画像診断・処置料の一部及び放射線治療の通則等に規定されている、新生児加算、乳幼児加算、幼児加算、小児加算等について、加算の引き上げを行う

現行	改定	
[生体検査料の通則] 新生児加算 60／100 乳幼児加算(3歳未満) 30／100 幼児加算(3歳以上6歳未満) 15／100	[生体検査料の通則] 新生児加算 <u>80／100</u> 乳幼児加算(3歳未満) <u>50／100</u> 幼児加算(3歳以上6歳未満) <u>30／100</u>	点p315
[画像診断](例) 【E002 撮影】 新生児加算 30／100 乳幼児加算(3歳未満) 15／100 (他3項目)	[画像診断](例) 【E002 撮影】 新生児加算 <u>80／100</u> 乳幼児加算(3歳未満) <u>50／100</u> <u>乳児加算(3歳以上6歳未満) 30／100</u> (新)	点p367等
[処置料](例) 【ドレーン法(ドレナージ)】 注 3歳未満の乳幼児の場合は100点を加算する 【高位浣腸】 注 3歳未満の乳幼児の場合は50点を加算する (他35項目)	[処置料](例) 【ドレーン法(ドレナージ)】 注 3歳未満の乳幼児の場合は <u>110点</u> を加算する 【高位浣腸】 注 3歳未満の乳幼児の場合は <u>55点</u> を加算する (※)既存の加算項目について点数を1割増点する	点p478等
[放射線治療] 新生児加算 60／100 乳幼児加算(3歳未満) 30／100 幼児加算(3歳以上6歳未満) 15／100 小児加算(6歳以上15歳未満) 10／100	[放射線治療] 新生児加算 <u>80／100</u> 乳幼児加算(3歳未満) <u>50／100</u> 幼児加算(3歳以上6歳未満) <u>30／100</u> 小児加算(6歳以上15歳未満) <u>20／100</u>	点p604
[救急搬送診療料] 新生児加算 1,000点 乳幼児加算 500点 長時間加算(診療に要した時間が30分以上) 500点	[救急搬送診療料] 新生児加算 <u>1,500点</u> 乳幼児加算 <u>700点</u> 長時間加算(診療に要した時間が30分以上) <u>700点</u>	点p243

16. 小児医療・周産期医療の充実

(6) 医療型短期入所サービス中の処置等の評価

留p352等

- 医療型短期入所サービスにおける重症児の受入を促進するため、在宅療養指導管理料を算定しているために入院外等では別途算定することができない以下の医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する

[対象処置等]

- ① 経皮的動脈酸素飽和度測定、② 終夜経皮的動脈酸素飽和度測定、③ 中心静脈注射、
- ④ 植込み型カテーテルによる中心静脈測定、⑤ 鼻マスク式補助換気法、
- ⑥ 体外式陰圧人工呼吸器治療、⑦ 人工呼吸、⑧ 膀胱洗浄、⑨ 後部尿道洗浄、⑩ 留置カテーテル、
- ⑪ 導尿、⑫ 介達牽引、⑬ 矯正固定、⑭ 変形機械矯正術、⑮ 消炎鎮痛等処置、
- ⑯ 腰部又は胸部固定帯固定、⑰ 低出力レーザー照射、⑱ 鼻腔栄養

(7) 精神疾患合併妊娠の評価

点p79, 180-181, 留p100, 102

- ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算及びハイリスク妊産婦共同管理料の対象患者に、精神疾患の患者を加える

17. 救急患者の受入れ体制の充実

(1) 救急医療管理加算の見直し

点p69, 留p84-85

- 救急医療管理加算について、緊急カテーテル治療・検査等が必要なものを加算1の対象に加えるとともに、評価の見直しを行う



現行

救急医療管理加算1 800点
救急医療管理加算2 400点（1日につき、7日まで）

【救急医療管理加算1の対象患者】

- ア 吐血，喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害（肝不全，腎不全，重症糖尿病等）
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷，破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術を必要とする状態

改定

救急医療管理加算1 **900点**
救急医療管理加算2 **300点**（1日につき、7日まで）

【救急医療管理加算1の対象患者】

- ア 吐血，喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害（肝不全，腎不全，重症糖尿病等）
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷，破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術、**緊急カテーテル治療・検査又はt-PA療法**を必要とする状態

(2) 夜間休日救急搬送医学管理料の評価の充実

点p173, 留p207

- 夜間休日救急搬送医学管理料の評価を充実するとともに、平日の夜間でも算定可能とする

現行

夜間休日救急搬送医学管理料 200点
[算定要件]

平日の深夜、土曜日の診療時間以外の時間、休日に、二次救急医療機関が初診の救急搬送患者を受け入れた際に算定。

改定

夜間休日救急搬送医学管理料 **600点**
[算定要件]

平日の**夜間**、土曜日の診療時間以外の時間、休日に、二次救急医療機関が初診の救急搬送患者を受け入れた際に算定。

(3) 再診後の緊急入院における評価の充実

点p4, 留p9

- 時間外、休日、深夜における再診後に緊急で入院となった場合であっても、再診料及び外来診療料の時間外、休日及び深夜加算を算定可能とする

18. イノベーションや医療技術の適切な評価

(1) 放射線撮影等の適正な評価

- 64列以上のマルチスライス型CT及び3テスラ以上のMRIについて、共同利用による撮影を行った場合及び施設共同利用率が10%以上の基準を満たす医療機関において撮影を行った場合に評価を行うとともに、その他の撮影の評価の見直しを行う

点p370, 371, 留p383, 384, 施告p766, 施通p827

現行

【コンピューター断層撮影】

CT撮影

- イ 64列以上のマルチスライス型の機器の場合: 1000点
- ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合: 900点
- ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合: 770点
- ニ イ、ロ、ハ以外の場合: 580点

【磁気共鳴コンピューター断層撮影】

- 1. 3テスラ以上の機器による場合: 1600点
- 2. 1. 5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合: 1,330点
- 3. 1、2以外の場合: 920点

改定

【コンピューター断層撮影】

CT撮影

- イ 64列以上のマルチスライス型の機器の場合
 - (1) 施設共同利用において行われる場合: 1,020点(新)
 - (2) その他の場合: 1,000点(新)
- ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合: 900点
- ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合: 750点
- ニ イ、ロ、ハ以外の場合: 560点

【磁気共鳴コンピューター断層撮影】

- 1. 3テスラ以上の機器による場合
 - イ 施設共同利用において行われる場合: 1,620点(新)
 - ロ その他の場合: 1,600点(新)
- 2. 1. 5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合: 1,330点
- 3. 1、2以外の場合: 900点

- ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影について、施設共同利用率の要件を厳格化する
- [当該撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率要件] 20/100以上 → 30/100以上**
- (経過措置) 平成28年3月31日に施設共同利用率の要件を満たす場合、平成29年3月31日までの間、当該要件を満たすものとする

- 第12部 放射線治療に特定保険医療材料料の節を新設する

点p607

施告p765, 施通p827

18. イノベーションや医療技術の適切な評価

(2) 医療機関間の連携による病理診断の要件見直し

留p617, 施告p773, 施通p876, 様式1029

- 医療機関間の連携による病理診断料の算定における送付側の施設基準について、常勤の検査技師配置要件を緩和し、診療情報提供の義務化を行う

現行

【保険医療機関間の連携による病理診断】

[送付側の施設基準]

標本の送付側においては、病理診断業務について、5年以上の経験を有し、病理標本作成を行うことが可能な常勤の検査技師が1名以上配置されていること。

改定

【保険医療機関間の連携による病理診断】

[送付側の施設基準]

- ① 標本の送付側においては、病理診断業務について、5年以上の経験を有し、病理標本作成を行うことが可能な常勤の検査技師が1名以上配置されていることが望ましい。
- ② 所定の様式に沿って、当該患者に関する情報提供を行うこと。なお、その際には標本作製をした場所を明記していること。

- 医療機関間の連携による病理診断料の算定における受取側の施設基準について、病理診断料を標榜する医療機関の対象への追加、複数の常勤医師の鏡検を義務化及び同一の者が開設する衛生検査所から受け取る標本割合の制限を行う

現行

保険医療機関間の連携による病理診断】

[受取側の施設基準]

- ア 病理診断管理加算の届出を行っている医療機関
イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院

改定

保険医療機関間の連携による病理診断】

[受取側の施設基準]

- ア 病理診断管理加算の届出を行っている医療機関
イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院、へき地医療支援病院 又は病理診断科を標榜する医療機関
ウ イに掲げる医療機関のうち、病理診断科を標榜する医療機関における病理診断に当たっては、同一の病理組織標本について、病理診断を専ら担当する複数の常勤の医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されている。なお、診断にあたる医師のうち少なくとも1名以上は専ら病理診断を担当した経験を7年以上有する。
エ 同一の者が開設する衛生検査所から受け取る標本割合が全体の8割以下

18. イノベーションや医療技術の適切な評価

(3) 胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算の減算要件見直し

留p578, 施通p868-869

- 経口摂取回復率の基準に加え、カンファレンスと計画書の作成を要件とした基準を設ける。また、術前の嚥下機能検査実施の要件について、全例検査の除外対象とされている項目を見直す

【胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算】

[施設基準]

胃瘻造設術を実施した症例数が1年間に50以上である場合であって、以下のア又はイのいずれかを満たしていない場合は80/100に減算

ア) 当該医療機関において胃瘻造設術を行う全ての患者(以下の①から⑥までに該当する患者を除く)に対して、事前に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査を行っていること

- ① 消化器疾患等の患者であって、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設術を行う患者
- ② 炎症性腸疾患の患者であって、成分栄養剤の経路として胃瘻造設が必要な患者
- ③ 食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等の食道や胃噴門部の疾患によって胃瘻造設が必要な患者
- ④ 意識障害がある患者、認知症等で検査上の指示が理解できない患者又は誤嚥性肺炎を繰り返す患者

等嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が危険であると判断される患者

(ただし、意識障害が回復し、安全に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が可能と判断された場合は、速やかに実施すること)

- ⑤ 顔面外傷により嚥下が困難な患者

- ⑥ 筋萎縮性側鎖硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症の患者又は6歳未満の乳幼児であって、明らかに嚥下が困難な患者

イ) 以下のいずれかを満たしていること

- ① 経口摂取以外の栄養方法を使用している患者であって、要件に該当する患者の合計数の3割5分以上について、1年以内に栄養方法が経口摂取のみである状態へ回復させていること

- ② 胃瘻造設を行う患者全員に対して以下の全てを実施していること

a. 胃瘻造設を行う患者全員に対し多職種による術前カンファレンスを行っていること。なお、カンファレンスの出席者については、当該患者を担当する医師や、3年以上の勤務経験を有するリハビリテーション医療に関する経験を有する医師、耳鼻咽喉科の医師又は神経内科の医師等、3名以上の出席を必須とし、その他歯科医師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士などが参加することが望ましい。

b. 胃瘻造設を行う患者全員に対し経口摂取回復の見込み及び臨床的所見等を記した計画書を作成し、本人又は家族に説明した上で、胃瘻造設に関する同意を得ること

18. イノベーションや医療技術の適切な評価

(4) 医師主導治験における保険外併用療養費の対象拡大

- 採算性等の問題で企業治験が行われませんが、臨床の現場で必要性の高い医薬品を患者に届けるために実施される医師主導治験では、同種同効薬の投薬及び注射に係る費用は保険外併用療養費の支給対象外とされている
- 治験医師・医療機関の負担を更に軽減するため、同種同効薬に係る費用についても保険外へ用療養費の支給対象とする

(5) 医療技術の適切な評価

- 3. 医療技術の適切な評価(モノから人へ)参照

19. 重症化予防の取組の推進

(1) 進行した糖尿病性腎症に対する運動指導の評価

点p172, 留p204,
施告p755, 施通p789, 803

- 糖尿病性腎症の患者が重症化し、透析導入となることを防ぐため、進行した糖尿病性腎症の患者に対する質の高い運動指導を評価する

(新) 糖尿病透析予防指導管理料 腎不全期患者指導加算:100点

[算定要件]

腎不全期($\text{eGFR}(\text{ml}/\text{分}/1.73\text{m}^2)$ が30未満)の患者に対し、専任の医師が、当該患者が腎機能を維持する観点から必要と考えられる運動について、その種類、頻度、強度、時間、留意すべき点等について指導し、また既に運動を開始している患者についてはその状況を確認し、必要に応じて更なる指導を行った場合に加算
[施設基準]

次に掲げる②の①に対する割合が5割を超えている

- ① 4月前までの3か月間に糖尿病予防指導管理料を算定した患者で、同期間内に測定した eGFR_{Cr} 又は eGFR_{Cys} ($\text{ml}/\text{分}/1.73\text{m}^2$)が30未満であったもの(死亡したもの、透析を導入したもの、腎臓移植を受けたものを除き6人以上の場合に限る)
- ② ①の算定時点(複数ある場合は最も早いもの。以下同じ)から3月以上経過した時点で以下のいずれに該当している患者
 - ア) 血清クレアチニン又はシスタチンCが①の算定時点から不変又は低下している
 - イ) 尿タンパク排泄量が①の算定時点から20%以上低下している
 - ウ) ①で eGFR_{Cr} 又は eGFR_{Cys} を測定した時点から前後3月時点の eGFR_{Cr} 又は eGFR_{Cys} を比較し、その1月当たりの低下が30%以上軽減している

- 糖尿病透析予防指導管理料の算定要件に、保険者から保健指導を行う目的で情報提供等の協力の求めがある場合には、患者の同意を得て、必要な協力を行う旨を追加

19. 重症化予防の取組

(2) ニコチン依存症管理料の対象患者の拡大【再掲】

点p176, 留p213-214,

施告p756, 施通p806

- 若年層のニコチン依存症患者にも治療を実施できるよう、対象患者の喫煙本数のに関する要件を緩和する
ニコチン依存症管理料

初回:230点、2回目から4回目まで:184点、5回目:180点

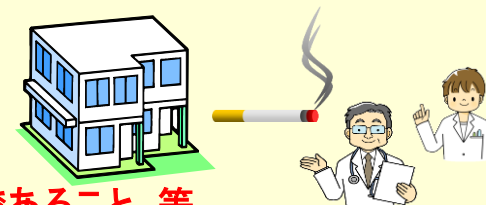
[算定要件]

- ① 対象患者は、禁煙を希望する患者であって以下のすべてに該当するものであって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めたもの。
 - ア 「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症にかかるスクリーニングテスト(TDS)で、ニコチン依存症と診断されたもの
 - イ 35歳以上の者は、 $BI(1日の喫煙本数 \times 喫煙年数) \geq 200$ であるもの
※ 35歳未満の者に $[BI \geq 200]$ の規定は廃止された
 - ウ 直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているもの
- ② 「禁煙治療のための標準手順書」に沿って、初回の管理料を算定した日から起算して12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する
- ③ 初回算定日より起算して1年を超えた日からでなければ再度算定できない

- **ニコチン依存症管理を実施する医療機関における治療の標準化を推進する観点から、施設基準の見直しを行う**

[施設基準]

- ① 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務
- ② 禁煙治療に係る専任の看護師等を1名以上配置
- ③ 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
- ④ 過去1年間のニコチン依存症管理料を算定した患者の指導の平均継続回数が2回以上であること 等
※ 平成28年4月1日～29年3月31日までの1年間の実績を踏まえ、平均継続回数が2回未満の場合は、平成29年7月1日から70/100の点数で算定を行う



19. 重症化予防の推進

(3) 人工透析患者の下肢末梢動脈疾患重症化予防の評価

- 慢性維持透析患者の下肢末梢動脈疾患について、下肢の血流障害を適切に評価し、他の医療機関と連携して早期に治療を行うことを評価する

点p481, 留p501, 施告p770,
施通p849, 様式p1150

人工腎臓

(新) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

→ 下肢末梢動脈疾患のリスク評価等をした場合に月1回を限度として所
定点数に100点を加算

[施設基準]

- ① 慢性維持透析を実施している全ての患者に対し、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価を行っていること。また、当該内容を元に当該医療機関において慢性維持透析を実施している全ての患者に指導管理等を行い、臨床所見、検査実施日、検査結果及び指導内容等を診療録に記載していること。
- ② 検査の結果、ABI検査0.7以下又はSPP検査40mmHg以下の患者については、患者や家族に説明を行い、同意を得た上で、専門的な治療体制を有している医療機関へ紹介を行っていること。
- ③ 専門的な治療体制を有している医療機関をあらかじめ定めた上で、当該医療機関について事前に届出を行っていること。等

20. 医薬品等の適正評価

(1) 自施設交付割合に応じたコンタクトレンズ検査料の見直し

- コンタクトレンズを交付している眼科医療機関において、患者の自由な選択を担保するために、院内交付の割合等によって検査料の評価に差を設ける 点p320, 留p359, 施告p764, 施通p824

現行

コンタクトレンズ検査料1: 200点

コンタクトレンズ検査料2: 56点

改定(平成29年4月～)

コンタクトレンズ検査料1: 200点

コンタクトレンズ検査料2: 180点(新)

コンタクトレンズ検査料3: 56点

コンタクトレンズ検査料4: 50点(新)

[施設基準]

コンタクトレンズ検査料1

現行の検査料1の施設基準に加え(※)に該当する

※ 入院病床を有さない医療機関では、検査料を算定した患者数が年間10,000人未満、又はコンタクトレンズの自施設(併設のコンタクトレンズ販売所等を除く)における $\text{交付率}[(1)/(1+2) \times 100]$ が95%未満

① コンタクトレンズ検査料を算定した患者数のうち、コンタクトレンズを自施設において交付した患者数

② コンタクトレンズ検査料を算定した患者数のうち、医師がコンタクトレンズ装用の必要性を判断し、自施設において交付しなかった患者数

コンタクトレンズ検査料2

現行の検査料1の施設基準に該当するが、(※)に該当しない

コンタクトレンズ検査料3

現行の検査料1の施設基準に該当しない医療機関であって、(※)に該当する

コンタクトレンズ検査料4

現行の検査料1、2又は3のいずれにも該当しない医療機関

20. 医薬品等の適正評価

(2) 人工腎臓の適正な評価

点p481, 留p498

- 人工腎臓に包括されているエリスロポエチン等の実勢価格が下がっていることを踏まえ、評価の適正化を行う

現行

【人工腎臓】

- 1 慢性維持透析を行った場合
 - イ 4時間未満の場合: 2,030点
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合: 2,195点
 - ハ 5時間以上の場合: 2,330点
- 2 慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合: 2,245点

改定

【人工腎臓】

- 1 慢性維持透析を行った場合
 - イ 4時間未満の場合: 2,010点
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合: 2,175点
 - ハ 5時間以上の場合: 2,310点
- 2 慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合: 2,225点

- 透析困難等加算: 120点/日の対象患者について、現行の難病(特定疾患)56疾患に加え、法改正に伴い新たに指定した指定難病についても、同様に評価を行う

留p598

現行

特定疾患(56疾患)※

改定

- ① 難病法に定める指定難病(306疾患)
- ② 特定疾患治療研究事業に定める疾患

20. 医薬品等の適正評価

(3) 入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し

告示p974-
975, 通知p

977-978

- 薬価適用の場合との均衡を図る観点から、市販の経腸栄養用製品（以下「流動食」）のみを経管栄養法で提供する場合の入院時食事療養費等の額について、現行より1割程度引き下げる
ただし、入院時生活療養（Ⅱ）については、既に給付水準が低い等の理由から、見直しの対象外とする

【食事療養】

1 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき） 640円

2 入院時食事療養（Ⅱ）（1食につき） 506円

【生活療養】

1 入院時生活療養（Ⅰ）
（1）食事の提供たる療養（1食につき） 554円

2 入院時生活療養（Ⅱ）
（1）食事の提供たる療養（1食につき） 420円



【食事療養】

1 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき）
（1）（2）以外の場合 640円

（2）流動食のみを経管栄養法で提供する場合 575円

2 入院時食事療養（Ⅱ）（1食につき）
（1）（2）以外の場合 506円
（2）流動食のみを経管栄養法で提供する場合 455円

【生活療養】

1 入院時生活療養（Ⅰ）
（1）食事の提供たる療養（1食につき）
イ ロ以外の場合 554円
ロ 流動食のみを経管栄養法で提供する場合 500円

2 入院時生活療養（Ⅱ）
（1）食事の提供たる療養（1食につき） 420円

- 流動食のみを経管栄養法で提供する場合には、特別食加算は算定不可とする※

※ これまでは、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の適用患者に対し、厚生労働大臣が定める特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食等）を提供する場合に、1食につき76円を加算

21. ICTを活用したデータの収集・利活用の推進

(1) 診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

様式p1002

- 診療情報提供書、訪問看護指示書等（これまで記名・押印を要していたもの）を、電子的に送受できることを明確化し、安全性の確保等に関する要件を明記

(2) 画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

点p185, 186, 留p232, 施告p758,
施通p812-813, 様式p1126

- 医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価

(新) 検査・画像情報提供加算

（診療情報提供料（Ⅰ）の加算として評価）

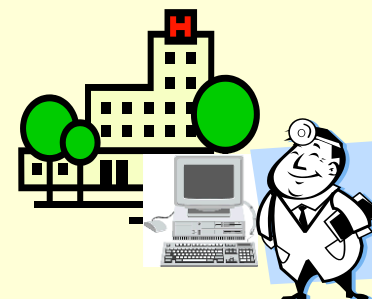
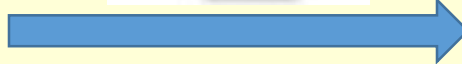
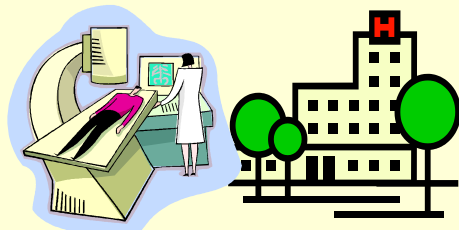
イ 退院患者の場合 200点

ロ その他の患者の場合 30点

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定

(新) 電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定



[施設基準]

- ① 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築している
- ② 別の医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されている 等

22. 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する視点

明細書の無料発行

療担p887等, 通知p924

- 公費負担医療により自己負担がない患者についても、患者に対する情報提供の観点から、電子レセプト請求を行っている医療機関では、患者から求めがあった場合に、明細書の無料発行を義務づける。〔療養担当規則の改正〕
- ただし、自己負担がない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用している、又は自動入金機の改修が必要な医療機関に対しては、2年間（診療所は当面の間）の猶予措置を設ける。

23. DPC

調整係数見直し(1)

(1)調整係数の見直しに係る対応

- DPC/PDPSの円滑導入のために設定された調整係数については、今回の改定も含め2回の改定を目途に段階的に基礎係数と機能評価係数Ⅱへの置換えを進めることとされており、今回改定においては、調整部分の75%を機能評価係数Ⅱに置換え、残りの調整部分を「暫定調整係数」として設定する。

〔医療機関Aの暫定調整係数〕

＝〔医療機関Aの調整係数(※)〕－〔医療機関Aの属する医療機関群の基礎係数〕×0.25

※「調整係数」は制度創設時(平成15年)の定義に基づく

(2)個別医療機関の医療機関別係数に係る経過措置(激変緩和)について

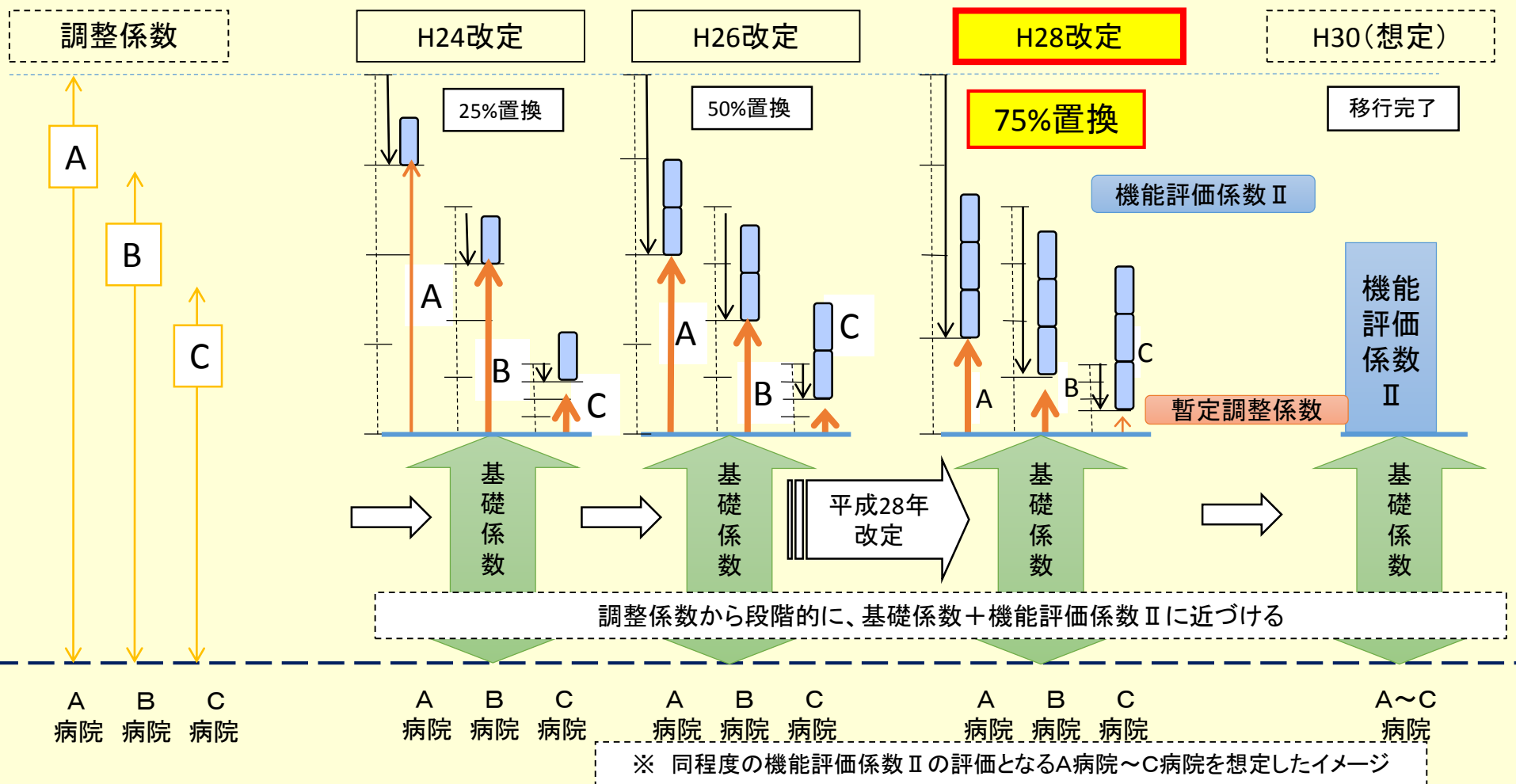
- 平成24年度、平成26年度診療報酬改定においては、調整係数の置き換え等に伴う診療報酬の激変を緩和する観点から、個別医療機関の医療機関別係数の変動の影響による推計診療報酬変動率(出来高部分も含む)が2%程度を超えて変動しないよう暫定調整係数を調整する措置を講じた。
- 今回の「暫定調整係数」の置き換えの対応(調整分の「50%」→「75%」の置き換え)等に伴う個別医療機関別係数の変動に関して、推計診療報酬変動率(出来高部分も含む)が2%程度を超えて変動しないよう暫定調整係数の調整を行う。

23. DPC

調整係数見直し(2)

調整係数の置き換え

- DPC/PDPSの円滑導入のために設定された調整係数については、今回の改定も含め2回の改定を目的に段階的に基礎係数と機能評価係数Ⅱへ置き換えを進めることとされており、今回の改定において引き続き段階的な基礎係数と機能評価係数Ⅱへ置き換えを進める



23. DPC

医療機関群の見直し

Ⅱ群病院の選定要件

- Ⅱ群病院(高機能な病院群)の選定に係る実績要件について、内科系技術の評価を追加する

- 下記の【実績要件1】～【実績要件4】のそれぞれについて、Ⅰ群(大学病院本院)の最低値(但し、外れ値を除く)より高い医療機関をⅡ群とする

【実績要件1】：診療密度	1日当たり包括範囲出来高平均点数(全病院患者構成で補正；外的要因補正)	
【実績要件2】：医師研修の実施	許可病床1床あたりの臨床研修医師数 (基幹型臨床研修病院における免許取得後2年目まで)	
【実績要件3】：高度な医療技術の実施 (6項目のうち5項目以上を満たす)	外保連試案	(3a)：手術実施症例1件あたりの外保連手術指数
		(3b)：DPC算定病床当たりの同指数
		(3c)：手術実施症例件数
	特定内科診療	(3A)：症例割合
		(3B)：DPC算定病床当たりの症例件数
		(3C)：対象症例件数
【実績要件4】：重症患者に対する診療の実施	複雑性指数(重症DPC補正後)	

23. DPC

医療機関群・基礎係数の見直し

[各病院群の基礎係数(平成28年度)]

$$= \{ [\text{各病院群の包括範囲出来高点数}^{*1} \text{の平均値}^{*2}] \times [\text{改定率}^{*3}] \\ \div [\text{各病院群のDPC点数表}^{*4} \text{に基づく包括点数}^{*5} \text{の平均値}^{*2}]$$

- *1 改定前の出来高点数表に基づく実績値(退院患者調査)。但し、改定での入院基本料や包括範囲の見直しは補正して反映。
- *2 当該病院群の全病院・全包括対象患者(改定後)の1入院あたりの平均値。
- *3 平成28年度改定では(1-0.0103)となる。特例市場拡大再算定分は点数表へ別途反映。
- *4 DPC点数表は例外的な症例(アウトライヤー)を除外して集計・点数設定される。更に基礎係数には改定率も反映されるため、基礎係数の全病院群・加重平均値は1.0を上回る。

- *5 医療機関別係数を乗じる前のDPC点数表に基づく1入院あたりの包括点数。

医療機関群	施設数	基礎係数
DPC病院Ⅰ群(大学病院本院)	集計中	
DPC病院Ⅱ群(高機能な病院)		
DPC病院Ⅲ群		
合計		

23. DPC

機能評価係数 I の見直し(1)

機能評価係数 I とは

- 機能評価係数 I については、出来高評価体系における「当該医療機関の入院患者全員に対して算定される加算」や「入院基本料の補正值」等を機能評価係数 I として評価する

1. 「入院基本料の差額」を評価

診断群分類点数表は、「一般病棟10対1入院基本料」を基本として作成されており、それぞれの入院基本料について、「一般病棟入院基本料10対1」との差額に係る評価を行う。

(例)

一般病棟7対1入院基本料

専門病院7対1入院基本料

専門病院10対1入院基本料

特定機能病院7対1入院基本料

特定機能病院10対1入院基本料

2. 「入院基本料等加算」等

「当該医療機関においてDPC包括算定をする全入院患者が算定する加算」等について評価する。

(例)

総合入院体制加算

医師事務補助体制加算

診療録管理体制加算

検体検査判断料

「入院基本料等加算」

機能評価係数Ⅰとして評価

				主な変更点(概要)
医療機関の評価	病院の体制の評価	A200	総合入院体制加算	
		A204	地域医療支援病院入院診療加算	
		A204-2	臨床研修病院入院診療加算	
		A207	診療録管理体制加算	
		A207-2	医師事務作業補助体制加算	⇒ 特定機能病院に追加
		A234	医療安全対策加算	
		A234-2	感染防止対策加算	
		A244	病棟薬剤業務実施加算	⇒ 病棟薬剤業務実施加算2の新設
		A245	データ提出加算	
		A230	精神病棟入院時医学管理加算	
		A230-2	精神科地域移行実施加算	
		A243	後発医薬品使用体制加算	
	看護配置の評価	A207-3	急性期看護補助体制加算	⇒ 夜間25対1から30対1への変更、夜間看護体制加算の新設
		A207-4	看護職員夜間配置加算	⇒ 12対1加算1・2、16対1加算への細分化
		A213	看護配置加算	
		A214	看護補助加算	⇒ 夜間75対1看護補助加算加算、夜間看護体制加算の新設
	地域特性の評価	A218	地域加算	⇒ 7級地の新設
		A218-2	離島加算	
	特殊病室の評価	A224	無菌治療室管理加算	
		A225	放射線治療病室管理加算	
		A229	精神科隔離室管理加算	
	療養環境の評価	A219	療養環境加算	
		A220	HIV感染者療養環境特別加算	
		A220-2	二類感染症患者療養環境特別加算	
		A221	重症者等療養環境特別加算	
		A221-2	小児療養環境特別加算	
		A222	療養病棟療養環境加算	
		A222-2	療養病棟療養環境改善加算	
		A223	診療所療養病床療養環境加算	
		A223-2	診療所療養病床療養環境改善加算	

23. DPC

機能評価係数Ⅱの見直し(1)

機能評価係数Ⅱの新項目

➤ 重症度指数を追加した8指数により評価を行う

✓ 診断群分類点数表で表現しきれない、患者の重症度の乖離率を評価

現行		平成28年改定
① 保険診療指数	→見直し	① 保険診療指数
② 効率性指数	現行通り	② 効率性指数
③ 複雑性指数	現行通り	③ 複雑性指数
④ カバー率指数	→見直し	④ カバー率指数
⑤ 救急医療指数	現行通り	⑤ 救急医療指数
⑥ 地域医療指数	→見直し	⑥ 地域医療指数
⑦ 後発医薬品指数	→見直し	⑦ 後発医薬品指数
	新設	⑧ 重症度指数

評価指標(指数)の計算方法

当該医療機関における〔包括範囲出来高点数〕／〔診断群分類点数表に基づく包括点数〕を評価する。
(ただし救急医療指数で既に評価されている救急入院2日目までの包括範囲出来高点数は除外する。)

23. DPC

機能評価係数Ⅱの見直し(2)

機能評価係数Ⅱの重み付け

- 機能評価係数Ⅱの各係数への報酬配分(重み付け)は等分とする。ただし、各係数の重み付けに関しては標準化を行う

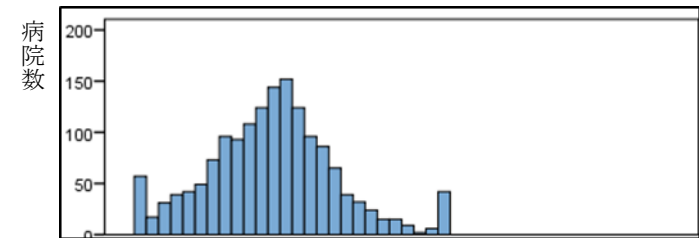
具体的な設定	指数		係数 最小値	評価の考え方	標準化 (※4)
	上限値	下限値			
保険診療	(固定の係数値のため設定なし。)			群ごとに評価	×
効率性	97.5%tile値	2.5%tile値	0	全群共通で評価	○
複雑性	97.5%tile値	2.5%tile値	0	群ごとに評価	○
カバー率	1.0	0(※1)	0	群ごとに評価	×
救急医療	97.5%tile値	0(※2)	0	全群共通で評価	×
地域医療(定量) (体制)	1.0	0	0	群ごとに評価	×
	1.0	0	0		
後発医薬品	97.5%tile 値 (※3)	2.5%tile値	0	全群共通で評価	○
重症度	90%tile値	10%tile値	0	群ごとに評価	×

※1 専門病院・専門診療機能に配慮し、Ⅲ群では下限値・最小値を30%tile値とする

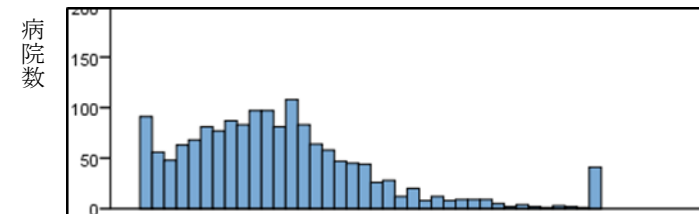
※2 報酬差額の評価という趣旨から設定する ※3上限値は70%とする。

※4 分散が均等となるように標準化を行う(標準化対象の分散の平均値へ標準化)。

標準化のイメージ



各医療機関の指数に
1.59乗の処理



対象の係数の分散が一定になるように標準化を行う。

23. DPC

機能評価係数Ⅱの見直し(3)

機能評価係数Ⅱの各項目の見直し

- 保険診療指数、カバー率指数、地域医療指数、後発医薬品指数について必要な見直しを行う

- ① 保険診療指数(全医療機関に1点が与えられた上で、各評価項目に応じて加点・減点を行う。)

0.05点加点	- 適切な保険診療の普及のための教育に向けた取組の評価(Ⅰ群のみ) <u>病院情報の公表(平成29年度より)</u>
0.05点減点	- 適切なDPCデータの提出(様式間の記載矛盾による評価) - 適切な傷病名コードによるレセプトの請求 <u>本院よりも機能が高い(※)分院(DPC対象病院)を持つ大学病院本院(Ⅰ群のみ)</u> ※ Ⅱ群病院の選定にかかる各実績要件の9項目のうち、5項目以上において、分院が本院上回っている場合 <u>Ⅱ群の実績要件決定の際に外れ値に該当した大学病院本院(Ⅰ群のみ)</u> <u>精神病床を備えていない又は医療保護入院もしくは措置入院の実績のない大学病院本院及びⅡ群病院(Ⅰ群・Ⅱ群)</u>

- ④ カバー率指数

- Ⅲ群においては、最低値・最小値を30%tile値とする。
✓ 専門病院・専門診療機能に一定の配慮を残した上で、機能がより反映されるように評価方法を変更する。

- ⑥ 地域医療指数

- 地域がん登録に関する評価を廃止(平成29年度より)
- 高度・先進的な医療の提供体制に対する評価項目を追加(平成29年度より)

- ⑦ 後発医薬品指数

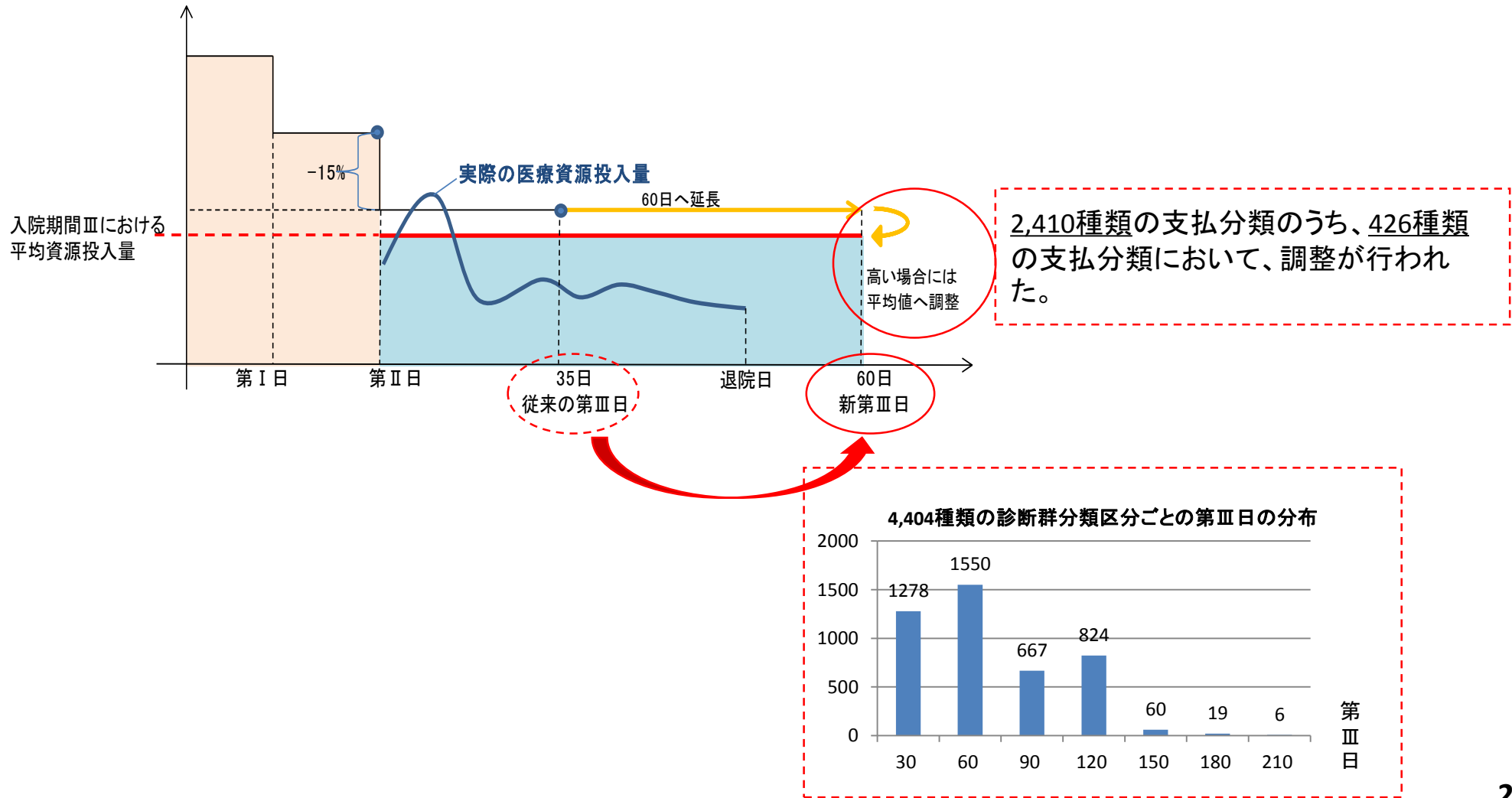
- 評価上限を70%とする。
✓ 政府目標である70%へ評価上限を引き上げ。

23. DPC

算定ルールの見直し(1)

点数設定方法の見直し

- 第Ⅲ日(包括算定の終了日)を入院日から30の整数倍とし、入院期間Ⅲの点数の調整を行う。

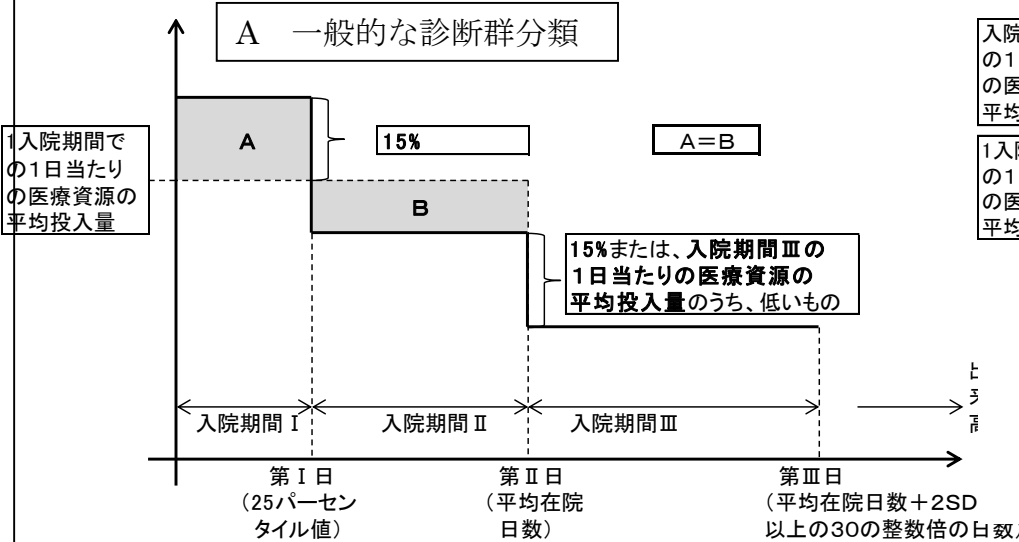


23. DPC

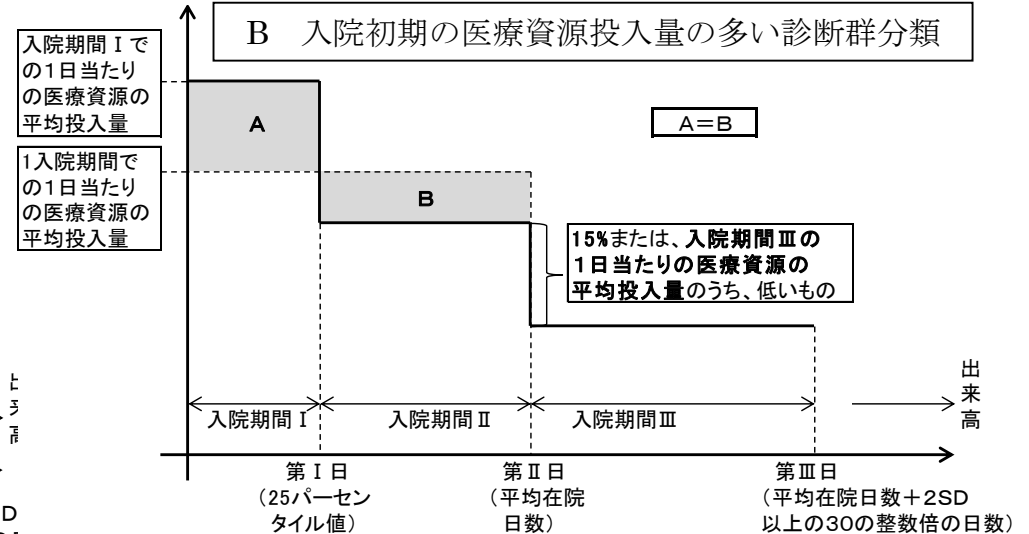
算定ルールの見直し(2)

点数設定方法の見直し

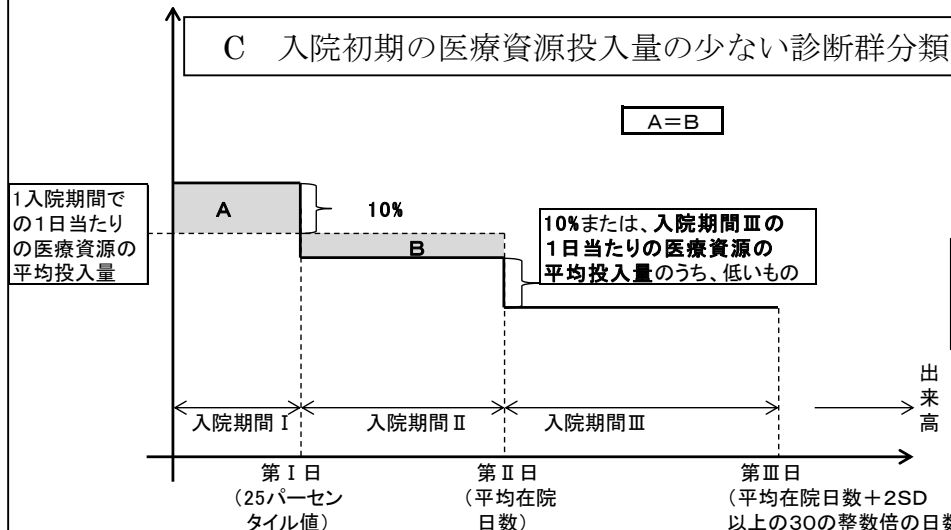
A 一般的な診断群分類



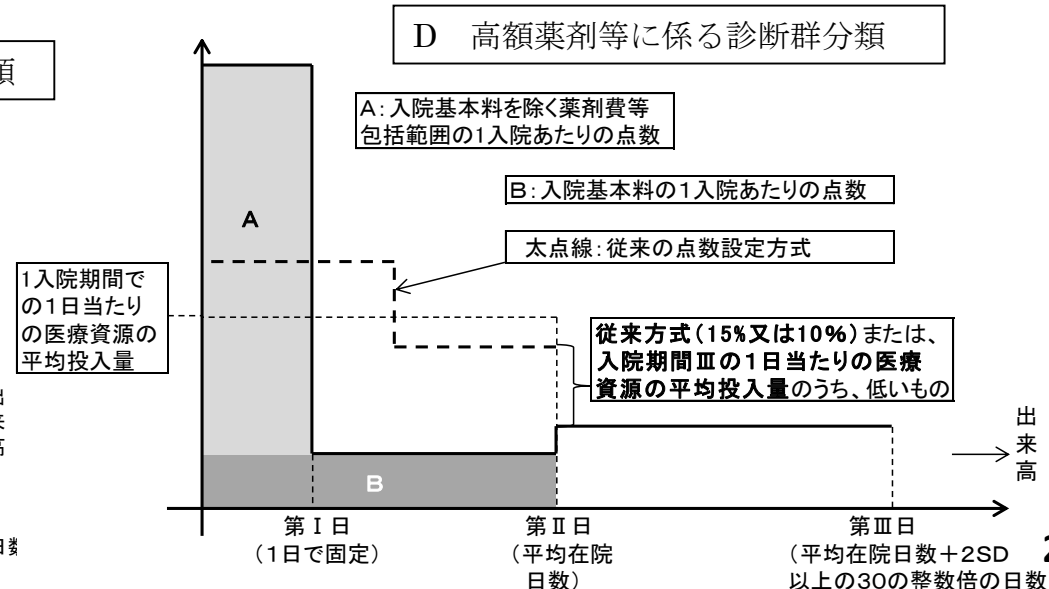
B 入院初期の医療資源投入量の多い診断群分類



C 入院初期の医療資源投入量の少ない診断群分類



D 高額薬剤等に係る診断群分類



23. DPC

算定ルールの見直し(3)

点数設定方式Dの見直し

点数設定方式Dの対象選定に係る観点

- 十分に普及している(全国実施症例数が十分に多い、多くの施設で実施されている、当該傷病において化学療法等が実施される全症例数に占める割合が一定以上含まれる)
- 7日以内入院の退院数が一定以上を占めている
- 1入院あたりの化学療法等に係る薬剤等が高額
- 入院中に複数回実施されるものは除外

※化学療法については、レジメン(入院単位で使用されたがん化学療法薬剤の組み合わせ)別に分析を行った。

※検査等については、平成26年度診断群分類点数表で定義されている検査を対象として検討を行った。

以下の6項目を新たに点数設定方式Dの対象として加える

H28DPC (副傷病分岐なし)	内容	平均在院日数
060020xx99x7xx	胃の悪性腫瘍 ラムシルマブ	5.7
080005xx99x2xx	黒色腫 ニボルマブ	3.7
010070xx9910xx	脳血管障害 E003造影剤注入手技	2.6
100020xx99x2xx	甲状腺の悪性腫瘍 I131内用療法	6.0
010030xx9910xx	未破裂脳動脈瘤 E003造影剤注入手技 動脈造影力 テーテル法 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮 影した場合	2.6
050050xx9920xx	狭心症、慢性虚血性心疾患 D206心臓力テーテル法 による諸検査+血管内超音波検査等	2.9

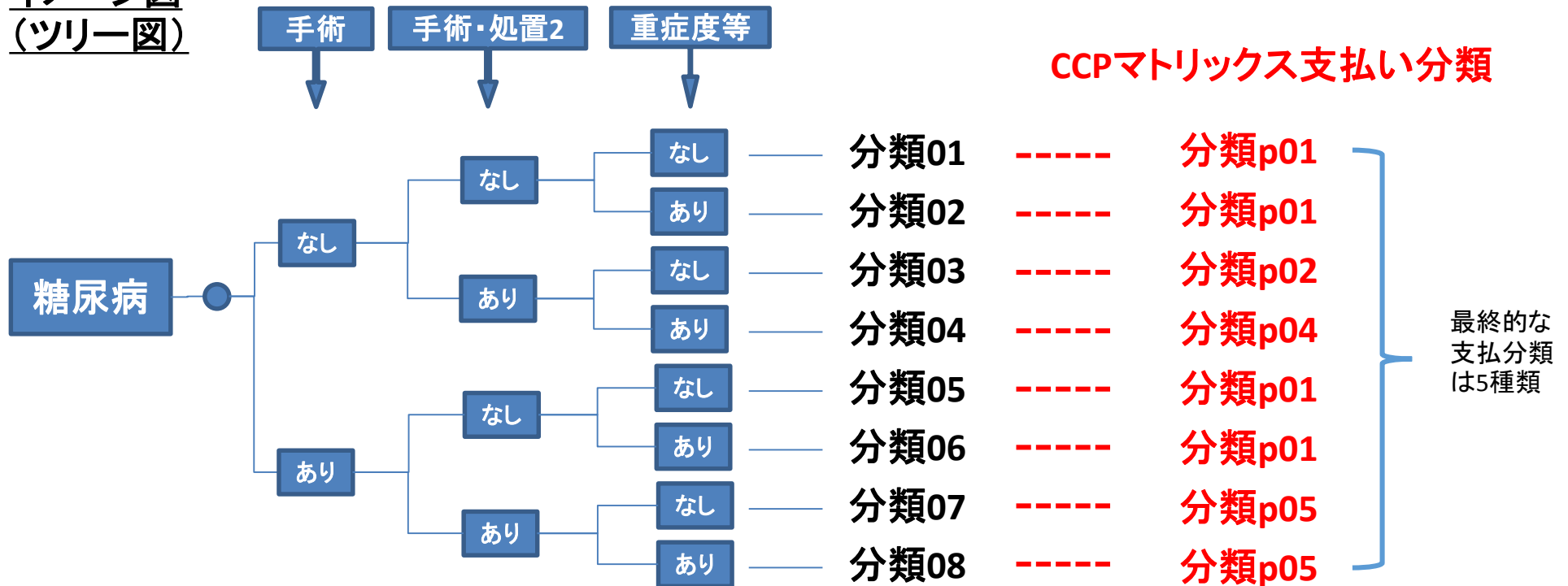
23. DPC

算定ルールの見直し(4)

点数設定方式の見直し

- 診断群分類点数表の一部に重症度を考慮した評価手法(CCPマトリックス)を導入

イメージ図
(ツリー図)



Comorbidity
Complication
Procedure

診断群分類	診断群分類数	支払い分類
010060 脳梗塞	1728分類	7分類
040080 肺炎等	1120分類	16分類
100060 ～100081 糖尿病	144分類	27分類

23. DPC

算定ルールの見直し(5)

診断群分類点数表の見直し

- 診断群分類の見直しを行い平成28年度改定においては以下の通りの分類となった。

改定時期	MDC数 (※1)	傷病名数	DPCコード (総数)	うち包括対象 DPC数(※2)	支払い分類 (※3)
平成15年4月	16	575	2,552	1,860	
平成16年4月	16	591	3,074	1,726	
平成18年4月	16	516	2,347	1,438	
平成20年4月	18	506	2,451	1,572	
平成22年4月	18	507	2,658	1,880	
平成24年4月	18	516	2,927	2,241	
平成26年4月	18	504	2,873	2,309	
平成28年4月	<u>18</u>	<u>506</u>	<u>5,078</u>	<u>4,404</u>	<u>2,410</u>

※1 MDC: Major Diagnostic Category 主要診断群

※2 改定時点で包括対象となっているDPC数

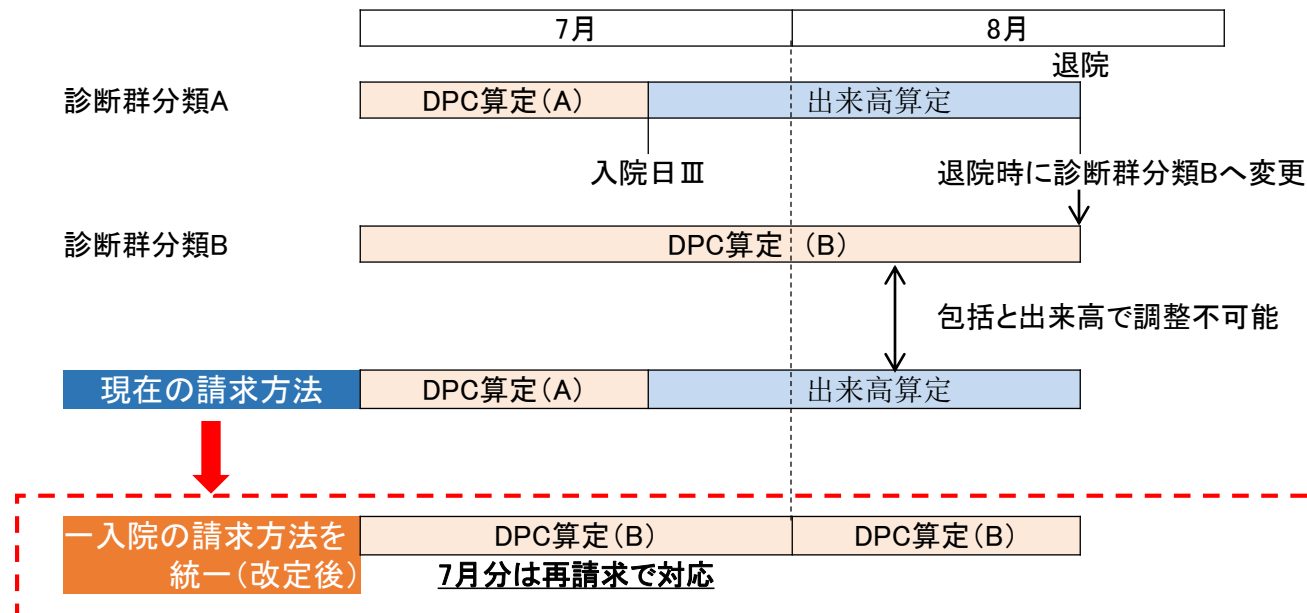
※3 CCPマトリックスを導入した分類においては、複数の診断群分類番号が同一の支払い分類となっている。

23. DPC

算定ルールの見直し(6)

請求方法の見直し

- DPC 対象病棟に入院中は、診断群分類点数表に基づく算定または医科点数表に基づく算定のいずれかに、一入院で統一する。



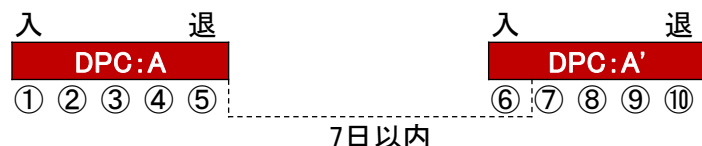
- ・病院ごとにDPCコードが一入院期間で変更される割合が異なることがわかった。
- ・医療機関がより適切なコーディングに取り組むことで、再請求に該当する症例を減らすことが可能ではないかと考えられる。

23. DPC

算定ルールの見直し(7)

7日以内再入院の取扱いの見直し

- 再入院の契機となった病名に「分類不能コード」を用いた場合には、同一病名での入院による一連の入院として取扱う。



【「7日以内」に係る日数の考え方】

- 直近のDPC算定病床を退院した日
- DPC算定病床へ再入院した日

【「同一傷病」の考え方】

- 前回入院時の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院時の「入院の契機となった傷病名」によって、DPC上2桁コード(MDC)が同一である場合、一連とする。
- 再入院時の「入院の契機となった傷病名」病名に「分類不能コード」を用いた場合には、一連の入院として扱う。

【入院期間への日数算入の考え方】

- 退院期間は入院期間に算入せず、転棟期間は入院期間に算入する。

「分類不能コード」の例

- R00.2 動悸
- R05 咳
- R06.0 呼吸困難
- R63.0 食欲不振
- 等

23. DPC

DPC対象病院としての要件の見直し

DPC対象病院としての要件

- 適切なコーディングを行う為の体制の強化を図る為に、コーディング委員会の開催回数の要件を年2回から4回へ引き上げる。

要件：年2回

(毎月開催することが望ましい)



要件：年4回

(毎月開催することが望ましい)



- ・多職種の参加
- ・DPC制度への理解を深め、適切なコーディングを推進する。
- ・実症例をもって議論をする際には、担当医等が出席し、診療報酬の多寡の議論を行わない旨を周知。

(参考)DPC対象病院の要件について

- 一 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出
- 二 A207診療録管理体制加算に係る届出
- 三 「退院患者調査」、「特別調査」への参加
- 四 データ病床比1月あたりの値が0.875以上
- 五 適切な診断群分類区分を決定するために必要な体制が整備されていること。適切なコーディング委員会の年4回の開催 等

23. DPC

退院患者調査の見直し

退院患者調査(DPCデータ)の見直し

- 調査項目の見直しを行う。

様式1

【既存項目の見直し】

項目名	対象患者	内容	考え方
退院情報	全患者	退院時転帰として「治癒・軽快」を入力	調査項目の入力精度向上の為。
再入院調査・再転棟調査	全患者	DPC対象病棟より、「計画的・計画外」再入院の場合入力	調査項目の入力精度向上の為。
CAN0040 がん患者/化学療法の有無	化学療法ありの患者	「化学療法の有無」の項目に経皮下を追加。	現状の項目が 0. 無 1. 有（経口） 2. 有（経静脈又は経動脈） 3. 有（その他） であるが、経皮下で投与される薬剤も存在するため。
M040020 肺炎患者/重症度	15歳以上で、医療資源病名が「040070インフルエンザ、ウイルス性肺炎」「040080肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎」の場合	現状の「市中肺炎」か「院内肺炎」かの分類の別に、「医療介護関連肺炎」を追加。	現在の調査では、医療介護関連肺炎は市中肺炎（入院時病名が肺炎）に含まれてしまうが、市中肺炎よりも院内肺炎に近く、治療介入が難しく長期になる。

23. DPC

退院患者調査の見直し

退院患者調査(DPCデータ)の見直し

様式1

【新規項目】

項目名	対象患者	内容	考え方
入院情報	全患者	「自傷行為・自殺企図の有無」を追加	うつ病への入院加療として、緩やかな休養入院とは医療資源投入量（精神療法・薬物療法等）が大きく異なることが推測されるため。
M050010 心不全患者/NYHA	主傷病・医療資源・医療資源2のいずれかが、心不全の場合	心不全患者の場合は、入院・来院直後の①体血圧、②心拍数、③心調律を追加	急性心不全のレジストリー研究によると体血圧・心拍数・心調律が重症度に関係する。NYHA分類では医療資源投入量との関係性を示すことができなかったため、既存のNYHA分類との置き換えを行い重症度の精緻な評価ができないかを検討する必要があるため。

【その他簡素化・精緻化を行った項目】

項目名	対象患者	内容	考え方
患者プロフィール/褥瘡	全患者	現状の褥瘡スコアの調査が必須となる入院基本料や加算等を算定している患者のみ記載必須とする。	現状、入院時と退院時に調査に記載必須とされているが、調査項目の簡素化をするため、医科点数表において求められている病棟の入退棟時にのみ対象を限定してはどうか。
診断情報	全患者	レセプト電算処理用の傷病名マスターによる傷病名コードの記載。	レセプト請求の際には、レセプト電算処理用の傷病名マスターによる請求が行われているため。
診断情報	全患者	指定難病（医療費助成の対象患者）の有無、病名（告示番号等）の記載。	平成27年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成の対象疾病が306疾病に拡大した。医療機関ごとの取り組み状況を把握する必要があるため。
診断情報	全患者	予定入院の場合は入院日に「入院の契機となった病名」を確定させること。	より正確な病名の記載を求めるために、予定入院の場合は、入院日に「入院の契機となった病名」を確定させる。また、予定外入院の場合であっても3日以内に病名を確定させることが望ましい。
診断情報	全患者	併存症・続発症の記入可能数の上限を10に変更する。	記入可能な傷病名の個数が制限されていること（現行では「入院時併存傷病名（4つ）」「入院後発症傷病名（4つ）」）が適切な副傷病名の記載を妨げている可能性があるため。 また、様式1を縦持ち化したことにより拡張性が高まったため。

23. DPC

退院患者調査の見直し

退院患者調査(DPCデータ)の見直し

EF統合ファイル

項目名	対象患者	内容	考え方
重症度、医療・看護必要度	現状の「重症度、医療看護必要度」の各項目の調査が必須となる入院基本料や加算等を算定している患者	重症度、医療看護必要度の各項目の記載。	7対1病棟等においてデータ提出加算の届出が要件化されるなか、提出データに「重症度、医療・看護必要度」を含めることで、データに基づいたよりの確な分析が可能になると考えられる。（診療報酬調査専門組織「入院医療等の調査・評価分科会」のとりまとめより）
持参薬	EFファイルを出力する患者	持参薬を使用した場合は薬剤ごとに出力。	持参薬の検討のため、EFファイルに点数情報を含めて記載を求める。
医療区分・ADL区分	療養病棟に入院する患者	医療区分・ADL区分の記載。	データ提出加算の対象が療養病棟にも拡大された。また、次の医療・介護の同時改定等に向けて、医療区分のあり方について抜本的な調査や検討を求める意見があった。（診療報酬調査専門組織「入院医療等の調査・評価分科会」のとりまとめより）

Dファイル

項目名	対象患者	内容	考え方
診断群分類番号	一部の包括評価対象外の患者	DPCコード（14桁）の記載 対象の拡大と出来高請求理由の記載	包括評価の対象外の患者についても、以下の場合はDPCコードを記載 ①出来高請求のDPCコードに該当する場合 ②高額薬剤において、告示されているDPCコードに該当する場合 ③算定しているDPCコードの入院日Ⅲを超えた場合

23. DPC

退院患者調査の見直し

退院患者調査(DPCデータ)に関する経過措置

- それぞれの項目に適切な経過措置を設ける。

項目	病院種別	対象病棟	内容	経過措置期間
重症度、医療・看護必要度 (Hファイル)	全病院	7対1、10対1、地域包括ケア (評価票により評価を行ことが 必要な病棟)	・医療看護必要度の対象患者について、患者ご とのデータを提出。	平成28年9月末まで (6ヶ月)
詳細な診療行為の提出 (EFファイル)	全病院	精神病棟グループ・その他病 棟グループ(療養病棟、地域包 括ケア病棟など)	・診療行為や薬剤料等が包括されている入院 料を算定している場合についても、実施された 診療行為等をEFファイルに出力。 ・これまでは一部の入院料が対象となっていな かったが、療養病棟入院基本料や精神病棟の 特定入院料等を含め、全ての入院料が対象と なる。	平成28年9月末まで (6ヶ月)
持参薬を出力 (EFファイル)	DPC対象病院・ 準備病院	7対1、10対1(DPC対象病棟)	・持参薬を使用した場合に、薬剤名・使用料を 出力	平成28年9月末まで (6ヶ月)
14桁コードを出力 (Dファイル・レセプト)	DPC対象病院	7対1、10対1(DPC対象病棟)	①出来高請求のDPCコードに該当する場合 ②高額薬剤において、告示されているDPCコー ドに該当する場合 ③算定しているDPCコードの入院日Ⅲを超えた 場合	平成28年9月末まで (6ヶ月)
(参考)データ提出加算	10対1(200床 以上)の病院	全病棟	-	平成29年3月末まで (1年間)

24. 經過措置一覽

経過措置について①

	項目	経過措置
1	重症度、医療・看護必要度の見直し	・重症度、医療・看護必要度に関する経過措置については、経過措置一覧の最終頁を参照のこと。
2	病棟群単位による届出	・病棟群単位の新たな届出は1回に限り、平成28年4月1日から平成29年3月31日の期間に行われることとし、病棟群単位による届出を利用できるのは平成30年3月31日までとする。
3	療養病棟入院基本料2における医療区分の高い患者の割合	・平成28年3月31日に当該入院料の届出を行っている病棟については、平成28年9月30日までは基準を満たしているものとする。 ・当該基準又は、看護職員の配置基準(25対1)のみを満たさない病棟が、別に定める基準を満たしている場合には、平成30年3月31日までは、所定点数の100分の95を算定できる。
4	療養病棟の在宅復帰機能強化加算の見直し	・平成28年3月31日に当該加算の届出を行っている病棟については、平成28年9月30日までは基準を満たしているものとする。
5	障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料、特殊疾患入院医療管理料における脳卒中患者の評価	・重度の意識障害者(脳卒中の後遺症の患者に限る。)の疾患及び状態等が医療区分1又は2に相当する場合について、平成28年3月31日時点で当該病棟に6ヶ月以上入院している患者は医療区分3相当のものとして所定点数を算定できる。
6	総合入院体制加算の実績要件等の見直し	・平成28年1月1日に総合入院体制加算1、加算2の届出を行っている保険医療機関については、平成29年3月31日までは、それぞれ総合入院体制加算1、加算3の基準を満たしているものとする。
7	認知症患者のケアに関する評価	・認知症ケア加算2における、研修を受けた看護師の病棟配置要件について、届出日から1年間は病棟に1名の配置で要件を満たしているものとする。
8	10対1入院基本料へのデータ提出要件化	・平成28年3月31日に10対1一般病棟入院基本料、一般病棟10対1特定機能病院入院基本料、10対1専門病院入院基本料の届出を行っている保険医療機関については、平成29年3月31日までは要件を満たしているものとする。
9	精神科リエゾンチーム加算の看護師要件	・平成29年3月31日までは「精神科の経験3年以上」の要件のうち、「入院患者の看護の経験が1年以上」を満たしているものとする。
10	地域包括ケア病棟入院料の届出病棟数の制限	・集中治療室等を持つ保険医療機関又は許可病床数が500床以上の病院において、平成28年1月1日時点で既に届け出ている地域包括ケア病棟については当該制限の対象に含まないものとする。
11	回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカムの評価	・当該アウトカムの評価に係る実績指数の算出は、平成28年4月1日以降に当該病棟に入棟した患者を対象として、平成29年1月から3ヶ月ごとに算出する。
12	地域移行機能強化病棟入院料の届出	・当該入院料の届出は平成32年3月31日までに限り行うことができるものとする。

経過措置について②

	項目	経過措置
13	医療資源の少ない地域に配慮した評価及び対象医療圏の見直し	・平成28年1月1日において現に改正前の対象地域に存在する保険医療機関が、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合は、平成30年3月31日までの間、なお効力を有するものとする。
14	がん性疼痛緩和指導管理料の見直し	・現行のがん性疼痛緩和指導管理料2は、平成29年3月31日を以て廃止とする。
15	ニコチン依存症管理料の要件見直し	・当該保険医療機関における過去1年の当該管理料の平均継続回数に関する基準については、平成29年7月1日算定分から適用する。
16	自施設交付割合に応じたコンタクトレンズ検査料の見直し	・平成29年3月31日までは、コンタクトレンズの自施設交付率等の要件を満たしているものとする。
17	診療情報提供料(Ⅰ) 検査・画像情報提供加算	・当該加算のイ(退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合)を算定する場合、平成30年3月31日までは、退院時要約を含まなくてよいものとする。
18	電子的診療情報評価料	・検査結果等の閲覧により評価する場合であって、当該患者が入院患者であっても、平成30年3月31日までは、退院時要約を含まなくてよいものとする。
19	救命救急入院料等における薬剤管理指導の評価の見直し	・改定前の薬剤管理指導料の1(救命救急入院料等を算定している患者に対して行う場合)は、平成28年9月30日まで、なお効力を有するが、病棟薬剤業務実施加算2との併算定はできない。
20	在宅医療専門の医療機関に関する評価	・在宅医療を専門に実施する保険医療機関であって、在宅療養支援診療所の施設基準を満たさないものは、在総管及び施設総管について、所定点数の80/100を算定するところ、平成28年3月31日時点で在宅療養支援診療所として届け出ている保険医療機関については、平成29年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。
21	在宅医療専門の医療機関に関する評価	・在宅療養支援歯科診療所以外の保険医療機関であって、歯科訪問診療料の注13に規定する基準を満たさないものは、注13に規定する点数(歯科初診料・歯科再診料に相当する点数)を算定するところ、平成29年3月31日までの間は歯科訪問診療料1, 2, 3により算定できる。
22	在宅療養支援歯科診療所の要件追加	・在宅療養支援歯科診療所について、主として歯科訪問診療を実施する診療所については新たな要件が追加されるが、平成28年3月31日時点で在宅療養支援歯科診療所として届け出ている保険医療機関については、平成29年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。
23	在宅時医学総合管理料の対象となる住居	・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホームに居住する患者であって平成28年3月以前に当該住居に居住している際に、在宅時医学総合管理料を算定した患者については、平成29年3月31日までの間に限り、在宅時医学総合管理料を算定できることとする。

経過措置について③

	項目	経過措置
24	ポジトロン撮影等の施設共同利用率の要件見直し	・平成28年3月31日に施設共同利用率の要件を満たしている保険医療機関については、平成27年1月から12月までの実績に基づき当該計算式により算出した数値が100分の20以上であれば、平成29年3月31日までの間、当該要件を満たしているものとする。
25	向精神薬多剤投与に係る報告	・向精神薬多剤投与を行った保険医療機関は、平成28年7月以降、毎年度4月、7月、10月、1月に、前月から起算して3ヶ月間の向精神薬多剤投与の状況を別紙様式40を用いて地方厚生(支)局長に報告すること。 ・平成28年7月の報告については、平成28年6月の向精神薬多剤投与の状況を、平成28年度診療報酬改定前の別紙様式40を用いて報告することで代替しても差し支えない。
26	疾患別リハビリテーション料の初期加算、早期リハビリテーション加算の要件見直し	・平成28年3月31日時点で初期加算又は早期リハビリテーション加算を算定している患者は、従来通りの起算日から計算した算定上限日数を引き続き適用する。
27	疾患別リハビリテーション料の標準的算定日数の起算日見直し	・平成28年3月31日時点で脳血管疾患等リハビリテーション料(廃用症候群の場合を含む。)及び運動器リハビリテーション料を算定している患者は、当該時点における算定上限日数を引き続き適用する。
28	廃用症候群リハビリテーション料の新設	・平成28年3月31日時点で脳血管疾患等リハビリテーション料(廃用症候群の場合)を算定している患者については、当該時点の算定上限日数を引き続き適用する。
29	維持期リハビリテーションの経過措置の延長	・要介護被保険者等であって、入院中の患者以外の者に対する維持期リハビリテーションは、原則として平成30年3月31日までに介護保険へ移行するものとする。
30	要介護被保険者等に対するリハビリテーション	・目標設定等支援・管理料を算定していない場合の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料の減算(所定点数の90/100を算定する。)については、平成28年10月1日から実施する。
31	1回の処方箋で抗精神病薬又は抗うつ薬が3種類以上処方されている場合の通院・在宅精神療法、精神科継続外来支援指導料の減算	・減算しない場合の要件として、「当該保険医療機関において、3種類以上の抗うつ薬の投与を受けている患者及び3種類以上の抗精神病薬を受けている患者が、抗うつ薬又は抗精神病薬の投与を受けている患者の1割未満である。」については、平成28年9月までは、すべての保険医療機関がこの要件を満たすものとして扱う。 ・減算しない場合の要件として、処方料等における「精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合」については、平成28年9月までは精神科を担当する臨床経験5年以上の医師の判断でも可。
32	訪問看護療養費を算定した月の精神科訪問看護・指導料の算定	・同一患者について、訪問看護ステーションにおいて訪問看護療養費を算定した月に、精神科重症患者早期集中支援管理料を届け出ている保険医療機関において、精神保健福祉士による精神科訪問看護・指導を行う場合は精神科訪問看護・指導料を算定できるが、平成29年3月31日までの間は、精神科重症患者早期集中支援管理料の届出を行っていない場合でも算定できることとする。

経過措置について④

	項目	経過措置
33	精神科デイ・ケア等における患者の意向の聴取	・1年を超えて精神科デイ・ケア等を実施する患者に対する意向の聴取については、平成29年3月31日までの間、精神保健福祉士及び臨床心理技術者以外の従事者であっても実施可能とする。
34	紹介状なしの大病院受診時の定額負担導入	・自治体による条例の制定等が必要な公的医療機関の導入については、条例の制定等に要する期間を考慮し、平成28年9月30日まで猶予措置を設ける。
35	一部負担金のない患者に対する明細書無料発行	・自己負担のない患者(全額公費負担の患者を除く。)に対応した明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している、又は自動入金機の改修が必要な医療機関及び薬局に対しては、平成30年3月31日まで(診療所については当面の間)の猶予措置を設ける。

重症度、医療・看護必要度に関する経過措置

要件	対象病棟	経過措置
該当患者割合	7対1入院基本料、看護必要度加算(10対1)、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1(13対1)、救命救急入院料2・4、特定集中治療室管理料	平成28年3月31日に、当該入院料等を算定している病棟については、平成28年9月30日までの間は、「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たしているものとする。
評価票 研 修	7対1入院基本料、10対1入院基本料、看護必要度加算、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1(13対1)、救命救急入院料2・4、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料(注7)	・平成28年9月30日までの間は、平成28年度診療報酬改定前の評価票を用いて測定しても差し支えない。 ・評価者については、所属する医療機関において平成28年9月30日までの間に、平成28年度診療報酬改定後の内容を踏まえた院内研修を受講することが必要である。 ※平成28年10月1日以降も当該入院料又は加算の届出を行う場合には、少なくとも平成28年9月1日より平成28年度診療報酬改定後の評価表を用いて、当該内容を踏まえた院内研修を受講したものが評価を行う必要があることに留意すること。

26. 届出

施設基準等の各種様式は日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)に掲載しますので、ダウンロードしてご活用ください

《医療課長通知》

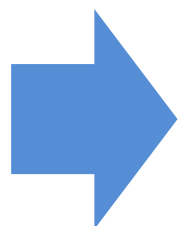
- 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。

なお、平成28年4月14日(木)までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

- 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に通知するものであること。

〔日本医師会から厚生労働省に要請〕

- 届出やその受理等について、行政による周知を徹底していただくとともに、医療機関からの届出に対しては柔軟・丁寧に対応していただきたい。



昨日(3月4日)開催された行政側の説明会にて、厚生労働省から各厚生局に対して要請した。

届出の簡素化の観点から、
施設基準を満たしていれば、厚生局に届出を行う必要がなくなった
点数

※届出不要になったが施設基準を満たしていることを明らかにすることができるような準備が必要

	名称	施設基準の主な要件
1	夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所である保険医療機関であること。救急医療を行っている救急省令に定める救急診療所等であるか、又はそれらの病院に定期的に医師が赴いている場合は27時間以上でよい。 ・診療時間については、当該保険医療機関の建造物の外部かつ敷地内に表示し、診療可能な時間を地域に周知していること。
2	明細書発行体制等加算	・診療所であること。 ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。 ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。
3	臨床研修病院入院診療加算	①指導医は7年以上の臨床経験を有する者 ②研修医2. 5人につき指導医1人 ③医師数は医療法標準を満たす ④臨床研修病院である ⑤保険診療に関する年2回以上の講習実施
4	救急医療管理加算	・次に掲げる保険医療機関 - ア 地域医療支援病院 - イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所 - ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院 - エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設 - その他、受入体制、関係機関周知 ・第二次救急医療施設として、必要な診療機能及び専用病床の確保していること。
5	妊産婦緊急搬送入院加算	・妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の受け入れ及び緊急の分娩対応の体制が整備されていること。 ・産科又は産婦人科を標榜していること。 ・妊産婦である患者の受診時に、緊急の分娩について十分な経験を有する医師が配置されており、緊急の分娩に対応できる十分な体制及び十分な設備を有していること。

	名称	施設基準の主な要件
6	重症皮膚潰瘍管理加算	・皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標榜し、当該科を担当する医師が管理を行う。 ・個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療機器の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止にふさわしい体制であること。 ・その他褥瘡の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行うにふさわしい体制にあること。
7	強度行動障害入院医療管理加算	・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。 ・次のいずれかに該当する病棟であること。 ア 重症心身障害児施設又は独法国病機構の設置する医療機関であって厚労大臣の指定するものに係る障害者施設等入院基本料を算定する病棟であること。 イ 児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟であること。 ・対象患者は、強度行動障害スコアが10点以上かつ医療度スコアが24点以上の患者
8	がん拠点病院加算	・1のイは、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。 ・1のロは、地域がん診療病院の指定を受けていること。 ・2は、小児がん拠点病院の指定を受けていること。 ・保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。 ・屋内において喫煙が禁止されていること。
9	小児科外来診療料	小児科を標榜
10	夜間休日救急搬送医学管理料	・都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること、又は都道府県知事の指定する精神科救急医療施設であること。 ア 地域医療支援病院 イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所 ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院 エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設 ・第二次救急医療施設として必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制のほかに重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者を確保していること。 ・夜間又は休日において入院治療を要する患者に対して救急医療を提供する日を医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知していること。

	名称	施設基準の主な要件
11	認知症専門診断管理料	・認知症に関する専門の保険医療機関であること。（認知症疾患医療センターであること。） ・当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。
12	がん治療連携管理料	・1は、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。 ・2は、地域がん診療病院の指定を受けていること。 ・3は、小児がん拠点病院の指定を受けていること。 ・1及び3は、がんサージカルボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。
13	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術	① 緊急事態対応他、必要な体制が整備。 ② 必要な医師が配置。 ③ 区分ごとに前年（1月から12月）の手術件数を掲示。 ④ 手術を受ける全ての患者に対し、説明を行い、十分な情報を提供。
14	経皮的冠動脈形成術	・当該手術について、前年1月から12月の以下の手術件数を院内掲示すること。 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの
15	経皮的冠動脈ステント留置術	・当該手術について、前年1月から12月の以下の手術件数を院内掲示すること。 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの

届出の簡素化の観点から、
別の項目の施設基準を届出していれば、別途届出不要で算定してよい
となった点数

	名称	施設基準の主な要件	届出していればよいもの
1	外来リハビリテーション診療料	・心大血管疾患リハ、脳血管疾患等リハ、運動器リハ又は呼吸器リハの届出を行っていること。 ・当該診療料を算定する患者がリハビリを実施している間、患者の急変時等にリハビリを担当する医師が直ちに診察を行える体制にあること。	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・心大血管リハ(Ⅰ)又は(Ⅱ) ・脳リハ(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ) ・運動器リハ(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ) ・呼吸器リハ(Ⅰ)又は(Ⅱ)
2	一酸化窒素吸入療法	・新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料の届出を行っている保険医療機関であること。	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料
3	心臓ペースメーカー指導管理料 注4 植込型除細動器移行期加算	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。 ・植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術(レーザーシースを用いるもの) ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術(レーザーシースを用いるもの) ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術

	名称	施設基準の主な要件	届出していればよいもの
4	造血器腫瘍遺伝子検査	・検体検査管理加算(Ⅱ)～(Ⅳ)に準ずる。	検体検査管理加算を届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。
5	植込型心電図検査	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
6	コンピューター断層撮影(CT撮影)注7 大腸CT撮影加算	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「ロ」16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できるようにする。 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合 ・コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「ロ」16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合

	名称	施設基準の主な要件	届出していればよいもの
7	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術	次のいずれかの施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 ・植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術 ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
8	経皮的動脈遮断術	・救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出を行った保険医療機関であること。 ・当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料
9	ダメージコントロール手術	・救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出を行った保険医療機関であること。 ・当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。	以下のいずれかを届出すれば、別途届出を行わなくても算定できる。 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料

届出の簡素化の観点から、
施設基準の届出を統一することとなった点数

	名称	施設基準の主な要件	様式
1	【C152-2】持続血糖測定器加算 【D231-2】皮下連続式グルコース測定	・糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されている ・持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関である	様式24の5
2	【K627-3】腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術 【K627-4】腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術 【K642-3】腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術 【K643-2】腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術 【K754-3】腹腔鏡下小切開副腎摘出術 【K769-3】腹腔鏡下小切開腎部分切除術 【K772-3】腹腔鏡下小切開腎摘出術 【K785-2】腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術 【K773-3】腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術 【K802-4】腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術 【K843-3】腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・泌尿器科を標榜している病院であること ・対象手術を20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること ・当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置されていること ・当該保険医療機関において当該手術が10例以上実施されていること ・関係学会から示されている指針に基づき適切に実施されていること	様式4 様式52 様式65の5
3	【D409-2・1】センチネルリンパ節生検(併用) 【K476注1】乳がんセンチネルリンパ節加算1	・乳腺外科又は外科の経験を5年以上有し、(乳房悪性腫瘍手術における)乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5例以上経験している医師が配置 ・乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜し、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置 ・麻酔科標榜医が配置 ・病理部門が設置され、病理医が配置	様式31の3 又は 様式56の2 様式52
4	【D409-2・2】センチネルリンパ節生検(単独) 【K476注2】乳がんセンチネルリンパ節加算2	・乳腺外科又は外科の経験を5年以上有し、(乳房悪性腫瘍手術における)乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5例以上経験している医師が配置 ・乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜し、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置。ただし、色素のみによるもののみを算定する保険医療機関にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない ・麻酔科標榜医が配置 ・病理部門が設置され、病理医が配置	様式31の3 又は 様式56の2 様式52

	名称	施設基準の主な要件	様式
5	【D231】人工臓器検査 【J043-6】人工臓器療法	・患者の緊急事態に対応する緊急検査が可能な検査体制を有していること ・担当する医師が常時待機しており、糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されていること ・人工臓器検査を行うために必要な検査が当該保険医療機関内で常時(午前0時より午後12時まで)実施できるよう必要な機器を備えていること ・100人以上の糖尿病患者を入院又は外来で現に管理していること。 ・入院基本料(特別入院基本料を除く。)を算定していること。 ・医療計画との連携も図りつつ、地域における当該検査に使用する機器の配置の適正にも留意されていること	様式4 様式24の4
6	【D211-3】時間内歩行試験 【D211-4】シャトルウォーキングテスト	・当該検査の経験を有し、循環器内科又は呼吸器内科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されていること ・急変時等の緊急事態に対応するための体制その他当該検査を行うための体制が整備されていること ・次に掲げる緊急の検査又は画像診断が当該保険医療機関内で実施できる体制にあること ア生化学的検査のうち、血液ガス分析 イ画像診断のうち、単純撮影(胸部)	様式24の6

	名称	施設基準の主な要件	様式
7	【B009注15】診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算 【B009-2】電子的診療情報評価料	・他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築していること。なお、電子的な送受信又は閲覧が可能な情報には、原則として、検査結果、画像情報、投薬内容、注射内容及び退院時要約が含まれていること ・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。また、保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など個人情報の保護が確実に実施されていること ・常時データを閲覧できるネットワークを用いる際に、ストレージを活用する場合には、原則として厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること(ただし、当該規格を導入するためのシステム改修が必要な場合は、それを行うまでの間はこの限りでない) ・情報の提供側の保険医療機関においては、提供した診療情報又は閲覧可能とした情報の範囲及び日時が記録されており、必要に応じ随時確認できること。また、情報を提供された側の保険医療機関においては、提供を受けた情報を保管している、又は閲覧した情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録していること。これらの記録について、(1)のネットワークを運営する事務局が保険医療機関に代わって記録を行っている場合は、当該加算・評価料を算定する保険医療機関は、当該事務局から必要に応じ随時記録を取り寄せることができること。	様式14の2

新たに施設基準が創設されたことにより、
平成28年4月以降において当該点数を算定するにあたり
届出の必要なもの

〔基本診療料①〕

1	一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算1
2	一般病棟入院基本料の注13に掲げる夜勤時間特別入院基本料
3	療養病棟入院基本料の注12に掲げる夜勤時間特別入院基本料(療養病棟入院基本料2に限る)
4	結核病棟入院基本料の注6に掲げる夜勤時間特別入院基本料
5	精神病棟入院基本料の注9に掲げる夜勤時間特別入院基本料
6	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算1
7	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算1
8	有床診療所入院基本料の注11に掲げる有床診療所在宅復帰機能強化加算
9	有床診療所療養病床入院基本料の注11に掲げる有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算
10	総合入院体制加算2
11	急性期看護補助体制加算の注3に掲げる夜間看護体制加算
12	看護職員夜間12対1配置加算1
13	看護職員夜間16対1配置加算
14	看護補助加算の注2に掲げる夜間75対1看護補助加算
15	看護補助加算の注3に掲げる夜間看護体制加算

〔基本診療料②〕

16	病棟薬剤業務実施加算2
17	退院支援加算1又は3
18	退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算
19	退院支援加算の注5（別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合であって、平成28年1月1日において現に旧算定方法別表第1区分番号A238に掲げる退院調整加算の注3に係る届出を行っていないものに限る）
20	認知症ケア加算
21	精神疾患診療体制加算
22	小児入院医療管理料の注4に掲げる重症児受入体制加算
22	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算2
23	地域移行機能強化病棟入院料

〔特掲診療料①〕

1	糖尿病透析予防指導管理料の注5に掲げる腎不全期患者指導加算
2	小児かかりつけ診療料
3	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
4	排尿自立指導料
5	診療情報提供料(Ⅰ)の注14に掲げる地域連携診療計画加算
6	診療情報提供料(Ⅰ)の注15に掲げる検査・画像情報提供加算
7	電子的診療情報評価料
8	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
9	在宅療養実績加算2
10	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料
11	歯科訪問診療料の注13に規定する基準
12	遺伝学的検査(注に規定する届出に限る)
13	国際標準検査管理加算
14	長期脳波ビデオ同時記録検査1
15	脳波検査判断料1

〔特掲診療料②〕

16	遠隔脳波診断
17	コンタクトレンズ検査料2
18	有床義歯咀嚼機能検査
19	コンピューター断層撮影(CT撮影)(注8に規定する届出に限る)
20	磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(注5に規定する届出に限る)
21	磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(注6に規定する届出に限る)
22	外来後発医薬品使用体制加算
23	摂食機能療法の注2に掲げる経口摂取回復促進加算2
24	リンパ浮腫複合的治療料
25	通院・在宅精神療法の注4に掲げる児童思春期精神科専門管理加算
26	救急患者精神科継続支援料
27	依存症集団療法
28	認知療法・認知行動療法3
29	硬膜外自家血注入
30	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)

〔特掲診療料③〕

31	人工腎臓の注10に掲げる下肢末梢動脈疾患指導管理加算
32	人工脾臓療法
33	手術用顕微鏡加算
34	同種骨移植(特殊なもの)
35	内視鏡下甲状腺部分切除、甲状腺腫摘出術
36	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)
37	内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術
38	乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術)
39	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る)
40	内視鏡下筋層切開術
41	骨格筋由来細胞シート心表面移植術
42	胆管悪性手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る)
43	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術
44	腹腔鏡下腎悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
45	腹腔鏡下仙骨腔固定術

〔特掲診療料④〕

46	凍結保存同種組織加算
47	粒子線治療
48	粒子線治療の注3に掲げる粒子線治療適応判定加算
49	粒子線治療の注4に掲げる粒子線治療医学管理加算
50	密封小線源治療の注8に掲げる画像誘導密封小線源治療加算
51	調剤基本料1、2、3、4又は5
52	調剤基本料(注1ただし書きに規定する届出)
53	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

施設基準の改正により、平成28年1月1日又は平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関又は保険薬局であっても、平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

〔基本診療料①〕

1	一般病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
2	一般病棟入院基本料(10対1入院基本料に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
3	一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算2又は3 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
4	一般病棟入院基本料の注12に掲げるADL維持向上等体制加算
5	療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
6	療養病棟入院基本料(注11に掲げる届出に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
7	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。7対1入院基本料に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
8	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。10対1入院基本料に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕

〔基本診療料②〕

9	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算2又は3 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
10	特定機能病院入院基本料の注10に掲げるADL維持向上等体制加算
11	専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る) 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
12	専門病院入院基本料(10対1入院基本料に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
13	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算2又は3 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
14	専門病院入院基本料の注9に規定するADL維持向上等体制加算
15	総合入院体制加算1 〔平成28年1月1日において現に当該点数に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
16	総合入院体制加算3 〔平成28年1月1日において現に旧算定方法別表第1区分番号A200に掲げる総合入院体制加算2に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕

〔基本診療料③〕

17	急性期看護補助体制加算 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
18	看護職員夜間12対1配置加算2 〔平成28年3月31日において現に旧算定方法別表第1区分番号A207－4に掲げる看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
19	後発医薬品使用体制加算
20	救命救急入院料2又は4 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
21	特定集中治療室管理料 〔平成28年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕

施設基準の改正により、平成28年3月31日において
現に当該点数を算定していた保険医療機関又は保険薬局であっても、
平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

〔特掲診療料〕

1	ニコチン依存症管理料 〔平成29年7月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
2	在宅療養支援診療所 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
3	コンタクトレンズ検査料1又は3 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
4	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影(注3に規定する届出に限る) 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
5	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
6	腹腔鏡下肝切除術(3、4、5又は6を算定する場合に限る)
7	在宅療養支援歯科診療所 〔平成29年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る〕
8	歯根端切除手術の注3
9	基準調剤加算
10	後発医薬品調剤体制加算1又は2

診療報酬の算定項目の名称等が以下のとおり変更されたが、
平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

〔基本診療料〕

1	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間25対1急性期看護補助体制加算	⇒	急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間30対1急性期看護補助体制加算
2	病棟薬剤業務実施加算	⇒	病棟薬剤業務実施加算1
3	退院調整加算	⇒	退院支援加算2
4	精神科急性期治療病棟入院料の注4に掲げる精神科急性期医師配置加算	⇒	精神科急性期医師配置加算
5	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算	⇒	回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算1

診療報酬の算定項目の名称等が以下のとおり変更されたが、
平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

〔特掲診療料〕

1	在宅療養実績加算	⇒	在宅療養実績加算1
2	特定施設入居時等医学総合管理料	⇒	施設入居時等医学総合管理料
3	人工膀胱	⇒	人工膀胱検査
4	経口摂取回復促進加算	⇒	経口摂取回復促進加算1
5	内視鏡手術用支援機器加算	⇒	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
6	歯科治療総合医療管理料	⇒	歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)
7	在宅患者歯科治療総合医療管理料	⇒	在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)
8	在宅かかりつけ歯科診療所加算	⇒	在宅歯科医療推進加算
9	歯科技工加算	⇒	歯科技工加算1及び2
10	経皮的動脈弁置換術	⇒	経カテーテル大動脈弁置換術

ご清聴ありがとうございました

改定内容についてのご質問は日本医師会医療保険課宛にメールやFAX等でご送付ください。

整理・確認後、日医版『Q & A』や厚生労働省疑義解釈資料に反映させていただきます